

令和4年第4回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（11月28日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第2. 会期の決定（19日間）	4
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について	14
○提案理由説明（加藤市長）	14
○質疑（川村幸栄議員）	14
○市民福祉常任委員会付託	16
1. 日程第5. 議案第2号 名寄市博物館条例の一部改正について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第6. 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○議事延期	17
1. 日程第7. 議案第4号 指定管理者の指定について（名寄市総合福祉センター）	
議案第5号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）	
議案第6号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）	
議案第7号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）	
議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	18
1. 日程第8. 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第9号）	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○追加説明（渡辺総務部長）	18

○質疑（倉澤 宏議員）	19
○質疑（川村幸栄議員）	23
○原案可決	25
1. 日程第9. 議案第10号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○原案可決	26
1. 日程第10. 議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	26
1. 日程第11. 議案第12号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	27
1. 日程第12. 議案第13号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
議案第14号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案第15号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第16号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
議案第17号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	27
○提案理由説明（加藤市長）	27
○原案可決	27
1. 日程第13. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○適任と認める	28
1. 休会の決定	28
1. 散会宣告	28

第2号（12月12日）

1. 議事日程	29
1. 本日の会議に付した事件	29
1. 出席議員	29
1. 欠席議員	29
1. 事務局出席職員	29
1. 説明員	29
1. 開議宣告	30
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	30
1. 日程第2. 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることにつ いて	30
○総括説明（石橋総合政策部長）	30
○質疑（山田典幸議員）	31
○質疑（佐藤 靖議員）	43
1. 休憩宣告	53
1. 再開宣告	53
1. 休憩宣告	53
1. 再開宣告	53
○説明（石橋総合政策部長）	53
○質疑（東川孝義議員）	55
○質疑（山崎真由美議員）	57
○質疑（川村幸栄議員）	59
○説明（渡辺総務部長）	63
○質疑（佐久間 誠議員）	65
○質疑（倉澤 宏議員）	68
○質疑（富岡達彦議員）	72
○質疑（山崎真由美議員）	74
○質疑（川村幸栄議員）	76
1. 散会宣告	78

第3号（12月13日）

1. 議事日程	79
1. 本日の会議に付した事件	79
1. 出席議員	79
1. 欠席議員	79
1. 事務局出席職員	79
1. 説明員	79
1. 開議宣告	80
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	80
1. 日程第2. 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることにつ いて	80
○説明（馬場健康福祉部長）	80
○質疑（東川孝義議員）	82
○質疑（川村幸栄議員）	84
○質疑（倉澤 宏議員）	88
○説明（東建設水道部長）	90
○質疑（佐久間 誠議員）	94
○質疑（山崎真由美議員）	96
○質疑（川村幸栄議員）	97
○質疑（塩田昌彦議員）	101
1. 休憩宣告	103
1. 再開宣告	103
○質疑（富岡達彦議員）	103
○質疑（東川孝義議員）	104
○説明（山田経済部長）	106
○質疑（今村芳彦議員）	108
○質疑（清水一夫議員）	109
○質疑（塩田昌彦議員）	110
○質疑（山崎真由美議員）	113
○質疑（東川孝義議員）	115
○質疑（倉澤 宏議員）	116
○説明（木村教育部長）	120
○質疑（佐藤 靖議員）	123
1. 休憩宣告	123
1. 再開宣告	123
1. 休憩宣告	124

1. 再開宣告	1 2 4
○質疑（川村幸栄議員）	1 2 4
○質疑（山崎真由美議員）	1 2 6
○原案可決	1 2 6
1. 散会宣告	1 2 7

第4号（12月14日）

1. 議事日程	129
1. 本日の会議に付した事件	129
1. 出席議員	129
1. 欠席議員	129
1. 事務局出席職員	129
1. 説明員	129
1. 開議宣告	130
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	130
1. 日程第2. 一般質問	130
○質問（東川孝義議員）	130
○質問（山崎真由美議員）	141
1. 休憩宣告	152
1. 再開宣告	153
○質問（富岡達彦議員）	153
○質問（遠藤隆男議員）	164
1. 散会宣告	177

第5号（12月15日）

1. 議事日程	179
1. 本日の会議に付した事件	179
1. 出席議員	179
1. 欠席議員	179
1. 事務局出席職員	179
1. 説明員	179
1. 開議宣告	180
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	180
1. 日程第2. 一般質問	180
○質問（今村芳彦議員）	180
○質問（塩田昌彦議員）	193
1. 休憩宣告	204
1. 再開宣告	204
○質問（五十嵐千絵議員）	204
○質問（高橋伸典議員）	215
1. 散会宣告	224

第6号（12月16日）

1. 議事日程	2 2 5
1. 本日の会議に付した事件	2 2 5
1. 出席議員	2 2 5
1. 欠席議員	2 2 6
1. 事務局出席職員	2 2 6
1. 説明員	2 2 6
1. 開議宣告	2 2 7
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	2 2 7
1. 日程第2. 一般質問	2 2 7
○質問（川村幸栄議員）	2 2 7
○質問（倉澤 宏議員）	2 3 7
1. 休憩宣告	2 4 9
1. 再開宣告	2 4 9
1. 日程第3. 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について	
議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	
議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2 4 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 4 9
○原案可決	2 5 0
1. 日程第4. 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	2 5 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 5 0
○質疑（川村幸栄議員）	2 5 0
○市民福祉常任委員会付託	2 5 2
1. 日程第5. 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）	2 5 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 5 2
○質疑（川村幸栄議員）	2 5 2
○原案可決	2 5 3
1. 日程第6. 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	2 5 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 5 3
○原案可決	2 5 4
1. 日程第7. 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	2 5 4
○原案可決	2 5 4

1. 日程第8. 報告第1号 例月出納検査報告について.....	254
○報告済.....	254
1. 休憩宣告.....	254
1. 再開宣告.....	254
1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について.....	254
○決定.....	254
1. 日程第10. 委員会所管事務調査報告.....	254
○市民福祉常任委員長報告（高野美枝子委員長）.....	254
○報告済.....	256
1. 閉会宣告.....	256
1. 質問文書表.....	257
1. 議決結果表.....	260

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 令和4年11月28日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市博物館条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて
日程第7 議案第4号 指定管理者の指定について（名寄市総合福祉センター）
議案第5号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）
議案第6号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）
議案第7号 指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）
議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）
日程第8 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第9号）
日程第9 議案第10号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第12号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第13号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第14号 名寄市パートタイム会

- 計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第15号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第16号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第17号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市博物館条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて
日程第7 議案第4号 指定管理者の指定について（名寄市総合福祉センター）
議案第5号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）
議案第6号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）
議案第7号 指定管理者の指定について

	て(サンピラーパーク森の休暇村)	6番	今村芳彦	議員
	議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)	7番	五十嵐千絵	議員
		8番	遠藤隆男	議員
日程第8	議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算(第9号)	9番	清水一夫	議員
		10番	川村幸栄	議員
日程第9	議案第10号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	12番	高野美枝子	議員
		13番	高橋伸典	議員
日程第10	議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号)	14番	塩田昌彦	議員
		15番	東川孝義	議員
日程第11	議案第12号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算(第2号)	16番	山田典幸	議員
		17番	黒井徹	議員

日程第12 議案第13号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第14号 名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第15号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第16号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第17号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員(18名)

議長	18番	東千春	議員
副議長	11番	佐藤靖	議員
	1番	富岡達彦	議員
	2番	倉澤宏	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	佐久間誠	議員
	5番	三浦勝秀	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤慈生
書記	開発恵美
書記	石橋恵美
書記	加藤諒

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	渡辺博史君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	廣嶋淳一君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	木村睦君
市立総合病院院長	岡村弘重君
市立事務部長	水間剛君
市立大学局長	松田慎司君
こども・高齢者支援室長	田畑次郎君
産業振興室長	佐藤美香君
上下水道室長	

会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和4年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 高橋 伸典 議員

17番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月16日までの19日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月16日までの19日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和4年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、佐古和廣さんに文化賞を授与いたしました。

「科学部門」、「地域医療」で受賞された佐古さんは、北海道大学医学部医学科を卒業後、北海

道大学医学部附属病院脳神経外科に入局し、昭和53年に新設の旭川医科大学に移りました。その後、平成4年に名寄市立総合病院の改築に伴い脳神経外科を新たに開設することとなり、初代医長として赴任されております。

旭川以北では初めての脳神経外科施設となり、稚内から士別までを医療圏とした病院施設となったことにより、それまでは旭川に搬送していた患者を、本市で診察することができるようになり、地域医療の充実に尽力されました。

その後、名寄市立総合病院診療部長及び副院長を経て、平成15年から名寄市立総合病院院長に就任され、平成19年より士別市立病院と当院の小児科を集約し、小児科医師7人体制で24時間救急を実現し、地域住民の安心感の向上に寄与するとともに、子育て世代の地元定着にも貢献していただいております。

また、道北北部地域の患者に一貫性のある医療を提供するため、佐古さんが発案した道北北部医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）の導入など、本市の地域医療の確立の中心として御活躍されました。

さらに平成28年から名寄市立大学学長に就任し「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」の策定や、名寄市立大学と名寄市立総合病院との包括的連携協定の締結など、名寄市立大学の運営にも貢献されました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、産業経済、教育文化の各分野で市勢の発展に寄与された9個人の皆さんに功労表彰を、多額の寄附をいただいた6個人、29団体に善行表彰を、スポーツの分野で輝かしい活躍をされた1個人、1団体に栄誉賞をそれぞれお贈りいたしました。

受賞された皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、物価高騰対策及び農畜産業支援について

申し上げます。

燃料価格をはじめとした物価高騰による市民生活への影響を軽減するための施策として、市内で利用できる燃料券を全世帯へ配布する事業及び経費増加を販売価格に転嫁することが難しい農畜産業者に対し、化学肥料・配合飼料の購入コスト増加分の一部を支援する事業を今定例会に提案させていただきました。

第3回定例会にて議決いただいた、暖房費用緊急支援事業、上下水道料の軽減と合わせて、これら事業を展開していくことにより、市民生活維持の一助になるものと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、名寄市町内会連合会と連携のもと、全9会場で「まちづくり懇談会」を開催し、多くの御参加をいただきました。会場での貴重な御意見を踏まえ、市政への反映に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

11月15日から25日まで、女性に対する暴力をなくす「パープルリボン運動」の取組として、内閣府男女共同参画局作成ポスターの展示を市内商業施設において行いました。多くの市民の興味を引くよう、会場をパープルのバルーンで装飾し、併せてドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知などを行いました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流については、名寄・藤島交流友の会が10月15日から16日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつり2022」に出店し、特産品販売を通じて姉妹都市交流をPRしました。また、友の会会員をはじめとする10人の市民訪問団が、同イベントに合わせて鶴岡市を訪れ、本市開拓の祖ゆかりの地などを巡ったほか、歓迎会などを通じて鶴岡市民

との交流を深めました。

東京都杉並区との交流事業については、11月5日から6日まで杉並区桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2022」において、なよろもち大使による餅つき披露や特産品販売を通じて、本市のPRを行いました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が、11月12日に道立サンピラーパーク内ふるさと工房館において、市内小学生を対象とした「なよろイングリッシュキャンプ」を開催しました。

また、11月19日には、駅前交流プラザ「よろーな」において、クリスマスまでの日数を楽しみながら数えるためのアドベントカレンダーを制作するイベントを開催し、異文化への興味や関心を高める機会となりました。

台湾との交流事業については、10月24日から11月28日まで、6回にわたり、台湾国立中山大学西湾学院と名寄市立大学とのオンライン授業交流が実施・予定されており、12月13日には名寄高等学校と、14日には名寄産業高等学校とオンライン授業交流を予定しています。

さらに、12月9日には中学生台湾派遣事業の代替として、台北市立中山国民中学校と名寄東中学校とのオンライン交流を予定しています。

今後も、対面とオンライン、双方の特性を生かした交流事業を展開し、国際感覚を持つ人材の育成や交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、移住・定住について申し上げます。

「名寄市移住促進協議会」では、10月15日に大阪府、11月5日に東京都で開催された「北海道移住・交流フェア2022」に参加し、移住相談や魅力発信を行ってまいりました。大阪会場へは初参加でしたが、相談を通じ関西在住者の北海道への移住ニーズの高さを感じるとともに、本市の豊かな自然環境が関西圏に向けたPRの一つになることを実感しました。

また、広報推進事業では、名寄の魅力や暮らしの楽しさを再認識・再発見による地域愛醸成を図ることを目的として、インスタグラムを活用しハッシュタグキャンペーン「なよろの夏のオモイデ2022」を行いました。市民や大学生のほか、帰省者や旅行者など260件の御応募をいただきました。市外の方も多く参加いただき、名寄への想いを深めるきっかけとなり、関係人口の創出につながりました。

次に、定住自立圏について申し上げます。

9月24日に定住自立圏構成市町村長会議を本市で開催し、本年度から5年間の具体的な取組についてまとめた定住自立圏共生ビジョンについて、主な変更点などを中心に確認するとともに、枝幸町から圏域連携による物流効率化に向けた実証実験について報告をいただきました。

今後とも、国や北海道の動向や他圏域の取組などを注視しつつ、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、令和4年9月16日に関係法令が改正され、オミクロン株に対応したワクチン接種が可能となりました。1・2回目の初回接種を終えた12歳以上の方で、前回の接種から3か月以上経過した方が対象となり、本市では、10月23日から集団接種を開始し、11月9日現在、3,040の方が接種を終えている状況です。

今後につきましても、市内医療機関の御協力をいただきながら、希望される市民への接種を速やかに進めることができるよう努めてまいります。

次に、名寄市立総合病院の本年度上半期の運営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ3万8,481人で前年比5,364人の減となり、外来患者数では延べ10万4,030人で前年比5,650人の減となりました。収支の状況は、事業収

益が前年比3億1,042万円減の44億9,414万円、事業費用が前年比1億5,738万円減の48億3,153万円となり、事業収支は3億3,739万円の純損失となりました。

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく表れた状況となっておりますが、今後も医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努めてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の運営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万6,375人で前年比234人の増となり、外来患者数では延べ2,566人で前年比529人の増となりました。

収支の状況では、事業収益が前年比2,254万円増の4億6,292万円、事業費用が前年比973万円増の3億2,897万円となり、事業収支は1億3,395万円の純利益となりました。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

本市が設置する、幼保連携型こども園等の建設工事が8月に着工し、令和5年11月に完成予定となります。子どもたちが自然の中でのびのびと健やかに育ててもらえる施設となるよう、令和6年春のオープンに向けて準備を進めてまいります。

また、名寄市立認定こども園が多くの子どもの皆様に親しまれるよう愛称を募集しています。

今後も関係機関と連携し、子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

「長寿を祝う会」については、市内関係団体と実行委員会を組織し、9月17日に市民文化センターEN-RAYホールにおいて開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた、男性104歳と女性107歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えられた方々256人と金婚を迎えられた71組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月14日から19日まで開催し、84点の力作の数々を市民の皆様に御覧いただきました。

また、町内会など83団体が「敬老会」を開催し、75歳以上の方々5,498人が温かい祝福を受けました。

10月1日には、京都市の愛生会山科病院外科部長である荒金英樹氏を講師に迎え、「コロナより怖い誤嚥性肺炎」をテーマに介護予防講演会を開催しました。

50人を超える市民の皆様に参加をいただき、「コロナ禍により外出や会話の機会が減り、体力や飲み込む力が低下してきている」ことに触れ、京都の料理人や和菓子職人が流動食を作る取組を紹介するなど、口から食べることへの大切さを学ぶ機会となりました。

10月22日には、寺町区町内会や名寄警察署、FMなよろなどの関係機関の協力を得て、「名寄市認知症高齢者等SOSネットワーク検索模擬訓練」を行いました。訓練では、行方不明者役が寺町区町内会付近を徘徊し、市は、「認知症高齢者等SOSネットワーク」を用いて行方不明者情報を発信し、地域の方に捜索協力の呼びかけを行いました。町内会の方には、行方不明者役に声かけをしながら、地域の中で面識のない高齢者に対しどのように接すればよいのかを体験していただきました。

今後も高齢者やその支援に関わる方が様々な知識を身に付ける機会の創出など、安心して住み続けられるための取組を進めてまいります。

次に、合同墓について申し上げます。

供用2年目の名寄市合同墓は9月末で納骨を終え、47件、116体の納骨がありました。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数は5件で前年比5件の減となり、死傷者は発生しておりません。

また、救急出動件数は942件で前年比19件

の増、救助出動件数は32件で前年と比べて増減はありません。

応急手当の普及活動は、10月末現在、普通救命講習は9回108人、救命入門コースは1回3人、上級救命講習は2回6人、そのほかの講習は3回98人が受講しました。

また、地域防災の中核を担う消防団の活動については、10月2日、22日に秋季消防訓練を行い、名寄消防団が指揮・礼式訓練を、風連消防団が救命講習と放水訓練を行いました。10月15日には、両消防団ともにB&Gプールを利用してB&G財団からの補助事業で購入した救命胴衣や救命ボートなどを用いた水防訓練を行いました。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年10月に、本市で想定される自然災害についての情報や、新たな浸水想定、土砂災害警戒区域などを掲載した「名寄市防災ガイドマップ」を作成し、広報なよろ10月号と併せて配布しました。

いつ、どこで起こるかわからない災害から身を守るためには、市民の皆様、一人一人の備えと対応が重要となりますので、日ごろから手の届くところに置いていただき、災害に備える「防災」と、災害の被害を少しでも減らす「減災」のために活用していただきたいと考えています。

11月9日には、「名寄市防災セミナー」を多くの市民の参加と関係者の協力により行いました。

講話を通じて、大雨となる気象状況や、注意すべき気圧配置などについて理解を深めました。

また、北海道版「避難所運営ゲーム」で図上訓練を行うことにより、避難所で起こりうる状況などを疑似体験することを通じ、避難所運営を自分事として捉え、自らが避難する際の備えや、避難所に避難する際の留意点などへの気づきにつながったものと考えています。

今後も引き続き、市民の自助・共助の力を高める防災意識の向上や防災・減災意識啓発の取組を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりに向け、9月21日から10日間は秋の交通安全運動、10月17日から10日間は秋の輸送繁忙期の交通安全運動が行われました。9月30日の「交通事故ゼロを目指す日旗の波運動」には企業を含め210人の参加をいただくなど、期間中、市民や関係団体の御協力のもと、交通事故防止の啓発を行いました。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

11月12日に、一般社団法人北海道消費者協会の武田佳世子氏を講師に「エンディングノートで終活を学ぶ」をテーマとした消費生活セミナーを開催し、65人の参加がありました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

栄町55団地改修工事は、これまでに33戸の住宅改修を終え、11月から第4期9戸の住宅改修に着工しました。

また、瑞生団地1棟3戸の建替工事は、11月中旬に完成しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

名寄市公園施設長寿命化計画に基づく、浅江島公園と麻生公園の施設改修工事は11月に完成しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、北西5条通老朽管更新工事を11月に着工しました。

また、検定期間満了に伴う水道量水器取替工事は10月に完成しています。

浄水場の更新工事については、川西浄水場ほか井戸改修工事が9月に完成しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠の更生工事と布設替工事、及び、下水終末処理場管理棟外建築施設更新工事については10月に完成しています。

個別排水処理施設整備事業については、10基

の合併浄化槽の受付があり、このうち4基が9月までに完成しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北3丁目通は10月に、豊栄西12条仲通と本市単独費により整備を進めている南1丁目通、風連東5号線の舗装改築工事は11月に完成しています。

また、都市構造再編集中支援事業補助金により整備を進めている西7条通の2の実設計は9月に完了しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を進めている八千代橋の修繕工事は10月に完成しています。

また、弓野橋の修繕工事については11月に着工しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長435キロメートル、排雪延長149キロメートルを実施する計画としています。

10月18日に風連地区、19日に名寄地区の除雪事業の契約を締結し、本年度においても効率的で効果的な除排雪体制の確立に努めるとともに、安全な道路空間の確保を図るため、幹線道路ではこれまで同様に複数回の排雪と積上げ除雪を行ってまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

宗谷本線の利用促進に向けた取組として、宗谷本線活性化推進協議会において、宗谷本線の多様な活用方法を検討する講演会を、鉄道に造詣の深い石破茂衆議院議員を講師にお招きして9月24日に開催しました。旅客輸送だけではなく、鉄道の大量輸送能力など安全保障の視点での御提言をいただきました。

引き続き、利用促進に資する取組などについて関係機関と連携し、宗谷本線の維持・存続に向けた取組を推進してまいります。

また、10月から市内を循環するコミュニティバス西まわり線が11便から2便へ減便されました。東西まわり線が引き続き運行することから市内西方面へのアクセス機能は確保されますが、今後は持続可能な公共交通の維持に向けて、新たな交通モードの検討などを進めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

水稲の10月14日現在の農林水産省作況指数は、全国で100の「平年並み」となったものの、北海道は106、上川では107の「良」となりました。本市の11月9日現在の出荷状況は概ね10割で、もち米33万6千俵、うるち米2万3千俵、合計35万9千俵となり、昨年度同様に豊作となっています。

畑作については、天候にも恵まれ、かぼちゃをはじめ、スイートコーン、馬鈴しょ、てんさいも収量が大幅な増加となっています。

畜産については、9月末での過去1年間の生乳生産量は1万4,981トン、乳代は平均で1キログラムあたり102.2円となり前年と比べ同水準で推移しています。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

まず、転作作物では、対象農家454戸、対象面積3,050ヘクタールで、水田活用の直接支払交付金が9億4,071万円、水田リノベーション事業が4億8,317万円となり、合わせて14億2,388万円の年内交付を予定しています。

畑作物では、直接支払交付金のうち、既に営農継続払い4億13万円が交付されており、今後は数量払いの交付を見込んでいます。

次に、労働力確保対策について申し上げます。

名寄市立大学生の農作業従事では、アスパラガス、スイートコーンの収穫期において、受入農家25戸に学生74人が参加しました。スマートフォンアプリによるアルバイト募集では、農家6戸、

延べ268人の募集に対し241人が成立しました。

また、外国人技能実習生は2年ぶりに来日が可能となり農家7戸へ11人が受入れできました。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

10月31日現在で、本年度のエゾシカ駆除については、421頭で昨年より46頭減少し、アライグマ駆除については、50頭で昨年度より6頭増加しています。

ヒグマ対策については、本年度の捕獲許可期間を12月30日までとしており、10月31日時点の出没情報は51件と昨年度と比べ16件減少となっています。また、9月から箱わなが作動すると通知がくるICT技術を一部地域で運用を開始し、捕獲確認作業の省力化を図ってきました。今後も猟友会をはじめ関係機関・団体と連携しながら、被害防止に取り組んでまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場では5月27日から10月3日まで、市内酪農家16戸から318頭を受け入れ、適正な飼養管理により個体の資質向上を図りました。

次に、地産地消フェアについて申し上げます。

11月12日に「2022地産地消フェア in なよろ」を、3年ぶりに生産者や加工グループなどの出店をいただき開催しました。地元野菜や農畜産物、加工品などの販売を通じて地産地消の推進に取り組みました。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林環境譲与税については、市の基本方針に基づき活用しており、本年度は、これまでに「森林整備」で保育間伐8ヘクタールを、「人材育成と担い手確保」では、チェーンソー講習の費用4件などに補助しており、今後も間伐をはじめとする森林整備などに補助を予定しています。

「普及・啓発」では、森林の機能などを市のホームページで紹介したほか、10月22日に開催された名寄川堤防の桜並木を守り育てる会の植樹

活動などに支援をしています。

今後も、森林の有する多面的機能の持続的な発展に向けて、森林環境譲与税を有効に活用してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

名寄市中小企業振興条例に基づく支援については、事業者ニーズに沿った使い勝手の良い制度となるよう補助内容を見直したことで、事業者の支援メニューに対する関心が高く、これまでに企業活力強化支援事業7件、創業支援事業4件、販路拡大支援事業3件、新事業創出支援事業2件、街なかにぎわい創出事業5件、名寄で人づくり事業5件の交付決定を行い、プロフェッショナル人材確保支援事業は1件の事業認定を行いました。

引き続き、中小企業の設備投資、販路拡大及び人材確保を推進するため、支援メニューの周知・利用促進に努めてまいります。

11月13日に、住友ゴム工業株式会社名寄タイヤテストコースにおいて、夏用タイヤのテストコース竣工式が執り行われました。これにより、名寄テストコースは通年運用が可能となり、地域経済の活性化と雇用の拡大に大きく寄与するとともに、夏冬とも世界標準の高性能タイヤが名寄から世界に送り出されることを期待しています。

王子マテリア株式会社名寄工場敷地利活用については、同工場稼働停止による経済的損失から、早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため、第3回定例会で議決いただいた「名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例」の周知に努め、「再生可能エネルギー」「物流・防災拠点」「IoTデータセンター」の3つの柱の具現化に向けた取組を進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の雇用情勢について、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しています。

また、9月末現在の来春の管内新規高等学校卒業予定者は482人で、このうち、学校・安定所

の紹介を希望する者は96人、管内での就職希望者は55人となっています。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る雇用対策については、同社、北陽紙工株式会社及び北陽王子紙業株式会社の離職者61人から相談があり、本年10月末現在44人が就職や創業をしています。

引き続き、ハローワークをはじめ、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症や過去最大の上昇幅となった最低賃金の改定が雇用情勢に与える影響に注視しつつ、雇用の安定と促進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅「もち米の里☆なよろ」は、9月末までの上半期の入込客数が2万4千831人で前年度比3万2,059人の増加、売上額は前年度比18.8パーセントの増加となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と比べ、入込客数は19.2パーセント、売上額は5.1パーセントの減少となっており、今後は、入り込み、売上いずれもコロナ前の水準まで戻るよう努めながら、指定管理者と連携し、魅力ある施設づくりに取り組んでまいります。

ピヤシリスキー場のグリーンシーズンの利活用を図るため、なよろ観光まちづくり協会が名寄振興公社と連携し、北海道観光振興機構の補助金を活用して、サバイバルゲームのフィールドを6月から10月まで常設しました。ウィズコロナの新たな観光資源として3年目を迎え、毎月定例会を実施するほか、昨年引き続き、9月にサバイバルゲームイベントを行い、札幌市をはじめ東京など広く市内外から昨年より214人多い679人の集客効果がありました。

このほか、本年度、観光庁に採択された、地域おこし協力隊をアウトドアガイドとして育成しながら名寄観光の看板商品の創出に取り組む事業では、カヌーとサイクリング体験、キャンプと星空体験、なよろの農業と食体験を通じて、名寄の魅

力を学ぶ新たな観光コンテンツの創出に取り組んでいます。

温浴施設の改修のため、本年4月1日から営業を休止していたなよろ温泉サンピラーについては、サウナ室の増設や温泉浴槽の拡張、洗い場の数の増加のほか、トイレの機能向上や授乳室の設置などの改修が終了し、11月1日にリニューアルオープンしました。レストランの特別企画と併せ、より快適な温浴施設を、すでに多くの市民の皆様にご利用いただいています。

名寄ピヤシリスキー場については、11月上旬からオープンに向けた準備を進め、安全で快適に御利用いただけるよう整備を行ってきました。シーズン中における安全と無事故を祈願し、11月30日に安全祈願祭が行われる予定です。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、11月11日に、名寄南小学校と名寄東中学校を会場として、名寄市教育研究大会を開催しました。名寄南小学校では、「自分の考えをまとめ、議論できる子どもの育成～情報活用の実践力を高める授業づくり～」をテーマに、生活科の授業を公開し、主体的、対話的な授業のあり方について理解を深めました。

名寄東中学校では、「主体的・対話的で深い学びによる確かな力を育む学習指導」をテーマに、国語科の授業を公開し、深い学びの充実に資する指導方法のあり方などについて活発な協議が行われました。

名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組では、教育指導の充実に関する研究グループが、タブレットパソコンのさらなる授業活用について実践交流を行いました。

また、教育研究（研修）の充実に関するグループでは、10月20日に旭川市立朝日小学校にて学校力向上の先進的な取組を学ぶ視察研修を行い、組織的な学校経営の充実や取組について理解を深

めました。

豊かな心を育てる教育の推進については、9月29日に市民文化センターENRAYホールにおいて、児童生徒の豊かな情操を育むため、名寄市小中学校音楽発表会を開催しました。鑑賞する人数を限定するなど新型コロナウイルス感染症対策を図る中、日常の取組の成果を発表できるよい機会となりました。また、当日鑑賞できなかった保護者には、動画配信やDVDの貸出を行い、各学校の発表を御覧いただける試みを実施しました。

不登校児童生徒への支援として、10月14日に不登校児童生徒支援の在り方交流会を開催しました。交流会では、各学校の不登校の現状と対策や関係機関との連携の在り方について協議を行いました。引き続き、各学校と関係機関が連携を図り、対策を進めてまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、名寄市教育研究所の体育保体班が中心となり、児童生徒の走運動のより一層の向上を図るため、11月20日に実技研修会を行いました。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応として、各学校では定期的に屋内の換気を行い、マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底を実施しています。引き続き、学校衛生管理マニュアルなどに則りながら、教育活動に影響が出ることがないよう適切な取組を進めてまいります。

学校給食については、旬の名寄産食材を中心とした「なよろ給食の日」を9月12日から開始し、児童生徒が地場農産物に対して理解を深めたところでは、11月11日には、姉妹都市「山形県鶴岡市藤島地域」の特産品である庄内柿を提供し、児童生徒に好評を得ています。

特別支援教育の推進については、11月24日に市内小中学校をはじめ、上川管内北部9市町村の教職員などを対象とした第2回特別支援教育研修会を開催し、児童生徒一人一人の困り感に応じた適切な支援のあり方について研修を行いました。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進に

については、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てるため、小学校では市内の商店や公共施設などの社会見学を、また、中学校では地域企業などに協力を依頼し、職場体験活動を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、9月から11月にかけて、各地区において、本年度2回目となる学校運営協議会が行われ、教育活動や地域学校協働活動について活発な協議が行われました。

小中一貫教育については、9月2日に第2回智恵文小中一貫教育合同会議が開催され、両校における業務内容を整理し、9年間を見通した教育活動について協議を行いました。風連地区においては11月1日に小中一貫教育推進委員会小中合同研修会を開催し、小中一貫の教育課程編成に向け、各教科部会に分かれて協議を行いました。

学校における働き方改革の推進については、中学校における部活動改革において、NAYOROスタイル部活動改革推進事業として、部活動指導員の配置や合同部活動での学校間バスの運行に加え、10月からは外部の専門コーチからオンラインで指導を受けるICT部活動支援を行っています。

10月31日には、部活動改革に伴う子どもたちの持続的なスポーツ活動の場の構築に向けた意見交換会を行い、各競技団体、学校、保護者などから幅広い視点で御意見をいただきました。今後も、継続して会議を開催し、本市の実情やニーズを踏まえた部活動改革を進めてまいります。

安全・安心な教育環境の整備については、10月31日に名寄市通学路安全推進会議を開催し、児童生徒が安全に通学できるよう各関係機関が連携し、通学路の安全対策が図られるよう協議を行いました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄中学校整備事業については現在、公募型プロポーザル方式により基本設計及び実施設計の委託業者を選定しているところです。

今後は名寄中学校校舎等改築検討委員会を設置し、快適な学習環境の確保、多様な学習内容に対応できる学校施設の整備に向け検討を進めてまいります。

智恵文小中学校の校舎等改築については、既存校舎などの改修工事を10月に着工し、令和6年1月末に完成予定となります。

また、智恵文小中学校の校歌については、智恵文義務教育学校開校準備委員会において、現在の智恵文中学校の校歌は、智恵文地区の住民にとって大変親しみのある校歌であることから、智恵文小中学校においても、その校歌を引き継ぐことと決定しました。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内高等学校魅力化推進委員会では、統合推進委員会で決定された内容を、生徒や保護者向けにわかりやすく伝えるため、新設高校マガジンを2回に渡り作成し、市内中学校及び近隣中学校の全生徒に配付しました。

また、新設校のコミュニティ・スクール設置に向け、支援体制などについて協議を進めています。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、検温や手指消毒などの感染防止対策を講じた上で、高校生と保護者を対象に本年度3回目のオープンキャンパスを10月1日に午前と午後の2回に分けて開催しました。高校生154人、保護者106人の参加があり、昨年と比較して高校生で40人の増となりました。

生徒には模擬授業とキャンパスツアー、保護者には、大学概要などの全体ガイダンスとバスツアーによる生活環境や実習先の紹介を行いました。

令和5年度入学生から保健福祉学部看護学科に助産師課程の設置が認可となり、看護師国家試験受験資格取得に加えて、助産師国家試験受験資格が取得可能となります。2年時の後期に選考試験を行い、若干名を選抜することになります。

今後も、地域に根ざした教育活動の展開と名寄市立大学の特色と専門性を活かした地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

9月25日に、市民文化センターを会場に「生涯学習フェスティバル2022 in なよろ」を開催しました。出会いの広場には2団体が出演、ワークショップブースには9団体が出展し、そのうち5団体が体験教室を行いました。

名寄ピヤシリ大学では、第33回大学祭を開催されました。作品展示は、10月18日から25日まで、市民文化センターにおいて、クラブ活動で制作した作品や修学旅行や研修旅行のまとめなど学生の力作104点が展示されました。また、11月8日には芸能発表を行い、学年やクラブ活動で練習を重ねてきた歌や演奏を発表しました。

10月19日には、市民講座「なよろまるごと体験！エンレイ・カレッジ」を開講しました。受講者10人には5回の講座を通じて、本市の様々な分野を学び、体験し、まちづくりについて関心を深めていただく予定です。

また、智恵文公民館では、10月13日に「ちえぶん学講座」を開講しました。参加した11人は昭和25年頃の地図や写真を見ながら智恵文地区の商工業について思い出を語り合いました。

次に、市立図書館について申し上げます。

新たな利用者の拡大を目指して、10月16日に「大人のための読み聞かせ会」、10月30日には「ハロウィンおはなし会」を開催し、家族連れなどの参加をいただきました。

また、読書週間企画として、11月3日の「文化の日特別開館」では、雑誌リサイクルやフィルムコートサービスを行ったほか、11月6日には「ビブリオバトル」を開催し、多くの参加をいただき好評を得ました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

11月8日に、名寄では1年6か月ぶりとなる

皆既月食に合わせ、観望会を開催しました。

おおむね天候に恵まれ、78人が参加し、赤くなる月の姿を楽しみながらスマートフォンでの撮影会も行いました。

またこの模様をインターネット配信し、約1万アクセスがありました。

10月には、12年目となる「小学生による小惑星発見プロジェクト」を行いました。本年度は、市内小学校の3人が参加し、未知の小惑星の発見に挑みましたが、残念ながら小惑星の発見には至りませんでした。残念ながら小惑星の発見には至りませんが、新天体検索という貴重な研究体験を行う機会とすることができました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、スポーツセンターの長寿命化を図ることを目的とした、暖房設備等改修工事が完了しました。

利用者の皆様には、長期にわたり御不便をお掛けしましたが、今後も快適なスポーツ環境を提供できるよう努めてまいります。

スポーツ振興事業では、Nスポーツコミッション主催による街なか運動会が開催されました。

このイベントは、子どもたちの運動機会の提供、市民の健康づくり、商店街の賑わい創出を目的としており、今回は商店街の御協力により飲食ブースを設け、イベントを盛り上げていただいたところ です。

スポーツ合宿推進事業では、スキー場の新たな活用と交流人口拡大を目的として、ピヤシリスキー場ヒルクライムレースを開催しました。

参加者募集時期が、感染症拡大が心配された時期と重なったため、参加人数はやや低調に終わりましたが、実施内容を改善しながら継続的に取り組んでまいります。

また、全日本スキー連盟の大会スケジュールが公表され、来年3月10日から12日の日程でJOCジュニアオリンピックカップ2023全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜ス

キー大会が本市で開催されることが決定しました。

また、来年2月4日から5日の日程で、知的障がいのある方々にスポーツの場を提供するスペシャルオリンピックス日本北海道冬季大会が本市で開催されることが決まりました。

競技運営を引き受けていただく各団体の皆様に感謝を申し上げるとともに、市民の皆様の御協力をいただきながら、選手をお迎えできるよう、準備を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月23日にスポーツセンターにおいて、第16回名寄市子ども会フットサル大会を開催しました。小中学校や子ども会を通じ16チーム、約90人の児童生徒が参加し、フットサルを通じて交流を深めました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

10月14日に名寄市青少年表彰式を行い、学校や地域活動などにおいて顕著な功績のある3個人、2団体を表彰しました。

また、小学生から高校生までを対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、12月1日に最優秀作品の表彰を行う予定です。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

11月2日から3日にかけて、ふうれん地域交流センターを会場に、風連文化祭を開催しました。会場には17団体、1個人から490点の作品が展示されました。芸能発表では、小学生から高齢者まで13団体から179人が演奏や踊り、歌などを披露し、会場では約600人の市民が楽しいひと時を過ごしていました。

また、11月5日から6日にかけて、市民文化センターを会場に、市民文化祭を開催しました。市民文化センターE-N-RAYホールで行われた芸能発表には、日頃から練習を重ねてきた歌や踊りなど24団体から240人が出演し、東館を中心とした展示発表には、30団体、3個人から1,158点の作品が展示されました。会場では約9

17人の市民が展示作品や芸能を楽しみました。

次に、北国博物館について申し上げます。

9月30日から11月8日の期間中、企画展「指定文化財 名寄教会会堂」を開催し、現存する市内最古の洋風木造建築であり、市民に長く親しまれてきた名寄教会会堂の姿と歴史、併せて風連獅子舞やグイマツなどの市指定文化財を紹介しました。

また、関連企画として10月15日に「名寄の文化財と史跡を巡る」バスツアーを開催し、11人の参加者が名寄教会会堂内部の見学や、国指定の天然記念物である鈴石や高師小僧の産出地などを訪ね、名寄の歴史を学ぶ機会としました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成2年に供用開始をした火葬場名風聖苑は、施設の老朽化等により運営経費が増加をしております。火葬場の適正な施設運営を継続するためには一定の受益者負担が必要となることから、使用料の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいま提出理由を

いただきましたけれども、説明資料の中では今回負担の変更がほぼおおむね倍になっているという状況であります。その中で施設の老朽化というだけの御説明でしたけれども、具体的にどういった老朽化が進み、ここを変えていかなければならないとか、いろいろ費用がかかるというようなことがあるかなというふうに思うのですが、具体的な御説明をいただければというふうに思いますが。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 今回の改正に係る部分で、これまで名風聖苑を設置してから使用料見直しをしていなかったということでございますけれども、火葬業務につきましては消費税非課税の業務であるということで、消費税の引上げのタイミングでは使用料の見直しを行ってこなかったというような経過がございます。説明もさせていただきましたが、年々施設、炉を中心に修繕をしながら運営を行っているところですが、やっぱり長年、年数も経過しておりますので、経費については今以上にかかるような状況になっておりますし、当初受益者負担については25%ぐらいということで設定をさせていただいて、施設を運営してまいりましたけれども、現在20%切っておりまして、10%台ということで、これも年々経費が増えてくる中で、さらに受益者負担率が下がっていくというところでございますので、今回見直しについて提案をさせていただいたところでございます。現在名寄市の火葬場の使用料につきましては、全道の他市と比較しても35市の中では下から2番目ぐらいということで、ここ数年間安かった自治体も最近値上げといたしますか、使用料の値上げをされているというところでございまして、そこも調査させていただきながら今回引上げということでの提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 今御説明いただきま

した。消費税の非課税だったということだとか、また受益者負担の率がどんどん下がってきているので、運営経費の割合のところで大変になってきているということだと思っておりますが、例えば施設の老朽化ということも今回の改正の理由になっているのですが、例えばこのところを変える予定があるというようなことがあるのかどうか、そういったことも含めてちょっと御説明をいただきたいというふうに思うのですが。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 一番施設の使うものがやはり炉ということで、今3炉ありまして、うまく延命させながら使わせていただいております。一応今業者のほうにも設備の修理、今後どういったことが修理必要なかというところも毎年点検していただきながら、一定程度炉であったりだとかボイラーの関係だとか含めて定期的に修繕をしていかなければならないということで計画をしております、これまではそれぞれ控室の関係ですとかトイレの関係とか修繕をさせていただいておりますけれども、やはりメインとなる炉の部分が今後何年かに1回かは修繕をしていかなければならないということで、そんなことも含めて経費的には上がっていくというような状況になっているという状況もありまして、今回値上げ、引上げの提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) この値上げの理由の中に施設の老朽化というふうに第一に挙がっているというところでいえば、やはり具体的にこういったところが古くなってきたので、変えていかなければならないだとかということがありながらの料金の値上げの理由になっていくのかなというふうに思うのですが、なかなか今の御説明では大きっぱに聞こえてしまうのです。やはり理由としてきちとした具体的なはっきりこのところをこういうふうにしていくのかというようなことが必

要ではないかというふうに思うのですが、再度お聞きをしたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 炉の関係もそうなのですけれども、施設の委託もしております、その維持費も実際には年々増えているというところで、それで今後の火葬場の運営経費の見込みでは今後令和6年、7年ぐらいにちょっと大きな修繕が必要になってくるというところでございまして、それは1,000万円単位の工事も必要になってきますので、そこも含めていくと経費については、先ほど通常かかっている運営経費についても人件費の関係であるとか、それから燃料関係も含めて高騰してきているということで下がる状況にはないということでございまして、そういった中で、先ほど言いました大きなところでいくと令和7年ぐらいに暖房設備の更新が必要になってくるということで、ここでは1,000万円程度多分かかってくるかなというふうに考えております。それで、そういった修繕を行いながら、火葬場の延命措置図りながら新たに建て替えというふうになりますと大きな予算もかかりますので、極力今の施設を長くもたせたいということもございまして、そういった形で一定の受益者負担もいただきながら、市としても延命といいますか、長く今の施設を使っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第1号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号 名寄市博物館条例の一部改正についてを議題と

いたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市博物館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、博物館法の一部を改正する法律が公布をされ、令和5年4月1日から施行されることに伴い引用している規定に条項ずれが生じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在の名寄市総合計画（第2次）中期

基本計画の計画期間が今年度までとなっていることから、次年度からの本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、名寄市自治基本条例第19条第1項の規定に基づき名寄市総合計画における後期基本計画を策定しようとするものであります。

本計画の策定に当たりましては、前期、中期の計画を踏襲しつつ、社会情勢の変化で対応が必要な分野として新型コロナウイルス感染症やデジタルトランスフォーメーションへの対応、持続可能なまちづくり、SDGs実践や脱炭素社会の実現、ゼロカーボン推進など現下の情勢の変化に対応するための取組が必要であると前置きをした上で、市民アンケート調査や各団体などからいただいた御意見を基に名寄市民30人で構成をする名寄市総合計画審議会にて策定作業を進め、去る9月1日に同審議会からいただいた答申を基に9月27日から10月26日まで実施をしたパブリックコメントでいただいた御意見に対応、修正したものを提案させていただくものでございます。

本計画は、計画期間内における主要な取組かつ複数の基本目標、施策の柱にわたり施策間連携を図ることで一層効果が発揮される重点プロジェクトにはこれまでの3本に加えて、市民の誰しものが地域の担い手として役割や生きがいを持ち、生涯健康で活躍ができる環境づくりに取り組む生涯活躍プロジェクトを加え、4本としており、全ての主要施策において現状と課題を整理をした上で後期計画期間の方向性を示した計画としております。

以上、提案の概要について申し上げましたが、名寄市議会基本条例第14条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) お諮りいたします。

議案第3号は、質疑から採決までの議事を12月12日に延期したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は質疑から採決までの議事を12月12日に延期することに決定をいたしました。

○議長(東 千春議員) 日程第7 議案第4号

指定管理者の指定について(名寄市総合福祉センター)、議案第5号 指定管理者の指定について(ふうれん地域交流センター)、議案第6号 指定管理者の指定について(道の駅なよろ)、議案第7号 指定管理者の指定について(サンピラーパーク森の休暇村)、議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号から議案第8号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第4号から議案第7号までの名寄市総合福祉センターを含む4施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第8号の名寄市立食肉センターにつきましては、同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設でございます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、議案第4号外4件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより議案第4号外4件の一括採決を行います。

議案第4号外4件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第9号
令和4年度名寄市一般会計補正予算（第9号）
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものであり、歳入歳出それぞれ4億5,547万2,000円を追加し、予算総額を250億3,815万円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして燃料高騰対策生活支援事業費1億5,044万5,000円の追加は、燃料価格高騰による市民生活への影響を軽減をするため、全世帯を対象に市内で利用できる燃料券を配布しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして農業生産支援事業費9,182万7,000円の追加は、農業機械、施設の購入整備費用に対する北海道の補助が採択をされたことから、補助金を計上するとともに、昨今の物価高騰による経費の増加分を販売価格に

転嫁することが難しい農畜産事業者に対し化学肥料、配合飼料の購入コスト増加分の一部を支援をしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加、変更に伴う特定財源を追加をしたほか、財政調整基金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正では、公共施設LED照明賃借料ほか30件を追加しようとするものでございます。

第3表、地方債補正では、消防団用小型ポンプ整備事業1件を追加し、豊栄西12条仲通道路改良舗装事業ほか計3件について限度額の変更をしようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。細部につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、一般会計の補正予算につきまして、市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに歳出から説明させていただきます。議案第9号の14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、ふるさと応援事業費1,628万6,000円の追加は、ふるさと納税寄附金の増加により記念品発送業務委託等の必要経費を追加しようとするものであります。

同じく2款総務費、1項1目企画振興費における基金積立金2,746万6,000円の追加は、ふるさと納税寄附金の増加により地域振興基金積立金を追加しようとするものであります。

16ページ、17ページをお開きください。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワーク管理事業費428万2,000円の追加は、マイナンバーカード交付に係る休日、夜間臨時窓口開設に要する経費等を追加しよ

うとするものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社会福祉一般行政経費8,781万6,000円の追加は、令和3年度における生活保護等福祉施策に係る事業費が確定したことに伴う国、道への返還金を追加しようとするものであります。

3款民生費、1項6目高齢者福祉費、後期高齢者医療療養給付事業費2,391万4,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費の確定に伴う調整であり、7目障害者福祉費、介護給付事業費3,652万7,000円の追加は、予算の不足が見込まれる障害介護給付費の追加をしようとするものであります。

3款民生費、2項3目保育所費、子ども・子育て支援運営事業費1,224万8,000円の追加は、名寄大谷認定こども園等において在籍幼児の増減等により見込まれる施設型給付費負担金の増減を調整しようとするものであります。

18ページ、19ページをお開きください。4款衛生費、1項2目予防費、感染症対策事業費1,186万7,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料等の経費を追加しようとするものであります。

20ページ、21ページをお開きください。8款土木費、4項2目街路事業費、街路維持管理事業費1,264万9,000円の追加は、不足が見込まれる街路灯の修繕料、電気料を追加しようとするものであります。

24ページ、25ページをお開きください。10款5項1目幼稚園費、子ども・子育て支援運営事業費1,908万2,000円の減額は、名寄カトリック幼稚園等において在籍幼児の減により見込まれる施設型給付費負担金を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。8ページ、9ページにお戻りください。16款2項1目総務費補助金におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,107万3,0

000円の追加は、国から通知がありました交付限度額のうち予算未計上分を追加しようとするものであり、歳出の2款1項8目の燃料高騰対策生活支援事業費、6款1項2目の化学肥料・配合飼料購入支援金給付事業費などに充当するものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

倉澤宏議員。

○2番(倉澤 宏議員) 一般会計補正予算に関わって2点確認をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、歳出、2款1項8目企画振興費でございます。議案書は14ページ、15ページになります。この中の燃料高騰対策生活支援事業1億5,044万5,000円についてお伺いをしたいというふうに思います。行政報告と提案理由をお聞きしたところ、この事業は隣の市が10月から実施している事業と同様な事業なのかなというふうに受け取らせていただきましたけれども、事業の詳細は議決後に制度設計を行っていくようになっているのかと思いますけれども、本事業の想定している概要、またスケジュール感、併せてこの事業の財源の内訳について担当部長からの御説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、議案書4ページ、5ページ、併せて28ページから30ページ、債務負担行為の補正に関する部分でお伺いをしたいというふうに思います。こちら令和5年度以降の委託料を中心とした支出予定額、30件、先ほど市長からもありましたけれども、記載をされております。そのうち先ほど議案4号から8号において議決をさせていただきました新年度からの各施設の指定管理料に係る限度額について御確認をさせていただきたいというふうに思います。議決した指定管理者のうち食肉センターの部分については指定管理料が伴わない

施設なのかなということで記載されておられませんけれども、そのほか新規の総合福祉センター、継続の道の駅なよろ、サンピラーパーク森の休暇村、ふうれん地域交流センター、これら施設それぞれの限度額の積算の根拠について御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 倉澤議員から2点質問いただきました。1点目の燃料高騰対策生活支援事業費ですか。内容についてでございますけれども、先ほどの市長の行政報告ですとか提案理由にもあったと思いますが、目的としましてはコロナ禍や国際情勢によります原油価格の高騰、これが著しく市民生活に影響を及ぼしていると、そういう現状を踏まえまして市民生活の安定を図ろうということで、市内で生活する全ての世帯に対しまして燃料購入の一部を助成するというを目的としている事業でございます。具体的には燃料、今想定しているのは灯油、プロパンガス、ガソリン、軽油ですか、近隣市と同じような内容なのですけれども、燃料の購入で使用できる（仮称）燃料券を、2,500円の券を4枚セットで1万円分の燃料券を各世帯にプッシュ型といいますか、郵送で配付しようとするものでございます。

あと、スケジュールでしたか。スケジュールにつきましては、本日補正予算ということで御議決いただきましたら作業に入るとい形になろうかと思っておりますけれども、実施要綱の策定、制定ですとか、あと燃料券につきましては先ほど申し上げました郵送で配送すると、配付するということとなりますが、突然配付されても皆さん混乱するかもしれないので、一応12月号の広報配布が間近に迫っているところでございますけれども、その配布に併せまして事業のお知らせという形も含めまして予告といいますか、こういうことで物が送られてきますよ、そういうお知らせを全戸配布しようと考えております。郵送のスケジュールでございますけれども、郵便局さんのほうとも内々

で打合せはさせていただいているところでございます。文書ですとか燃料券なんかこれから作成していく形になろうかと思っておりますけれども、それをゆうパックに梱包して、配送が始まるのが、準備を含めまして配送が始まりますのが大体12月の第2週の終わりから第3週の頭ぐらいのところかなというところで考えております。以降順次お届けしまして、最終的に全ての世帯に配達を終了するという時期が12月の第4週の終わりか第5週の頭かというところで、鋭意早く届けるように郵便局さんのほうでも御努力いただくということは聞いておりますが、年内には全ての世帯に届くという形では考えているところでございます。利用期限につきましては、2月28日を考えております。

あと、財源ですか、財源につきましては、先ほどの提案理由にもありましたけれども、補助金、新型コロナの関係の地方創生臨時交付金を充当しようと考えております。よろしいでしょうか。

あと、指定管理者の債務負担行為についてでございます。指定管理者の債務負担行為につきましては、指定期間5年間のトータルの上限額を定めているというものでございまして、それぞれの施設に応じて担当課、原課のほうで、継続しているところでありましたら人件費の増加分ですとか当然燃料費も増加しているでしょうし、ひょっとしたら再委託しているような清掃費なんかも高騰しているという部分もございまして、そういうことも含めまして積算して、額を設定しているというものでございます。施設の状況に応じて増額だとか大小あろうかと思っておりますけれども、それはそれぞれの施設の状況によるものということで御理解いただければと思います。なお、債務負担行為はあくまでもこの期間内の上限額を定めているというものでありまして、各年度の指定管理料の部分につきましては毎年度予算査定の中で協議するというところで、最終的には市と指定管理者の年度協定で決まっていくというものでありまして、こ

の債務負担行為イコール新年度予算だというものではないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 燃料高騰対策支援事業についての財源の内訳については、承知をさせていただきました。この事業、物価高騰が続く中、上下水道料金の基本料金の減免と併せて大変助かる世帯も多いのかなというふうに思います。この事業の中の18節の助成金1億4,220万円計上されていますけれども、これ10月末の名寄市の世帯数1万4,220件の掛ける1万円分の積算のかなというふうに推測しましたけれども、この1万4,220世帯の中にはオール電化住宅、また自動車等を持たない世帯も数多くあると思うのです。市営住宅も含めてオール電化住宅、その他燃料、化石燃料使わない世帯への対応についてどのようにお考えになっているのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

あと、先ほどの御説明の中に郵送で送ると、全世界帯に。最終的に届くのは12月の4週、全世界帯の配送が終わる予定で今想定していると。使用期限は2月28日、実質2か月間しか利用できない。最後に届いた方は、利用期間が非常に短いのかなというふうに思います。10月から実施している隣の市の部分についてはもう既に配送終わっていて、1月の末までということで、10月の中旬から下旬にかけて3か月の利用期間がこちらのほうについてはあるというところで、この利用期間の設定、2月28日としたところについて改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

あと、ちょっと利用できる事業者なのですから、市内の燃料取扱店、使えるのかなというふうに思いますけれども、大手のホームセンターとかでも今燃料の配送行っている事業者ございまして、そちらのほうは利用できるのかどうか確認をしたいというふうに思います。

あと、併せて施設入所者、特別養護老人ホーム等に入所されている方、例えばそういう方については助成券の取扱い、どのような形になるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

続いて、債務負担行為の補正に関してですけれども、あくまで5年間の支出の限度額ということでは、私ども重々承知してお聞きをしております。ただ、今指定管理料、限度額補正が出てきた施設の中でそれぞれ5年前に同じく債務負担の補正上げておまして、福祉センターは新規の施設なので、今回からということになりますけれども、単年度の維持管理費を基準として5年間、令和5年から9年までの分の部分、また道の駅、サンピラーパークについても継続施設なので、5年間分上がっていると。ふうれん地域交流センターも同様ということで、施設によっては前回の補正予算、債務負担行為の限度額よりも50%以上限度額増えている施設もございまして。こちら限度額、施設によって用途であったり、性質、また規模によって、また金額の分母も違うので、一概には規定できないと思うのですけれども、それぞれ基本的には施設の維持管理費用がメインになる料金だと思いますので、この辺の各施設の金額の増えた割合の差というのはどういうことが原因なのか、そこだけ併せて説明をいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 倉澤議員から何点が御質問いただきました。まず、燃料の関係で先ほど申し上げました灯油、プロパンガス、ガソリン、軽油ですか、というところでそれを使わないオール電化の方ですとか、オール電化で車、マイカーを持っていない方なんかは、この部分の燃料に該当しないのかなという部分もあろうかと思っております。基本的にお知らせの文書の中でこれに該当しない部分についてはお問合せくださいという形は入れようかと思っています。今内々で私どもとしても検討しているのも例えば同じような部分で電気料

金なんかもありますけれども、電気料金はこの該当にはしていないのですけれども、例えば電気料金で口座振替なり、何か支払ったとか、そういう部分のものが確認できるような書類を頂ければ、償還払いみたくはなってしまうかもしれないのですけれども、燃料券の相当額なんかを、2,500円とか5,000円とかになればその分を償還払いで助成しようかなと。助成といいますか、払おうかなという部分なんかは今協議しているところでございます。

あと、2月28日の部分でございますけれども、実は充当している臨時交付金なのですが、3月31日までに基本的には全て終わらせなければならないという部分もありまして、そういう部分も踏まえますと2月28日で、今の例えばガソリン代ですとか灯油の高騰部分も含めると、早い方は12月中旬に届くという形もありますけれども、2か月ちょっとで1万円分使えるのではないかとということも私どもとしては考えているところがございます。

あとは、施設入所者ですか、施設入所者につきましては別途今後施設側とちょっと協議をしていきたいと考えております。その他やり始めて様々な課題出てくるかもしれませんが、先ほど議員おっしゃっていましたが、近隣で先行して実施している市もありますので、情報交換、情報収集しながら対応していきたいと考えております。

あと何だっけ。

○議長（東 千春議員） 事業者。

○総務部長（渡辺博史君） すみませんでした。事業者、一応私どもとしては市内事業者を使っていただきたいと考えておまして、名寄のほうで上川北部石油業協同組合がありますので、その加盟店と、あとJAさんを対象事業者と考えています。

あと、債務負担行為の関係でございますけれども、指定管理者といいますか、施設の運営に当たっては人員が今ぎりぎりのところでやっていて、

増やさなければならないという部分で、人件費が上がっているだとか、そういう部分の指定管理者の候補者ですか、事業者の説明も委員会の中ではありませんでしたので、そういう部分も含めて施設の状態に応じてこういう設定がされているのだろうと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 燃料高騰対策生活支援事業について今詳細にお答えをいただきましたけれども、石油類使わない、ガスも使わない世帯については電気料金の部分についても対応を考えているということで御答弁があったのかなというふうに思います。その辺り先に始めているお隣の市との違いを出しているのかなというふうに感じさせていただきました。今回の事業のほかにも名寄市では名寄市暖房費用緊急支援事業、また電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、似たような事業、複数今始まってきているところもありますので、できるだけ市民の皆さんが混乱しないよう、またトラブルが起きないように対応をお願いしたいというふうに思います。あわせて、何よりも真にこの事業が必要な方に行き届くような制度設計、ぜひとも御配慮いただきたいというふうに思います。

指定管理料の債務負担行為、個別にもう少し御説明いただきかったのですけれども、あくまで5年間の支出の限度額ということで、ただ設定するに当たってあまり概算費用ということではなくて、もう少し精度を上げたしっかりとした補正予算の部分ですから、限度額、金額を積算して、ぜひとも上げていただきたいなど。今後の部分で年度途中で出てくる債務負担の補正も含めてですけれども、お願いをしたいというふうに思います。この場ではこれ以上しませんが、いずれも新年度の予算に関わるものです。後日一般質問においてもその他の委託料含めて詳細のほう確認をしていきたいというふうに思いますので、準備の

ほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) それでは、この補正に関わって3点ほどお伺ひをしたいと思います。

1つは、ただいま質疑がされておりました燃料高騰対策生活支援事業費に関わってであります。事業の詳細については具体的にこれからということもありましたし、2,500円の券を4枚というのも分かったところですが、周知について12月の広報でお知らせ、広報の中にといいました。別のチラシとして折り込んでいただけるのか、分かりやすい目立つ内容でしていただくのか、このところもう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、全世帯に送付するということなのですけれども、先ほど部長ゆうパックとおっしゃったかなというふうに思うのですけれども、燃料券、金券ですので、簡易書留になるのかなというふうに思っていて、ここの確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで、もう一つは第3回定例会の中で暖房費用の緊急支援、非課税世帯の皆さん方にされたわけですが、この申請も2月28日までということでしたので、これは理解したいなというふうに思うのですが、3定で非課税世帯の皆さん方に緊急支援がされた。そして、今回は全世帯にということなので今回の定例会で提案がされている。この事業がこの時期になった、提案された理由がちょっと知りたいというふうに思いますので、お知らせください。

それから、もう一つは同じように緊急支援の中で農林業費の中の化学肥料、配合飼料、また酪農畜産の方々への支援なのですが、これ対象者であったり、給付方法であったり、この事業、やはり必要とされている皆さん方にきちっと届くことが必要だというふうに思っています。どのようにお知らせをしていこうとされているのか、このところをお聞かせをいただきたいと思います。

もう一点なのですが、総務費の住民基本台帳ネットワーク管理事業費の中で、マイナンバーの取扱いの中で休日、夜間臨時窓口を開くというふうなお話でありました。日程が分かればお知らせをいただきたいというふうに思いますし、またマイナンバーの申請だけ、この夜間窓口が開いている中でほかのことも夜間開いていてよかったわということと違う申請が、相談にも行くことできるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それと、この中で備品購入費が大きくなっているのです。274万7,000円なのですが、この備品購入、どういった備品なのかお知らせをいただければというふうに思います。

以上です。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 燃料高騰の部分で私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、広報の周知の関係でございすけれども、実はこの事業、いろいろ協議を重ねて決まった事業でございまして、12月号広報の記事には間に合わなかったということもありまして、別紙で、紙を用意しまして、先ほど倉澤議員の答弁のときにもお話しさせていただきましたが、予告みたいな形で届きますよという形で別に紙を1枚用意しまして、町内会の皆さん方に御足労をかけるのですけれども、願ひして、全戸に配布したいと考えているところでございす。

あと、ゆうパックの関係でございすけれども、ゆうパックも実は簡易書留と同じように受領印といひますか、それがあつたものですから、ゆうパックで送らせていただきたいと。受領印を押すものですから、簡易書留と基本的には変わらないのですけれども、同じような形になるのですが、ゆうパックで物を梱包して、送らせていただきたいと考えております。

あと、なぜこの時期になったかというところでも、基本的には9月ですか、細々と何か補正があつて、臨時交付金、額はまだ分

かっていないのですけれども、提示される形なの
ですけれども、その前は9月でしたか、そういう
形で順番といたしますか、順次臨時交付金が何ぼ来
ますよという形で通知されるわけでございますけ
れども、私どもとしましてはいろいろ事業を市民
の皆さんのためにどのような事業がいいかという
形で議論を重ねて、9月のときには水道、下水道
の部分が出てきたという形なのですけれども、以
降もいろいろ議論を重ねて、そして今回の燃料券
の事業になったということで、時期がどうしてこ
うなったかというのは議論を重ねてこうなったと
いう形で、それぞれよりよい制度がどれかという
形を庁内でいろいろ議論して、今に至ったという
ことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 化学肥料、配合飼料
購入支援給付金の周知方法でございますが、それ
ぞれ農業者の方に郵送で申請書と、あと今回の支
援制度の概要のついたパンフレットといたしまし
ょうか、チラシのほうも併せまして郵送で配付さ
せていただきというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 住基ネットワークの
管理事業費の関係で、マイナンバーカードの関
係に係る御質問いただきました。端末の備品購入
費の関係なのですけれども、住基ネットに接続
するための端末ということで、パソコンなのです
けれども、ただ国のほうの機関と接続する関係
でそのセットに係る金額が非常に高額になって
おまして、それも含めてこの金額になっており
ます。

それから、スケジュールの関係ですけれども、
一応12月からスタートさせていただく予定にな
っておりまして、補正予算審議いただきましたら、
すぐ地元紙のほうに少し大きめの広告を出させ
ていただいたり、それからホームページ、広報等
にもPRさせていただいて、広く皆さん、まだ申
請されていない方、目につくような形で少し広報の

ほうというか、周知のほうは強化していきたいな
というふうに考えております。一応当面今のところ
来年3月までを考えておりますけれども、今回
お知らせする部分については12月、1月の部分、
開始日と曜日とか時間とか、そういったものは先
にまず周知していきたいなと思っておりますし、
その後2月以降についても改めて広報紙、日程が
決まりましたらまたお知らせしていきたいという
ふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 燃料高騰対策支援の
件なのですけれども、周知、やっぱり突然に券が
送られてきたらという心配をすごくしていたもの
ですから、予告ということで、別刷りで目立つよ
うにぜひ皆さんの目につくような内容にしてい
ただきたいというふうに思っています。また、庁
内での議論を重ねて、重ねてというふうな部長の
話がありました。やはり皆さんに本当に心配なく
届くようにしていただきたいなというふうに強く
お願いをしていきたいところであります。

それからあと、農業の飼料等の支援のところ
ですけれども、個別に皆さんのところに届くとい
うふうなお話を今いただきました。農業されている
皆さんのところに行くわけですから、皆さんのと
ころに周知をされ、それぞれ申請をしていくとい
う形になっているのだというふうに思いますので、
これはちょっと安心をしたところです。本当に、
前回の定例会でも質問させていただきまし
たけれども、やっぱり農家の方々、大変な負担だとい
うことでお話を聞いているところでもありますので、
喜ばれているかなというふうに思います。

それからあと、マイナンバーに対する対応なの
ですけれども、休日、夜間対応も市民にとっては
非常にうれしいことではあるのですが、ただ先ほ
どちょっと御答弁なかったかなと思うのですけ
れども、マイナンバーの申請だけしかできないのか
どうか。ほかのところ御相談事だとか別の申請

だとかができるのかどうか、ここもう一度確認させていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 大変失礼いたしました。今回のこの臨時窓口に関しましては、マイナンバーカードの交付ですとか、それから住所だとか氏名の変更の関係の手続、それからマイナポイントの申請の仕方の支援、それから暗証番号ですとか電子証明書の発行とか登録ということで、一応マイナンバーに関するものに特化させていただいて、通常の証明書だとか戸籍の関係については今回含めないで、これに特化させていただくということで、ほかの自治体もそのような形でも今されておりますので、一応マイナンバーカードのほうに特化させていただいて、今回この臨時窓口を進めていきたいというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 納税のための夜間窓口もあるというふうにしてお知らせがあります。このことだけで特化しているということになると、市民の皆さんにとってちょっと混乱する部分も出てくるやもしれませんので、やっぱりその辺については丁寧な対応していただくことを強く求めて、終わりたいと思っております。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第10号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ398万3,000円を追加し、予算総額を28億271万2,000円に、直診勘定におきまして債務負担行為を設定しようとするものであります。

補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費におきまして48万8,000円の追加は、マイナンバーカード保険証化手続支援用端末の購入や未就学児の均等割軽減に関わるシステム改修経費を追加しようとするものでございます。

7款諸支出金におきまして336万円の追加は、令和3年度事業費が確定したことに伴う交付金等の償還金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款国民健康保険税におきまして決算見込み等から1,539万5,000円を減額し、3款道支出金におきまして特別交付金60万8,000円を追加、6款繰越金におきまして前年度繰越金2,205万4,000円を追加をするほか、一般会計繰入金にて収支の調整を図ろうとするものであります。

直診勘定におきましては、第2表、債務負担行為によって風連国保診療所LED照明賃借料を設定しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げます。よ

ろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ586万7,000円を追加し、予算総額を19億8,377万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして名寄市立大学振興基金積立金406万6,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金と委託料収入を、名寄市立大学奨学金基金積立金132万円の追加は、これまでいただいた寄附金をそれぞれ目的に応じた基金に積み立てようとするものでござ

います。

次に、歳入について申し上げます。7款諸収入において新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料352万7,000円を、8款国庫支出金にて同ワクチン接種に係る臨時補助金53万8,000円を追加をしたほか、一般会計繰入金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正では、消防用設備点検委託料ほか計8件を追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第12号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもの

で、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料ほか1件を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第13号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第14号

名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第15号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第16号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第17号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第14号 名寄市パート

タイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第15号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第16号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第17号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第18号 名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月8日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員及び会計年度任用職員の給与並びに議員及び特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるために関係条例を改正をしようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の給与額を改定する際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされており、平成26年5月1日に同審議会から出された答申は、期末手当の額の取扱いについては、人事院勧告等により一般職員に改定があった場合には、その改定に準じることが適当であるとされており、今回の人事院勧告に関して同審議会の各委員に確認をし、人事院勧告どおりに改定を行うべきとの意見を受けて、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第13号外5件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第13号外5件の一括採決を行います。

議案第13号外5件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号外5件は原案のとおり可決をされました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、令和5年3月31日付で西條知加子氏が任期満了となります。

本件は、西條知加子氏を再度候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日11月29日から12月11日までの13日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日11月29日から12月11日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 橋 伸 典

署名議員 黒 井 徹

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月12日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由	美	議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美枝	子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈	生
書記	開	発	恵美
書記	石橋	恵	美
書記	加藤		諒

1. 説明員

市長	加藤	剛	士	君
副市長	橋本	正	道	君
教育長	岸	小夜	子	君
総務部長	渡辺	博	史	君
総合政策部長	石橋		毅	君
市民部長	廣嶋	淳	一	君
健康福祉部長	馬場	義	人	君
経済部長	山田	裕	治	君
建設水道部長	東	聡	男	君
教育部長	木村		睦	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘	重	君
市立大学事務局長	水間		剛	君
こども・高齢者支援室長	松田	慎	司	君
産業振興室長	田畑	次	郎	君
上下水道室長	佐藤	美	香	君
会計室長	鈴木	康	寛	君
監査委員	岡川		進	君

1. 欠席議員（0名）

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 高野 美枝子 議員

16番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

11月28日の議事を継続いたします。

初めに、議案第3号はお手元に配付の審議日程表（案）のとおりに進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、日程につきましては、配付の審議日程表のとおり決定いたしました。

なお、審議順序については、後期基本計画の総括説明、各会派代表者による総括質疑を行い、その後後期基本計画の項目ごとに質疑を行います。

次に、総括質疑の取扱いについてお諮りいたします。会議規則第56条により質疑の回数は3回までと規定をしておりますけれども、総括質疑に限り回数を設けないことにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、総括質疑に限り回数制限を設けないことに決定をいたしました。

ただいまより後期基本計画の総括説明を行います。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。それでは、私から議案第3号につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の策定経過について申し上げます。昨年10月29日から11月26日までの期間で全世帯を対象にアンケート調査を行い、市民ニーズや現状の各施策に対する満足度や自由記述による御意見、郵送等での回答140件、ウェブでの回答862件、合計1,002件の回答をいただき、559件の御意見をいただいたところです。今回新たにウェブでの回答を加えることにより若い世代の回答が大幅に増加し、年代による大きな隔たりなく回答をいただくことができました。今年度に入り、4月25日には学識経験者、市内関係団体の代表者などで構成する名寄市総合計画審議会を開催し、市長から後期基本計画の策定について諮問をさせていただきました。その後コロナ禍において制約されてきた市民対話、参加の機会を設けるため5月30日の医療、福祉、子育て団体を皮切りに経済、教育、文化、スポーツ団体など各分野の方々と市長との意見懇談会を4回開催したことに加え、広く市民の声をお聴きするために市長が直接子育て支援施設や高齢者学級、市立大学などへ出向くアウトリーチを計9回実施をし、膝を交えた意見交換を行ってきたところです。この間中期計画の検証による成果と課題を整理し、市民の皆様からいただいた意見を計画策定の基礎資料とするため審議会に情報提供しながら、8回の審議会を開催し、9月1日に答申をいただきました。また、9月22日の議員協議会に名寄市総合計画（第2次）後期基本計画骨子を提示しまして、9月27日から10月26日までの期間パブリックコメントを実施し、6件の御意見をいただきましたことから、若干修正を加え、11月28日、議案として提出をさせていただきました。

以下、お手元の議案書、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画（案）により順次概要について

説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次がございますが、基本目標につきましては5つ、それぞれ主要施策ごとにページ番号が付されております。この主要施策までが基本構想となっており、平成29年度からスタートしております名寄市総合計画（第2次）の10年間の枠組みとなります。

ページをおめくりいただき、2ページ目、踏まえるべき現下の情勢となっておりますが、ここからが基本計画部分でございます。踏まえるべき現下の情勢として、エネルギーや食料自給率の低い我が国においては急激な円安による輸入コストの上昇でエネルギー価格の高騰、原材料高で食料品も影響を受けるなど物価が上昇傾向であり、地方都市においてもその影響は避けられない状況にある中で、さらに新型コロナウイルス感染症やデジタルトランスフォーメーション、DXへの対応、持続可能なまちづくり、SDGs実践や脱炭素社会の実現、ゼロカーボン推進など現下の情勢の変化に対応するための取組が必要であると前置きした上で、これらに留意しながらの計画を策定いたしました。

次に、4ページ目、重点プロジェクトは、名寄市総合計画（第2次）から取り入れたものでありますが、施策間連携と名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視し、前期、中期計画に引き続き経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに取り組むとともに、少子高齢化、特に生産年齢人口の減少が進む中、年齢や国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じて役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組むため生涯活躍プロジェクトを新たに加え、4本としております。

4ページ下段の表では、重点プロジェクトと基本構想及び基本計画の関係を表しておりますが、特に関わりが強いと思われる基本目標には星印を

つけております。

6ページ目にはSDGs、持続可能な開発目標で掲げられている17のゴールについてアイコンと目標についてお示した上で、主要施策ごとに関係の深いアイコンを表示し、見える化を図っており、総合計画を推進することでSDGsにも寄与する計画といたしました。

7ページ目からにつきましては、5つの基本目標を構成する主要施策についてそれぞれ記述したものでございます。基本的にはそれぞれの施策項目につきまして現状と課題を述べ、後期基本計画の方向性という順で記載してございます。細部につきましては、基本目標ごとの審議にて別途説明をさせていただきます。

以上、総括説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、総括質疑を行います。

市政クラブを代表して、山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表いたしまして、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画に関わりまして総括質疑を行わせていただきたいと思います。

まず、冒頭に、先ほど総括説明にもありましたように、今回の後期基本計画策定に当たりまして総合計画審議会並びに関係各位の御尽力に対しまして深く敬意を表したいと思っております。名寄市の目指すべきまちづくりを進めていくための行動指針である名寄市総合計画（第2次）の仕上げの4年間となる後期計画であります。改めて現状の課題や基本的な考え方などについて共通認識を図るべく幾つかの点について一問一答にてお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、中期基本計画期間、令和元年から令和4年まで4年間は、名寄振興公社の問題や王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約に伴う

工場閉鎖など名寄市のまちづくりに非常に大きな影響を及ぼす出来事がありました。加えまして、新型コロナウイルスが全世界において感染拡大をする中で、その中での行政運営となったところまででございます。そのような状況などを踏まえた中で、今年度で終了する中期基本計画をどのように検証、総括し、次年度からの後期基本計画に反映させているのか、この辺りの基本的な考え方についてお伺いしたいと思っております。

また、このたび示された後期基本計画において、従前の3つの重点プロジェクトに加えて、新たに生涯活躍プロジェクトが追加されております。新たな重点プロジェクトの追加に当たって、庁内や総合計画審議会などにおける議論経過、そしてその主な内容について併せてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それでは、お答えをさせていただきます。

名寄市総合計画（第2次）後期基本計画策定に向けて中期4年間における施策の進捗状況等を総合的に検証して、情勢等の変化に伴う諸課題を整理、総括を行うとともに、策定方針として市民参画の促進、社会、経済情勢の変化や現下の情勢を踏まえた課題への対応、基本構想に基づく継続性、分かりやすさと実効性の確保の4点を基本姿勢と定めまして、計画の策定に取り組むことといたしました。毎年度実施計画事業の行政評価及びローリングを行い、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行ってきておりますけれども、この作業に加えて中期基本計画の検証、総括として全ての主要施策に定める成果指標、KPIの検証を行うとともに、中期基本計画に記載のある現状と課題に対しまして解決に向けた取組とその成果、それを踏まえた今後の課題について整理を行わせていただきました。さらに、アンケート調査を実施しまして、市民ニーズ及び施策に対する満足度の変化を把握するとともに、各種団体との意見

懇談会に加え、コロナ禍で制約されてきた市民対話、参加の機会を可能な限り設けるため、市長自ら子育て支援施設や高齢者大学、市立大学などへのアウトリーチを行いました。そこでいただいた貴重な御意見は庁内はもちろん、総合計画審議会に情報提供を行い、現状と課題を整理するとともに、後期計画期間の方向性をまとめさせていただきました。

重点プロジェクトについてのお話もございましたけれども、重点プロジェクトは複数の基本目標にわたり施策間連携により一層の効果が見込まれる取組かつ人口減少の克服を主眼とし、特に取り組むべき施策を示した名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図ることとして、これまでも取り組んできております。総合計画審議会において中期計画期間の重点プロジェクトに関連する事業や事業費、成果指標、KPIの検証を行う中で、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づく人口推計や直面する地域課題と地域の優位性、冬季、雪などを踏まえて、中期に引き続きその場で経済元気化プロジェクト、それから安心子育てプロジェクト、そして冬季スポーツ拠点化プロジェクトに取り組むことを御提言をいただいたところであります。また、審議の中で委員から本市の高齢化率は30%を超えているが、高齢者が健康で活躍しながら生活するためのプロジェクト、施策がないと要介護者や介護保険料の増加にもつながることから、新たなプロジェクトの検討についても求められました。高齢者が対象となるプロジェクトについて総合戦略との整合性を含めて検討を行いまして、地方創生の取組として国の内閣官房まち・ひと・しごと創生事務局でも高齢者に特化した生涯活躍から高齢者はもちろん、全世代、全ての人を対象とした生涯活躍にシフトしたことから、本市におきましても令和2年に総合戦略を改定し、誰もが活躍できる環境づくりの推進に取り組むこととしております。このような経過もありまして、本市の最上位計画である総

合計画の重点プロジェクトにおいても未来に向かって高齢者を含む全ての市民を対象とする新たなプロジェクトとして年齢や国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じて役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組む生涯活躍プロジェクトを追加することといたしました。

以上、プロジェクトのお話についても終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 今お答えをいただきました。中期計画の検証については、また後ほど項目ごとに質疑をさせていただきたいと思いますが、今御説明のあった生涯活躍プロジェクト、いろいろ人口推計ですとか、それに伴う高齢化率が高くなっているというところでの新たなプロジェクトが求められたということで、地方創生の取組の中で全ての人を対象として活躍できる社会ということが基になっているということでありました。この説明の中にもありますけれども、年齢ですとか国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず全ての方が地域の担い手として参画し、生涯健康で活躍できる環境づくり、これ新たに追加したのを私なりに読み取らせていただきますと、この生涯活躍プロジェクトそのものが人口減少対策そのものではないかなというふうに思うのですけれども、その辺りの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 基本的に重点プロジェクトについては地方創生、総合戦略と関連性をつくった中での設定ということをこれまで努めてきたところでございまして、今議員おっしゃるとおり、今回4つになりますけれども、この4本ともやはり人口減少対策に資する取組と強く関連している取組だなというふうに感じております。特に今回新たに設定した生涯活躍プロジェクトというのは、非常に幅の広い取組を求められる

重点ということでございますので、我々としても本当にある意味ここに、議場の中に入っている仲間全て連携しながら、いろいろな角度からこの重点に据えた目的をよく考えて取組を広げていかなければならないかなというふうに考えております。おっしゃるとおりの人口減少対策に資する取組だと考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 人口減少対策、ここ現状の課題もありますけれども、少子高齢化に伴う特に生産年齢人口の減少というのが名寄市にとっても顕著であります。生産年齢人口にとりわけ特化するということでありませぬけれども、まずその世代をどうこの地域から流出しないように、そこが人口減少の歯止めになるのだというふうに考えるところです。そのためには、やはり雇用の場の提供というのが重要になるのかなというふうに思います。まず、そういう部分では産業、いわゆる市内の経済が活性化することが大事なのだというふうに思います。若い世代だけではなくて、雇用の場が設けられることによって今高齢者の方も、生産年齢人口というのは15歳以上65歳未満、65歳以上がいわゆるシルバー世代、皆さん65歳、70歳といいましても元気ですから、シニア世代と言ったほうがいいのでしょうか。そういった方のまた雇用の場、第2の人生として働く場、活躍の場というのも重要なのだと思います。この人口減少対策と併せて、生涯活躍プロジェクトにおいては産業振興というものも関わってくるのではないかなというふうに思いますが、その辺り考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 本当に資料、議案の中でこの重点プロジェクトがどの基本目標と連携するかという図を示しておりますけれども、ほとんどの、5本のうちの4つが星印がついている、そんな関係性の重点プロジェクトということ

になっております。議員おっしゃるとおり、生産年齢人口の皆さん方にしっかりとここで定住していただいて、しっかりと次の世代へつないでいくというまちづくり、この好循環というものをしっかりとつくっていくためには仕事、産業というのは非常に重要な位置づけということで、ここについては経済元気化プロジェクト、今回議員協議会の中で資料2としてお配りしておりますK P Iの一覧がございますけれども、この中でも経済元気化プロジェクトについてはやはりそこにしっかりと目的を達成するために新たに立地した企業というのを、結構なかなか厳しい数字を目標と掲げておりますけれども、この計画期間内に4件を目標にしているということで、そういった部分でも産業振興室のほうでもそういったところしっかりと捉えて、目標設定をして、取り組ませていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 改めてこれ全庁連携ということなのだというふうに思います。産業しかり、また障がいのあるなしにかかわらずという文言もあるように、障がいを持っている方、ない方等も含めて、そういった雇用の場の確保というのも、これはいろいろな分野にも波及してくるのだというふうに思います。全ての方がそれぞれのライフスタイルに応じた役割や生きがいということもうたっておりますので、ぜひ施策間連携はもとよりですけれども、これ基本目標のⅢ以外が星印ということですが、これも全部に関係あるのだというふうに思っておりますし、これ非常に総計の審議会の中でも新たなプロジェクトが求められたというお答えもありましたけれども、これからの持続的なまちづくりに資する重要な取組だというふうに思いますので、今後後期計画に向けてしっかりと全庁連携して人口減少対策、ひいては持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいっていただくことをお願いしたいというふうに

思います。

コロナの、中期基本計画、冒頭申し上げたように、名寄市にとって様々な事象が発生いたしました。後ほど公社の関係、王子の工場の閉鎖の関係は別の項目でお伺いしたいと思いますけれども、特に中期基本計画期間中、やはり新型コロナウイルスの発生ということが非常に大きな行政運営にも影響を与えたということだというふうに思います。コロナ禍の影響によりまして市民の皆さんのコミュニティ活動に大きな制約が生じたということ、そのことを受けて、やはり人と人とが関わる、いわゆるコミュニケーションが希薄になっているという状況が今の状況なのだというふうに思います。そこで、基本目標のⅠ-1、市民主体のまちづくりの推進ということの中に関連しまして、後期計画期間の方向性ということで、新たな地域コミュニティ組織としての体制強化を推進しますということとなっております。これ今後のコミュニティの在り方をどうするかという大きな課題だというふうに思います。町内会の活動等も含めてなのだというふうに思いますけれども、町内会の活動等については一般質問の中で同僚議員がそこら辺は詳しく一般質問で取り上げますので、ここでは触れませんが、今後今希薄になったコミュニティをどう回復させていくか、人と人とのつながりを、またどういうふうに行政としてコミュニティ活動が活発になるようにしていくのか、その辺りの考え方、この方向性に関して具体的な今後の推進の考え方等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私から機運の醸成とか、そういったところの方向性でちょっとお答えをさせていただければというふうに思います。

市民主体のまちづくりを推進するための組織として単位町内会、それから小学校単位を基本に設置する地域連絡協議会、名寄地区、風連地区の町内会長で組織されている町内会連合会が活動をし

ております。コミュニティー活動の主な課題として、役員の担い手不足や高齢化のほか、未加入世帯の増加などが挙げられておりまして、加えて昨今の少子高齢化が進展している状況から町内会の運営も今後さらに難しくなっていくものと懸念をされているところであります。また、地域住民の参画で特色ある学校づくりを進める仕組みでありますコミュニティー・スクールの役員を重複して担われている方も多くございまして、会議出席など負担が大きいとの課題が明らかになっています。負担軽減によるコミュニティー活動の活性化や自主防災組織、安全安心会議、コミュニティー・スクールとの役割も整理することで新たな担い手の掘り起こしを図り、活性化に資する取組を再構築する時期と考えております。名寄市総合計画（第2次）後期計画の中で地域連絡協議会やコミュニティー・スクールなどとの連携や事業の見直しなどを進めさせていただきながら、こういった課題解決、現在の課題について取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） お答えにありましたように、ここにもありますけれども、地域連絡協議会とコミュニティー・スクール、以前もどこかで述べさせていただいたように、名寄市内の全校にコミュニティー・スクールが設置されているという状況を十分生かす中で、地域のコミュニティー活動の活性化につなげていっていただきたいと思えますけれども、そもそもコミュニティー活動、どういう形が正解かというのはなかなかないのかもしれませんが、私自身は学校がそういった全校コミュニティー・スクールになっているというところも踏まえると、子供を介してコミュニティー活動が活発になっていくということ、そういった機運の醸成がやはり大事なのかなと。よくお母さん方の、例えば転出で入ってこられた方が友達になれるきっかけってやっぱり子供を介している

とか、そういった部分が非常に大きいのだというふうに思います。子供は地域の宝とよく言われますけれども、最近テレビで公園の近くに住んでいる方が子供の声がうるさいというような、いろいろな背景はあるのかもしれませんが、本当にそういう世の中になってしまったのかなというふうにちょっと残念な気持ちにもなる中で、これからは本市としても子供を介した、やっぱり子供を中心とした地域コミュニティーづくりというのが大事になってくるのだというふうに思います。そういった仕組みづくりをしていく中で多世代の交流、当然子供たちはそうですけれども、今の保護者世代、また高齢者の方という部分で何かきっかけになる活動、最初は簡単なものでもいいのかもしれませんが、そういった仕組みづくりをより推進していく、加速していくということが大事なのかなというふうに思いますけれども、ちょっとそこら辺にスポットを当てながらやっぱりコミュニティー活動を活性化していくということが大事かなというふうに思いますけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おっしゃるとおりのことなのだと思います。地域で子供を育てるといったような考え方に基づいて地域コミュニティー・スクールといったようなところをコミュニティーの核にしていくという考え方で今後進めていきたいというのがこの計画に書いてあるところまでございまして、具体的な仕掛けであったりというのは、またそこはそこで学校区単位で構成されている町内会、それぞれの町内会長様、あと町内会連合会も含めまして目的をそこに据えた中で検討しながら具体的な事業に動き出せるように我々もしっかり事務局として支援していきたいというふうに考えております。方向性としては、そのような方向でぜひとも前に進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 話戻りますけれども、コロナ禍で市民の皆さん、大多数の方が思っているのかなというふうに思いますけれども、人と人との関わり、コミュニケーションが取れないということにストレスを感じているという方もたくさんいらっしゃるし、雰囲気的にはもうそろそろ、いろんな活動が制約されてきている中でやっぱり人と人との関わりというのが大事なのかな、大事なというのは多くの方が認識しているのだと思います。一方では、コロナ禍でICTを活用したオンラインでの会議ですとか、集まらなくてもできるという便利な時代になったなと思いますけれども、そういったものも一方ではこれDXの推進等も含めて推進していかなければならないのですけれども、これ相反することかもしれませんけれども、便利なものは便利なものでしっかりと生かしていく。反面、こういった今だからこそ人と人とのつながりというのを大事にしていくということをやはりもっともっと打ち出していくべきだというふうに思います。その辺りの考え方についてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今相反するというので、いわゆる便利な世の中というお話とコミュニティの考え方ということなのかなというふうに受け止めました。この間国内の情勢を見ていくと、人口集中地区を中心にやはり一定程度先にコミュニティが崩壊していった、そんなことが時代背景にあるのかなと。そういった方たちをしっかりと支援していくためにいろいろな法整備がこの間行われてきているというのも事実なのだろうと思います。そこの極めつけというのが例えば介護保険であったりとか、従来、公助と共助という言い方をするとするならば、共助という形で地域を支えていた、地域の暮らしを支えていたという仕組みから一定程度成熟したといいたいまいしょうか、世の中が、日本国内が成熟するにつれてやはり公助、公、行政が支援するという仕組みが確立

されてきたということですので、ある意味今までの共助の部分に公助が侵食した結果が今コミュニティとしての、ではどんなコミュニケーション取ればいいのかという困り事が減ってきた。悪いことではないのですけれども、その状況が今の時代なのだろうというふうに思っています。その中で新たにでは皆さんのコミュニティの目的としてどうしていくかということですので、やはり先ほども言いましたけれども、地域で子供を育てるというのを一つの目標にその地域が一つまとまらないかということ、今そういう方向で取り組んでいきたいというふうに思っています。しかしながら、なかなか共助の部分でいいますと、でも基本的には私は向こう三軒両隣、ここがしっかりと御挨拶をして、コミュニケーションを取った中で、そのつながりの中で一つの町内会が組織され、その最小というか、の地域の町内会がさらにつながって、名寄市全体ということにつながっていくのだろうというふうに思っていますので、何がどうなってもやはり私基本になるのは向こう三軒両隣、しっかりとここが御挨拶して、きちっと顔の見える関係でいるということが非常に大切だなと思っておりますので、そういったところも原点に戻りながらしっかりとまた進めていければなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 部長の思いも含めてお答えいただきました。こういう時代だからこそそういったものが大事だというふうに思いますので、この辺りのコミュニティが改めて活性化するように子供を地域で育てるということを真ん中に据えて、ぜひ市内のコミュニティ活動、人と人との関わり、つながりを深めていく取組を推進していただきたいと思います。

子供たちの話というか、学校の話にもなりましたので、コミュニティ・スクールから関連しまして、小中は全校にコミュニティ・スクールが設置されておりますけれども、新たに来春新設校とし

て開校します市内唯一の新たな名寄高校にも今学校運営協議会を設置するという方向で協議がなされているということだというふうに思います。いろいろとこれまでの間統合に向けての様々な市民団体の議論ですとかあった中で、いかに魅力を高めていくかという取組も非常に大きな動きになって、今まさに形になろうとしているところなのだというふうに思います。いろいろとカリキュラム等も含めて一定程度見えてきている部分もあるのだというふうに思いますけれども、特にこれ単位制という中で科目の履修が選択可能になったというのはもちろんですけれども、名寄市立大学の講義を受講することで所定の単位が取得できるというような、そういった非常に画期的な取組、学校のカリキュラムになっているというふうに思います。そういった特性というか、本当にいい部分のやっぱり魅力をもっと発信していくことも重要だと思いますけれども、名寄市として、これ道立高校だからということでは支援していなかったということでもありませんし、今後当然市内唯一の学校ということでは何らかの支援をしていくのだというふうに思いますけれども、後期計画期間の方向性においても特色ある支援策について検討を進めると、こういうことで方向性が打ち出されておりますけれども、行政側として新しい高校に対しましてどのような形で支援をしていく考えなのか、基本的な考え等についてお答えをいただきたいと

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 新名寄高校に対してどのような特色ある支援策を今考えているかということの御質問かというふうに思っています。山田議員のほうからもそれぞれ今分り得る情報について魅力化推進委員会を通じながら、市としてもチラシを作らせていただきながら皆さん方に周知させていただいているところでございます。今後さらに新名寄高校、市内唯一の高校となること

でございますので、これからも市としては十分に

コミットしていく必要があるというふうに考えておりますし、高校というのはやっぱり地域づくりにとって非常に重要な学校であるというふうにも考えておりますので、これから高校側とも十分に協議しながら特色ある支援策、今具体的にどうものかというところがまだ打ち出すことはできておりませんが、これから新しい名寄高校になって、そこでどのような支援が必要かというところを高校側としっかりと議論させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 今お答えいただきましたけれども、私先ほどの関係もあって、今コミュニティ・スクール導入に向けて協議が進められておりますけれども、この学校運営協議会をしっかりと有効に活用するというか、やはりそこが大事になるのだというふうに思います。地域の高校、そして地域で高校生を育てていくという機運をやはりより高めていくということが大事なのだというふうに思います。どういった支援ができるかというのはこれからということでありましたけれども、特にカリキュラムが変更されて、単位制、普通科と職業科系の学科が1つということで、従来産業高校にあった農業系ですとか建築系の学科がなくなったということにちょっと心配な部分もあるというような声もある中では、例えばこういった地域がより学校運営に深く関わるといふ部分では、そこを農業系の学科、建築系の学科がなくなったことによってそこをどう補えるかということ、そこ地域がもっと学校に入って、コミットしていく部分も含めて必要なのではないかなというふうに思いますし、そのような職業系の学科がなくなったことによってそこを何で補うかという、例えばキャリア教育ですとか、そういったものを地域の力を借りながら地域の職業理解を深めてもらうとか、ひいては地域の産業に対してのやっぱ

り魅力を感じてもらって、定着してもらおう。人材育成、人材不足解消の手だてにもなるのかなというふうに思いますけれども、一つの例として申し上げましたけれども、そういった支援体制も必要ではないかなというふうに思いますけれども、考え方等についてあればお聞かせいただきたいとします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今山田議員のほうからもお話ありましたとおり、新しい名寄高校には学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを導入するということが、今その方向に向けて進められているというふうに伺っているところでございます。皆様御存じのとおり、コミュニティ・スクールを通じながら地域と共にある学校づくり、それから学校を核とした地域づくり、ここを推進していくためには、やはり地域の方々ですとか多くの企業の方々の支援、連携、協力というのが必要になるのかなというふうに思っています。先ほど例えばということでお話しいただきましたけれども、私のほうも例えばですけれども、名寄市、やっぱり基幹産業は農業でございまして、例えば農業されている方々が地域の農業を知るとか地域の農業を学ぶといったような、そういった地域の農業者の方々や団体が学校運営協議会を通じながら参画いただいて、お力添えいただきながら、そういったカリキュラムというか、授業というか、体験というか、そういったことももしかするとできるかもしれないと。そういったことで、この地域への愛着がより一層深まる取組もできるかもしれないということなのかなというふうに思っています。また、先般名寄高校について、名寄高校と名寄商工会議所のほうでもキャリア教育、地域づくりの連携協力協定というものが結ばれておりまして、こういったことから地域の団体の方々もキャリア教育、さらには人材育成ですとか、そういった面でもそういった締結を結んだということは大変有意義なものなのではないのかなという

ふうに考えているところでございます。我々も引き続き、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、高校側ともしっかりとこれからも連携、協議しながらできる支援について検討、研究していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 部長のほうからお答えいただきました。やはりそういったキャリア教育、地域の基幹産業をまた活用してというお話もありました。そういうことも含めて、より今まで以上にやはり生徒たちに、地域への愛着というお答えいただきましたけれども、まさにそのとおりなのかなというふうに思います。地域の産業に対する理解とそれを深めていくことにより、より地域への愛着も深まっていくのだというふうに思います。また、ひいてはそれが少しでも地域定着、一回外へ出てもいいのしょうけれども、やはり行く行く地域のためにということで、もしかしたら戻ってきてもらうきっかけ、機運になるかもしれません。そういった取組、支援していただけるようお願いをしたいと思っております。

高校までできましたので、次ちょっと大学の関係でお伺いをしたいと思います。大学教育の充実ということで、これも現状と課題、後期計画期間の方向性ということで示されております。まず、お伺いしたいのですが、これパブリックコメントによる変更点についてということで文言が追加になっております。独立行政法人化を検討するとともに、大学院設置に向けた取組を推進します。これパブリックコメントを経て、確認ですけれども、パブリックコメントでこういった意見が出て、変更したということで間違いはないでしょうか。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） この部分につきましては、パブリックコメントの御意見に基づきまして今回追加でさせていただいたということになっております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） パブリックコメントでこういった御意見をいただいたということであり、この部分、市長の公約ということでも前回の選挙時にも掲げられていた部分かと思えますけれども、パブリックコメントでこういった御意見をいただいたということは、市民の皆さんの関心もこのことについてはやはり高いのかなというふうに思うのですけれども、独立行政法人の関係もありますけれども、大学院の関係はこれ設置に向けた取組を推進しますということで、もう既にこれ名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）の部分に専門教育の充実と発展ということで、明確に大学院設置の検討ということであつたわけであり、現状大学院の設置の検討についての検討状況は今の段階でどのような状況になっているのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学院の設置に向けての検討の部分については、一昨年度7月から大学院設置検討を進めてきております。今年度に入りまして、改めて全教員を対象とした意見交換会を行いました。また、教授、准教授、講師以下と職位別に区分した意見交換会なども行わせていただいて、幅広く多くの教員から意見を聴取する機会を設けてまいりました。これらの場にて出された意見として、他の大学院との差別化を図りまして、本学の保健福祉学部の特徴を取り入れた名寄市立大学独自の大学院を設置すべきとの意見が出されました。これに基づきまして、改めて本学の特徴を打ち出した大学院の専攻、領域、コースなどの種別や名称の見直しの議論を進めるとともに、また本学の学生、さらには道北地域に所在しております本学の学部に関連した病院や福祉などの各種施設、また各自治体職員に関わるリカレント教育の可能性などの調査も進めておりまして、大学院の対象となる様々な大学院生の確保などの対策案も現在検討しており

ます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 全国に公立大学、今、今年度現在で99の公立大学があるということでもありますけれども、86の大学で、約9割です。9割の公立大学が大学院を設置しているという状況なのだというふうになっております。大学院の設置、これ今地域の医療、福祉の分野等、高度化ですとか専門性がやはり求められているということで、そういった分野の人材育成にも寄与できるということなのだというふうに思います。まず、大学院の設置の議論、しっかりと前に加速させていただきたいのと、併せまして独立行政法人を検討するというので、公立大学でありますので、平成16年施行になった公立大学法人制度に基づいていたのだというふうに思いますけれども、端的にお伺いしますけれども、まずこの法人化、公立大学法人にすることによるメリットというのはどこにあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 公立大学が進めます独立行政法人である公立大学法人につきましては、一般的に大学の教育研究、人事、組織、予算執行などの運営上の権限が大学の裁量に委ねられるということで、行政の関与は健全運営を図るための最小限にとどめられまして、運営全般が大学の裁量に委ねられるということで、成果を厳格に求められる制度となっております。また、公立大学法人は、地方公共団体から指示された中期目標を達成するための計画として地方公共団体が設置いたします評価委員会の意見を聞きながら議会の議決を得て定める6年間の中期計画と毎年事業年度ごとの、事業年度の開始前に定めます1年間の年度計画の策定義務が課されるということで、計画年度ごとに評価委員会、さらには議会において大学運営に関わる、客観的にチェックされることとなりますので、今まで以上に大学の運営につ

いての成果や透明性が求められるということが一般的に言われています。メリットだと考えておりません。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 大学そのもののメリットというのは、そういうことだというふうに思います。大学にとってのメリットもそうですけれども、まず800人ほどいる学生にとってのメリットというのは、どういうところにあるとお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学の法人化になりますと、大学運営自体が大学の教員以外の専門家の知見の方も含めての理事会というものが組織されます。そういったことが組織されますので、大学生からの大学運営に関わるいろんな意見、サービスの改善を求めていただきたいとか、いろんな意見が来るのですけれども、そういったものがそういった今までの視点よりさらに専門的な知見の運営のそういった決めていただける理事会等で決めるということもありますので、一般的には学生からのそういったサービスの向上などの意見もスピーディーに大学運営に取り入れられて、大学生にとってもサービスの向上といえますか、そういったものが図られるということの可能性が非常に高いと考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） いずれにしましても、そういった大学にとっても、特にやはり中心に据えなければならぬのは学生にとってのメリットなのだというふうに思います。

これも確認しますと、今年度現在99公立大学があるうち89の大学が公立法人化、公立大学法人となっているということでもあります。ということは、法人化されていない公立大学は10校ということで、道内でいいますと釧路公立大学が来年の春から法人化されるということと、設置者の変更ということになりますけれども、旭川大学が学

校法人から設置者の変更による公立大学法人となるということ、これ公立大学法人制度ができてから法人化が加速してきているということ、背景には2018年問題ですとかも含めて、やはり大学としての生き残りをかけているという部分なのだと思います、差別化等も含めて。やはりこういったメリット等も含めて、これもしっかりと学内等も含めて協議、検討していただければというふうに思います。名寄市にとって非常に大きな貴重な財産であります。大学そのものもそうですし、ここに800人行っていただいている学生さんというのは地域活動においても非常に重要な役割をいただいているということも踏まえて、やはりこういった学生のそういったメリットがあるのであれば、しっかりと検討を前に進めたいと思います。独立行政法人の検討、そして大学院の設置検討を加速すると、推進すること、ここで設置者である市のトップであります加藤市長にこの辺りの考え方、今後の進め方等についての考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市立大学の大学院の設置と法人化についてのお問合せでありました。大学院の設置は既に学内でも様々な検討されていることでもありますけれども、大学は知の拠点ということでもありますので、やはり大学院を設置するというのは大学の質を高めていくという上で必然性があるのだろうというふうに思います。こうしたことに対してしっかりと支援をしていくこと、あと名寄は、先ほどもお話ありましたとおり、医療や介護、この地域の中核的な役割を担っている自治体ということでありまして、その上で大学の質を高めていくということは地域のそうした医療や介護、あるいは様々な住民サービスの質を高めていくということにおいても極めて重要だというふうに思っておりますので、必要な支援をしっかりとしていきたいと思っております。同時にやはり法人

化ということもこの時代の急速な流れの中でどうしても必要になってくると思います。大学院設置のときにも議会でも一度大学院設置に関して財源手当てどうなのだと、そこが心配だというような議論もたしかあったやにも記憶しています。改めて法人化をすることによって大学の経営をしっかりと見える化をすること、そしてそれをしっかりと議会がチェックをする仕組みをつくること、これはひいては地域の住民みんながさらに大学の経営にしっかりと関わっていくということにおいても非常に重要なポイントになってくるのではないかとこのように思います。大学間の競争が厳しくなるという中において、より機動的で弾力的な経営ということも必要になってくるということも併せていくと、法人化というのもどうしても避けられない検討課題だということに思います。まずは、大学院の設置についてさらに加速をさせていくこと、それと併せてその後には法人化の検討ということもしっかりと、これ大学側ともよく相談しながら前に進めていきたいと考えているところでございます。そのことがひいては大学の持続可能な大学づくりにつながっていくし、それが地域にとってよりよい効果をもたらしていくものというふうに革新をしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） ぜひそういった形で進めていただきたいというふうに思います。

時間も限られてまいりましたので、次の項目に移りたいと思いますが、コロナの感染拡大の影響と併せまして、中期計画期間、王子マテリア名寄工場の閉鎖、これにより市内経済の活力が非常にやはり低下してきているという現状なのだというふうに思います。まさに今産業振興による市内経済の活性化、これが後期計画では急務ではないかというふうに思います。基本目標のIV-3とIV-4、商業の振興と工業の振興に関わりますけれども、まず王子敷地の利活用に関して、企業立地を含めた利活用について目標として先ほど別の部分

でのお答え、企業立地4件ということで目標設定している中で、従来の3本柱等含めた、これ企業は相手先、相手があることですから、どこまで言えるかどうか分かりませんが、それらの王子敷地の企業立地に関する現在の進捗状況等について、お話しできる範囲で現在の状況についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） ただいま王子マテリア名寄工場の敷地利活用に関しての御質問いただきました。この敷地の利活用に関しましては、特例条例ということで企業立地促進条例の特例に関する条例を第3回定例会で御議決をいただきました。この特例条例は、通常の企業立地促進条例に対して補助率のかさ上げですとか上限額を引き上げるなどといったことを王子マテリア名寄工場の敷地に限定して、そして期間を区切って特例をしたところでございます。この状況ですけれども、まずは昨年10月に民間の事業者から木質バイオマス発電の御提案をいただいたところです。これにつきましては、今まだ決定はされていないと思いますけれども、計画は進んでいるという中では事業者がこの特例条例を使うことも可能性があるのかなと考えているところです。そのほか、あそこの敷地につきましては、同工場敷地にあります倉庫を活用した事業などが考えられておりまして、まだ具体的なところはありませんが、そういった倉庫の活用などをこの特例条例が早期の事業化への呼び水となって、あるいはインセンティブとなってこれから進んでいくことを期待しているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 企業立地、そう簡単なことではないのは承知の上ですけれども、やはり1つでも2つでも新たな企業が立地をしていただける、またあそこの敷地を利活用した中で経済活動が行われるというのは、名寄の王子さんの工場が閉鎖したことを本当にどう補っていくかと

いう重要な部分だというふうに思います。まちの経済の活性化に必ずや資する部分だというふうに思いますので、この取組を継続して、ぜひ前にしっかりと進めていただくよう改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

産業振興ということで関連づけますと、農業・農村の振興について、IV-1になりますけれども、今期の、今年地域の農業の状況につきましては非常に天候等にも恵まれた中で水稻、また畑作等におきましても平年作以上、本当にモチ米も10.7俵ぐらいに最終的にはなりそうだということで、本当に大豊作の年であったということはあるのですけれども、御承知のようにここにきての肥料ですとか飼料価格の高騰により今後こういう状況がまた引き続き続くということであれば、本当に農家経営に大きな影響を与えるというのはこれ火を見るよりも明らかな部分だというふうに思います。水田活用直接支払交付金の関係ですとか制度の見直しですとかも含めて、今こういった農業を取り巻く環境、非常に大きな転換期に来ているのだというふうに思います。新たな地域農業の形を中長期的な視点で見た中でも、大きな転換期を迎えているという中で今後こういった農業施策、市独自も含めて、また国に対してどのようなことを地域として求めていくのか、やはり農業政策の転換期、これ非常に重要な局面に来ているのだというふうに思います。今後の後期計画期間も含めて地域農業のあるべき姿をどう描いていくか、その辺りの考え方についてお考えをお聞かせいただきたいとします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 後期計画期間中の農業の振興についてということでお答えをさせていただきます。

状況につきましては、今議員からお話がありましたとおり、国の政策の転換期を迎えているところでございます。また、農業、農村の現状につきましては高齢化ですとか担い手不足ということも

ありまして、これ残念ですが、農家の減少傾向ということも依然変わっていないというふうな状況であるところであります。それらの状況踏まえまして、後期計画期間中において大きく柱となる取組を、主なものということになりますが、考え方として示させていただきたいと思っておりますが、一つとしては本市の地域農業を持続可能なものとしていくための多様な担い手の育成、確保に取組を進めてまいりたいというふうに思っております。これにつきましては、例えばですが、新規参入者の就農者の確保、これまでも取り組んでまいりましたが、なかなか就農時点での農地の確保ですとか初期の投資がかなり過大になるといったことが課題となっております。今後進め方といたしましてはよりそういった課題の解消が図られるであろう第三者の経営継承ですとか、また法人への雇用就農など多様な就農形態を整備しながら進めていきたいというふうに考えております。また、労働力不足を補完するといった取組としては、作業受委託、共同化といった取組が有効だというふうに考えておりますし、今年複数戸の法人が2つ誕生しましたけれども、そういった取組をさらに進めながら地域の中での限られた労働力をいかに有効的に活用するのかといった、そういった経営体の育成といったところも含めて進めてまいりたいというふうに思っております。また、先ほどありました水田活用の支払交付金の見直し等もありますので、今後さらにそれぞれの農地における生産性の向上といったものが求められるというふうに考えておりますし、また一方で飼料高騰ですとか国のみどりの食料システム戦略の提示等もありますので、環境負荷の低減といったことも併せて目指すということもありますので、これまで土壌診断に基づきながら施肥設計といった指導してまいりましたが、引き続きそこは取り組みますが、有機肥料の有効活用ということもありますので、今設置されております哺育・育成センターの堆肥のほう有効活用できるように進めていきたいとい

うところと、また作業効率の効率化と負担軽減ということで、ICTの推進ということで引き続き自動操舵、ドローンといった活用に併せてセンシングの技術といったことも進められておりますから、そういった新たな技術の普及や試験等も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 以上で山田典幸議員の総括質疑を終わります。

次に、市民ネットを代表して、佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、市民ネットを代表して、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の総括質疑をさせていただきます。今回も一問一答方式で行わせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

まず、改めてお伺いしますけれども、今回質疑する基本計画は基本構想において設定した自治体の将来目標や基本的施策を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにしたものという解釈で間違いありませんか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 間違いございません。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） この計画に基づいて事業内容や実施時期を明らかにし、行財政運営の指針とするものが今後策定させる実施計画であるという解釈でも間違いありませんか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 間違いございません。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、質疑に入らせていただきますけれども、いずれにしても今後基本目標ごとの審議が行われますので、具体審議に入るものはそこに委ねまして、総合計画推進の基本をなすのはやはり財政というふうに考えておりますので、財政の状況についてまず確認をさせていただきたいと思っております。

28日の議員協議会で見直された名寄市における財政課題が示されました。その中で継続事業である認定こども園等整備事業、智恵文小中学校整備事業、名寄中学校整備事業などの大型事業に加え、老朽化公共施設への対応を加えて、次期廃棄物中間処理施設などに取り組むためには道路整備事業や公営住宅整備事業などの一時的中止、または縮減、ソフト事業についても見直しを図り、財政を捻出する必要がある情勢下であることから、これらの事態を避け、市民サービスの維持、公共事業確保による地域経済の下支えを図ることを優先し、財政規律の見直しを行ったが、いかなる状況に至ってもこの姿勢は貫く決意と受け止めていいですか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今佐藤議員のほうからお話のありましたように、従前からの財政規律を遵守しながら後期計画に登載した大型事業、これを実施するとした場合におきましては、様々な事業を一時的に中止、または縮減、あるいは見直しを図らなければならないということで、そういう事態にならないように今回財政規律を見直す判断をしたというものでございます。今後大規模な災害などの想定できない事態が起こった場合ですとか、昨今の物価高騰、円安、国際情勢の推移も含めまして先行きが不透明なところもございます。御質問のいかなる状況に至ってもと言われますと、なかなか明言することは難しいですが、私どもとしては市民の皆さんの安全、安心な暮らしを支えていくためには健全な財政運営の維持が不可欠であり、今後も財政規律を遵守していきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） ここでいかなる状況というのは要するに社会状況のいろんな変化もありますし、先行きが不透明というのもあります。やっぱり一番懸念しているのは、厳しい財政見通

しにも示されている名寄市を含む近隣1市2町1村で構成する名寄地区衛生事務組合が実施する次期廃棄物処理施設整備事業、ここに名寄市における財政課題では後期計画期間中の負担額は35億円を超過することが見込まれているとしていますけれども、現段階においても当初計画に比べて負担額というのは増大している。改めて今後の見通しについてもお伺いしておきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 次期廃棄物処理施設整備事業の事業費につきましては、名寄地区衛生施設事務組合から本年6月27日現在の概算額は一般廃棄物中間処理施設基本計画で示されました焼却施設と、それから破碎選別施設の工事費72億6,000万円に施工管理などの関連費用を加えまして84億5,000万円と示されております。このうち後期計画期間、5年から8年度の本市の負担額は、議員おっしゃるとおり、約35億円とされているところでございます。現在名寄地区衛生施設事務組合においては、事業者発注支援業務の中でプラントメーカー数社の参考見積りなどを基に事業費のさらなる精査を進めているところでございます。メーカー各社につきましても世界情勢の影響で物価高騰が長引くことを想定しておりまして、さらに事業費が増加することも危惧しておりますけれども、組合を中心に引き続き情報収集と調査研究を進め、事業費の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今廣嶋部長がおっしゃるように、今後も負担増える可能性があるという話でありましたけれども、市債発行額に関して臨時財政対策債を加え、次期廃棄物中間処理施設の整備に関わる市債発行額、あるいは元金償還額は算入しないというふうにしていますが、これでは総合計画の後期計画の推進するための財政の裏づけ等も非常に不透明だと思うのですが、

その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 市債発行額に係る財政規律の算定につきましては、4年間の後期計画期間中では調整可能な規模を超える大型事業であります次期廃棄物中間処理施設の整備に係る市債発行額、そして元金償還額については参入しないということとしましたが、中期財政計画には次期廃棄物中間処理施設整備に係る負担金、市債の借入れなどを含めて推計しているところであります。後期計画とその裏づけとなる中期財政計画の整合性は図っているというところでございます。次期廃棄物中間処理施設に係る後期計画期間中の負担額、これは35億円強と推計しておりまして、この額を財政規律に算入した場合は後期計画期間中の臨時財政対策債を除いた元金償還額約76億円から35億円を差し引いた31億円で4年間の主な普通建設事業を賄うことになるということになります。そうすると、1年当たりで割りますと8億円程度の事業しか実施できなくなるということもありまして、市内事業者、地域経済への影響が危惧されるとともに、市民生活にも多大な影響を及ぼしてしまうということが予測されるため市債発行額に係る財政規律の算定からこの次期廃棄物中間処理施設整備に係る市債発行額、元金償還額については除外するというところといたしております。御理解をお願いします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） その中期財政計画には、一部事務組合負担金というのがそれぞれ年度ごとに盛り込まれております。その中で名寄地区衛生施設事務組合に関わる一部事務組合負担金としては令和5年度は4億7,784万2,000円、6年度になると12億8,917万円、7年度になると27億6,257万9,000円、そしてまた8年度になると4億3,005万円というふうに計上されています。つまり通常年度約4

億5,000万円前後というふうに換算すると、6年度と7年度の増加分は31億円ほどということになりますけれども、そうするとここで言っている35億円との整合性、あるいは廣嶋部長がお答えになった今後さらに増える可能性があるというのと整合性はどういうふうに解釈をすればよろしいのかお伺いしたいと。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 中期財政計画の中で一部事務組合負担金、衛生施設事務組合の部分で、議員おっしゃりますとおり、のっているところまでございまして、令和5年度から令和8年度の合計を言いますと49億5,900万円ぐらいになるというところでありまして、この4年間、例えば、今通常年度4億5,000万円となって、18億円なので、差額31億円ということと35億円ということなのだろうと思いますけれども、基本的にこの衛生施設事務組合の負担金の積算でございまして、それぞれし尿の負担金だとか炭化処理の負担金ですとか、そういう積み上げで積算しているものでありまして、この建設事業につきましてもそれぞれ積み上げて積算しておりまして、その合計がこの中期財政計画に載っている金額だということでございまして、次期中間処理施設の負担金につきましても積み上げで令和5年度から令和8年度の後期計画期間で35億円強だということ御理解をお願いします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 財政運営については数字上は私が指摘しているとおりにかもしれませんが、運営上は皆さん方がこれまで十二分に経験されたことを生かしていけますし、中間処理施設というのは喫緊の課題というか、どうしてもやっぱりやらなければいけない事業ですけれども、青天井にあまり事業がどんどん増えていくというのはほかの事業に影響を与えますので、この辺は一部事務組合の中で名寄市側としてしっかり

提言をされて、適正な価格でいい仕事をしていただけるようにぜひ進めていただきたいと思います。

あと、総合計画については毎年のローリングで見直しを行ってきておりますけれども、第2次に入った前期、中期において当初計画に盛り込まれていなかったが、新たに実施した事業及び事業額というのはどの程度あったというふうに認識されてますか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 実施計画事業は基本計画で示した方向性を具現化するため必要とされる事務事業を定めるとともに、社会、経済状況の変化や行政評価の結果など踏まえて毎年度ローリングを実施して、必要に応じた見直しを行うとしているところでございます。御質問のあった今までの動向ということですが、ローリング調整による事業の追加に当たっては、より効果的な手法の検討及び有利な特定財源の確保に努めておりまして、前期実施計画当初からローリング調整により追加した事業は名寄市待機児童解消緊急対策事業や認可保育施設等への移行支援事業、名寄産業高等学校入試受験者交通費等支援事業など9事業、事業費にしまして合計7,593万1,000円ということです。中期におきましては、小中学校情報機器整備事業や名寄高校駅設置事業、市税等キャッシュレス決済コンビニ収納導入事業、デジタル外部人材雇用事業など22事業、事業費、合計で14億6,666万7,000円が追加となりました。また、後期実施計画からは国、北海道が主体となっている事業やゼロ予算事業についてはPDCAサイクルを回すことやKPIの設定が難しく、検証や進捗管理が難しいことから、対象外とするとともに、在り方の検討は今後実施する可能性が高まり、事業着手の協議が調った後に改めてローリング調整を行いまして、実施計画事業として登載することとしたということ併せて報告させていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） これ毎年ローリングされて、あるいは市民ニーズ、あるいは緊急性、あるいは必要性を含めて議会も議決をして予算づけをしているわけでありますので、それはそれでいいのですけれども、どうも心配されるのはこのところ続いている資材の高騰ですとかいろんな意味での物価高とか、そういうことが影響してくると、ちょっと心配なのはやっぱり財政的にもつのかと。しかも、今質疑させていただいたように、中間処理施設の35億円がもし増えるような状況になってくれば財源が底をつくという場合も考えられるので、これはより慎重に、ただ、今の時代ですから、市民の方々はいろんな要求をされていると思いますし、それぞれローリングの中でしっかり点検をしていただいて、やるべきことはやる、やっぱり踏みとどまるべきことは踏みとどまるという姿勢はぜひ貫いていただきたいと思います。

そういう中でやっぱり国際情勢の現状で推移するならば、さらなる事業費への影響は懸念されますけれども、さっきの説明でもあったように、基金に依存した財政運営ということについてはもう限界があると。仮定の話ですので、答弁は非常にしにくいと思いますが、ここは橋本副市長にぜひお答えをいただきたいと思いますが、さらなる価格高騰があった場合、避けるとした道路整備事業や公営住宅整備事業などの一時中止、または縮減、ソフトの事業についても見直しに踏み切ることというのはあり得るという解釈でいらっしゃいますか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 全体にどの程度の財政負担があるかというのはやはりこれからではありますけれども、過去10年間の今財政規律含めて、一定程度の基金は何とか残してきた今回の中期財政計画ということではありますが、ここ慎重に判断する事業がたくさん多いと思っています。となると、やはり優先順位をつける、例えば公営住宅でありましたらどの部分からやるのか、1つの事

業を2つに分けるですとか様々な手法は考えられると思います。そういったところ市内の知恵の集めどころでありますので、そこ市民サービスに影響を及ぼさない形でやるというのがやっぱり一番だと思いますので、そうはいいつつも基金の状況、これつぶさに議会の皆様にも、あるいは市民の皆様にも報告させていただいて、どういう形でいくのか、これは毎年のローリングの中でしっかりと研究する、これが一番だと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 副市長自身は、例えば市民ニーズ、あるいは老朽化の公共施設整備などの課題もあって、歳出総額が来年度以降7年度まで231億円、245億円、254億円を見込んで、歳入不足分の12億8,000万円、14億2,000万円、16億円、さらに8年度も17億7,000万円という基金を取り崩して対応されようとしています。この結果、4年度9月補正時で77億5,573万9,000円だった基金総額が7年度末で37億4,783万9,000円、8年度末においては22億3,868万9,000円まで落ち込むという試算をされています。一方、備荒資金超過納付金についても11億8,799万5,000円から799万5,000円までということになるという見通しをされています。当然ながらこれまでも基金の質疑をさせていただいても最終的にやっぱりいろんな国からの交付金や内部努力を含めてそれほど懸念されるような状況ではなくて、逆に増えている状況ではありますけれども、これはずっと名寄市はここ20、30年ぐらい前から身の丈に合った財政運営というのが非常に言葉として出てきます。特に三位一体改革のときは以前から当時の首長はやっぱり身の丈に合った財政運営というのは非常に一貫して貫いてこられたのですけれども、これが身の丈に合った財政運営というふうに副市長自身は感じていらっしゃいますか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 毎年度の予算規模にしましては、ここ四、五年やはり220億円から240億円程度、年によってかなり違ってくるといのが、コロナの関係もありまして、様々な要因でかなり動いているというのがこれ現実であります。そして、その中でやれることはどこにあるのかと、これ先ほどの答弁のとおり、ローリングの中でしっかり検証するということがあるのですが、身の丈に合った財政運営なのかどうかということについては、使った事業費でどれぐらいの効果があるのか、ここはしっかり検証しなければならないと思っています。そのために最低限必要な基金、あるいは財政規律というのは今回ついているわけですから、その中でやれることはしっかりやる、恐らくここに尽きるのではないかと思います。ただ、1点、基金の中でも、佐藤議員から何回か御指摘を受けましたが、様々な基金がありますので、若干使いづら部分というのもこれ側面としてあります。その辺りも含めてこれから10年間はかなり基金に依存していくことになるというのは恐らく想定としては間違いないと思っておりますので、特に資材の高騰ですとか様々な要因からいきますと、ここ二、三年がやはり一番鍵になる年ではないかなとは考えております。ちょっと様々な要因絡みますので、一言でお話しするのは難しいのですが、やはり財政規律をもって身の丈に合ったものなのか、事業なのかどうか、その事業がどれぐらい効果があるのか、この2つを十分に検証して進めるということが一番肝腎なことだと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） そういう意味では、一つやっぱり合併のメリットというのは何だったのかなと改めて考えなければいけないというふうに思うのです。確かに財政状況は好転をしてきているし、交付税も増えてきている、合併特例債もあったということで事業を展開してきましたけれども、合併によるスケールメリットというのはど

ういうふうになっていったのか、あるいはコンパクトシティづくりというのはどこに行ったのか、あるいは公共施設管理計画でやっている13%の削減もある意味ではずっと先送りしていると。本来からいえばやっぱり非常に厳しい話ですけども、施設の統廃合、あるいは施設のスクラップ・アンド・ビルドというのは徹底されてくる必要があるし、これからさらにそれを実現していく必要があるというふうに思いますけれども、副市長自身はどういうふうにお考えになっていきますか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 合併のメリットといいますと、財政的には先ほど御指摘のとおり合併特例債、あるいは合併特例基金といったそういうものがございますが、これからコンパクトシティは必ずしていかなければならない。ただし、コンパクトシティだけでは駄目で、そこをいかにつなぐか、コンパクトシティとネットワーク、あるいはエリアとのネットワークがこれから要求される時代だと思っております。となりますと、こういったところにお金をどうやって使うのかというのがこれからの、先ほどお話ししました事業に投資して、どれだけの効果があるのかと、ここが一番検証しなければならないところだと思っております。確かに合併していろんなエリアが増えましたけれども、そこには様々な方が今お住まいですから、特に名寄市は大きく南北に広がっていますので、そのエリアをどういうふうにつなげるか、交通網もそうですし、あるいはデジタルもそうかもしれません。また、場合によっては先ほど来のコミュニティのお話もあるかもしれません。こういった様々な形でそのエリアをうまくつなげて行政サービスを整えていく、こういう形が一番望ましいこれからの将来像ではないかなとは思っております。合併のところについては、既に大分時間もたちましたけれども、様々な地区で様々な取組もなされておりますので、そのところを大事にしながらいかにつなげて、有機的に進めていくか

と。ここに私としては注力したいなと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） それと、もう一つお聞きしたかったのは、備荒資金超過納付金がどんどん、どんどん取崩しを行っている。この備荒資金の超過納付金というのは何を目的にしてきたかという、決算書にも書いてあるとおり、やっぱり庁舎の改築、あるいは公共施設の部分というふうに考えておりますと、庁舎を今後も分庁方式でいかれるというのは総合計画にはあんまり関係ないですけれども、そういうことと庁舎の改築というのはこれ先送りするという決断をされたという解釈でよろしいのかということをお聞きしておきたい。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 庁舎の改築を先送りしたということではありませんが、あるべき庁舎の姿というのはやっぱり変わってきているのはこれ事実だと思います。先ほどのお話のとおり、DXでもっていろんな窓口が必ず庁舎に必要なのかという議論もありますし、また先ほどのとおりそれぞれのエリアでどういう窓口が必要なのか、あるいはDXでできるのか、そういったいろんな議論がこれから進んでいくのだと思っております。御指摘のとおり、備荒資金についてはだんだん減っておりますけれども、それと併せてやはり頭の中では今後どういう行政施設が必要なのか、これ公共施設の再編の中でも多少の議論はしましたけれども、様々な状況を勘案しながら進んでいきたいと思っております。ただし、先にやるべき施設がありますので、状態としては庁舎についてはまだすぐ改築はできない、そういうような見解でいるところです。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 分かりました。

そこで、今回財政規律もこの道路整備事業や公営住宅整備事業の一時中止、縮減、ソフト事業に

ついても見直さないように財政規律を見直したということでもありますけれども、今のようにまだ不確定要素がいろいろ事業についてはある、あるいはこれからどんな状況がこの4年間の間に起き得るか分からないという状況でありますけれども、一番いいのは経済をどうやって回すかというようなことを、やっぱり市民生活に影響するソフト事業をどうやってバランスを取っていくというのをうまく調整するというのが一番よろしいのですけれども、市長自身は経済の関係及びソフト事業、どっちを優先されるというお考えで……一番いいのはバランスを取って、今までもバランス取っていらっしやったのですけれども、財政事情がこのような事業で悪化した場合、優先すべきは経済か市民生活のソフトかという認識はお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） バランスを取った経営をしていくということに尽きるのではないかとこのように思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） そのとおりだと思います。いずれにしても、バランスを取っていただかないと、なぜこれを言うかという、年間これだけ名寄から人が流出している実態、あるいは市内の経済も例えば年収が200万円世帯が非常に多い状況の中ではある意味では経済をしっかりしていかなければ活性化していかないと思いますけれども、ソフトも充実していかないとやはり名寄を見捨てて出ていくという方……見捨てるという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、違うところに道を見つける方もいらっしやると思いますので、このバランスというのは常に市長自身市長になられてから多分その思いを貫いていると思いますので、今後ともぜひその姿勢でいていただきたいと思います。

次に、先ほど山田議員とのやり取りもありましたけれども、大学についてお伺いしておきたいと思います。基本的なことは先ほど水間事務局長の

御説明で一定程度理解はされましたけれども、私のほうからも再度確認させていただきたいと思えます。それでは、名寄市立大学の独立行政法人化と大学院の設置ということに関して、市長は昨年の市長選挙時の公約で名寄市立大学の独立行政法人化を検討します、助産師課程の設置、大学院設置を支援しますというふうに述べられておりました。今計画では、後期計画の方向性で独立行政法人化を検討するとともに、大学院設置に向けた取組を推進しますというふうに公約の実現を目指していってまいりますけれども、改めて設置者として独立行政法人及び大学院設置に対する決意、また現状における課題について設置者である市長はどういうふうにお受け止めになっているのかをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 山田議員のやり取りの中でも少しお話をさせていただきました。市長選挙での公約であります大学院の設置と独立行政法人の考え方についてです。大学院の設置については、大学としてやはり中長期的に教育、研究の質を高めていく、このことが大学の持続的な発展につながっていくということだと思います。名寄市は市立総合病院を中心に北北海道、道北の中核的な医療、福祉を担っている、そうした自治体の役割を担っていると思えます。そのためにも人材の育成、その前提となる教育が必要であり、その教育を担う拠点がまさに名寄市立大学であり、その役割はますます重要になってくると。一方で、教育の現場の指導者としての教員を育てていく、このことも大学院の役割の一つとして位置づけられていると考えておりました、大学院における大学院生の修士論文指導、これを行うためにはさらなる研究能力が求められるので、これが大学全体の研究力の底上げにつながると期待をできると考えております。また、大学全体の研究力が高まるということは、地域の抱える様々な課題、特に名寄、この辺は積雪寒冷であるとか、あるいは分散型な地域、

そうしたところでの課題もあります。そうした課題についてより高い視点で解決策を見いだす取組、こうしたことも積極的に進めていただける、このことも期待できると思っていて、大学における大学院設置は極めて意義があるというふうに考えているところであります。

法人化については、御案内のとおり令和3年の日本の18歳の人口が114万人、今まで10年間ほぼ横ばいで推移してきましたけれども、この令和3年から18歳人口がずっと低減をしていきます。令和22年までには88万人にまで減少するということが言われております。一方で、北海道内を見ても、来年度は御承知のとおり旭川大学が公立大学化をするということがございます。札幌圏においても、私立系ですけれども、看護系あるいは福祉系の学科の新設の計画が複数あるというふうに承知をしておりまして、18歳人口が減っていく中においても大学間の競争はますます激しくなっていくと予想されます。昨今の本学の入試倍率等見てもやはりその傾向が若干出てきているのかなと思っていて、強い危機感も持っているところであります。大学の持続可能な発展のためには時代、社会、地域のニーズ、そして将来を見据えた果敢なチャレンジが必要であり、そのためにはより柔軟性、そして機動性、こうした意思決定と透明性の高い大学経営を行うことが極めて重要だと考えておりまして、大学院設置と併せて独立行政法人化の検討も急務であるというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 市長の強い決意をしっかり受け止めさせていただきます。公立大学の独立行政法人化というのは議決事項でありますので、これ以上質疑は避けたいというふうに思いますが、ただ大学院の設置に関してはずっと懸念されていたのが教員の確保という課題がありましたけれども、この辺について現状と見通しについてお答えをいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学院の部分につきましては、先ほど山田議員のほうからもお話しさせていただきましたとおり、今までの、今年度からの議論の中で本学の保健福祉学部の特徴を取り入れた名寄市立大学独自の大学院の専攻や領域、コースを設定するべきとの意見がございましたので、現在はまだ具体的なカリキュラム編成までには至っていないというのが現状であります。このことから、大学院に係る論文指導、担当教員の配置ができるまでにはもう少し時間が必要になるかと思っておりますけれども、今年度内の立案を目指して今取り組んでいるところであります。大学院に係る教員につきましては、原則保健福祉学部教員が兼務で担当することを想定しておりますので、カリキュラムの編成の立案ができた段階で現在の本学教員の担当分野の中で修士論文指導ができないことが、修士論文指導するところが難しい教員の分野については教員の確保を必要としていきたいということで現在のところ考えております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 大学院の教員の確保については分かりました。

そこで、市長に改めてお伺いしますけれども、今市長も御説明されたように、独立行政法人、あるいは大学院の設置について市長自身は設置者として今後どのようなスケジュールを頭に描いていらっしゃるでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） タイムスケジュールということでお問合せであります。現在は地球規模の環境問題だとか、それは一極集中が大きな原因であるのではないかと、さらにはDX、社会の大変革期であり、場合によっては我々のような地方都市や地方大学によっても大きなチャンスになり得るタイミングなのではないかなというふうにも考えていて、そのためにはこれら大学院、そして法人

化も喫緊の課題、あるいは検討が急務であると考えておりますけれども、まずは今大学の目的の原点である人材育成、それを担う教育の育成を優先的に取り組む課題と捉えておまして、大学院の設置をまずは検討、先行して進めていくということが重要でないかというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） そこで、これもちょっと聞きづらいことではありますが、名寄短期大学というか、4大化のときにもそうでありましたけれども、開設までに準備室を立ち上げて取り組んできたのが名寄市の設置者としての立場でありましたけれども、非常に機構や人事に関わることであって、明言までは求めませんけれども、市長の準備に当たる基本的な姿勢についてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員おっしゃったとおり、人事に関わることなので、この場で明確にお答えはできないのですが、大学院設置に係る文科省などへの様々な手続は4大化、4大設置の場合と変わらないので、一定のスケジュールが決まった段階で準備室の設置も含め組織や人員配置について検討してまいります。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 分かりました。明言は私自身も避けますけれども、名寄大学が新たなスタートを切るためにはぜひ検討すべき課題がこの2つであると思っておりますし、設置者である市長からの熱いメッセージもこれしっかり理解しましたので、今後推移をしっかり見守っていきたいというふうに思うので、そこでとどめておきたいというふうに思います。

次に、総合計画後期計画に関わってでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、基本項目ごとの審議はこの後ということになりますので、まずちょっと気になる部分というのでお伺いして

おきますけれども、今回踏まえるべき現下の情勢の中で、ある一国の問題が世界中に影響を及ぼす状況にありますというふうに記されていますけれども、一面においてはそのとおりというふうに認識はしているのですが、地方自治体の一つの総合計画の基本計画には非常に適さない、一国の問題というのを指定している。いずれにしても、これはロシアを言っているのだと思いますけれども、中国の問題とかいろんな課題、世界各国には国の問題というのはあって、それが世界経済に大きな影響を与えるという状況の中で、一国の問題がというふうに明記された、この真意というのをお聞かせをいただきたい。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御指摘いただきました内容なのですが、実は前後の文章を一部抜粋させて御説明させていただきますと、世界の社会経済情勢はグローバル化が急速に進展し、相互に密接、複雑に関連する状態となっており、一国の問題が世界中に影響を及ぼす状況にありますというような文章でございます。ここで我々がお伝えしたかったのは、一国というのが限定した一国ではなくて、例えば気候変動による災害や新型コロナウイルス感染症の拡大による工場閉鎖でサプライチェーンに甚大な影響が出て、需要と供給のバランスが崩れ、世界中に影響が出てしまうことなどが挙げられるということ、また最近ではアメリカの政策金利引き上げによる円安になっておりまして、物価上昇に拍車がかかったことなどもあると思います。日本も世界と密接に関わっておりまして、他国から影響を受ける形でエネルギー価格の高騰、原材料高、食料品も影響を避けられないという状況にあることをここで表現したかったということですので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今部長がおっしゃることというのは、しっかり御説明をいただきたい

と。もしこの一国というのがロシアに限定するような言い方、それは議会もウクライナ侵攻というのはやっぱり許せない行為ということで決議をしておりますけれども、友好都市を持つロシアでありますので、これ一国というよりも一握りの人たちが戦争を起こしたのかもしれない、今後これが終息して、またドーリンスクと友好関係になったときにここが引かかると、変なことになっても困りますので、そんなことはあり得ないと思いませんけれども、ちょっと真意をお伺いしておきたいと思いました。

次に、総合計画を、後期計画を策定する場合はやっぱり名寄市自治基本条例、これをしっかり踏まえて策定をされたというふうに思いますけれども、第4条、条例の位置づけで総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定などにおいて条例の趣旨を最大限尊重するというふうに定めておりますけれども、今計画策定に当たってどう尊重されたというふうに認識されておりますか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 名寄市の自治基本条例、どのように尊重したのかということでございます。名寄市自治基本条例は、住みよいまちづくりのための基本的な考え方を定めた名寄市の最高規範という位置づけであります。その中でも第19条において総合計画の位置づけや策定に際してあらかじめ市民に情報提供することとされております。後期計画策定の作業開始に当たっては、総合計画の5つの基本目標や施策間連携を図ることによって一層の効果が期待される3つの重点プロジェクト、中期計画の主な取組を広報で情報提供させていただきました。そのほか毎年市内9会場で開催しているまちづくり懇談会の場で市政についての情報を提供させていただいております。また、本年度に入り、コロナ禍において制約されていた市民対話、参加の機会を設けるため経済、医療、福祉、子育て分野など大きく4つの分野、団体と市長との意見懇談会を実施するとともに、市長自

ら子育て支援施設や高齢者学級、市立大学などへ出向くアウトリーチを9回実施いたしました。市民の各分野での代表により構成されている総合計画審議会は中期計画の検証による成果と課題を整理して、アンケートや各団体からの御意見などを基に活発な議論をいただきました。同じく第19条にあります市民意見の反映については、各種団体との意見懇談会やアウトリーチ、アンケートなどでいただきましたデジタル技術の活用推進、道路整備、除排雪、子育て支援の拡充など市民生活に関連する内容について基本計画主要施策や実施計画への反映、または計画期間内、もしくは将来的に検討することとしております。第1条、条例の目的として市民、議会、行政により市民主体のまちづくりを実現することとあります。今後も条例の趣旨を最大限尊重して、この3者が共通認識を持ち、連携と協力しながらまちづくりを進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 一方、第9条のコミュニティ自治では、市民及び市は地域の特性を踏まえコミュニティの自主性及び自律性を尊重しなければならないというふうに定めております。市民主体のまちづくりの推進において後期計画の方向性にある地域連絡協議会とコミュニティ・スクールなど地域課題に対して特色ある取組を行う組織との再編を検討し、地域コミュニティ組織としての体制強化を推進するという文言との整合性についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域連絡協議会とコミュニティ・スクールなど再編検討、それと市民主体のまちづくりとの整合性という問合せかなと思います。地域連絡協議会は市内の小中学校区を基本として7つの地域連絡協議会がござい

て、主な活動として地域の清掃、景観美化活動、スノーランタン、それから盆踊りや防災訓練などがございます。令和2年度に実施したコミュニティ活動の現状と課題を把握するためのアンケート調査では、主な課題として役員の担い手不足や高齢化の進展、未加入世帯の増加などのほかに地域連絡協議会について単位町内会活動の活動で精いっぱい、安全安心会議や学校運営協議会への出席が重複しており、負担が大きいの声をいただいております。そして、そのような状況に対して行政評価においても地域連絡協議会については見直しが必要な事業としてC評価とされているところです。コミュニティの自主性及び自律性の尊重と後期計画期間との整合性につきましては、決して方向性が異なるものではなく、地域の課題に対応する組織の中で重複している役割の負担軽減を検討するためのものがございますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 言っているのは分かるのです。ただ、自治基本条例では自主性及び自律性を尊重すると。要するにやっぱり独自性を持ってしっかり検討してくださいということを総合計画で再編を検討するというふうに打ち出すことが整合性が取れているのかということ。ある意味では、今部長がおっしゃるように、今後の進め方でやっぱりそこをしっかりと地域の組織と、あるいは地域住民、実情はおっしゃるとおり、まさにそのとおりだと思うのです。だけれども、そこを自主性と自律性を尊重するという自治基本条例と検討するというのを今打ち出すことの整合性、しかもこれは4年間という、後期計画の4年間ということの整合性、だから手順を間違えないようにしてほしいというふうに思うのですけれども、部長、手順ということについてはどういう認識をお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今前段お話しさ

せていただいた課題の部分についてなのですからけれども、ここについては当然アンケートとかの活用によって寄せられた声もありますけれども、当然町内会連合会等の役員会の中で膝を交えた中で出されてきた課題でもございますので、議員御指摘のとおり、行政が一方的にこういった方向性だということを示すのではなくて、しっかりと地域コミュニティを代表する皆様方と膝を交えながら意見交換をして、しっかりとボトムアップした状態で形として方向性として引っ張っていききたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） もう一つ、新型コロナウイルス感染症の対応というところで市民の暮らしや働き方、価値観などの変化という表現をされていますけれども、新型コロナウイルスがどういう変化を与えているという認識をされて、この文言が盛り込まれたのかお答えをいただきたいと。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時00分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここで変化という表現をさせていただいておりますけれども、非常に分かりやすい形でいうと、通常の例えばインフルエンザだったり、風邪という扱いからちょっと違う形での対応を今国内で余儀なくされてきたということで、例えば自宅で待機しなければならぬ期間が設定されたりとか、そういった部分で大きな生活、我々市民の生活にも影響を及ぼしたということで、こういった表現をさせていただいております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） これまさにこの表現のとおりだというふうに思っているのです。新型

コロナウイルスがやっぱり感染が拡大した以降、間もなく約3年になりますけれども、まさに市民の暮らしや働き方、ある意味では価値観が大きく変わってきている。特に働き方改革がこれに加わったり、あるいは世界経済情勢が変わったり、物価が高騰したりということを見ると、片方では年金がなかなか上がっていかない、逆に削減されるということを見ると、なかなか高齢者にとっても若い人たちにとっても暮らしづらい世の中になってしまったという感じはありますけれども、その中でやはり市民の皆さんの願いや夢を実現していくのはこの総合計画の後期計画だというふうに私は認識しております。残念ながら財政が非常に厳しい状況もありますし、これから国の財政も含め、あるいは道の財政を含めいろんなことが苦しくなって、今までどおりの交付金というふうにならないのかもしれないかもしれませんが、理事者の皆さんにあってはぜひ厳しい時代であっても市民の生活を優先する、あるいは市民の暮らしを優先するという観点に立って住みよい名寄づくりに邁進していただければというふうに思います。そのことを強く申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で佐藤靖議員の総括質疑を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

基本計画について項目ごとに審議を行います。

まず、重点プロジェクトについて審議をいたします。

説明を求めます。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それでは、私のほうから重点プロジェクトにつきまして概要説明をさせていただきます。

総括説明でも申し上げましたけれども、後期計画における重点プロジェクトは施策間連携と名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視しまして、前期、中期計画に引き続き3つのプロジェクトを継続して取り組むとともに、新たに生涯活躍プロジェクトを加えて、4プロジェクトに取り組むこととしました。

議案5ページをお開きください。あわせて、議員協議会でお配りした成果指標の一覧、資料2を御覧いただければと思います。初めに、経済元氣化プロジェクトについてでございます。新たに産業の創出や地域ブランドの確立を図り、雇用の場、人材の確保、事業継承の取組支援などに努めるとともに、交流、関係人口の拡大に向け移住、交流の推進に取り組むことに加え、地域経済の好循環に向けて民間と協働で地域通貨事業を推進してまいります。

成果指標といたしまして、新規就農者では2021年2人を基準値として、2026年では7人を目指すもので、市立大学卒業生市内就職者数で2021年12名を基準値として、2026年では20人を目指すものであります。中期で設定していた指標、観光入り込み客数、外国人観光客宿泊数は、地域経済の好循環に向けて経済波及効果が高く、直結すると考えられる市内宿泊延べ数へ変更し、2020年7万5,008人泊を基準値として、2026年に11万2,400人泊を目指すものであります。また、新たな指標として、新たに立地した企業数は2021年の実績はありませんでしたが、後期計画期間内に4件を目指すものでございます。

次に、安心子育てプロジェクトについてでございます。安心して子供を産み育てることができる環境を充実させるために子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行い、少子化対策、人口減少対策の強化に取り組めます。

成果指標として、待機児童数では2021年6人を基準値として、後期計画終了時までにはゼロ

を目指すこととしております。ファミリー・サポート・センター事業利用者数では、2021年194人を基準値として、2026年では200人まで増やすことを目指すものでございます。また、全国学力・学習状況調査全教科の結果について全科目全国平均以上を目指して取り組むとしており、子育て支援センター利用者数も基準値よりも若干増え、1,400人の利用者を目指すものであります。

次に、冬季スポーツ拠点化プロジェクトについてでございます。本市の自然環境、施設環境の強みを生かして冬季スポーツの拠点化を目指すために、冬季スポーツ合宿、大会誘致と併せてジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを通してふるさとへの誇りと愛着を持てる人材の育成に取り組めます。

成果指標として、中期まではスポーツ全般に係る指標を設定しておりましたが、このたび冬季スポーツに特化した指標を新たに指標として設定いたしました。新規冬季スポーツ大会誘致数では、後期計画期間内に2大会を誘致することを目指し、冬季、下半期スポーツ合宿大会受入れ数では2021年6,263人を基準値として、2026年では7,500人の受入れを目指すことでスポーツ合宿、大会による経済効果を2021年7,884万円を基準値に、2026年では9,000万円の経済効果を目指すものであります。さらに、冬季スポーツ全国大会出場ジュニア選手数では、今後さらなる少子化が見込まれる中ではありますが、中期に引き続き15人を目指して取組を進めてまいります。

最後に、後期に新たに重点プロジェクトに加えました生涯活躍プロジェクトについてでございます。少子高齢化、特に生産年齢人口の減少が進む中、年齢や国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じて役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組

みます。

成果指標として、地域連絡協議会活動事業数では、2019年14事業を基準値として、2026年では16事業を目指すものでございます。また、市民講座参加者数、公民館開催部分では、2019年260人を基準値として、2026年も維持するとともに、市立大学公開講座の開催回数では2021年2回を基準値として、2026年では5回を目指すことに加え、介護予防、フレイル予防教室では2019年754人を基準値として2026年では980人を目指し、生涯活躍できる環境づくりに取り組むものであります。

以上、重点プロジェクトにつきまして概要説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 重点プロジェクトに関わって何点か質疑をさせていただきたいというふうに思います。

今概要について御説明をいただきました。今回生涯活躍プロジェクトを新たに追加をされたということで、午前中でも総括質疑の中での御説明があったところですが、それで、経済元氣化プロジェクトで、冒頭説明ありましたが、今回主要の中に書かれている施策でパブリックコメントでたしか追加になった項目だと思うのですが、経済元氣化プロジェクトの後段のほう、地域経済の好循環に向けて民間と協働で地域通貨事業を推進しますというふうに今回追加がされていると思うのですが、これの具体的な内容についてお聞きをしたい。どういうふうな考えで進めようとしているのか、考えをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、今回新たに追加された生涯活躍プロジェクト、ここの市民講座参加者数、基準値の260人、2019年度目標値もこれを維持していく

というふうな今御説明だったと思うのですが、どうも新たに作った重点プロジェクトの割には、この辺もう少し拡大方向だとかというふうに進められないのかどうか、この辺の同じ目標に設定した理由についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、もう一点、ちょっとこの項目でないのかもしれないのですが、今回の後期計画、持続可能なまちづくりの対応としてSDGsの実践、それぞれ全ての項目の中に位置づけをされており、このSDGsの達成の評価、これどういうふうに評価をされていくのか。

以上、3点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、私のほうから地域通貨についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

これは、お金というのは色がついているわけではございませんので、どこにどのような流れでというのが見えないわけですが、この地域通貨を導入することで本来域外に出ていった経済活動、お金の流れというのが地域内で流通する貨幣を新たに構築することで域内で循環をし出すといったような大きなメリットがあるのだというふうに思います。こういった地域の中で経済が循環する、そのツールとして地域通貨というのが全国的にも今取り組まれ出しているところだと認識しております。ぜひとも、これは行政がどうのこうのということではなくて、しっかりと民間側からの提案もいただきながら、そこに行政としてどのような支援がしていけるのかということとしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。例えば言うならば、今までの例えば行政ポイント、こういったものを地域通貨に反映して、さらに地域通貨に市民の皆さんが利用していただけるような環境をつくっていけるのかとか、いろいろと検討しながらこの導入に向けてぜひ取り組ん

でいきたいということでございます。

それから、SDGsの検証というお話でございましたけれども、こちらについては今回新たな取組として世界的な目標ということで、17のゴールについてまずは議案の6ページに解説を入れさせていただきました。このことについて検証という作業についてはなかなかどこまでやり切れるのかというのもまだ我々としても検証できていないところでありまして、まずは関連のあるアイコンをそれぞれの主要施策に見えるように表現をさせていただきました。ということは、この主要施策ごとの検証結果がイコールSDGsの推進に資するということに直結するというふうに認識しておりますので、SDGsに対しての検証作業というよりもしっかりと主要施策ごとの検証作業を進めて、そのことによってSDGsの推進を検証していくという流れになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 東川議員のほうからは、市民講座の参加者数が基準値と目標値が同じ数なのだというような御質問かなというふうに思っています。市民講座の参加者数は各公民館で実施している市民講座や公民館講座の参加者数ということでございますけれども、コロナ禍直前の令和元年度の市民講座、公民館講座の参加者数が260人だったのですが、令和2年度、さらには令和3年度と相当減少しているというところもございまして、まずは参加人数を基準の260人まで戻したいというところで今回260人と設定させていただきましたので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ答弁いただきました。今の地域通貨の部分、域内、地域内で循環をさせて、経済、ほかに流出させないというふうな、民間の力を借りてというふうな御説明をいただきました。非常に重要な大切な取組だとい

うふうに思う。今お答えにあったように、民間主体にというふうな御答弁だったと思うのですが、これ実際にではどういうふうなアプローチをかけて、行政がそのサポートをされていくのか。ここに表現をされているということは、ある程度の考え方も整理がされているのかなというふうに思いますので、もう一度その辺の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、市民講座の部分、確かに恐らくピヤシリ大学だとか友朋学級だとか、やっぱりそういうところの参加者も中心にもなってくるのかなとも思うのですが、非常に少ない、現状はたまたま2019が260人というふうなことで、その後コロナ禍もあって、非常に厳しい状況だという。ぜひこの目標、クリアするような形で進めていただきたいというふうに思います。

それと、SDGs、今部長が御説明いただいたように、基本的な考えはそうだと思うのです。それぞれの施策の中にアイコンが全部設定をされている。それはそれなりに理解はするのですが、なかなかSDGs、この表現、今回の施策もそうなのですが、前段のあれなので、重点プロジェクトの中でも、この中でお話をさせてもらいたいのなのですが、いろんな新しい用語だとかいうふうなのって、これSDGsといっても正直言ってこれを市民の方が理解をするという、ただアイコン並べていますよというふうな形ではなくて、これはこの施策の中にどういうものが入っているのだというふうな説明だとかというの、配慮が非常に必要だと思うのと、やっぱり今回自分たちが頂いた資料の中には今回の後期計画のいろんな新しい用語の説明がありました。今後これを最終的な方向づけがされるときにはやっぱりページ、ページごとにそういう文言があるのであれば、きちっとそういうものを説明を、注意書きを入れることによってより理解がしやすくなると思うので、この辺のことも含めて改めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、地域通貨についてでありますけれども、我々の、我々というか、この地域通貨を具現化していくためには、イメージとしてはやはり名寄商工会議所、それから風連商工会、そういったところが中心となって、こういった地域通貨というものを主体的に運営していただければというふうに考えております。その中で我々としてどのような付加価値をつけていけるのか、そこは大いに行政としても参画する意義があるのかなというふうに考えております。そういった中で、先ほどちょっと申しましたけれども、行政ポイント、それから例えば健康マイレージだったりとか、いろんなところで地域通貨という仕組みに対して付加価値をつけていけるものがあるのであれば、共に研究して、いいものつくり上げていければなというふうに考えております。

それから、SDGsのお話でございます。議員おっしゃったとおり、実は以前川村議員からも同じような御指摘をいただいております。今回議案として提出させていただいている部分については、これは明文化ということで、大変説明という部分においては大分欠落している状態で議案として提出をさせていただきました。しかしながら、御指摘のとおり、我々も前回中期計画のときにはダイジェスト版ということで新聞のような読みやすい形、子供たちから大人まで見ていただけるような努力をしながら、そういった解説的なものを全戸配布させていただきました。今回もエッセンスをしっかりと理解してもらおうというか、お伝えするというのがやっぱり今回策定後のしっかり取るべき我々の仕事だと思っておりますので、そこについては今回皆様方タブレットを導入させていただいて、電子データとして提供させていただきました。ということで、前回よりも実は製本するときの予算というのが若干浮く形になります。そういったものをしっかりとまた使って、市民の皆さんに分かりやすいダイジェスト版を作れということで、私

のほうからも既に指示は出しておりますので、しっかりとこの議案、御議決いただいた後にエッセンスも含めて分かりやすく伝えられるように対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 地域通貨の部分については商工会議所、あるいは商工会が中心となって、それに行政が携わっていくということで最終的に理解をさせていただきます。

それと、SDGsの部分も説明をいただきました。最後に、ダイジェスト版のお願いをしようかなと思ったなら、部長のほうから今回もしっかりダイジェスト版で全戸に配布をしていただけたということなので、先ほどちょっとお願いを申し上げた専門用語、どうしても文章的には使わざるを得ないと思うので、それは駄目だという意味ではなくて、やっぱりそれが市民の皆さんがそれを見たときにその部分で理解ができるというふうな、大変だとは思うのですけれども、その工夫も加えながらダイジェスト版を作成いただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 重点プロジェクトに関わりまして2点質疑させていただきます。

1点目です。（2）の安心子育てプロジェクトの成果指標につきまして、待機児童数の基準値と目標値が中期計画のところから変わっておりますので、中期計画から後期計画へ移るときの評価といたしますか、検討経過についてお知らせいただきたいと思っております。

2点目です。（3）の冬季スポーツ拠点化プロジェクトについてであります。先ほど石橋部長からの御説明で冬季スポーツに限った内容に成果指標の項目を切り替えたということでありました。中期計画の中ではもう少し幅広いところでの成果指標になっていたと思っておりますので、その考え方についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 私のほうからは、成果指標の待機児童数の部分で中期の6人から変わっていないのではないかという御質問だったかというふうに思います。これはたまたまと言ったらあれなのですけれども、中期のときの状況も実はカウントしていたところが6人いらっしゃったということで、中期のときも6人からゼロ人の目標にというふうにさせていただいております。後期の部分についても2019年というこの部分では6人いたということで、ちょっと同じような数字になりますけれども、待機児童については変わっていないという言い方は変ですけれども、たまたま一緒だったというふうに御理解いただければというふうに思います。いずれにしても、待機児童につきましてはゼロを目標にさせていただきながら、その都度、その都度状況ありますけれども、4月1日時点という状況もありますけれども、ゼロを目指して日々やっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 山崎議員から冬季スポーツの関係で御質問いただきました。議員御指摘のとおり、中期のときを我々もしっかり検証しながら後期へつなごうということだったのですけれども、中期のときの重点プロジェクトの表現については、御指摘のとおりどちらかというと冬季スポーツの拠点化プロジェクトといいながらも要は生涯スポーツ的なところも含むような指標というような設定をしておりました。逆に基本目標V-7、生涯スポーツの振興という主要施策の中では、ここでは生涯スポーツということではなくて、実は競技スポーツ的な表現が結構中期のときは強かったという印象がございました。そういったところを次後期でしっかりと検証、見直したときに私のほうからこの基本目標Vのところにつ

いてはしっかりと生涯スポーツに特化した表現をしていこうということで、どちらかというと競技スポーツというよりは運動に近い、市民の皆様方の健康増進等につながることにしっかり表現を変えていこうと。冬季スポーツの重点プロジェクトについては、そこはしっかりめり張りをつけた中で、目標値についても冬季スポーツに特化した競技という部分がちょっとフォーカスされるような目標設定にめり張りをつけていきたいということで、今回このような案をつくって、審議会の中で議論していただいて、承認いただいたという経過がございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 御答弁いただきましたので、先に待機児童数のことで再度確認の意味で発言させていただきますが、たまたま6名だったというお言葉がありましたので、これは中期計画4年間の中ではゼロになるところもあったけれども、後期計画をつくる時の数がたまたま6であったというふうに受け止めていかどうかを後で御答弁いただきたいと思います。ゼロを目指していくということに変わりはないということについては、当然のことだと思いますので、安心して受け止めさせていただきたいと思います。

それから、冬季スポーツの拠点化プロジェクトについて成果指標の上段、3行説明文がございます。この3行説明文がある中のジュニア世代の育成強化を推進するとともにという文言があるので。この文言をこの成果指標の4つの項目のどこで達成していくという見取りをすればいいのかどうかというふうに思ったときに、一番下4つ目の冬季スポーツ全国大会出場ジュニア選手数というところかなと思うのですけれども、名寄市内の対象学年、対象年齢に当たる児童生徒数の中からいうと、この数はとても少ない数だと思いますので、冬季スポーツの拠点化をもう少し大きく広げるといふ意味において、成果指標について冬季スポーツに関わらない中期計画の中にあつた重点プロジ

エクトの成果指標が取り込まれるような意見はなかったのかどうか、ちょっとその経過について再度詳細をお知らせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 審議会の議論経過ということでありまして、審議会の中の御理解いただいたという部分でいうと、名前、冬季スポーツの拠点化プロジェクトということで、ここを直接的にやはり分かりやすく具体的に進めるという意味では、このような成果指標で御理解いただいたということでございます。

それから、山崎議員からありましたジュニア世代の育成強化という部分なのですが、全てをKPIの中に落とし込むというのがなかなか難しい。その中で実施計画事業との関連づけの中でしっかりとここについては推進をしていく体制をつくっていくということと、そこに実施計画事業にのせるという時点で行政評価等、また市民の審議会の皆さんに評価いただく機会、それから議会の皆さん方に報告する機会というのがございますので、しっかりと実施計画事業の中で落とし込みながら、このまきに目指すべき方向性の具現化に向けて事業として取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 待機児童の関係ですけれども、少し答弁の仕方が悪かったかなというふうに思っていますけれども、待機児童の基準値になる部分ですけれども、年度ごとに4月1日をも一つの基準値として、その部分でちょっと見させていただいています。ですので、待機児童いる年もあれば、実はいない年もございます。いずれにしても、待機児童がいないほうがいいことに間違いございませんので、たまたま今回の後期つくるに当たっては2021年を基準値ベースということにさせていただいている関係上

この年はちょっと6人ほどいたということになってございますので、いずれにしても毎年ゼロになるのが一番いいというふうに思っていますし、そのように進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 待機児童について了解いたしました。

それから、冬季スポーツの拠点化プロジェクトの件に関わりましては、重点プロジェクトの部分と先ほど部長からお話のありました実施計画の部分との整合性を取りながらの具体的な振興のところに期待をして、この後も大事に確認させていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、重点プロジェクトそれぞれに1つずつ御質問させていただきたいと思います。

まず、経済元氣化プロジェクトの中で、ただいま議論もありました民間と協働で地域通貨事業を推進するというものであります。先ほどの御答弁の中では民間主導のように聞こえたのですが、民間と協働でというふうにここに書かれていて、地域通貨がスケジュール的にどういった形で進められようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、2つ目の安心子育てプロジェクトです。このKPIのところでは、今議論があった待機児童ゼロを目指す、もちろんだと思っています。あと、ファミリー・サポート・センターの利用状況も増やしていこうという取組になっていますけれども、昨今保育士というのがいろいろ話題になっています。保育士さんが保育する子供たちの基準人数、このところについては随分長いこと変わっていないというようなことも言われていて、保育士さんたちの負担が非常に増えているなというふうにも実感をしています。そういったところでの考えを、取組をどのようにしようとして

いるのかお聞きをしたいと思います。

それから、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに関わってなのですけれども、やっぱりスポーツ大会、また誘致する経済効果等々は述べられているのですが、地域の子供たちの冬季スポーツに興味、関心を深めるといった取組も必要かというふうに考えています。例えばピヤシリスキー場オープンしましたけれども、足元マーケットということで市民の皆さんに無料で開放している、こういった取組がされているのですけれども、拠点化プロジェクトというふうなことで取り組んでいるわけですので、この中でそういった子供たちへどう取り組んでいこうとされているのかお聞きをしたいと思います。

最後に、生涯活躍プロジェクトに関してなのですけれども、先ほど総括質疑の中でもありました新しい取組ということで、生産年齢人口の減少が進む中でということで、働く場所が大事になってくるというような議論がされていたかというふうに思います。そのときに全庁的に連携を組んで取り組んで進めていきたいのだという御答弁があったかと思います。そのところもう少し具体的にお知らせいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 川村議員から安心子育てプロジェクトの中の保育士の配置基準等々についての御質問だったかというふうに思います。成果指標には記載はしておりませんでした。決して議論していなかったわけではなくて、ただ一応公定の国で定めた配置基準というのがございますので、市としてそれを独自で上回るということが、総合計画の中でそのことまで文言述べるのが適切かどうかとなると、ちょっとこの部分ではどうなのかなというようなことが1点と、もう一点が、実態としては配置基準は数年変わっていないというような報道がありますが、当然当時

と比べたら週当たりの労働時間等々が大分変わってきておりますので、基準労働時間を守るためには一定の人数確保というのはしていかなければならないので、そのときから比べれば緩和できているのではないかなというふうに、ちょっときちっとした推計ができていますのでございますが、できているところでございます。ただ、各論等々については、ちょうど再来年度子ども・子育ての計画の実施するというので、来年度計画の策定年度になっておりますので、そのことも念頭に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 地域通貨のスケジュールの御質問でございますけれども、実は地域通貨を進めるに当たって様々な手続がございまして、ちょっと時間がかかる、そういう手続もございまして、今の段階で明確にいつから始めるだとか、そういうスケジュールについてはお答えできる段階ではないということで御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 川村議員から子供たちのスポーツについてのお話をいただきました。どのように子供たちにそういった冬季スポーツに興味を持っていただきながら振興していくのかといったお話かなとは思っておりますけれども、これまでも体育の日のところでは各競技団体の御協力をいただきながらいろんなスポーツに対して興味のあるブースに、ブースを出してもらって、そこでいろいろ体験をしていただくようなことも継続してやっております。そういったことからいろんなスポーツを経験していただける環境をしっかりとこれからも提供していきたいなというふうに考えておりますし、もっと小さな子供たちでいうと、これは後期計画ということではなくて、今年からチャレンジしているところなのですけれど

も、市内の幼児教育、保育施設にスポーツトレーナーを派遣して、体幹トレーニングとか、体を上手に動かせるトレーニングとか、実際にこれは官民関係なく希望のあるところに対して派遣をしながら、子供たちのそういった運動能力の向上を目指して派遣をさせて、取り組んでいるところであります。先ほどのスポーツ体験については、また今年の話になって恐縮なのですが、今年は風連地区の体育館で2月頃開催しながら、ちょっと時期ずれてしまったのですが、感染症の関係で。2月にもそういった地域をまたがりながら、いろんな子供たちにたくさん来ていただけるようなイベントも広げながら、子供たちに親御さんと一緒に参加していただけるような機会をしっかりとつくりながらスポーツに興味を持っていただけるような取組をしっかりと進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 生涯活躍プロジェクトの働く場所を全庁的に連携を取って進めていくという。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。生涯活躍プロジェクトの部分ですけれども、具体的にというお話をいただきましたけれども、こちらは議案の中でも各基本目標ごとの関わりを表現させていただきましたが、非常に広い範囲での関わりがございます。これはそれぞれの担当しているところでも必ず関係の出てくる実施計画というのが出てくると思いますので、しっかりと、この一番の目的はこういった生涯活躍プロジェクトというところを旗揚げしたと。我々は行政として重点プロジェクトとして旗揚げしたということが非常に大きな、我々としてもハードルの高いチャレンジでありますので、ここを意識しながらそれぞれ具体的な施策を積み上げていくといったことになっていくのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれお考えをお聞かせをいただきました。地域通貨の件であります。どういったところに地域通貨にして使うのかということも含めて、部長がおっしゃるように、本当に難しいだろうなというふうに思っています。それと、今回灯油券が発行された。こういったのもひょっとしたらこういう地域通貨券があったら、もうちょっとすんなりいったのかなというふうな思いも私の中ではありました。ですから、難しいというふうには思うのですが、やはり民間の皆さんとそれこそ協働で力合わせて行政も含めて市民がより豊かになれるような、そういったものに発展させていただきたいなというふうに思っております。

それから、子育ての保育士の問題ですが、今部長からも御答弁いただきましたけれども、やはり人数の確保が本当に必要、重要になってくるなというふうに思って、この頃の毎日のニュース聞かせていただいています。それこそ名寄市には専門の保育士を養成している学校があるわけですから、やっぱりそういった方々の力も借りながら有効な子育て支援ができればいいなというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、冬季スポーツのところなのですが、今年スケートリンクがなくなった。それからあと、カーリングも随分人気が出てきて、年配の方々からも名寄のカーリング場が通年で使えたらいいね、お金がすごくかかるのですという話をしているのですが、そういったふうに市民の方々の中にも随分と冬季スポーツへの関心が広がっているのだなというふうに私実感をしています。そういった意味では、やっぱり専門的な大会に出たり何だという子供たちの育成はもちろんなのですが、そうではない子供たちに関心を持ってもらえる機会をたくさんつくってもらおうといったこともこの計画の中にぜひ、重点プロジェクトですから、重点しておくわけですから、取組を進めていただきたいなというふうに思っていますので、併

せてもう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから、生涯活躍のところなのですけれども、大変失礼な言い方かもしれませんが、縦割り行政というふうに言われている中で、先ほど御答弁があったように、全庁的に連携をしながら。縦横に連携を取って取り組んでいこうというふうなことだというふうに、この図も見せていただく中でそのように私は受け止めさせていただいています。そのことについて、また改めてお考えをお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、子供たち、スポーツの関係の話を再度いただきました。大変我々もうれしく思っております、ひとえに活躍している子供たちが本当に今新聞でも御報告いただいたりとか、これは実は冬季スポーツに限らず、今いろんなスポーツの中でも優秀な成績を収めていただいている子供たちがこの地域から出てきているというのは本当に喜ばしいことだと思っております。そんな中で、今カーリング場のお話もございました。しっかりとここは、主動していますNスポーツコミッションという組織がございますけれども、これは行政が知恵がないというわけではございませんけれども、ここでは市内の民間の皆様方、いろんな団体の方が集まって、運営会議をしっかりと開いていただきながら次年度どうしていったらいいのかということも議論いただいておりますので、しっかりとそういったNスポーツコミッションの力も借りながら、そういった市民に対してのアプローチ、スポーツ振興について、子供たちについてもいい施策を展開していけるように我々も一緒になって考えて、支援していきたいなというふうに考えております。

それから、この間もうベテランの域に達していただけますけれども、ジュニオリ、ジュニアスポーツオリンピック協議会、こちらも今年度も開催する運びとなりました。しっかりとこれは名寄の強みを生かした取組の一つでありまして、ここがある意

味定着しつつあるといったような成果であるかなと思っております。こういったような全国で活躍する子供たちが一堂に会して名寄で最終戦を飾るといような、そのような選ばれた土地になりつつあるということで、しっかりとここもこんな大会がこの名寄で起きていると、行われているということとそこに名寄、地元の子供たちが出場しているということもしっかりと周知させていただきながら、改めてまた皆さん方の盛り上がり資するような情報提供をしっかりとしていきたいなというふうに考えているところです。

それから、生涯活躍プロジェクトの部分にもう一度御質問いただきましたけれども、手続というか、一年間の流れとして、よく御議論いただくPDCAサイクルといったところでの行政評価、それからローリングといったような年間通しての検証をしていく作業過程があるのですけれども、これから実施計画事業というのがここを意識しながらそれぞれの取組が出されてきて、それから予算審査という流れになりますけれども、その中でまたローリング、それから行政評価といったような中でしっかりと取組に取りこぼしはないのかといったところの外部の市民の皆様方の、審議委員の皆様方の評価もいただきながら、そしてまたそこで報告して、議会の皆様方に検証いただきながらしっかりと予算化して、形にしていくといったことで、その中で当然ローリング作業においては我々総合政策部も全部門に入らせていただきながらお話を聞く機会も当然ありますので、しっかりとこの重点プロジェクトにフォーカスした中でそれぞれの取組がしっかりと行われているのか、そしてまたその成果として皆様方に議会の場でしっかりと報告していける形になっているのかということを検証しながら進めさせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

以上で重点プロジェクトについての質疑を終了いたします。

次に、基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりについて審議いたします。

説明を求めます。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりの主要施策について御説明させていただきます。

議案、後期基本計画案の7ページから13ページになります。また、KPI、成果指標につきましては先ほどの重点プロジェクトの下の表になっておりますので、併せて御覧いただければと思います。基本目標Ⅰにつきましては、7本の主要施策で構成されておりまして、基本目標Ⅰ－1、市民主体のまちづくりの推進から順に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに7ページになります。主要施策1、市民主体のまちづくりの推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、市民と行政が協働してまちづくりを推進するために行政情報の公開、提供と市民の声を聴く広聴活動の充実や地域コミュニティ組織の活性化が必要です。また、地域活動では担い手不足の課題があることから、時代に合わせた組織の見直し、人材育成への支援が必要と考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、地域連絡協議会とコミュニティ・スクールなどの組織との再編を検討して、地域コミュニティ組織としての体制強化を推進します。また、地域の魅力発信を市民と協働により推進いたします。

主な成果指標としては、市内72町内会の加入率を74.2%まで引き上げることや名寄市ライン公式アカウント登録件数を1万5,000人と

するなど市民自治を確立するための基本的原則を定めた名寄市自治基本条例を推進し、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、8ページになります。主要施策2、人権尊重と男女共同参画社会の形成についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、いじめ、ハラスメント問題など社会における人権問題がクローズアップされており、自分だけではなく、他者の人権を守ることや男女がともに働きやすく、女性が活躍しやすい環境をつくるため行政、市民、関係団体が互いに協力し、積極的な取組を行っていくことが重要となっております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、人権意識の普及、高揚を図るため各関係機関との連携、連動による各種活動の実施、策定中の第3次名寄市男女共同参画推進計画における目標達成に向けた施策の推進を図ってまいります。

主な成果指標としては、人権擁護委員数、審議会等委員に占める女性の割合、女性委員長のいる審議会等の比率の3項目とし、地域社会全体への人権意識の拡大や男女共同参画社会実現のため成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、9ページになります。主要施策3、情報化の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、ICTに関連した各種情報システムを安定的に運用することが必要であり、システム機器やソフトウェア類の稼働確保やセキュリティ対策の徹底が求められております。また、デジタル社会の到来を見据え、デジタル技術、データを活用した市民サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、キャッシュレス化や公共交通、教育など地域課題解決に向けたデジタルトランスフォーメーションの推進が必要と考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、情報システム機器の安定的な稼働確保や

セキュリティ対策の徹底を図るほか、デジタルトランスフォーメーションを推進するため名寄市DX推進計画を策定し、その実効性を担保した上で情報システムの標準化や行政手続オンライン化、デジタルによる業務改善などの取組を推進いたします。

主な成果指標としては、国が進める情報システムの標準化、共通化及び行政手続オンライン化、デジタルに不慣れな方への対応としてスマホ教室の開催数、加えてマイナンバーカードの普及率の向上の4項目を設定し、デジタル化による利便性や情報システム機能の向上を図りながら成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、10ページになります。主要施策4、交流活動の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、交流では令和2年度以降はコロナの影響で人的交流を中心に事業が制限される中、市民団体等との連携、協力による各種事業の実施に加え、新たにICTを活用した取組により国内外との交流推進に努めてきましたが、各市民団体会員の高齢化などが進んでいることから、施策の推進を図るため各団体の活動が安定して行えるよう継続した支援が必要であると考えております。また、移住促進では移住希望者への幅広いニーズに応えられるよう相談体制、情報発信、受入れ態勢の充実が求められるとともに、ターゲットを絞った支援策の効果検証及び地域愛の醸成にもつながる魅力発信に取り組む必要があると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、交流では市民団体等を中心とした様々な交流活動を支援することで幅広い視野を持った人材育成や地域の活性化につながる取組を推進いたします。

また、移住促進では相談体制など強化を図るためのコーディネーターの配置や地域住民と連携した受入れ態勢の充実を図り、地域との関係性づく

りや魅力発信の取組を推進いたします。

主な成果指標としては、交流では国際交流事業の回数、交流事業参加者数をコロナ前の相互交流を行っていた水準まで戻すことを目標として掲げ、コロナで人の往来が困難な場合においてもICTを活用したオンライン交流などの代替事業を行うことで海外との交流機会を提供するとともに、国内外との交流による地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、移住促進では、移住相談などサポートを受けて移住された件数と転入アンケートで移住と回答された件数を合わせた移住件数を30件まで増やすことなど、受入れ態勢の充実や魅力発信などの取組により成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、11ページになります。主要施策5、広域行政の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、名寄市、士別市を中心とする周辺13市町村で構成する北・北海道中央圏域定住自立圏において、安心して暮らせる地域社会の形成を目指すため医療、福祉、産業振興、教育分野をはじめ防災、物流分野などの課題についてもさらなる連携が必要となっております。また、東京都杉並区との交流事業などを実施してきており、都市部と地方のそれぞれが抱える課題解決を図ることが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図るとともに、新たに連携した取組である広域防災力の向上や物流網効率化に向けた取組や東京都杉並区を中心とする交流自治体との新たな連携した取組を推進いたします。

主な成果指標としては、市立大学生圏域就職者数を30人まで引き上げることや物流効率化実証実験参加自治体を4件とするなど北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンを基本としながら連携を推進し、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、12ページになります。主要施策6、健全な財政運営についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、本市の財政状況は自治体財政の健全化を示す財政健全化判断比率の指標においては安全圏にあるものの、人口減少や少子高齢化に伴う社会保障経費の増加、さらには老朽化した公共施設への対応など多くの財政的な課題が山積しております。このため、真に必要な事業を厳選して行うとともに、基金と公債費を適正に管理し、将来世代に過大な負担を残さず、持続可能な財政運営を維持していくことが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、限られた財源の中で様々な行政需要に対応するためには適切な事業の選択が必要となります。将来世代に過大な負担を引き継がず、持続可能な財政運営を維持していくため、バランスの取れた財政運営に向けて取組を推進いたします。

主な成果指標としては、財政規律として設定している、1つ目として実質公債費比率及び将来負担比率、2つ目として市債に係る借入額及び市債の償還に対する交付税措置がない額の市債残高合計に対する割合、自腹率のことで、3つ目として、財政調整基金と減債基金の合計残高、これらを成果指標に掲げ、目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

最後に、13ページになります。主要施策7、効率的な行政運営についてでございます。この施策の現状と課題についてでございますが、総合計画の着実な推進を図るため行政評価による成果指標の検証やローリング方式による必要に応じた事業の見直しが必要になります。また、民間活力の活用や人材の確保はもとより、職員一人一人が公務員としての倫理観の向上、コンプライアンスの徹底を図っていくことが必要であり、さらにはデジタル技術を用いた行政サービスの導入など、国などの状況の変化にも迅速に対応していくことが必要であると考えています。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、定量的な成果指標の設定とPDCAサイクルによる検証や見直しを行い、計画の実効性を高めてまいります。また、官民連携を進めるとともに、優秀な人材の確保、育成に向けた採用や研修の充実を推進いたします。

主な成果指標としては、受験者数の確保、職員のモラルや意識向上を図るための研修の参加人数、行政評価による事業見直し数の3項目とし、より多くの優秀な人材の確保や職員の資質の向上に努めるとともに、総合計画や総合戦略の着実な推進を図りながら成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） それでは、11ページの広域行政の推進についての中ではありますが、現状と課題として防災、物流分野などの課題についても圏域市町村を中心にさらなる連携が必要で、すというふうに書かれております。防災、物流に絞ると具体的にどのような連携の強化を目指そうとしているのか伺いたいと思います。

また、後期計画の期間の方向性の中に新たに連携した取組である広域防災力の向上や物流網効率化に向けた取組等を推進するというふうにあります。これも併せて関連すると思いますから、具体的な推進計画について考えている点について伺いをしたいというふうに思います。

次に、12ページ、健全な財政運営に関わって事業の選択と集中という言葉が出てきておりました。現状と課題では老朽化した公共施設への対応という言葉も書かれております。まさに真に必要な事業を厳選して行う、こうした決意も書かれて、表明されているわけですけれども、総括質疑の中でも同僚議員が指摘されておりましたけれども、

やはりスクラップ・アンド・ビルドでしっかり残すものは、必要なものは残して、造つてもあるいはそうでないものは廃棄や集約、あるいは同種施設に対して吸収をしていくと。または、その代替施設を用意して、市民理解の下、そちらに移すということややっていかないと、いわゆるスクラップのほうであります。相当厳しいのではないかと、いうふうに考えているところであります。それで、名寄市における財政課題の中でも取り上げられているわけでありまして、老朽化が進む公共施設について16施設例としてピックアップされていたというふうに考えております。健全な財政運営の観点から考えてみると、思い切った集約だとか、あるいは代替施設への移転など関係者や地域、関係機関と膝詰めで議論して、方向性を出していかなければならないのではないかと、いうふうに思っておりますが、この辺りの考え方についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それでは、私のほうからI-5、広域行政の推進の部分で御質問いただきましたので、お答えをさせていただければというふうに思います。

広域防災、それから物流についてはこの間定住自立圏の協定の中で御議決をいただいて、関係自治体と共に取り組んでいくということで盛り込んできた経過がございます。その中で防災につきましては、それぞれ個の自治体でこの間地域住民を守るための取組というのを進められてきましたけれども、それを広域というスケールメリットを生かした中でしっかりと有事の際に対応できる体制づくりということで、この間機会あるごとに意見交換をしてきたということで、その部分をしっかりと具現化していくための取組をこの後期計画の中でも進めさせていただきたいというところの表現でございます。

それから、物流についても議決いただいて、今

連携協定の中で取り組んでおりますが、これも防災と同じ考えの中で取り組んできておりますけれども、今年1つ事業として花を咲かせたのが枝幸町との連携事業ということで、この先2025年の労基法改正によってトラックドライバーの要は時間外の上限がはめられるといったことで、今まで運んでいたエリアが今までどおりには運べなくなるという法改正を控えた中で、では本当に優良なものを生産している地域、地方については今後どのように低コストを維持しながら物を運べるかというのがこれから非常に大きな課題になってくると。そこを見据えた中での我々の取組をしてきているわけですので、これからが各地域が真剣にやはり考えて、地場の産業をしっかりと生産をし続けていただける環境つくっていかれるかということ、これはみんなで考えていかなければならない時代に入ってくるということで、そういった意味でも今回KPIの設定について取組事業を4事業増やすというような、4自治体を増やすというようなKPIの設定をさせていただきました。ここについては、具体的なというよりもそれぞれが課題提起をしながら、それを課題解決するためにどのような方策がいいのかということのしっかりと掘り下げていくという作業を続けながらKPIの達成に向けて我々も取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 財政の関係で事業、そして建設するような建物も含めまして御意見、そして御提言もいただいたというところで考えているところでございます。議員おっしゃいますとおり、かなり名寄市の財政は相当厳しいということで、午前中の佐藤議員の総括質疑の中でも話をさせていただきまして、ただ一方では安全、安心な市民生活を守るですとか経済を守るということで、そういう部分も含めまして財政規律の見直しにさせていただいたというところでございます。

通常の事業もスクラップ・アンド・ビルドですか、当然今やっている事業もそれぞれ利用者がいれば、そういう形もありますから、なかなか事業をなくすということは難しいことではございますけれども、それは市長の指示もありまして、そういう部分に取り組みなさいよと。なかなか一朝一夕とすぐなりませんけれども、そういう形で全職員がいろいろ考えてやっているというところもあります。また、公共施設につきましてもこの間立地適正化計画ですとか公共施設の総合管理計画ですか、また公共施設の再配置計画もありまして、その都度それぞれ学校施設もあれば、子供たちの施設もありますし、今教育施設のこともありますし、当然この庁舎もありますけれども、そういう計画を策定したり、議論の中で施設の在り方なんかも議論、協議、検討しているというところがございます。いずれにしても、限りある財源を有効に使って、当然なければならぬ施設ありますから、そういう部分も平準化しながら、施設を建築しながら市民の皆さんの安全、安心な生活を守っていくということで考えております。その都度また議員の皆さんにも御相談させていただきながら公共施設の建設なんかも進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それぞれお答えいただきました。それで、まず最初に広域行政の推進のところでは防災、物流分野のお答えもいただいたわけでありまして、特に枝幸町との連携など物流の中でやってきたということで、それをさらに広めていくのだと。それとあと、それらを4自治体に広げて、課題提供それぞれしながらまた議論を深めていくのだということで、大変この中から、議論する中からいわゆる物流拠点化、あるいは防災の面でも様々な課題やらヒントやら見えるものが出てくるのではないかと。そういったものを、防災、物流分野などの課題では特に王子マテリア

敷地への企業誘致の柱の一つでもあります広域防災拠点化構想、こんなところとも結びつけていけるのかなというふうに感じたところでもありますから、ぜひ圏域市町村へも説得力のある指針をひとつ示していただいて、そして流れを牽引するようなものをぜひ研ぎ澄まして、ブラッシュアップしていただきたいと。その辺りの考え方も含めて何か考え方ありましたら、再度お伺いをしたいというふうに思います。

それとあと、財政の関係で健全な財政運営の関係であります、特にこの間なかなかスクラップするというのはやりづらい話で、かなり慎重な協議も必要だというふうに思うのですけれども、これまで壊す方針でいたものをやっぱり地域のほうから使いたいというようなお話あって、例えば残す、あるいは同種施設があるのですけれども、利用者もほとんど少なくなってきたという現状の中で集約しないという事象もあります。こうしたことが見受けられる結果として、維持管理費の上昇で市民の税負担が増えるということになっておりまして、上川総合振興局調べによりますと、名寄市の公有財産、建物維持管理費というのは2015年に市民1人当たり18万円だったものが2040年には25万7,000円の負担額になるという推計も出されております。人口減が進む中で施設の維持で税負担が多くなっていくと、こういう深刻な状況も一つ考えていかなければならないだろうというふうに私自身も思っているところではありますが、特に名寄市を離れる人が増えるというのもやっぱりこうした税金の関係もありますから、そして出ていく人が多くなれば支える人が少なくなるといういわゆる負のスパイラルに陥るのではないかと。生産性のあるもの、それからまちの発展に貢献しているもの、こういったものを残すという議論を積極的につくらせていただきたいし、関係者や関係機関、地域とやっぱりしっかり議論をしていくと。税負担も上がっていくことをやはり知らしめながらどうしていくべき

かということ率直に検討されたいというふうに思いますから、この辺りについて行政のほうからの考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私のほうからは、広域行政の部分についてお答えをさせていただければというふうに思います。

広域防災、それから物流の拠点化の推進についてなのですけれども、いろいろ王子の跡地のお話もいただきました。その中では柱の一つとして掲げて、この間も可能性について調査研究を続けているところでもあります。今、今回のお話は名寄市のエリアだけではなくて、いわゆる定住自立圏域という広範囲、13市町村の中でのお話の考え方なのですけれども、基本的に我々が今回防災、それから物流の拠点化の構想というのを掲げた根本的な考え方というのが総合計画の基本構想の中の将来像にあります自然の恵みと財産を生かすといったところで、この名寄市の持っている都市機能、しっかりこの財産を生かした中で圏域の皆さん方みんなにやっぱり喜んでいただけるような取組、そんなことの中でこの名寄市が果たせる役割という部分をしっかりと研究していきたいというふうに考えておりますし、実は市長の公約の整理の中でも必ず気にかけて出てくるのが将来像、ここの記述の中での考え方に全てが資するところにつながるのかなというふうに我々も捉えておりますので、しっかりと圏域の皆さんが幸せになっていくような取組がこの名寄市を中心にやれることがあればしっかりと取り組んでいくということを進めていきたいというふうに考えております。先ほど言った財産という部分でいうと、我々地域医療の要になっております市立総合病院、こちらが防災拠点病院という位置づけにもなっておりますし、日本最北の駐屯地という意味でもこの名寄市に駐屯していただいているわけございまして、そういった都市機能をしっかりと生かしながらこの道北圏域をしっかりと支えていけるような、そんな名

寄市になっていけばいいかなと思っておりますので、そこを目指してしっかりと取り組んでまいります。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、施設の維持管理経費というのは今回の燃料費の急騰なんかもありまして、かなり厳しい、それだけでなく厳しい財政状況の中でかなり重たくなってきているというのが事実でございます。これから施設を建設したり、いろんな計画の中でやっていくときは複合化だとか、そういう部分は当然検討していくということになろうかと思えますし、集約化だとか、そういう部分もこれからいろんなところが出てくるであろうと思えます。また、午前中の副市長の話にもありましたけれども、デジタルの関係もありまして、本当に今ある同じような建物が何年か後にまた同じように必要なかどうか、そういうこともいろいろ考えていながら公共施設の建築については進めていかなければならないと考えております。いずれにしても、多額の経費がかかることとなりますので、当然議員の皆さんとも相談しながらいい方向で進んで、財政に影響が出ないように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 広域の関係もそれぞれ財政の関係も今御答弁いただきましたから、ぜひしっかりと進めていっていただきたいと。嫌なこともあると思いますが、そこに嫌われても将来的にこれは市の発展のためになるということであれば、やっぱり一つ一つ難解なことも議論の中で克服をしていくと、そういう作風でぜひ後期計画頑張っていただきたい。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、基本目標I-1、市民主体のまちづく

りの推進についてでございます。ページ数では7ページです。7ページになります。その前に、ちょっと1つ確認をしたいのです。配付された議案なのですから、今回配付された議案、基本目標と、あと成果指標と実施計画とそれぞれこれ別ファイルで配付されているのです、一つ紙で、ほかデータで。9月の議員協議会で配られた骨子案は、1つの基本目標に成果指標と実施計画と掲載されていて、非常に見やすい資料でした。今回こうしてばらばらに配付された理由、ちょっと今回審議皆さん多分しづらと思うのです、非常に。その理由をちょっと初めにお聞かせいただきたいというふうに思います。

改めて市民主体のまちづくりの推進についてお伺いしたいと思います。主要施策の成果指標、町内会加入率の関係でございます。中期計画では77.98を基準値として目標78.5%、今回示された後期計画、基準値73.7、目標値74.2と中期計画に比べてかなり率的に目標、基準値それぞれ下がっているのですけれども、この部分についての中期計画の総括、どのように考えてこの間の取組、後期目標に設定をされたのかお聞きをしたいというふうに思います。

関連して、この市民主体のまちづくりの推進の本文の中にも出てきますけれども、市民と行政との協働によるまちづくりの根本となる自治基本条例の推進、この部分で自治基本条例、これをこの間どのように市民にしっかり浸透させ、また職員、また議会も含めて根本となる条例の推進に取り組んでこられたのか、また今後後期計画の中でどのような取組をして自治基本条例を推進していくのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

続いて、I-7、効率的な行政運営、ページ数でいきますと13ページです。13ページになります。こちらの主要施策の成果指標、職員採用試験の受験者数、こちら新たに追加されている項目でございます。基準値139、目標値150と。この数値だけ見ると、基準値そんなに低いように

感じないのです。139名、これ2021年度の実績なのかなというふうに思うのですけれども、この数値、新たに目標設定、項目追加した部分について後期計画の方向性との整合性についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 倉澤議員から今まず議案の部分の説明を求められました。我々としても大変心苦しいところはあったのですけれども、あくまでも提出させていただいているのは議案になりますので、議案の部分、余計なものと言ったら怒られますね。いろんな議案以外の文言が入らない状態で提出をさせていただいておりますので、この部分についてはぜひ御理解いただければと思います。それ以外の部分について資料という形で大変御不便おかけしておりますけれども、参照いただきながら御審議いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、私のほうから、まずは町内会の加入の目標設定のところの御質問いただきました。ここについては、既に中期計画の中で引き続き同じ項目で目標設定を掲げさせていただきましたが、実は御指摘のとおり中期計画では数値目標を達成できておりません。この中で、されていない中でまたさらに後期計画にかけてこの数字を上げていこうというところの思いなのですけれども、思いというか、総括といたしましてはやはりこの名寄市の市民の構成の変化といいたしまししょうか、人口減少は進みながら、実は世帯数は順調に増加しているということ、これは、こんなこと話したら怒られますけれども、私が就職した頃というのは記憶としては人口3万程度に対して世帯が1万1,000程度のまちでありました。今現在どうなっているかという、11月末でほぼ2万6,000の人口に対して世帯数が1万4,000を超えているといったような状況で、これだけ、当時割り返せば3はいかないのですけれども、3に近い、1世帯当たり3人程度の家族構成が数値と

して出されていたものが今2を完全に割っているというような状況で、割り返すと1台、1世帯に1.何人という世帯が今このまちを構成しているということで、それだけ単身世帯の数が圧倒的に増えてきているということです。そういった中でなかなか加入率の伸びという部分では難しい状況にもなっているのかなと思います。そんな中でさらに達成しないながらも今回後期計画でしっかりと上積みさせていこうという目標達成をしたというのは、やはりこの地域コミュニティの目的がしっかりと子育てにコミットしながら、地域で子供を育てていくといった部分をしっかりとお伝えしながら、名寄市民としてコミュニティを核としながらまちづくりを進めていこうという部分の気持ちの表れでございますので、我々もしっかりとこの数値達成、目標達成できるように取り組ませていただければというふうに思っております。

それから、自治基本条例のお話をいただきました。そこは、御指摘いただいた部分については本当に我々もしっかり推進しなければいけないというふうに受け止めさせていただいております。しかしながら、我々としても広報等で自治基本条例の考え等を周知する機会をつくらせていただいたりしてはおりますけれども、御指摘いただいた部分は不足している部分も正直あるかなと思いますので、ここは最高規範の条例の考え方でありますから、しっかりとここは市民の皆さん方とも共有できるように情報発信について共有できるように我々もこれからしっかりと努めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 効率的な行政運営のところの職員採用受験者数の関係でございます。これにつきましては、方向性にもありますけれども、より優秀な人材を確保したいと。そのために受験者数を増やすという意気込みで設定させてい

ただきました。実は今2021年の、R3の数字、139人ですか、これそんなに少なくないのではないかという話もありましたけれども、実はその前の年ですとか、民間の受験者で使っているSPIの試験を導入したところ、民間企業を志望する学生なんかも受けていただきまして、結構上がったというのがありました。ただ、いろんな民間を希望する方が多いのか、あとは都市圏なのかというところで、まだ分析はしていないのですけれども、なかなかR3で139名、そして来年度の採用についても今年も結構苦戦しているという状況もございます。今後コロナ禍が収まれば大学とかの訪問ですとか、そういう強化もしていきながら受験者数を増やして、ひいては優秀な人材の確保に努めていきたいということで、KPIとして設定させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 町内会の加入率の関係、石橋部長から今名寄市の世帯の類型が影響しているのではないかという分析もされているということで、今御答弁にありましたとおり、名寄市の世帯、1世帯当たりの人数1.83人なのです、11月末現在で。東京都の1世帯当たりの世帯人数1.86なのです、11月末現在。東京都よりも名寄市のほうが1世帯当たりの人数が少ない状況なのです。やっぱりそうした部分が町内会の加入率とかにも影響しているのではないか、ここは同じ共通認識でいるというところなのですけれども、まず根本的な部分をではどうやって解決していくのか。学生が多かったり、自衛隊の駐屯地があって、隊員の方がいたり、そうした社会的な要因もあると思うのですけれども、そうした部分の根本的な部分の社会的要因、どう解決していくのかというところが今後の取組で非常に重要になるのかなというふうに思っております。その辺の取組、後期計画に向けてどのように考えているのか改めてお知らせをいただきたいなというふうに思いま

す。

あと、自治基本条例の関係ですけれども、広報で自治基本条例の啓発活動も行ってたということで、それも十分認識しております。自治基本条例、市民、市長、議会、市職員、この4者の役割と責務を定めた非常に名寄市の条例でもほかに類を見ない、最高規範というお話もありましたけれども、そうした条例であります。ここの部分、この間取組の中で広報以外に例えば学校教育の総合学習の時間とかに児童とか、そうした自治基本条例の存在、また内容について学校教育の現場で取り組んできた経過があるのか。また、先ほどちょっと話出ましたけれども、公民館の市民講座の中で自治基本条例、市民の中で勉強しようとかいうような機会をつくっていたことがあるのかどうなのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

I-7の効率的な行政運営、職員の採用試験の受験者数の関係でありますけれども、こちらについては人数のほうは少ない数ではないというところで、優秀な人材を確保したいというような話でしたけれども、実際受験者数増やすために先ほど大学とかのほうで広報活動を行っていくというようなお話ありましたが、これからどんどん、どんどん子供の絶対数少なくなる中で受験者数増やしていくというのは現実的に非常に難しいのかなというふうに思っています。そうした課題克服するために具体的にどのような取組を今後していくお考えなのか改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） コミュニティー、町内会加入率向上に向けて具体的にというお話でしたけれども、まずは今冒頭議員もお話ありました名寄市の今の構成、市民の世帯の構成状況の変化、その分析と、それからではここを向上させるためにどういった具体的な考え、取組をしていくのだといったところについては、各単位町内会

の会長の皆様方もこれは当然少なからず100を目指しながらいろいろな活動を日々していただいているというところで、その思いもしっかり受け止めながら、では本当に効果的な取組は何なのかというところをこれは本当に膝を交えてしっかり……これ毎回言っているような気がするのですが、これは本当に後期中で具体的にコミュニティ・スクールの話も出てきておりますし、進めていかなければならないというふうに思っております。それから、これは町内会に限らず広域の町内会、連携する中でいろいろなイベント等も出てきております。こういったイベント等のアイデア出しも実は我々や地域の役員の皆さんが考える仕組みではなくて、担っていただけるようなアイデアを出していけるような方たちもしっかりとそこに加わって、参画いただきながらイベントを一つつくり上げていくという方法も我々としては検討していかなければならないかなというふうに思っています。いずれにしても、参画する機会、そういったものをしっかり提供しながら、少しでも志、思いを持っていただける方が参加しやすい環境というのをつくりながらコミュニティーの醸成というのを、一端を図っていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 職員採用の受験者数を増やす取組というところでございます。現在うちの採用試験としましては7月、9月、12月の3回採用試験を実施しているというところであります。増やす取組としてぱっと思いつくのが例えば試験の日程をちょっとずらして先にするだとか、そこで内定を出してだとかというのもありますし、先ほど申し上げました大学への働きかけを、コロナ禍が収まればまたそういうこともやっていきたいということ考えております。また、今の、ここの一、二年採用試験の受験者数がちょっと落ちてきていると、そういう部分につきまして大手の業者と協力しながら今分析をしているところでござい

まして、その分析の状況を踏まえて改めて今後対応していきたいというところもございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 倉澤議員のほうからは、自治基本条例の関係で学校や公民館でそういった学習をしているかどうかというような御質問だったかなというふうに思っております。大変申し訳ございませんけれども、学校ですとか公民館で自治基本条例についてそういった学びをしているかということは、申し訳ございません、今現在把握しておりませんので、お答えすることはできませんが、名寄市のこうしたことや取組について特に公民館活動では学んでいただくことは非常に重要かというふうに思っておりますので、改めて今の御意見をいただきながら浸透に向けて取組を検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 町内会の加入率の関係は、どこの町内会もなかなか苦勞されていると。私の町内会でも6割ぐらしか加入率ないという状況もございます。共同住宅が増えてくる中でそうした部分、そういう共同住宅が非常に多く集まっている町内会というのはとりわけ厳しい状況なのかなというふうにも思っております。そうした部分でのまちづくりの中でしっかり取り組まなければいけない課題でもあるのかなというふうに思っておりますので、他の基本目標と連携しながらぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

自治基本条例の推進ですけれども、取組、考えればいろんなことが考えられるというふうに思います。先ほど来から石橋部長申されている名寄市の最高規範という条例でございます。これの制定にもかなりの時間を要して、私も当時職員で、庁内検討委員会にも入っていましたけれども、時間を要して制定した条例でもございます。これのや

っぱり浸透、市民にしっかりしていく、また職員にもしっかり認識をしてもらって、これを基本としながら行政運営を進めていくということも非常に重要なのかな。もちろん私も議会議員もそれらの存在、内容もしっかり理解しながら議会活動を進めていくということが重要なのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも後期計画の中で学校教育、また公民館、社会教育の部分、また様々な広報活動の中で市民浸透を図っていただければなというふうに思っております。

最後、1-7の効率的な行政運営ですけれども、なかなか募集かけても受験者数が増えてこないというような状況があるというお話でしたけれども、これ再来年度から定年延長入ってくると思います。そうした中で採用、また抑制の部分に入ってくるのかなというふうに思いますけれども、そちらでの整合性はどうなっているか最後に御確認させていただいて、私の質問終わりたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 定年延長が再来年ですか、始まると2年間で1歳ずつ定年が延びていくという形になって、退職者がいない年が隔年出てくるということもございます。ただ、過去にも名寄市ありまして、年齢層が偏ってしまうというところがあって、退職するとき一気にベテラン職員がいなくなって、とても大変な目に遭っているという部分もありますので、今私どもとして考えているのは平準化を図ろうというところで、2年間で定年、62歳で辞めるときが6人いたとしたら、例えば3人、3人で採用して、平準化を図っていくというようなことも今考えているというところで、何とか採用者がいないだとか、そうなたら年齢がまたある程度偏ってしまう可能性があるので、そういうことのないように採用計画を立てて、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） I-2、人権尊重と男女共同参画社会の形成についてお伺いをしたいと思います。

重点プロジェクトの中で生涯活躍プロジェクトが導入されまして、年齢や国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず地域の担い手として全ての市民が活躍できるような、そういったものを導入していこうということが後期の計画の中にうたわれております。これは、このI-2の人権尊重と男女共同参画社会の形成における非常にベースになるような重要なソフト事業だというふうに私は認識をしているところなのですが、その中で成果指標の中で行政委員会、審議会等における女性委員の割合という部分が中期の中では目標値は50%というふうにすばっと打ち出されているのですが、今回の後期の流れの中を見ますと40%以上60%以下というような表記の仕方になっています。なぜこれ幅を持たせてしまったのかについてお聞かせをいただきたいなと思います。

それと、職場における男女の平等感についての指標というのが今回後期の中では表記をされていないのかなと、KPIの中には書かれていないというふうに思うのですが、その辺が外れた理由等があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 成果指標の関係で御質問いただきました。まず、最初の審議会等委員に占める女性の割合ということで、中期につきましては目標値が50%ということで言い切りの数字になっておりましたけれども、今回40から60ということで幅を持たせたというのは、これまでなかなか目標値を超えることができなかったというところもありまして、現在来年から3次の計画のほうの策定を今進めておりまして、その推進委員会の中でも計画の審議を今していただいておりますけれども、その中でも言い切りにしないで幅を持たせたのはどういうことなのかというこ

とで、逆に目標値を高く持って進めていくべきでないかというような御意見もございました。今回幅を持たせたのは、国のほうの第5次の男女共同参画の基本計画の中で実は審議会の委員の部分、こういう幅を持たせた形での目標値を定めておりました、たまたま今回合わせさせていただいたということでございます。目標値としてはちょっと不十分かもしれないですが、現在よりも目標値をさらに上げたいということもありまして、幅を持たせていただきましたけれども、それ以上に達成できるような形で進めたいということで設定をさせていただいたところでございます。

それと、前回中期の計画の中で職場の関係、率、今回項目を削除した、削除といいますか、なくしたということなのですが、一応この計画を策定するときに市民アンケートを取っておりまして、同じ項目でこのアンケートを調査させていただきまして、ほぼ同じような傾向にあったということで、率につきましては毎回のアンケートの中であんまり変わらないということで、今回計画の中では外させていただいて、この3つの指標に絞らせていただいたということで、特に無視をしたということではなくて、たまたま数字的にはちょっと変わらなかったということで、今回外させていただいたというような状況でございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 何か分かったような分からないような、そんな感じがするのですが、目標値であるわけですから、いろいろな理由があって幅を持たせられたのだろうということは理解できなくもないのですが、そこはある程度目標値としてすばっと設定をされたほうがそこへ向かっていくのだぞというような機運も高まるのかなというふうにも思いますし、後期計画の中の重要なポジションを占める部分だろうというふうにも思います。

それと、職場における男女平等感の部分のアン

ケートがほぼ同じであったというような今御回答だったのかなというふうに思うのですけれども、ほぼ同じということは33.8%ほどというような状況になるのかなというふうに思うのです、中期の中のあれで見ますと。これって決して高くないです、数値としては。平等感を33.8%余りの人しか感じ得ていないというものであるのであれば、そこら辺の設定というのはアンケートがほぼ同じだったからのせいでなく、新たにそこはきちんとした指標として目標設定をしながら後期計画に臨んでいく必要があるのではないかなというふうに私は考えるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 議員おっしゃるとおりなのですけれども、たまたま今回この人権尊重と、それから男女共同参画ということで2つの大きなタイトルになっておりまして、まず人権尊重の部分と、それから男女共同参画の部分での目標値を決めましょうということで議論した中で、まず一つは人権尊重の部分から一つ大きく項目を加えましょうということと、それから男女共同の関係も2次計画の中では審議会等における女性委員の割合と、それから女性委員長のいる審議会等の比率と、それから今議員おっしゃられたように、職場における男女平等感の部分、この3点を2次の計画の中でもうたっておりましたけれども、人権尊重以外の部分でたまたま3つありましたこの項目を2つに絞らせたということで、職場における男女平等感を無視したということではないのですけれども、これは引き続き平等感を高めるために何をしていくべきかというところで具体的な事業、取組の中でここは強くうたっていこうということで、たまたまKPIからはちょっと外れたのですけれども、今後の取組の中ではこの部分については一つ大きな課題になっていると思いますので、そこは事業の中で重点的に取り進めたいということで、今回はたまたま外させていただきました

したけれども、取組の中でぜひきちっとうたっていくということで、今回は外させていただいたというような状況でございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） なかなかちょっと理解しづらい部分があるかなというふうに思う部分があるのですけれども、今後そのような形で進めていくというようなお話でございましたので、その辺は期待を持っていきたいかなというふうに思う部分はあります。女性委員長の審議会の比率についてというのが新たに加わっておりますので、その辺を含めて今質問で申し上げた男女の平等感ですとか、委員会等での女性委員の割合ですとか、女性委員長の審議会等の比率というのは非常に重要な部分だと思いますので、ぜひともその辺をきちんと目標数値を設定する中で進めていっていただきたいなというふうに思う部分がありますので、改めて申し上げておきたいなというふうに思います。

デジタルトランスフォーメーション、あるいはSociety5.0、SDGs等々が後期計画の中に盛り込まれていくということになりますと、誰一人取り残されないような社会、市民の名寄市を築いていくというようなビジョンだということにも私は思っております。その中でやはり人権施策という部分に関しては、これ全ての計画の一番ベースになるような本当に大きなソフトの事業の面になるかなというふうにも思います。北海道のほうでは、男女共同参画ではなくて、男女平等というような話も出ておりますので、その辺も含めて自分の人権と、あとは他者の人権等々がきちんと守られるような、そのような仕組みづくりということを強く申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 基本目標Iに関わりまして1点だけ確認をお願いします。

市民と行政との協働によるまちづくりというこ

とであります。個別計画、21計画提示していただいております。特に若年世代の市民の皆さんを対象にした個別計画、どの部分から若い方たちに協働のまちづくりに関わっていただく計画があるのか、その部分お聞かせください。

（「個別計画」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） もう一回質問してもらえますか。1回目ということで、もう一回ちょっといいですか。

○3番（山崎真由美議員） 個別計画というところでちょっと引っかけたようですので……

（「資料が。資料とかじゃなくて」と呼ぶ者あり）

○3番（山崎真由美議員） お話をし直しさせていただきます。

市民主体のまちづくりの推進というところでもどの部分でも構わないのですが、先ほど自治基本条例の第2条にある定義の中で市民という言葉の意味についてのお話もありました。もちろん市民の皆さんということに関わりましては若い世代の皆さんもいらっしゃいますし、ここに職場のある皆さん、学校に通われている皆さん、併せて市民という定義で自治基本条例をつくっております。特に若年世代の皆さんが行政との協働によるまちづくりというところに関わっていただけるように後期計画の中で特別考えておられるところがあると思っておりますので、その点お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろなこれは機会があるのだと思っております。冒頭私町内会のことかなと先入観でお話聞いていたのですけれども、そういうことではなくて、若年世代がまちづくりにどうやって関わっていくかということであると、それは例えば私冒頭からちょっと名前を出していますけれども、Nスポーツコミッションであったり、いろいろなまちづくりに資する取組の団体に対していろんなところで活躍している方

たちが名のりを上げて、1つの目的に対して議論をしていくという、こういった取組が随所に広がっていったらいい、それぞれが機能して活躍していただけるという機会をたくさんやっぱり数を増やしていかねばならないかなというふうに思っています。それはたまたま今Nスポーツコミッションなのかもしれませんが、我々総合政策部の中かというと例えばスポーツ推進委員会さんだったり、スポーツ審議委員さんだったり、いろんなところでいろんな方たちがそれぞれ携わっていますので、そういった方たちがしっかりとそこに参画することでまちが少しよくなるという手応えを感じていただけるような、そこでせつかく話し合われたものをレスポンスよくお返ししていくようなことも力を我々もつけていかねばならないというふうに考えておりますので、実感していただけるということもしっかり努めていけば、おのずとそういった醸成は図れてくるのかなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 欲しい言葉を使っていたかなと思っております。参画することで手応えを感じていただく。若い世代を、スポーツを例に取って御説明いただきましたけれども、どんどんいろんな部分で参画していただける、そんな後期計画の4年間であってほしいなというふうに思っています。特に成人年齢が引下げになりましたので、その分も含めて計画の中にしっかり取り込んでいただきたいなというふうに思っています。今基本目標I-1からずっとI-7まで進めていただいておりますが、部長個人のことにならないとは思いますが、具体的にどの分野を特にターゲットに絞って取り組んでいかれるのか改めてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 総合計画という意味からすると、私、総合政策部長としての考えを述べさせていただきますと、やはりここはこの文言、

明文化している部分については本来であれば市民の皆さん方が一堂に会していろいろ議論いただきながらつくり上げていくというのが、多分自治基本条例の考えからしてもそれが一番ベストなのだと思いますけれども、それが現実的ではないということで審議会という形を取らせていただきながら、意見を出していただいて、議論をして、積み上げてきました。そして、議会の場で議案として提案させていただきながら議論いただいているところなのですけれども、私の中ではこの中というよりも基本目標Ⅰだけではなくて、これまでの議会の議論も振り返ってみますと、まさに総合計画に資する質疑がこの間いろんな分野で執り行われてきたのだろうというふうに私は実感しています。ということでいうと、現状と課題、後期計画期間の方向性、ここはまさに議案に資するべき重要な文言という、全てが重要な文言という位置づけにありますので、私の中ではこれを重点的にということではなくて、やはりこれ全てが議案に資するべき大切な言葉ということと私は受け止めておりますので、全て一生懸命頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 全て一生懸命ということですので、もちろんそれに対しては賛同させていただきます。若い世代が本当に手応えを感じられる後期計画であることを期待しています。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 2点お尋ねをしたいと思います。

まず、8ページの人権尊重と男女共同参画社会の形成についてであります。現状と課題の中でいじめ、ハラスメント問題云々ということで、さらなる市民意識の高揚を図るとともに、女性の活躍推進のための積極的な取組が必要だというふうに現状と課題で述べられています。しかし、方向

性のところを見ますと、人権教育、人権啓発活動を進めると。そして、目標の達成に向けた施策と総合的かつ計画的な取組を推進しますということ、ちょっと具体的な言葉につながっていないなというふうに私は感じたところであります。それで、実は杉並区の新しい区長さん、女性になったのですけれども、区内また庁内ハラスメントゼロを目指そうというふうな目標を掲げていらっしゃいます。こういったことで具体的に施策を組んでいくということが必要かなというふうに考えるのですが、その点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一点は13ページの効率的な行政運営に関わってなのですが、SDGsのアイコンの中で5のジェンダー平等を達成し云々とあります。このアイコンが1-7のところがないのがちょっと気になるところです。というのは、最初の説明のところにも最後のほうに公民が連携し、質の高い行政サービスの提供に努めますというふううたっていて、個々の職員は公務員としての倫理観の向上とコンプライアンスの徹底が必要であるとともというふうに書かれている。先ほど来議論がされていたように、優秀な人材の確保、育成に向けた採用、研修の充実を推進しますというふうに今後の方向性に向けて述べられているのですが、ここにやっぱりジェンダー平等、この観点が必要だというふうに考えるのですが、ここがないということの御説明をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 川村議員のほうから杉並区の例にハラスメントゼロの取組ということで、こういった取組をしてはというような御提言でございました。ハラスメント問題、これは様々なハラスメント今たくさんありますけれども、この部分については人権尊重、それから男女共同参画推進の中では一番重要な課題でありますし、SDGsの中でもこの部分というのは重要な要素と

ということで言われておりますので、今回3次の計画今策定中でございますけれども、その中でもこういった問題も広く周知していきなり、取組を実践していくということが大事であるということで、推進委員会の中でもやはり計画をつくるだけではなくて、具体的な取組、委員も含めて取り組んでいきましょう、議論していきましょうというふうなことでの御意見もいただいておりますので、そういった中で今後の取組も含めてセミナーの開催だとか今までやっていた事業所の表彰であったりとか、そういったものも含めてより具体的に取組を進めていかなければならないというふうに考えておりますし、またハラスメントの関係も役所の中にも庁内のほうの推進委員会もございますので、それぞれ計画の中で進めていく事務事業、事業の中でこういった形で男女共同であったり、人権の部分も含めてこういった業務に反映していくかというところもそれぞれの全庁的な、各課長さん方とか委員会に入っておりますので、そういった中でも毎年協議をさせていただいているということで、そこも含めて、ちょっとハラスメントゼロという、これも参考になるとは思いますけれども、そういった形で何かテーマ的なものを持った中でも取組進めていけるとは思いますので、今回後期計画の策定、それから今進めています3次計画を実践していく中でそういったことも進めればよいというふうに考えておりますし、御提言いただいたものを参考に進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 川村議員からSDGsの表記について御質問いただきました。まず、この計画をつくるに当たって、冒頭ちょっと私のほうで説明いたしましたけれども、やはり分かりやすさという部分を一つのテーマとして作り上げてまいりました。その中で、議員おっしゃっているところもよく分かるのですけれども、分かりやすさというところでいうと、先ほどの御提

案のあったゴールについてはやはり1-2の部分でしっかりと出しながら、表現をさせていただきながら、この冊子の中にゴールを落とし込むというところで我々は考えて配置しておりますので、どうか御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今お答えをいただいたところですけれども、ハラスメントの問題で、今3次計画の中でもそのような話が進んでいるということでした。私今ずっとやってこられたセミナーだとか、あと企業さんへの表彰だとか、そういったこと取組を否定するのではなくて、それはそのまま続けていただきながらも、やはりもっと具体的な取組、例えば前に何回も話しましたけれども、DVであった方々が避難する場所をどうするのかというような、具体的なそういった計画というのも一案なのですけれども、ほかでもいろいろあるかというふうに思いますので、そういった取組をぜひこの機会にさせていただきたいというふうに考えているところであります。ハラスメントゼロを目指そうと、これは例えば杉並の区長さんがおっしゃったことだったので、ちょっと紹介をさせていただいたのですけれども、ゼロになることは難しいけれども、それを目指そうではないかといったことというのはやっぱり大事なかなというふうに思っていますので、ぜひお考えをいただきたいというふうに思っています。

それから、効率的な行政運営のところの5のジェンダー平等のアイコンの関係なのですけれども、1-2に含めてというふうなことでした。やはり行政といいますか、行政で働く方々に対しての人権というか、ジェンダー平等といったところも私は重要ではないかなというふうに思ってお尋ねをしたところです。改めてお考えお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 具体的な考え方というか、方向性ということできちっと示した中で取組を進めてということでの御意見をいただきまし

た。先ほど言いましたけれども、ジェンダー平等というのは先ほど言いましたSDGsの中でも最も重要なテーマになっているということでございますので、ここはやはりゴールを目指してということで、先ほど言われましたように、ゼロにすることはなかなか難しいかもしれませんが、それを目指す意味ではかなり大きなといいますか、そういった考え方をきちっと示していくことによって皆さんがそれに向かって進めていくということ、それは職員だけではなくて、市全体でそういった形で目標に向かって進めていくというところでは非常に重要なことかと思っておりますので、そういったことも想定しながら、また今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 市役所の職場におきましては、例えば採用ですとか、あと昇格も含めまして成績主義といいますか、男女分け隔てなくやるということが地方公務員法で定まっていますので、それで基本的にはそれが当たり前のルールだということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ジェンダー平等のアイコンの説明のところには、後ろのほうに女性と女子というふうに書かれていますから、どうしても男女平等のところに焦点が当たりがちですけれども、やっぱり人権を尊重していくのだといったところが私は大事なというふうに思っています。公務員法の男女のこともなのですけれども、やっぱり働く皆さんがハラスメントのない平等なところで市民サービスを徹底していただくということが必要なのだろうということで申し上げさせていただきました。ぜひそういった点も含めてこの後期計画が充実したものになるようお願いして、終わります。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

以上で基本項目I、市民と行政との協働によるまちづくりについての質疑を終了いたします。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 山 田 典 幸

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月13日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第3号 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由	美	議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美枝	子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈	生
書記	開発	恵	美
書記	石橋	恵	美
書記	加藤		諒

1. 説明員

市長	加藤	剛	士	君
教育長	岸	小夜	子	君
総務部長	渡辺	博	史	君
総合政策部長	石橋		毅	君
市民部長	廣嶋	淳	一	君
健康福祉部長	馬場	義	人	君
経済部長	山田	裕	治	君
建設水道部長	東	聡	男	君
教育部長	木村		睦	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘	重	君
市立大学事務局長	水間		剛	君
こども・高齢者支援室長	松田	慎	司	君
産業振興室長	田畑	次	郎	君
上下水道室長	佐藤	美	香	君
会計室長	鈴木	康	寛	君
監査委員	岡川		進	君

1. 欠席議員（0名）

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川 村 幸 栄 議員

14番 塩 田 昌 彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第3号

名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

基本項目Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについて審議を行います。

説明を求めます。

馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） おはようございます。私からは、基本目標Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりの主要施策について御説明いたします。

議案、後期基本計画案の14ページから20ページになります。基本目標Ⅱについては、7本の主要施策で構成されており、基本目標Ⅱ-1、健康の保持増進から順に説明させていただきます。なお、重点プロジェクト主要施策の成果指標は資料の2ページになりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、14ページになります。主要施策1、健康の保持増進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、健康寿命の延伸を図るためにはがん、心疾患などの生活習慣病の発症及び重症化予防に重点を置いた健康づくりの推進や新型コロナウイルス感染症など新たな感染症に対する迅速かつ適切な対策が必要です。また、複雑化、多様化する妊娠、出産、子育てに対

して個々の親子に寄り添った母子健康支援の充実が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき生涯を通じた健康づくりの推進に努め、安心して子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標としては、女性のためのがん検診推進事業の周知、勧奨によるがん検診受診率の向上や子育て応援プラン作成率、産後ケア事業の利用による問題解決率の目標達成値に向けて取り組んでまいります。

次に、15ページになります。主要施策2、地域医療の充実についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、今後も住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、人口構造の変化に対応したバランスの取れた医療提供体制の構築が必要です。引き続き北海道医療計画に定める地域医療構想に基づき、病床機能の分化、連携の促進、在宅医療などの充実、医療従事者の確保、養成などを推進していくとともに、かかりつけ医の充実確保や地域の中核となる市立総合病院においては今後も計画的な運営と経営の効率化に取り組む必要があると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、今年度策定する経営強化プランに沿って東病院を含めた病院機能の分化、連携強化や必要な経営強化などの取組を進めます。また、在宅医療、プライマリーケアを担う風連国保診療所や民間医療機関とのさらなる連携、かかりつけ医の充実、確保に向けた取組を推進いたします。さらに、名寄東病院の今後の在り方について検討を進めます。

主な成果指標としては、医師の派遣やネットワークの拡大を図ることで圏域の医療を支援し、紹介率を向上させることと求められる役割を担うためのスタッフを確保することで成果指標に掲げる

目標値が達成されるよう複合的に取り組んでまいります。

次に、16ページになります。主要施策3、子育て支援の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、就学前児童数は減少傾向であります。子育てサービスに関するニーズは多様化してきており、保育士の確保と併せて認定こども園開設後老朽化が進む公立保育所の整備が必要です。また、安心して子育てし続けるためには妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援や子供の健全育成のための支援、療育が必要な子供や家庭に対しての支援など施策、体制の充実が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき保育環境の充実のほか、子育てと就労が両立できる環境の整備など多様な子育て支援ニーズの対応と支援が必要な子供や家庭に対するサービスの充実を図り、子育て支援施策を推進いたします。

主な成果指標としては、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業の利用登録者数の増加、新たに令和3年12月にオープンしたこどもの遊び場について周知を図り、利用者数を増加させるほか、待機児童数ゼロ人を目標値として取組を進めてまいります。

次に、17ページになります。主要施策4、地域福祉の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、少子高齢化による人口減、価値観の多様化などを背景とし、希薄化の一途をたどる支え合いの意識が地域福祉の根幹である人と人とのつながりに大きな課題となっております。世代、分野を超えて市民相互が共助できる環境体制づくりとそれを支援する施策が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、地域福祉の中心となる市民と行政が連携し、相互の役割と責任を担っていける仕組みづく

り、安心して健やかな自立と共生の地域社会づくりを推進いたします。

主な成果指標としては、町内会ネットワーク事業を全ての町内会に広げていくとともに、民生委員児童委員がキャッチした地域住民の困り事を関係機関とつなげることにより市民が参加しやすい地域福祉社会の体制、環境づくりに向けて取り組んでまいります。

次に、18ページになります。主要施策5、高齢者施策の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、65歳以上の高齢者数は令和3年10月末現在で8,784人、その中で75歳以上の後期高齢者の占める割合は54.6%であり、4年後の令和7年には61.7%まで上昇する見込みです。高齢者が安心して暮らし続けるためには切れ目のない医療と介護の整備を継続するとともに、介護人材の確保や介護予防事業等を拡充する取組が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標の実現に向けて地域包括ケアシステムの深化を図る取組を推進いたします。

主な成果指標としては、介護予防、フレイル予防教室への参加延べ人数を980人に増加、また医療介護連携情報共有ICT事業の参加事業者数を65事業所へ増加するなど市民や関係機関と連携をし、目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、19ページになります。主要施策6、障がい者福祉の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせるために、また障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点などの仕組みが求められており、障がい者のニーズに対応した様々な支援を行い、今後も障がい福祉施策を推進することが必要

であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、障がいのある人が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で安心した生活が送られるよう障がい者のニーズに対し適切な対応ができるよう相談支援体制の充実とともに、関係機関が連携し、地域で支えるサービス提供体制の充実を図る取組を推進いたします。

主な成果指標としては、重度障がい者が外出できるよう移動のための重度障害者ハイヤー料金助成事業であるタクシーチケットの使用率や障がい者就労に係る雇用率、障がい者が日中活動の機会を確保するための地域活動支援センター利用者数の増加など成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

最後に、20ページになります。主要施策7、国民健康保険についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、国民健康保険の財政運営につきましては平成30年度より市町村単位から都道府県単位に改正され、今後北海道と共に保険税の平準化や事務の広域化を一体的に進め、財政運営の安定化や効率化に取り組んでいく必要があると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、保健事業の推進による医療適正化、加入者の健康増進を図り、財政の安定健全化への取組を推進いたします。

主な成果指標としては、中期計画で設定いたしました指標が達成済みとなったため、年度ごとの特定健診受診率の1項目とし、健康医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業を図ることとするデータヘルス計画に基づき特定健診や特定保健指導に取り組んでまいります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 15ページ、基本目標Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり、地域医療の充実、これについてお聞きをしたいというふうに思います。

現状と課題の中で人口構造の変化に対応したバランスの取れた医療体制の構築が必要でと。その課題の中で後期計画の方向性では病院事業については令和4年度に策定した経営強化プランに沿って東病院を含めた病院機能の分化、連携強化などの取組を進めていくとあります。この方向性の後段の部分はパブリックコメントで追加というふうに認識をしておりますけれども、名寄東病院の今後の在り方、改築等について検討を進めるといふふうに記載がございますけれども、今後の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 東病院の今後についてということでございます。本来副市長のほうで答弁になる事項かというふうに思いますが、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

東病院につきましては、現状施設の老朽化という問題に直面をしているという状況でございます。今後についてを多方面から検討していかなければならないという状況にあるという認識でございます。その中では、病院事業として策定しております改革プラン、今後につきましては経営強化プランという名称になりますけれども、これにつきましては現在検討中ということございまして、文言としまして来年度からの計画ということでございますので、まず令和4年度に策定した強化プランという表現にさせていただいているところでございます。東病院の今後についてということでございますが、まずこれにつきましては地域医療構想の中での役割、それから公共施設の再配置、そうしたそれぞれの計画との整合性を取りながらどのように将来性を描いた上で方向性を決めていくのかという段階にあるということというふうに思

います。これは病院事業だけで進められる計画ではございませんので、それぞれの部局とも、またこれは北海道の医療計画に定める地域医療構想にも大きな影響を与えますことから、道庁、それから保健所等とも協議をした上で、さらには地域の医師会、そういったところとも協議をさせていただいた上で方向性を見いだしていくことになるというふうに考えているところでございます。現時点で具体的にこのようにするというところには至っておりませんので、計画の中ではこのように表現をさせていただいているところでございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 今後の考え方というふうなもので、当然今までもいろんな場で議論がされてきたと思うのですが、施設の老朽化というふうなものも非常に大きな課題の一つなのかなというふうに思います。今事務部長のほうから地域医療構想、あるいは公共施設の再配置等、多方面からいろんな角度で検討していくというふうな御答弁をいただいたかと。その中に強化プラン、今令和3年度から令和7年度までですか、名寄市病院事業改革プラン、これが進められておまして、東病院は先ほど部長から御説明あった地域医療構想において今後市内の生活支援ハウスの設置など、あるいは高齢者ニーズに応じた住まいの確保が進められることで社会的入院の受皿が整備をされることによって各生活支援事業が整備をされていくと。このような現状にあって、ほかの医療機関との調整を十分に図った上で必要数に見合った病床数まで縮小すること、あるいは需要に応じて介護医療院での転換をするなどというふうなことで早期に検討していかなければならないというふうな指針が示されております。先ほど強化プランのお話もいただきましたけれども、今進められている病院事業改革プランの中での東病院という在り方、病床数だとか、それも含めた中で再度御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(岡村弘重君) 地域医療構想につきましては、今後の人口推計に基づいた必要病床数、それから役割の分担というところがメインになってくるということでございます。当然そのことに配慮した上で現行の改革プランも組み立てているということでございます。推計でいきますと、今後の特に東病院が担っております慢性期の病床数につきましては現状まだ少し過剰であるということもございます。人口推計からすると、この医療圏全体の中での慢性期のベッド数というのは縮小傾向に持っていくかざるを得ないということになるかと思えます。ただ、公的な医療機関ということで、今回のコロナ対応等の中でもございますが、やはり今後も公的医療機関に求められる一定の役割というものは当然あるということでございますので、そうした役割と必要数をしっかりと把握した上で、病院事業の中の総体として全体の中でのどういう役割をどれぐらい担うのかということが当然計算されてくることにはなると思いますので、端的に申し上げますと、現行のベッド数で新たな病院という検討には至らないだろうと。一定の縮小したベッド数ということになるだろうというふうには想定をされませんが、さらに今後担わなければならない役割というものが新たに追加されてくることになるだろうというふうに考えていますので、現状計画の中に盛り込めるような内容ではございませんけれども、想定としてはそうしたことを考えつつ現状の改革プランの中でも進めているということでございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 東病院、今部長のお話あって、やはり公的な医療機関という一面の中では単純に病床数の問題だけでは解決できない部分が、それぞれの役割を分担した中というふうな。今もお話ありましたけれども、東病院の特性というのはやっぱり慢性期医療の中心的な医療を担っているという側面が非常に大きいのかなとい

うふうに思っております。今現在の病床数、たしか105床というふう聞いておりますけれども、今部長のほうから今後の検討の中では現行のベッド数については一定の縮小というのも検討の中に入ってくるだろうというふうなお話いただきました。これ最後にお聞きをしようと思ったのですが、そのことでお話をいただきました。冒頭もお話しさせていただいたように、やはり人口の問題と、それと市内のいろんなそういう施設の関係、非常にこの辺のバランスというのも大事になってくるのかな。一方では、公共性のある役割の分担という側面、これは非常に今後そんなに長い時間もかけられないというふうなことではないのかなというふうに思っています。冒頭公共施設の再配置だとか、そういうふうなことも含めて今後検討されるということでありましたけれども、今後進めるに当たってはやはりここでパブリックコメントでしっかり名寄東病院の今後の在り方、改築等について検討を進めるというふうな文言を追加をされたということでもありますので、その辺今後どういうふうな、非常に今の段階で明確にお話しできる部分は少ないのかもしれない。スケジュール感を含めて再度考えがありましたらお聞きをして、私の質問終わります。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） まだ構想が固まるというような段階には当然至っておりませんので、スケジュール感というところを具体的に申し上げるのが非常に厳しい状況かというふうには考えております。ただし、施設につきましてはやはり老朽化、いろんな問題がありますので、これにつきましては早い時期に計画をしっかりと組み上げて、スケジュールを組んでいくことになるというふうに考えておりますので、これは総合計画の中でも早い段階で計画に着手するということになるものというふうに現段階では捉えて調整作業を進めているところでございます。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、何点か確認をさせていただきたいと思えます。

今15ページの2の地域医療の充実のところなのですが、医療スタッフ数が目標値の中で掲げられています。今コロナ感染下の中でスタッフも随分コロナで休んでいたというようなこともお聞きしているところなのですが、そういった部分での目標もここに含まれるのかどうか、このことについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、国民健康保険のところでも7です。20ページの国民健康保険のところでも確認をさせていただきたいというふうに思うのですが、特定健診の受診率の目標が60%になっています。なかなかこの受診の目標率が上がっていないという状況にあるのかなというふうに思うのですが、この部分について具体的にどのような対策をされていこうとしているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

もう一点は、国民健康保険税です。道の単一化になって数年たっているのですが、なかなか各自治体の負担金といいますが、が定まらない。私は見通しがなかなかつきにくいのではないかとこのように捉えているのですが、そういった中で先日国保審議会のほうから答申がされて、いろいろ具体的な数字も地元新聞では報道されています。その点についてこの計画の中でどのように捉え、どのように市民の皆さんにお伝えしていくのか、その点について確認したいと思えます。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） KPIの一つでございます医療スタッフ数ということでございます。これは医療資源の確保というところにも直結する部門でございます。今回のこの間のコロナ対応に当たってスタッフが足りていたかどうかという問題については、最初から想定されている人員配置では当然ございません。これは法

的に指定を受けて、対応せよという下で市立総合病院としては対応してきた部分でございますので、これは当然この間通常のこれまでの医療に対応していただくスタッフを割り当ててコロナ対応やってきたわけでございますので、通常医療に対する影響が約3年間ずっと続けたということでございます。さらに、この間のクラスター等が発生した場合、それから感染が拡大した場合においては、これはスタッフが幾ら注意を払ってもいろんなルートから感染が発生してしまうということから、出勤できないスタッフが相当数いる。これは全国的な問題ですし、当院に限ったことではございません。そうしたことを含めてスタッフ数をKPIとして示しているのかということでは決してございませんで、通常の医療として今後当院が役割を果たしていく上で必要というふうに想定している人数をここに示させていただいているということでございます。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 2点について御質問いただきました。まず、1点目の特定健診の受診率がなかなか上がらないということで、今回の計画の中でどのような考え方で取り組んでいくのかということでお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、なかなかこの特定健診の受診率が上がっていかないということで、これまでも議会の中でも報告をさせていただいております。平成29年度から市内の医療機関においても特定健診が受診できるように医療機関のほうの御協力いただきながら現在医療機関に通院されている方が健診受けやすいというような環境づくりを今まで進めてきております。一定程度健診の受診率の貢献はしているのですけれども、なかなか数的にはそう多く、一気に伸びたということではないですので、今後もそういった形で医療機関の御協力もいただきながらこれまでやってきた特定健診の受診に向けた様々な取組ということで引き続き受診率向上のために課題としながら目標に近

づけていきたいなというふうに考えております。

それと、2点目の国保税の関係ですけれども、先日国保運営協議会の中での答申についても新聞のほうにも掲載していただいて、御存じかなというふうに考えております。特に名寄市だけではないのですけれども、加入率の減少がやっぱりどこもありまして、税自体の税収減にもなってきているという状況で、今回税率の改正の部分につきましても前期高齢者の交付金の精算金の支払いも含めて、それと赤字の部分含めてそこを確保していかなければならないというような状況もあります。今回も納付金、来年の額も仮算定で出ましたけれども、思っていたより差がなかったということで、また基金も今年度ではほぼ使用してしまうという中で、この納付金を納めていくためには財源を確保しなければならないというような状況になって、今回の答申をいただいたというような状況であります。現在基金もない中で赤字を解消していくためには一定の負担、それから市からの財政負担も含めて皆様に御協力いただきながら、この赤字を解消していかなければならないかなというふうに考えております。そういった中で今後今一本化された国保の運営につきましても一定の見通しを立てながら赤字にならないような形で運営していけるのが一番いいかなというふうに考えているのですけれども、そこも今後の医療費の関係、先ほど言いました加入者の減少も起きているという中でなかなか見通しが厳しいかなというふうに考えておりますので、今後とも運営協議会、それから議会のほうとも御相談しながら慎重に運営に向けて協議をしていきたいというふうに考えておりますので、後期計画の中でもそういった形で情勢を分析しながら、また国に対してなり要望すべき部分ありましたら、そういった部分も勘案しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 医療スタッフの件な

のですけれども、もちろん基本目標ですから、通常の形の目標だというふうに押さえながら見させていたのですが、今回随分何人もの方から今病院がスタッフが少ないというような声を聞いたものですから、ちょっと確認をさせていただいたところでは、今回のようなコロナ感染拡大でいろんな影響を及ぼしたわけですから、今後もないとは限らないというふうに感じています。そのときに今回のようなスタッフ不足というようなことが起きないような対策も必要かなと。計画ですから、かなというふうに考えていますけれども、その点についてのお考えを改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、国民健康保険の特定健診なのですけれども、別の項目で健康の保持増進、1のところでは、女性のがん検診の率を上げるというふうな目標も出されています。そういった部分では、やっぱり特定健診の受診率、増やす必要があるのだというふうに思うのです。それで、いろいろ話を聞かせていただくと、病院で健診、病院でかかっているのに、特定健診受けなくてもという方が結構私の周りでも多いのです。ただ、がん検診の中でも無料で受けられる部分もあります、国保の方でいえば。というようなこともお話しさせていただいているのですけれども、そういった小まめな確認、チェックというか、そういうものしながら受診率を高めていく必要もあるのかなというふうに思っていますので、さらにお考えをお聞かせください。

それから、国保税の関係ですけれども、道の、道というか、都道府県単一化ですから、全国なのですけれども、道としてのなかなか方向性が、方向性は決まっているのでしようけれども、きちっとした額が示されないという中では、本当に担当する方々も大変でしょうけれども、私たち市民も大変です。どうなるのだろう、どうなるのだろうという不安なのですけれども、その辺についての見通し等あるのかどうかお聞かせをいただきたい

と思っております。

○議長（東 千春議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 今後に備えたスタッフ数が必要ではないかということでございますが、それは病院を運営する側にとってみてもそうあるといいなというのは率直なところでございます。ただ、今後の経営強化プランの策定に当たってガイドラインの中では未知の感染症対策に備えた方針も示せということになっていまして、今後においては公的な医療機関には感染症対策を義務づけるということにもなってきています。ただし、そうした義務づけはされても、それでは実際に人材を確保できますか、そういう体制を保証してもらえますかといったところについては、何ら具体的な策は示されていないのです。それと、現状でも通常医療を十分にやっていくのにぎりぎりの人材の確保の状況かというふうに思っています。その中でコロナ対応をやっていただいている、本当に現場で先頭に立って働いていただいている医療スタッフの皆さん方には相当な負荷がかかっているという現状でありますから、私ども事務方としましてはできるだけの人材を確保した上で負担を軽減させてあげたいという思いは本当に心からあります。しかしながら、この年度の途中の中での人材流動というのは少ない状況でありますし、それに応じてまだどこまでが必要数なのかということ、一定数見えますけれども、その人材を確保するということが非常に困難であるというのが人材確保の現状かというふうに思います。もう一点は、やはり診療報酬制度の中でそこまでのスタッフを抱えて病院を運営していくことについての補填というものが示されていません。この部分国が施策としてやるということであれば、それは補助金としてやるのか、交付金としてやるのかということが選択肢になるのでしようけれども、そうした部分も示されていないという状況にあります。今コロナの影響でやはり受診控えというものがどこの病院でも発生しており

ますから、通常診療に戻った段階で空床確保等のコロナ対応の補助金等がなくなった段階では、どの病院もとんでもない経営状況に陥るだろうというのが想定されています。まず、その辺をしっかりとカバーしていただくような施策をどこかで打っていただかないと、なかなか次の一手にいかないというのが現状かというふうに考えています。そうした上で、できるだけそうしたいという思いは大変ありますけれども、今後の中ではそうした想定を踏まえてどのような体制でこうした感染症対策に当たっていくのか、それは施設的な問題もござります。人的な問題もありますし、まだまだ続くことになるのでしようけれども、現状の対応と今後の計画という部分につきましては少し分けた上で検討を続けていく必要がありますし、そうした施策対応を求めていく必要があるというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 特定健診の関係ですけれども、がん検診と特定健診、一体的な形で受診できるような、そういうPRといたしますか、そういった部分が必要になってくるかなと思います。今般のコロナの関係で特定健診が実は受診率が全道的に下がっているということで、令和2年と元年では5%ぐらい受診率が全体で下がっているということで、やはりコロナの影響もあったのかなというふうに考えておりますし、当市においても同様な状況になっております。がん検診含めて特定健診の受診に関しましては、保健事業の担当をしている職員がさらには保健センターとも連携しながら個別に受診の勧奨したりだとか、そういったことも丁寧に行っておりまして、今後も同様にぜひ受けてくださいというような形で、こういった早期発見ですとか医療費の適正化につながりますというようなことも含めてPRしながら対応させていただいておりますので、引き続き今後もそういう形で受診率が上がるように受けやすい状況も考えていながら取り組んでいきたいというふ

うに考えております。

それと、道の考え方ということで、単位化されてから道のほうでは大きく2つといたしますか、保険税の水準の統一ということで、これは令和6年度までに先ほど言いました給付金の算定の基準になっています所得割、均等割、平等割、この3方式にしていくということと、それから2つ目が賦課方式の統一ということで、先ほど言いましたけれども、資産割を除くということで、これを標準保険税率といたしますけれども、これに近づいていくと納付金自体も差が出てなくなるということで、これまでの間の納付金との乖離は減っていくのかなというふうに考えております。ただ、冒頭お話しさせていただきましたが、人口減少ですとか加入者数の減少がちょっと見込みがどうなっていくかということで、特に後期高齢の移行が増えていますので、見込んでいた加入者数も想定どおりいくのかということもありますので、そこはやっぱり注意深く見ていかなければならないかなというふうに考えておりますし、先ほどの特定健診もそうですけれども、医療費を減らしていくという、そういったものと両輪になってくると思いますので、そういう形で今後も進めていきたいというふうに考えておりますが、今回納付金の仮算定するとき道への基金の一部を使いまして、少し圧縮をしているという状況もありますので、そこも今後道のほうにも意見反映といたしますか、していきながら国保事業の安定に努めていけるような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 医療スタッフのお話をさせていただきました。困難な状況含めてお話をいただいたかというふうに思います。党としても今回のコロナの中で本当に医療現場の方々がどんなに御苦労されているかということをいろんな場所で、立場で話をさせていただいてまいりまし

たので、引き続きその声を上げていきたいというふうに思っています。市民の皆さんからの声もやっぱりお届けしながらということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、特定健診のところは本当に保健センターで優しく教えていただいて、いろいろ健康に対する指導なんかも優しくしていただいているといったところに私も感謝をしています。引き続きこういった取組をしていただきたいと思っています。ただ、特定健診、やっぱりみんなに受けていただきたいというふうに同じように思っておりますので、その部分では進めていっていただきたいなというふうに思っています。

また、国保税の関係ですけれども、令和6年度までというようなお話も今御説明をいただきましたけれども、市民といたしますか、国保税を負担する側にとっては見えない部分といたしますか、大きいので、やはり分かりやすい御説明なりなんなりをしていただくというふうな、もちろん負担は少ないほうがいいに決まっていますのでけれども、そういうふうな取組もしていただいで、また道や国への発言も積極的にしていただくことを求めて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 1点確認をさせていただきますと思います。

基本目標のⅡ-3、子育て支援の推進についてです。16ページ、議案のほうになります。現状と課題の中で先ほど馬場部長のほうから概要説明の中でもお話ありましたけれども、老朽化が進んでいる公立保育所の整備が必要ということで記載がございます。本年の2月10日、市民福祉常任委員会、また本年第2回定例会の一般質問で御答弁をいただいた関係で、西保育所は令和5年度末で閉所、6年度から3歳未満児に特化した保育所として東保育所を運用するというような御答弁がありました。閉所後の西保育所は、現在の南保育所と併せて解体というお話もございました。また、

新たに保育所の整備、東保育所の代替施設になるというふうに思うのですけれども、そちらの整備については令和7年度以降というお話もありました。その話を受けて、あくまで東保育所は一時的な活用ということで私のほうでは受け止めておりましたけれども、今回の実施計画、事業に関する資料の中にはこの後期計画の期間中に公立保育所の整備事業という項目の記載がございませんでした。そちらの新しい保育所の整備についてはどのような状況になっているのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 倉澤議員から公立保育所の今後の在り方というか、特に東保育所を中心にとということだというふうに思いますが、御質問いただきました。総合計画の中には、具体的な文言については今回述べさせてはいたいでいせんが、意識としては倉澤議員今ほどおっしゃっていただいた内容と私どもとしては変わっていないというような状況でございます。今後子ども計画を策定させていただく形になっていくことになると思いますし、いくことになるのですけれども、そんな中で具体的内容については精査をさせていただこうというふうに思っていますが、今回総合計画の中には保育所の整備の内容のところの具体的内容まではちょっとのせるというところまでの進みはしていなかったのですが、意識としては持っているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 総合計画の中には記載されていないというなお話が今ありましたけれども、9月に行った議員協議会のときに全員に配付された骨子案の中にも同じ子育て支援の推進の中には想定される主な実施計画事業等に公立保育所の整備事業というものが載っております。そのほかの子育て支援運営事業、乳幼児医療、給付事業も今回の資料のほうの実施計画の中には記載

がございます、具体的な事業費も含めて。公立保育所整備事業だけこれ今回新たに設置する部分については想定される事業にものってこないということでの受け止めでいいのかどうなのかというのをちょっと改めてお聞かせいただきたいというふうに思っています。

あわせて、今馬場部長の答弁では思いとしては同じだというようなお話もありましたけれども、以前の常任委員会の説明では3歳未満に特化した保育所の定員、一時保育除いて36人の定員を想定しているというようなお話もあったと思います。整備に関しては当然西保育所の解体後の跡地活用も含めて建設用地の検討、第2回定例会の答弁でもいただいておりますけれども、具体的に整備に向けた用地の選定作業もしていつているというふうに思っているのですけれども、その辺の検討状況、整備に向けた用地の選定の検討状況について改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 先ほど若干答弁足りなかったと思いますが、保育所整備の内容については主要施策の中に載っております待機児童数、その内容を見極めながら、これが基本というふうになってくるというふうに思います。また、公立保育所だけではなく、学校法人や社会福祉法人で行っております認定こども園の状況とかも視野に入れながら、特にその中で公立保育所がどの程度の形を取っていくのがいいのかということを考えていかなければならないかなというふうに思っています。今後新設されることが予定される保育所の内容につきましては、公共施設の整備計画等々総体的な流れの中でどういう形が一番いいのか、場所のことも含めてなのですけれども、含めてどこの形がいいのかというのは今後また検討してまいりたいというふうに思っていますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) これから配置場所も含めて検討していきたいというふうなお話だったのですが、ちょっと率直にお聞きをしたいと思いますけれども、後期計画期間中に新しい保育所の整備事業をスタートするおつもりでいるのかどうなのかというのを最後改めて確認をしたいというふうに思っています。

また、整備を進めるとなると、先ほど申し上げた定員36名、一時保育を除く部分の定員ですけれども、その規模の保育所を整備したとした場合の総事業費、事業化としてはどの程度の事業費を想定しているのか。今回事業費出てきていませんので、新たに期間中に整備するとなると、今現在示されている実施計画の総事業費にまたさらに積み上げになるというふうに思うのですけれども、今36名定員の保育所を公共で整備するとした場合の想定事業費、どの程度で考えているか最後御確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 現状のところは東保育所のところの改修を行って、当座の今申し上げました3歳未満の子供さんたちの保育を実施していくということがメインかなというふうに思っておりますが、今後補助の状況とか国の施策の状況をちょっと注視しながら、進めるような内容がもしございましたら、議会とも相談してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 事業費の想定もないということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 以上で質疑を終結いたします。

以上で基本項目Ⅱ、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりについての質疑を終了い

たします。

次に、基本項目Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりについて審議いたします。

説明を求めます。

東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは、基本目標Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりの主要施策について御説明いたします。

議案、後期基本計画案の21ページから33ページになります。基本目標Ⅲについては、13本の主要施策で構成されており、基本目標Ⅲ-1、環境との共生から順に説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、21ページになります。主要施策1、環境との共生についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、近年気候変動により猛暑や集中豪雨など地球温暖化に起因すると言われる自然災害が頻発しており、昨年11月4日に表明しました名寄市ゼロカーボンシティ宣言に基づく脱炭素社会の実現に向けた取組が重要となっております。また、公害防止の取組や火葬場、墓地、霊園の老朽化への対応が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、脱炭素社会の実現、公害のない環境の保持、火葬場の計画的な修繕、墓地、霊園の適切な維持管理を推進いたします。

主な成果指標としては、市の事務事業における二酸化炭素排出量の削減と現在進めております公共施設照明のLED化の2項目とし、国、道、市民との連携により脱炭素社会の実現並びに公害のない生活環境の保全に向けて取り組んでまいります。

次に、22ページになります。主要施策2、循環型社会の形成についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、これまでの大量生

産、大量消費の経済社会活動は大量廃棄の社会をも形成してきましたが、限りある資源の確保などから消費を抑制し、環境への負荷を低減していく循環型社会の形成に向けた取組が求められております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、3R運動、リデュース、リユース、リサイクル推進のため再生資源集団回収をはじめ、啓発活動や市民周知等の取組、資源の有効活用並びに廃棄物の適正処理を推進いたします。また、市民との協働による環境美化運動、次期一般廃棄物中間処理施設の供用開始に向けたごみ分別の検討等、関係町村との協議を進めてまいります。

主な成果指標としては、年度ごとの炭化ごみ、埋立てごみ、粗大ごみ排出量の減など3項目とし、3R運動の推進、ごみ減量化に向けた啓発などによる環境美化運動の推進、効率的な収集と適切な処理を行うための施設の適正な運用、整備に向けて取り組んでまいります。

次に、23ページになります。主要施策3、消防についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、住宅用火災報知器については約2割の未設置世帯や既存世帯への維持管理を含め、継続的な住宅防火対策の啓発が必要です。また、消防、救急車両の定期的な整備、点検による適正な管理を行うとともに、老朽化した消防車両の更新を計画的に進める必要があります。加えて、119番通報の要となる通信指令台等資機材におきましても更新方法を含め検討を行い、市民の安全、安心を守るために関係機関と連携し、総合的に対応できる体制の構築が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、住宅用火災報知器の設置推奨を行うとともに、設置から10年を経過した住宅用火災報知器の取替えなど維持管理について広報活動を推進いたします。また、消防車両や通信指令台等資機材の更新、消防活動体制の維持、充実に向けた取

組を推進いたします。

主な成果指標としては、上川北部消防事務組合住宅用火災報知器設置維持管理対策実施計画に基づき市内の住宅用火災報知器の設置率を2026年までに100%を目指すことなど、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、24ページになります。主要施策4、防災対策の充実についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、激化する自然災害に備えるため、減災の考え方を基本とする対策や国が示している水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組の推進が必要となっています。特に名寄市では水害のリスクが一番高いと考えていますので、大規模な水害に対して迅速かつ確実な避難行動を促進するためにまるごとまちごとハザードマップの取組の推進が必要と考えております。また、災害対応設備などの充実に加えて護岸や堤防の整備、川底の掘削などさらなる治水事業が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、市民の防災への知識や意識の向上を図り、確実な避難行動が取れるように防災訓練やセミナーの開催、出前講座の活用など平時からの取組を継続して推進いたします。また、災害の発生に備えて防災資機材の整備更新を図るとともに、関係機関との連携強化と関係者の研修を充実し、地域防災力の向上に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標としては、防災訓練の開催や町内会単位での自主防災組織の設立団体数、職員研修の実施件数の3項目とし、地域防災力の向上を図りながら成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、25ページになります。主要施策5、交通安全についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、北海道内の交通事故の発生は減少傾向にあるものの、事故における高齢者運転者の比率は上昇傾向にあります。こうした状況

の中、交通安全意識の高揚、啓発、推進や道路交通環境の整備などの対策、関係団体、市民が一体となった交通安全運動の推進が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、関係機関、団体と協力しながら家庭、学校、職場、地域、幼児から高齢者まで段階的な教育活動の実施と様々な交通安全の取組を推進いたします。

主な成果指標としては、いわゆる交通死亡事故の根絶、交通事故による負傷者数、交通事故発生件数の減少を目指し、交通安全意識の普及啓発、道路交通環境の整備など交通安全対策の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、26ページになります。主要施策6、生活安全についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、地域コミュニティは地域住民が助け合って生活を営む基盤であるとともに、災害発生時における地域の安全、安心の確保に重要な役割を果たしてきましたが、人口減少や少子高齢化といった社会の変化に伴って地域のつながりが希薄化し、地域における安全、安心の確保が危ぶまれています。関係機関、団体、地域との連携による防犯体制の強化など市民が安全で安心して生活できる社会の形成に向けた取組が必要となっております。また、危険空き家の発生防止に向けた適正管理の啓発や改善に向けた取組が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、地域、関係機関、団体と連携し、情報の共有、収集と提供により安全意識の高揚、防犯意識の向上に努めます。また、名寄市空き家等対策計画に基づき、空き家などに関する施策を総合的、計画的に推進いたします。

主な成果指標としては、市内で発生した犯罪発生件数である刑法犯認知件数、空き家に関する苦情件数の減少とし、関係機関、団体との連携による適切な情報の提供と防犯意識の高揚を図ること

や各種啓発活動を実施してまいります。また、空き家対策として、適正な管理を促す啓発活動や関係者への連絡等に努めてまいります。

次に、27ページになります。主要施策7、消費生活の安定についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、全国的な特殊詐欺の被害、消費トラブルが発生している中、相談体制の強化、適切な情報の提供など啓発活動の強化が必要となっています。同様に消費者保護の観点から商品の品質や機能、価格などの情報表示について監視する必要があると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、相談体制の強化、適切な消費者情報の提供やセミナー、出前講座の開催など消費者教育を推進するとともに、物価動向、商品の適正表示などの調査活動や消費者意識の向上に向けた市民活動の支援、消費生活の安定に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標としては、相談事例を基にしたセンター情報の発信による注意喚起情報の発行など3項目とし、消費者の利益の擁護、増進のため各種情報の提供や講演会の実施など市民の消費生活の向上、相談体制の充実による消費者の救済支援に向けて取り組んでまいります。

次に、28ページになります主要施策8、住宅の整備についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、公営住宅は低額所得者などの住宅に困窮されている方々にお住まいいただく賃貸住宅として管理していますが、建物や設備の老朽化に加え、現在入居する方々の高齢化が進んでおり、住宅セーフティーネットの役割を継続するため一定数ある空き家を含めて安心して生活できる住環境に改善をしていく必要があります。民間住宅は、地震災害による倒壊被害を少なくするため、耐震基準を満たさない住宅の耐震化に対する支援や住宅性能などの情報提供が必要であるとと考えております。

このことを推進する後期計画期間の方向性では、

公営住宅では中期計画から継続する建て替え事業とともに、住宅の入居要件となる方々のニーズ変化に対応できるよう改修や修繕を行い、住環境の整備を進めていきます。また、民間住宅は良好な住環境を得られるように耐震化の支援や脱炭素社会に向けた情報提供を推進いたします。

主な成果指標としては、公営住宅は人口の減少、少子高齢化など社会ニーズを踏まえて管理戸数を減らす目標にしています。あわせて、管理する住宅の住環境や耐久性を向上させる目標を掲げ、建て替えや改修などによる事業に取り組みます。また、民間住宅の耐震化率については国や道が示す目標値に伴い設定しておりますが、地震被害を耐震改修設計や工事の費用補助や啓発などにより安全、安心なまちづくりに向けて取り組んでまいります。

次に、29ページになります。主要施策9、都市環境の整備についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、人口減少などを見据え、都市計画マスタープランや名寄市立地適正化計画に基づいた持続可能な都市を実現するためには、公共施設等の都市機能の集約などコンパクトシティの推進が必要です。また、美しい町並み形成のために緑化木の維持管理や街路灯のLED化による明るいまちづくり、都市公園の魅力向上に向けた改修が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、コンパクトシティ化による持続可能なまちづくりを進めるためには公共交通でアクセスが容易な公共施設の配置計画を検討するとともに、町内会との協議による景観整備や街路灯のLED化による二酸化炭素排出量の削減、人々がにぎわい、交流の場となる公園の計画的な改修や補修を進めます。

主な成果指標としては、コンパクトシティを推進するためには中心市街地の利便性や魅力向上を図ることが重要であることから、立地適正化計画で設定した都市機能誘導区域へ公共施設を1施設

誘導したいと考えています。また、明るいまちづくりと二酸化炭素排出削減のため、街路灯LED化率の向上を目指します。都市公園の改修については、大きな公園のアンケート調査結果を基に公園改修事業に取り組んでまいります。

次に、30ページになります。主要施策10、上水道の整備についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、上水道事業では水道未整備地区への配水管新設等の整備や水道水を安定供給するため施設の整備、更新を継続していきます。しかし、給水人口の減少による料金収入の減少に対応するため、平均改定率11.02%の値上げとなる料金改定を平成31年4月に行いました。今後も名寄市水道事業経営戦略を基本として経営の効率化と健全化を推進し、経営基盤の強化を図ることが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、水道水の安定供給を確保するため令和6年度以降の料金水準について議論を進め、適切な維持管理と計画的な改修更新を行うため事業を見直し、水道事業経営戦略を改定します。また、水質の保全維持のため水質汚染源の調査、監視の強化、水源井戸の改修など適正な維持管理を推進いたします。

主な成果指標としては、老朽管更新整備で13路線、浄水場など施設改修で22件の整備を目標とするなど、水道事業経営戦略を基本としながら成果指標に掲げる目標値の達成に向け取り組んでまいります。

次に、31ページになります。主要施策11、下水道・個別排水の整備についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、名寄、風連両地区の下水道施設の計画的な施設更新と効率的な維持管理及び郊外農村地区の合併浄化槽の普及率向上に向けて個別排水処理施設整備に継続して取り組むことが必要ですが、人口減少に伴う使用料収入の減少に対応するため下水道事業経営戦略を基本として経営の効率化と健全化を推進し、

経営基盤の強化を図ることが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、令和4年度に策定する2期目の名寄市公共下水道ストックマネジメント計画及び個別排水処理施設整備事業の連携により生活排水施設の整備を推進します。また、コスト縮減による事務の効率化を図り、令和6年度以降の適正な使用料水準について議論を進め、下水道事業経営戦略を改定いたします。

主な成果指標としては、ストックマネジメント計画の進捗率で80%、合併浄化槽の普及率で88%を目指すなど、下水道事業経営戦略を基本としながら成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、32ページになります。主要施策12、道路の整備についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、安全で快適な交通ネットワークを整備するため、国道や道道については歩車道の再整備が必要であり、市道については整備済みの幹線道路や橋梁の老朽化が進行しているため、定期的な点検や維持補修が必要です。また、生活道路については、未整備道路が多いことから、計画的な整備が必要です。冬期においては、雪に強い除排雪体制を確立するため大型機械の更新や増強などハード面の整備のほか、除排雪に携わる担い手確保などソフト面での支援が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、国道や道道の整備促進に向けた要望活動を継続するとともに、市道や橋梁については交付金事業等を活用し、計画的な点検調査や整備、維持管理を進めるほか、除排雪でのデジタル技術の活用、担い手育成、確保に対する支援などの取組を推進いたします。

主な成果指標としては、計画に基づき幹線道路の整備は4,336メートル、市街地、郊外地の道路については市街地の舗装率5%向上に向け4,

924メーターの整備を目指し、老朽化が進行する橋梁については11橋の補修を目標にしています。また、毎年1台を目標として除雪機械を計画的に更新、増強することで除排雪体制を強化し、安全、安心な道路空間を確保できるよう取り組んでまいります。

次に、33ページになります。主要施策13、地域公共交通についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、地域公共交通は利用者の減少傾向にあり、バス路線が減便される状況にあります。運転免許を所持しない方の移動手段の確保が必要です。また、鉄道においては鹿や熊などの接触事故や大雨や降雪が見込まれた段階での運休決定が顕著となっており、安定的な運行の確保が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、バス路線については市民ニーズに見合った新たな交通モードへの転換を推進いたします。また、鉄道交通網の維持、存続に向けては、宗谷本線の多様な活用方法の検討を進めます。

主な成果指標としては、自家用車だけに依存しない新たな交通モードを1路線導入することや市内運行バス利用者数を19万人とするなど公共交通機関の維持、確保及び利便性確保を図り、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

以上となります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） それでは、31ページ、Ⅲ-11、下水道・個別排水の整備についてお伺いします。

それで、下水道の修繕や更新を計画的に実施をするというふうに書かれておりますが、名寄市の下水処理場も既に供用開始から42年が経過するわけで、標準耐用年数、これが適切に維持管理さ

れている場合、調べてみますと管渠ポンプ場、それから処理場の土木、建築構造物で50年というふうになっています。それから、機械、それから電気設備で10年から30年というふうに言われております。このうち機械、電気設備については平成30年に更新されておまして、このとき1億1,400万円かかっています。それで、下水道事業は公営企業会計としての経営ではありますけれども、老朽化する建造物部分などにかかなり大きな金額がかかってくるのではないかというふうに考えております。施設本体の修繕、更新計画についてどのように考えられているかお伺いしたいと思います。

それとまた、下水道管路についても同様に更新の時期を迎えることになると思いますことから、当面老朽化している更新を急がなければならない管路延長は何キロほどになるのか、ここについてお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 下水道事業の施設と管路の更新についての質問だったかと思えます。こちらにつきましては、この後期計画の方向性にも記載ありまして、この後期計画の方向性にも記載ありまして、名寄市公共下水道ストックマネジメント計画を基に改築更新を現在進めているところです。この下水道ストックマネジメント計画につきましては、施設の老朽化により状態が悪化してくるのかなどの長期シミュレーションを行いまして、状態の健全度を持続できるように策定しているところです。ですので、実際に更新、耐用年数を過ぎた機械設備についても健全度が持続できるかどうかきちんとシミュレーションしながら計画を策定して、更新をしているところです。ですが、年度により事業規模が偏らないように実は事業の平準化を図りながら、管渠については年間4,000万円、浄水場施設については約3億円程度の事業規模で計画を立てているところです。しかしながら、改築更新事業について

はほとんどが国の交付金の事業でありまして、交付金の配分率によっては事業自体が進捗に大きく影響が出てきておりますので、先ほど御質問いただいたとおり、1億円程度ということで、その年度によって事業費に偏りがあるのが現実となっております。ですが、ストックマネジメント計画、記載ありますとおり今年度改定をしております。残っている事業につきましても見込みながら後の5年間の計画を立てて今後進めていく予定であります。ですが、管渠につきましては耐用年数が50年でありまして、50年を超える耐用年数を過ぎているものが今現在ありません。しかし、点検調査を毎年行いながら管渠の内面について止水の修繕ですとか管渠更生工事、いわゆる管の中に管を巻くような工事なのですけれども、それを進めながら点検後計画をもって改築更新しているところですので、現在のところはその年なりストックマネジメント計画の中で改修が必要な工事について定めて、今後も進めていくことで考えているところです。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) 今ほどお答えいただきました、下水道のストックマネジメント計画で今回2期目になる中で進めていくということで、平成30年に策定された下水道のストックマネジメント計画では、私改めて調べてみたのですが、計画に基づいて下水道改築更新事業と管路調査業務が行われておりまして、その中で下水道建設事業で機械設備、電気設備の更新工事や管渠更生工事、管路調査業務委託で1億7,800万円かかっておりまして、それから公共柵の取替えや下水道不明水調査などでそのほかに1,280万円かかっております。それで、名寄市の下水処理場、昭和55年供用開始して、先ほど述べたように、42年間経過して、総工費33億5,866万円と。7年の歳月でこれつくられたということで、しかもその後昭和62年から第2期拡張工事ということで水処理施設、それから消化槽、それから

雨水ポンプ増設工事で18億1,000万円、かなり巨額なお金がかかっております。先ほど佐藤室長のほうから御答弁ありまして、施設で3億円、管渠工事で年間4,000万円ほどということでお話がありました。この中で今回は先にやられた機械や電気設備のところはまだ新しいですから、メインとして本体工事に、施設本体の更新計画が計画策定のメインとしてストックマネジメント計画ではのってくるのかなというふうに考えているのですが、その辺について改めてお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長(佐藤美香君) メインとした計画の中では、令和元年度から雨水ポンプの更新工事を進めておりまして、2年計画、2年で1台の雨水ポンプを更新しているのですが、3台目のナンバースリー雨水ポンプの工事を本年度、来年度、2か年かけて進めている工事があります。約3億円程度の工事となっておりますが、3か年かけて更新しているものです。令和元年から令和5年度までの5か年のストックマネジメント計画の内容につきましては、事業内容として名寄終末処理場でいけば機器更新が74台、風連浄水管理センターにつきましては21台の機器更新を含めた計画として事業を進めております。事業費につきましては、総体で9億6,700万円の計画をもってこの5年間事業を進めてきたところです。

以上です。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) 今室長のほうから御答弁ありまして、メインとしては雨水ポンプの更新、ここが中心になるということで、今度3台目になるということで、3か年で雨水ポンプ、総額予算もかなり大きいのですが、3億円程度というようなこと、それから名寄の終末処理場の機器更新、それから風連の機器更新ということで、それぞれ74台、21台ということで、ここも9億6,700万円というお話がございました。かなり大

きなお金が動くということで、これらも市債の発行、それから国の予算ということで財政的にはなると思うのです。それで、特に人口が減少している中で下水道料金、ここについてもまた検討されなければならないと思うのですが、やはり心配されるのは、北海道の料金は全国平均から見ても比較的安くなっているところでありますけれども、維持費、負担額、ここら辺がどんどん積み上がっていきますと、かなり公共料金の負担のところも市民生活にとっては大きなウエートを占めることになるのではないかというふうに思っております。さらに、下水道についてはこれ道路と同じように、道路や除雪の問題、ここと同じように生活に直接係るライフライン、最も重要なライフラインということでありますから、ここを手抜きをするということにはならないのです、やっぱり。その上に様々な文化的な施設だとか様々な公共施設ということになると思いますから、重要なインフラだけに、施設の心臓部に当たる部分はやはり耐用年数前に暫時更新するなど引き続き適切に管理をしていただきたい、このこと申し上げまして、質問終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 基本計画Ⅲに関わりましてⅢ-4、ページで24ページになります防災対策の充実について1点確認させていただきたいと思います。

現状と課題の中で最後の行のところに護岸や堤防整備、川底の掘削などのさらなる治水事業が必要だというふうに課題が書かれております。この課題に対しての解決策として、後期計画4年間の中で具体的に計画されている内容についてお知らせください。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今防災の部分で川ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今御質問あった部分につきましては、この間従

来も同様の形で防災対策ということで、私どもの普通河川の部分につきましてはどぶざらいですとか、そういう部分進めてきてございますので、後期計画につきましても引き続き同様の形で現場の状況見ながら進めていくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ただいま部長から従前どおりといいますか、状況を確認しながらということで御答弁いただきましたが、この間町内会連合会の主催で開いていただいておりますまちづくり懇談会ですとか、議会のほうでも懇談会を持たせていただきました市民の皆さんとの意見交換会ですとか、今年度だけに限らずずっとこの点について市民の声をいただきながらきているというふうに思っております。特に川の床ざらい、掘削についてこれを整えていくことでの防災対策の必要性については毎回市民の方から強い要望、声が届いているということでもありますので、予定どおりの、今までどおりのということではありますけれども、後期計画、4年間ありますので、具体的なものが見えてくることを望まれている市民が多いと思いますが、その点も踏まえて再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員のほうから御意見いただきました部分でいうと、この間まち懇ですとか、そういう部分で大変多くのお話いただいております。地域の人がまず心配されている部分で、国や道の河川についての対応という部分につきましては、ここに付きましても間違いなく対応については上部機関につないでいくということは継続していきますし、私どもの管理している普通河川につきましても、具体的にどの河川という部分につきましては毎年の状況にもよりますし、進捗状況によりますので、毎年進捗状況確認をしながら、その年の予算の中で確認をさせていただきながら進めるというような状況できてお

りますので、どの川からという部分につきましては状況の悪いところからというふうな内容になるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 考え方としては当然の考え方をお示しいただいたと思っておりますが、毎年確認しながらというところ、具体的にどのような行動をされるのかについてだけ確認をさせていただいて、私の質問終わりたいと思っております。そして、その状況を地域の方に適切に情報提供していただく方法についても触れていただければありがたいと思っております。

終わります。

○議長(東 千春議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) 河川の維持管理にもつながるこの部分につきましては、この間継続してやってきています。今後も継続してということでお話もさせていただきましたが、ですから毎年事業進捗、ある程度市内の河川については一回りといいますか、順番みたいなものも基本的には持っておりますし、ある程度例えば土砂だまりの早い河川、遅い河川ということありますので、その辺のもくろみつけながら現場のほうは確認をしているところでございますし、これ以降もそんなような状況で進めてまいりたいと思っております。

また、地域への報告なのですけれども、この部分につきましては当然地域に入る際には地域の方にはお話をいたしますし、川の頭からお尻まで大体2年か3年ぐらいですかねというような状況まではお話をさせていただいておりますが、次にどこの地域のどちらの河川をという状況まではまだ、やっぱり予算決まってからではないとその部分については地域にお示しできませんので、その部分につきましては予算決まってからというふうになるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) それでは、何点かさなる御説明をいただきたいというふうに思います。

22ページの循環型社会の形成の中で、目標値なのですけれども、ごみの排出量の実績が、目標値が現在より下がっているのは分かります。リサイクル実績、また次の再生資源集団回収事業実績が現在よりか目標値が下がっている。これについて御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、9の都市環境整備の中で街路灯のLED化、これを進めたいということで、私の周りでも随分進んでいるなというふうに思っています。ただ、今年非常にガが大発生して、これが続くだろうと言われていて、住宅街のところの街灯もまだLEDになっていないところもあるのです。そういった部分を進めるに当たってどのような方法なり、地域なり、示しながら進めているのだとは思いますが、この点について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、30ページの上水道の整備に関わってなのですが、この目標値の中に有収率が入っていないです。それで、現状と課題の中にも施設の老朽化に対応するために、経営の効率化と健全化を推進するために基盤強化が必要だということなのですが、やっぱりそういった部分では有収率を上げていくこと、非常に重要だというふうに思うのですが、ここに目標値が書かれなかった、この理由についてもお知らせをいただきたいと思っております。

それから、もう一点なのですけれども、33ページ、13の地域公共交通のところ、地域ニーズに合わせた交通手段の活用について検討していきたいというふうなことがありました。この地域ニーズについてどのように把握されようとしているのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 2点について御質問いただきました。まず、1点目の成果目標のところでもリサイクル実績が減っているということなのですけれども、一応実際に燃えないごみ等で混入して出す量が処分場のほうの指導で投入できないものとか、これリサイクルできますよということでの一定の指導が、利用者さんの意識が変わってきました、そういうものが減ってきているという状況にありますので、実際にリサイクルに出る量が減ってきているということになります。

それと、2つ目の集団回収のほうなのですけれども、実はこれ昔ペットボトルも含めて缶とかお金になったということなのですけれども、今価格が低下しておりまして、ペットボトルがお金にならないといいますが、実際に集団回収していただいている方も若干団体もコロナの関係でもちょっと減っているのですけれども、そういった有償の部分が減ってきたということで量が減ってきているということで、計画の中でもそういう状況になっていくのだろうということで、数字的には減らしたという形になっております。よろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私のほうから街路灯のLED化の状況について少しお話をさせていただきます。

LED化につきましては現在、今年少し全量調査というものをちょっとさせていただいている途中でございまして、今報告もぼちぼち上がってきている状況でございまして、新年度以降の結果がこれからという部分ではありますけれども、総合計画の中では今現在防犯灯含めた総灯数で4,100灯ほどあるのですけれども、その中で製造が中止になっている水銀灯、こちらが600灯ほどございますので、取りあえず当面はこれを先にやりたいなということでの目標値、これをLED化した場合の数値ということで目標とさせていただいているところですので、だがしかしそれと併せま

して、灯具、電灯もそうなのですけれども、柱のほうもかなり傷みの進んできているものもございまして、もしかしたらLEDがついていても柱が駄目だという部分につきましてはそちらのほうも手をかけなければいけないので、総合的な判断をした中で移行を進めていくような形にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 有収率について成果指標の中に入っていないのはなぜかということだったかと思うのですけれども、実は中期の計画の中では全て更新計画等に関わる施設整備の実施状況について成果目標としてきたところなんです。総計の中身でいきますと、それだけではないということで、実は有収率をこの中に含めるかという議論が課の中でもありました。あったのですけれども、この中でやはり経営に関する部分の課題ですとか方向性が、これがメインとして今回挙げさせていただいたということもありますので、明らかに経営に関わる分かりやすい指標ということで経常収支比率、料金回収率、これを採用したということです。有収率につきましては、この間様々な答弁の中で現状は80%前後の有収率を維持しているところですが、目標値としてはやはり90%を目標とするべきだということで話してきていることでもありますので、どう考えてもこの目標値は90%にしなければならないというのはありますが、現実的に90%を目標にしてもなかなか到達しないということもありますので、総計の中で示すのは今回は外すということで話をしてきたところです。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、公共交通の新たなモードに対してどのようにニーズを把握されているかといった御質問だったかなというふうに思います。まずは、公共交通の地元に設置している活性化協議会、こちらについては事業

者はもとより、老人クラブ等々各団体を代表する方、それから市民の方ということで構成される協議会の中でまずはいろいろ御意見を出していただいているというのも一つございます。それから、当然ながら影響の及ぼすような周辺の町内会の皆様方との意見交換等もこれまでもさせていただいておりますので、それからこれは利用者になってしまいますけれども、利用者に対してバス事業者がアンケート調査を行ったりして、そういった声を基によりよいものをつくり上げるように反映させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) それでは、循環型社会の形成のところでごみの収集のところなのですが、再生資源集団回収については、理解をさせていただきました。これ申請して開始してというのでした。ただ、リサイクルの実績というのでいえば、これは全体のリサイクルをしていくというわけですから、先ほどの御説明ちょっと分かりづらかったかなというふうに思いますので、再度お願いしたいと思います。

それから、LEDの関係ですけれども、今御説明いただきました。確かにうちの町内会でも切れたときに水銀灯のことを業者さんからいろいろお聞きして、理解をしていたところなのですが、ただ住宅街のところというところですが、今年のようにすぐガが発生して、住宅街、本当に1軒、2軒というわけではなくて、固まっているところに子供さんがいたりなんだりというようなことになると、あまり毒がないという話ではありましたけれども、やはりほかのところではLED化進んでいて、何もなくて、きれいでいいねというような話も出たりしているのが現実でありますので、そういった部分についての御検討についてはどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、水道の有収率が載っていなかった件

については、理解をさせていただきたいと思えます。90%を目指したい、もちろんそうなのですが、けれども、しばれる名寄ですので、なかなか難しいかなというふうには理解をしながらも、やはり負担増にならない取組を進めていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それから、バス、公共交通網の地域のニーズの件です。活性化協議会の皆さん方の意見やら町内会、利用者のアンケートというふうなお話もありましたけれども、最近私が今回バスの便が減った中でお聞きしたのは、いよいよ車の免許証を返納して、バスを利用しようかなと思っての人がどうやって乗るのかな、そして時間表も見たりなんかしていたときに便が減ったと、そんなような話が数件寄せられていました。やっぱりそういう方々の声もぜひくまなく酌んでいただきたいと思います。大変なことだとは思いますが、ただ協議会の方々、町内会のきつと役員さんだとかかなとは思いますが、そうでない方々の声もぜひ拾っていただいて、反映させていただきたいというふうに思いますが、その点について再度伺いたしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) リサイクルの実績の関係でということで再度質問いただきました。ちょうど基準値が2018年の数字が1,344トンで、今回目標値、2026年で1,266トンということで、実は2018年のときの数字の計画値が現状より高い数字になっておりまして、実際には見込んでいた人口ですとか様々な要素で立てたときの目標値が高かったということで、一応そのまま使っているのですが、現状に合わせると逆に増えている形になりますので、2018年当時の数字をそのまま使わせてもらってしまっていて、逆転現象が起きているのですが、実際にはリサイクルについては、先ほど言いましたように、きちんとした分別されていますので、そこは少し

ずつ上がっているような状況になっておりますので、たまたま比較した基準値が、その当時の計画で出した数字が今よりも高かったということで、ちょっと逆転現象が起きている状況になっているということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） LED化の住宅地にガが集まるということでの御意見だったかと思えますけれども、私ども今回街路灯のLED化につきましてはガの話は再三いただいているところなのですが、ガが多いので、市街地先にやろうという議論は正直なかった部分でございます。しかしながら、気持ち悪いというの分かんなくはないのですけれども、自然現象な部分でもありますし、LEDの街灯も全く寄らないかというそんなこともなくて、比較したときにやっぱり何ぼか多いかな、少ないかなというような状況も見えてはとれるかとは思ってはいますけれども、そのような形なので、今その辺の検討できますとちょっと言えないのですけれども、そのようなことで郊外地の誰もいないところの水銀灯と市街地のという部分は、今御意見いただいた部分は実施計画の中で少し検討できる部分あれば検討はしていきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろな方のニーズ、御意見を拾ってくださいというお話だったと思えます。我々もなかなかアウトリーチをかけるについても一定程度限界もあるところも実はございまして、そこは限界といいながら我々もアウトリーチかけられるところは一生懸命やらせていただきます。それと併せて、そういったような議員のところにももしそういったお声が届くようであれば、ぜひお声寄せていただければ、我々もそのことに基づいてまた我々のほうから出かけてお話を聞いたりということもできますので、ぜひ御協力いただければというふうに思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） リサイクルの、今御説明いただきましたから、数字のところでは理解をしたいというふうに思うのですけれども、ただ人口も減っていますから、そういった部分でというふうに思うのですが、パーセントではなくてトン数ですから、少なくなるのかなというふうには思うのですけれども、ただ実数から目標値が、これからリサイクルを推進していこうというところで、これ数値が減るといのはどうなのかなという、なかなか啓蒙、啓発のところではうとちょっといかがでしょうかという感じを受けます。この点について再度お考えをいただきたいと思えます。

それから、LEDの関係ですけれども、本当にちょっとかなではないです。かなり違います。1本だけそこにあたりなんだりということではないので、何本か続いているから、ガは寄ってこないのだというふうに思うのですけれども、かなり違いますので、その点検討したいというふうなお話も今、お聞きしたときはそういうふうにおっしゃったかなというふうに思えますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

リサイクルの件、ちょっとお願いします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 議員おっしゃるとおり、目標値が本来低いのはおかしいのではないかとございまして、先ほど言いましたとおり、基準値が現状とちょっと離れていたということで、実際にはこれだけ見ると下がっていて、取組が後退しているのではないかとこのように見えてしまうということで、数字的に見るとそういう形に捉えてしまうかなというふうに思えますけれども、基本的には、先ほど言いましたように、リサイクルについては現在少しずつ、人口は減ったり、コロナとかいろんな状況ありますけれども、確実に増えてきているというような状況でありますので、そこきちっと説明しながら取組

を今後も進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 塩田昌彦議員。

○14番(塩田昌彦議員) 2点御質問させていただきます。

Ⅲ-7、消費生活の安定というところで、相談体制の強化ということが今回うたわれています。中期計画では、機能充実という程度で終わっている部分です。今全国的に特殊詐欺の関係でいえば被害、それから消費トラブルというのは多発しているという状況ですから、これらに対する対応というのは必要だというふうに認識をしています。この相談体制の強化、どのような形で強化されるのか、そして強化することによってどのように消費生活に還元されるというか、その対策も併せてお知らせいただきたいというふうに思います。

2つ目です。Ⅲ-10、上水道の整備というところで水質保全、後期計画期間の方向性というところで水質の保全維持のため水質汚染源の調査、監視の強化というふうな形で表記をされています。この部分について言えば、どのように水質源の調査、現状名寄川でいうと6か所採水をして、そして調査をしていると。この状況見ると、下川エリアで5か所、名寄は水道の取水口で1か所という採水をして調査をしているという状況でありますけれども、3年の公害の現状と対策という冊子が配られていまして、その内容の調査結果というのを見ると、それこそ大腸菌群の数字が非常に高いと。これ問題ですよというふうに、ただ市民に提供する水道水に影響があるかという、それはきちっとした処理をされているということで大丈夫だというふうに認識はしていますけれども、ただ異常発生しているという状況の当然認識をしなければならぬ。そのほかにこの調査を見ると大腸菌も検出をされているという状況もありますから、この部分についてやはり名寄市民のそれぞれ水の確保、安全な水を確保というふうな観点に立てば、採取する箇所をもう少し細かくといたしましょうか、

1か所ではなくて、このほかに天塩川のほうでも採取して検査していますから、それは分かっているのです。ただ、水道水の水源の部分でいえば、名寄川の水を使うわけですから、この部分について非常にどういう状況でこんなふうになっているのかなというのがちょっと分からない異常な部分です。この部分について考えてみれば、下川の採取地点が矢文川かな、なのです。そこから取水までの間何もないと。そして、異常に発生している。矢文川の部分でいうと発生もしているけれども、数値も高いけれども、名寄で検出されている数値からすれば低いという状況ですから、その間に何かあるのか分かりませんし、そういう意味でいうと、この採取地点を増やすなりしてやはり調査をし、そして原因をしっかりと究明していくことは大事なことだというふうに思うのですけれども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 2点について御質問いただきました。最初の消費生活の安定ということでございます。今回、前回のKPIから比較しまして、センター情報の発信ということで新たにKPIを加えさせていただきましたけれども、前は相談件数といいますか、件数を重視ではなかったけれども、そういったものも考えていたのですけれども、相談に来る前に、先ほど議員おっしゃったように、詐欺被害だとかいろんな被害をまずお知らせすることによって被害を減らして、相談も減るといような形で、基本的にはそういった周知なり出前講座であったり、例えばほかの場所に出て行って、そういうような講演、講習といいますか、そういった形でいった中で、まず最初に被害に遭う前に皆さんにお知らせするというのを今後強化していきたいというふうに考えておりますので、若干KPIについてはそういう周知する業務についての目標値といいますか、それを充実させるということで加えさせていただきました。

また、職員につきましても資格があるのですけれども、その専門の相談員の資格を取って、さらにグレードアップといいますか、スキルアップをして、様々な相談だったり、そういうものに対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

それと、河川の関係です。取水の関係の拡大をということでの御質問でございました。議員おっしゃるとおり、毎年取水した検査結果を公表させていただきまして、大腸菌群については夏場の渇水時期、どうしてもやっぱり数字が高くなるというような状況は毎年出ておりました、その年によっては数字の上げ下げはあると思いますけれども、最終的には水道のほうには皆様への水道給水される場所はもちろん安全ということで、それは確認していますし、水道とも相談しながら対応させていただいております。毎年取水といいますか、検査に職員がそれぞれ取水場所に行って、採取して検査を行っております。大腸菌につきましては自然由来なものなのか人的なものか、ちょっとそこは状況見ながら対応していかなければならないと思いますけれども、そこはもし異常値であったり、何か原因がないかどうかというところも含めて、それは毎年確認しながら行っているところですが、現状的に何か漏れているとか、そういうのは発見はしてはいないのですけれども、数値として出ていることに対して何が原因なのかというところについては改めてまた検討させていただきまして、増やすことが必要なのかどうかというところも今後状況見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 相談体制の部分です。強化の部分ですけれども、私はマンパワー、増やすのだなというふうに思っていたのです。そうではない御答弁だったかなというふうに思います。確かに相談を受ける側の人たちはしっかりと資格

を有していなければならないというところもありますし、的確に相談に乗っていただく、そしてそれに対する対応していただく。その前段として、こういう被害に遭わないようにというふうなことで周知徹底をするために必要だというふうな部分で、そういうところで強化をしていくという何かお話だったかなというふうに思いますけれども、今のこの時代背景考えると、そこを相談受けていく数の問題、件数だけでなく、受ける側の問題という部分でいうと、当然マンパワーが要求される部分でないかなというふうに思うので、それらについても市民の生活を、安心という担保のためにもやはりこういう部分で強化をしていくべきかなというふうに思うのですけれども、御検討いただきたいというふうに思います。

それから、水質の関係でありますけれども、やはりこれは公害といいましょうか、汚染の関係も当然市民の方はこういう公表されるということは目で見ることができるのです。心配をするというふうなことに当然なると思いますから、やはりこの部分についても、過去の例でいうと取水、採水する地点、数、これはもっとあったのです。これは道との兼ね合いとかいうふうな部分があって、競合するところについては必要ないのではないかと、いうところでやめてきたというところではあるのかもしれないけれども、ここの部分については市民の水の安全の担保というふうなことを考えるのであれば、しっかりと名寄市としてそういう体制を、しっかり採取して、検査をしていく、大丈夫ですよというふうにして市民に周知をしていく、このことが大事だというふうに思うものですから、このことについては審議会のメンバーの方たちもやはり採取地点の減少については危惧している部分あります。実際に市民との意見交換会でもそのことについて御質問もありました。したがって、心配していらっしゃる方結構多いと思うので、この4年の部分なのかもしれませんが、しっかりとやはり体制を整えていくということ

が大事ではないかなというふうに思うのですけれども、それについての御答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 最初のほうの消費生活の関係ですけれども、ちょっと一応今のところマンパワーというところについては増やすとかということはまだ検討はしていないのですけれども、ただ先ほど言いましたように、スキルアップですとか、そういう周知活動、それから市内にも弁護士さんいらっしゃいますので、その弁護士さんとも勉強会開いたりだとか、スキルアップには努めておりますので、かなり深い相談も可能になっていますので、そこで質の向上しながら今後も対応していきたいというふうに考えております。

それと、取水の関係ですけれども、検査の関係ですけれども、いろんな方から御意見もいただいておりますし、現状全くゼロになっているということではないですので、そこは状況見ながら、各方面とも協議しながら、先ほど言っていました減らした分については道の関係、国の関係とかありますので、バッティングしているものもありましたので、それは報告いただいておりますので、その分は割愛させていただいたという経過もありますけれども、おっしゃられたように、そういった市民が安心できるような形での調査ということでは今後も検討していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(東 千春議員) ここで13時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時10分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

富岡達彦議員。

○1番(富岡達彦議員) ページ数33ページ、

Ⅲ-13、地域公共交通に関わって1点お尋ねをさせていただきます。

公共交通の維持、利便性の確保というのは市民生活にとって重要なインフラに位置づけられているものというところは共通認識としてあるものだというふうに思っております。現状と課題の中で、中段辺りから鉄道においては鹿や熊などの線路侵入に起因する接触事故、あるいは大雨や降雪が見込まれた段階での運休決定等が顕著になっておりということで、安定的な運行の確保が必要ですよというふうにされております。安定性に欠けるような状況がかいま見られるという現状に対して、その課題にどのようなアプローチを仕掛けていながら解決策を図っていくのかということについて1点お伺いをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 課題については、明文化したとおりでございまして、現状なかなか気象状況に左右された運行状況というのが近年続いているのかなというふうに思っております、JRに関して。一番は、従前の我々の知っている冬でも安定した運行をしていただいた頃のあいつた運行スタイルを維持していただければ、一番我々利用者側にとっても安心できる公共交通になるのだろうということで、ここについては優先的にはやはり鉄道の安定、維持が一番。そこが人員的要因も含めてそこまでなかなかきめ細かな維持管理ができなくなってきている現状も踏まえて、そういった部分をカバーするための広域の移動手段の確保もこれ必要になってくるだろうといったところをここで課題として記載をさせていただいております。手法につきましては、これは広域行政、名寄市にとどまることなく、ある意味広域の圏域の中でのそういった代替輸送も含めた交通網の整備ということになりますので、ここについては名寄市の総合計画の中で明文化していくというのはなかなか難しい部分なのかなと思っております、取組の具体としてはやはり北海道に中心となって

いただきながら圏域ごとの利便性の上がるような交通網の整備に向けた検討をしっかりと進めていきたいということと併せて、実際に今も北海道に中心となっていたいただきながらそういった議論も交わされているということで報告をさせていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 北海道を中心にしてこの圏域を含めた中で活性化推進協議会を中心とした中で恐らくこれから議論が進められていくのだろうというふうに思うのですが、その中で後期計画期間の方向性という部分に関してなのですが、利用者の促進策に加えて宗谷本線の多様な活用方法の検討を進めていくということが書かれております。これまでも私一般質問の中でもいろいろとお尋ねをさせていただいたところですが、これまでのアクションプランをはじめとして様々な工夫とか努力をされているということは私も承知をしているところでございますけれども、利用促進や多様な活用方法への方向性を実現に向けていくためのベースとなる考え方について改めてもう一度お尋ねをさせていただきたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この記述にあるとおり、宗谷本線活性化推進協議会、こういった組織の中で線区の維持については議論、具現化に向けて検討されておりますので、ここで集まる会議体の中でしっかりと具現化を受けて話し合いを進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、ちょっと名寄市単独の計画の中で表現というのは難しいかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 承知をいたしました。活性化推進協議会、あるいは沿線自治体もろもろ圏域を含めた中でこれは議論が進んでいくものなのだろうなというふうに思っております。公共交

通といいますと、やはり市内のバス交通の整備というのも非常に重要になってまいりますけれども、鉄道を軸とした流れの中での公共交通網の形成計画というものを一層ブラッシュアップしていくような方向性を持ってこれ取り組んでいただきたいということ申し上げて、質問終わります。

○議長（東 千春議員） 東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） 基本目標Ⅲ－12、32ページ、道路の整備についてお聞きをしたいというふうに思います。

現状と課題の中で市道は整備済みの舗装面や橋梁自体の老朽化が進行していることから、定期的な点検や維持修繕が必要であり、とりわけ生活道路は未改良道路が多く、排水未整備道路もあることから、計画的な整備が必要であるというふうに記されております。それで、今回後期に入る前に、総合計画の第2次中期において道路整備の計画に対してどれくらい進んだのか、また一方橋梁の点検、これ特に長寿命化計画ということでかなり中期の中では点検がされたというふうに思いますけれども、この辺の進捗状況についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 道路の整備状況と橋梁の長寿命化の進捗状況ということで御質問いただきました。道路の整備、中期計画の状況なのですけれども、今後期の、総合計画10年の中でも舗装率は5%上げていきたいと思いますので、今のところ前期、中期終わりました、大体2.8%ぐらい進んでいるというような、舗装率の数字でいうと2.8%進んでいるということですので、今後期で持たせてもらっている計画は5%まで持っていくというような数字の立てつけにして、今計画を立てたところでございます。

それと、橋梁の長寿命化につきましては、中期の中でも点検と計画と実施ということで進めてきてございますけれども、中期の中で当初14橋橋

梁の工事をやろうと思っていたのですが、それが事業費の高騰ですとか交付金のつきの具合により14橋やる予定のものが9橋工事のほうは進めてこられたという状況になってございます。遅れも含みまして、残り分につきまして工事をしなければならないと思っている橋梁について後期に計上しているという状況でございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 今道路の部分については前期、中期合わせて5%のところ2.8%というふうなこと、それから橋梁のところは14というふうなところが未達に終わっていると。ちょっともう一度確認したかった。橋梁点検というのは既に全部終わったのかどうなのかというのを改めてお聞きをしたいのと、この橋梁点検というのもかなりの金額、特殊な業者でないとできないというふうなことお聞きをしたことがあるのですが、この辺今回の計画にはあまり、補修のほうにウエートが置かれていて、点検のほうは既に終わったのかどうなのかということ再度確認をさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても、橋梁というのは何か事があると非常に大変だと思うので、今事業ができなかった橋梁という部分については点検の中で多少遅れてもその分の安全性というのはしっかり担保されているのかどうなのか、その辺の部分について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、道路整備も、それから橋梁の部分も同じだと思うのですが、非常に高額なお金と併せて国の交付金ですか、これによって大きく左右をされてくるのではないのかなというふうに思っております。特に道路の分で見ると、事業計画のほうで見ると令和5年度以降6億3,000万円から6億2,000万円毎年計上されております。これ仮に補助金、国の交付金がまだ厳しいですよといった場合について、実際には単費である程度支出をしていくのかどうなのか、その辺の考え方についても改めてお聞きをしたいというふう

に思います。

○議長(東 千春議員) 東建設水道部長。

○建設水道部長(東 聡男君) さっき答弁、私ちょっと説明おかしかったかもしれないけれども、中期計画の中では14橋やる計画としていたものが実績として9橋中期までに終わっていますという話でございます。あと、橋梁の点検なのですが、こちらについても定期的に、一回やればずっと終わりではなくて、1巡目が終わりますと次、今2巡目ということで、中期計画からスタートしています橋梁の点検なのですが、2巡目の点検が一応来年までで2巡目が終わるという形で、それが終わりますとまた次の3巡目という形で、橋梁の定期点検につきましては、ある程度の期間の中で継続して行っていくということになりますので、例えば損傷の具合が進んでいる、進んでいないということもそのときに判明もいたしますので、そのときの橋梁の危険度という部分につきましては5年からおおむね6年に1回は必ず点検をいたしますので、その中で判明をしていくので、その中で当時の計画よりも損傷の進みが速いというような状況が散見されれば、工事のする時期を早めたりということはこの間も行ってきてございますし、これからもそんなような形で進めていく計画としてございます。

もう一点、道路の事業費の関係なのですが、一応後期の計画の中でも6億円程度ということで計画はしてございますけれども、この部分につきましては国の交付金のつきによってということでこれまでも行ってきましたけれども、これからの部分につきましても当然なるべく有利な交付金、補助金使って道路整備のほう進めてまいりたいと考えておりますので、その分を最優先にいたしまして、そういう単独費を投入して、この水準の事業費まで持っていけるかどうかにつきましてはそのときの市全体の予算の状況もございまして、これまでどおりその年、その年のローリングの中で考えていきたいなというふうに思っており

いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 橋梁の部分については理解をいたしました。いずれにしても、14橋のところ9橋しかできなかった。点検は一回終わるので、2巡目終わって、またさらにですから、定期的な点検が大事だというふうに理解をさせていただきます。いずれにしても、その中できちっと先ほどもお話しした安全、安心を担保に、異常があればそのときの状態に応じて対応をお願いをしたいというふうに思います。

あと、道路の問題ですけれども、道路の整備なのですけれども、部長言われる気持ち、交付金の部分、確かに分かります。それは理解をしますけれども、やはり当然年度予算の総事業費の枠だとかというのはありますけれども、私はここでお願いをしたいのは工事の発注、その年によって大きな増減、それをできるだけ抑えて平準化、やっぱり市内の業者がきちり毎年こういう形でやれる。どんと金額が出てもそれに対応できない形というのをできるだけ避けていただくような、そういうふうな事業体制にできるようなことをお願いをして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

以上で基本目標Ⅲ、自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりについての質疑を終了いたします。

次に、基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて審議いたします。

説明を求めます。

山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは、基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のある

まちづくりの主要施策について御説明をさせていただきます。

議案、後期基本計画案の34ページから39ページになります。また、重点プロジェクト、主要施策の成果指標につきましては、資料の3ページとなります。基本目標Ⅳにつきましては、6本の主要施策で構成されており、基本目標Ⅳ-1、農業・農村の振興から順に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、34ページになります。主要施策1、農業・農村の振興についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、国における水田活用の直接支払交付金制度の改正や経済のグローバル化など情勢が変化する中、生産基盤の整備や農畜産物の安定生産などによる収益性の高い農業の確立、ICTなどの技術活用によるコスト低減、法人化などによる経営基盤の強化が必要となっております。また、農家数の減少や高齢化、担い手不足が進む中、地域コミュニティの維持を図るためにも多様な担い手の育成、確保が必要となっております。さらに、農業、農村の持続的な発展に向けて環境保全や農業、農村の多面的機能の発揮が求められるとともに、農業への理解を広げる食育の推進や有害鳥獣などへの対応が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、関係機関、団体と連携を図り、多様な農畜産物の生産を維持し、収益性の高い農業経営の確立、持続可能な農業経営の促進、担い手の育成と確保を目指すとともに、豊かな農業、農村の構築を推進いたします。

主な成果指標といたしましては、新規就農者数の確保を過去5年平均の7人以上を目標としたほか、経営基盤の強化に向けた法人経営体の増加を図り、総数を37経営体とすることなど、第2次農業・農村振興計画に基づき成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、35ページになります。主要施策の2、

森林保全と林業の振興についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるために間伐など森林整備を推進する必要がありますが、林業担い手となる新規就業者の確保に向けた取組のほか、市有林では苗木不足などに対応した森林経営計画の見直し、私有林では高性能な林業機械の導入など森林施業の効率化が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、私有林所有者の森林経営計画への加入を促進し、施業集約化を進めてまいります。また、森林環境譲与税の活用により森林施業の効率化を図るとともに、民間事業者との連携などによる新規就業者の確保などの取組を推進いたします。

主な成果指標といたしましては、森林作業員就労人数を22人まで引き上げることや私有林、人工林除間伐実施面積を維持することなど、名寄市森林整備計画に基づいた森林整備を推進し、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、36ページになります。主要施策3、商業の振興についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、大型店の進出、消費者ニーズの多様化、後継者不足などにより事業所数が減少し、中心市街地に限らず市内全体での経済活動が縮小したため活気が失われつつありましたが、中小企業振興条例に基づく支援メニューの拡充、緩和を行い、中小企業の積極的な投資を後押しし、これまでにない新規創業につながりました。引き続き金融機関などとの連携強化を図り、国や道の融資制度の情報提供を行うとともに、事業者ニーズや時代に即した持続可能な支援制度の研究が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、市内事業者の9割以上を占め、市内経済の基礎として市民の暮らしになくてはならない中小企業の振興のためには、中小企業が活力を最大限に発揮できる社会環境と地域循環型経済を構築

することが重要であり、今後は新たな支援メニューの周知、利用促進を図り、時代の中で変化する経営環境に果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標といたしましては、創業に関する相談件数を6件とし、毎年1件の創業支援事業の実績を維持するとともに、店舗改修等に利用できる企業活力強化支援事業の実績を5件と設定するなど、経済団体や金融機関と連携し、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、37ページになります。主要施策の4、工業の振興についてでございます。この施策の現状と課題についてでございますが、王子マテリア株式会社名寄工場の稼働停止による経済的損失から経済の再生を図るため、企業支援をはじめ域外市場産業を育成するとともに、企業の立地誘致を促進することにより地域経済の活性化に取り組む必要があります。また、技能者の人材不足、とりわけ若年技術者が不足していることから、技能者育成、確保に向けた対策について関係機関や団体と協議、検討していくことが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、企業の立地誘致や地域中核企業の支援は地域経済の活性化、若年者の地元定着促進及び雇用に大きな役割を果たすことから、新たな支援策の周知、利用促進を図り、地域の特性を生かした企業の立地誘致や技能者育成確保の取組をより一層推進いたします。

主な成果指標といたしましては、計画期間中に4件の企業立地を目標とし、人材育成に関して従業員資格取得に活用できる補助金の利用実績を維持するなど各種支援制度の周知に努め、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、38ページになります。主要施策5、雇

用の安定についてでございます。この施策の現状と課題についてでございますが、ハローワーク名寄管内の雇用情勢は求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、あらゆる分野において人材確保は喫緊の課題となっております。技能、技術向上のための支援による人材育成、労働条件の向上と労働者が健康で安心して働ける環境づくりを目指すとともに、関係機関と連携しながら人材、雇用の確保に関する支援や能力開発、技術講習会の提供を図ることが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、地元就職と定住促進を図るため関係機関と連携し、人材育成、確保、労働者が健康で安心して働ける環境づくりを推進いたします。また、中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューの活用や特定地域づくり事業への支援などにより安定的な雇用環境と人材育成、確保に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標といたしましては、新規高卒者の管内就職率は現状を維持し、季節労働者数は約20%減の283人と設定するなど関係機関と連携し、成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、39ページになります。主要施策6、観光の振興についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、本市の観光においては知名度の低さ、宿泊客の獲得、人材不足が課題となっていることから、今年度からスタートしました名寄市観光振興計画（第2次）に基づきウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナの回復の段階に応じた取組を進めることが必要であるとともに、アウトドア観光の推進や観光人材の発掘、育成などのほか、Nスポーツコミッションと連携し、スポーツツーリズム商品の開発、販売やスポーツ合宿、大会の誘致など冬季スポーツ拠点化に向けた取組も必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、観光を通じた地域経済の活性化を図るた

め、名寄市観光振興計画（第2次）に基づく重点施策として、川や山、天体観測や日本一の雪質など本市の原生の自然を活用したアウトドア観光やNスポーツコミッションと連携し、スポーツを通じた交流人口の拡大などを目指したスポーツツーリズムを推進するとともに、それらを担う人材を発掘、育成の取組を推進いたします。

主な成果指標といたしましては、市内での観光消費額をコロナ禍前の34億円まで回復させるためにより長く滞在していただけるような取組を進めるとともに、名寄市の認知度を50%まで引き上げるなど名寄市観光振興計画（第2次）に基づき成果指標に掲げる目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、34ページになります。4番目の1、農業・農村の振興のうち成果指標項目、KPIの数値、1頭当たり平均生産乳量ということで9,465キロという数字から約1%増えた9,560キロを目指すということになっていると。この関係ですけれども、乳牛1頭当たりの生産量を増やすということがどうしても経済動物としての寿命を縮めてしまう結果になるのではないかという危惧をしております。現状と課題の中にあるように、持続的な発展という部分から若干離れてしまうのかなと危惧している点の一つあるというところになります。乳量の生産を増やすということを目指した理由についてお伺いをしてよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 御質問いただきました生産乳量、1頭当たりの平均乳量の増加の考え方ではありますが、ここにつきましては当然生産性を、効率を上げていくというふうな観点で考えま

すと、1頭当たりの平均乳量を上げることによりまして所得の向上、そういったものが、経営の効率化が図られるということを目指しているという考え方の下でこうした、1%という伸び率でありますけれども、増加に転じるような目標を掲げさせていただきました。これにつきましては、先般設置されております哺育・育成センター、これが優良後継牛の育成につながる施設であるというふうに私ども捉えておりますし、そこJAにおいても同じ考え方に立っているのだろうというふうに捉えております。市といたしましては、併せまして牧場の整備、市営牧場の環境改善整備に取り組みながら一体となってこういった目標達成に向けて進めていきたいと、そういう考え方でありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) あくまで乳量を生産するという技術の向上を全体で目指すというお答えだったように感じました。名寄市の畜産の生産額約25億円程度と考えますと、1%で2,500万円というぐらいの数字の枠の中でということになるかと思いますが、やはり生産技術を向上せずに1%、それは増やすことは難しいと思えます。ぜひ生産向上のためにどういったスキームでこれから取り組んでいくのか、また予定があればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 乳量の向上に向けての取組ということで御質問かと思えます。これについては、先ほど言いました、まず育成環境の整備ということで、今後も良好な環境維持に努めてまいりたいというふうに考えております。また、技術の部分でございますけれども、ここについては生産者の皆様で乳業の検定組合の団体の中で様々な技術的な研修、それぞれ取組をしていただいております。この取組につきましては、市のほうでもその活動を応援をさせていただいているというふうなところもございます。ここJAと市と普及

センターとそれぞれ3者が技術的な指導の向上に向けた取組ということで、連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 緊密な連携を取りながら目標達成に向けて進んでいかれるということでありました。ぜひ当市の振興センターを含めて、農業全体の問題にもなると思えます。畜産業の推進をする、これ有機農業の点で考えますと、例えば堆肥の循環ですとか水田で生産された飼料作物をこちらの畜産業で使うといったような地域全体、農業全体を丸めた産業の活性化につながってくるというように考えております。この振興センター以外にも、例えば産業高校の跡地の有効活用等々含めていろんなことが考えられると思えます。ぜひこの4年間含めて農業の振興に取り進んでいただければなというように期待を込めて、終わらせていただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 清水一夫議員。

○9番(清水一夫議員) 私も34ページ農業・農村の振興について2点お伺いします。

後期計画の方向性で農業・農村振興条例及び第2次農業・農村振興計画(後期計画)に基づき関係機関、団体と連携し、これに関連しまして、農地関連法が参議院本会議で可決され、市は地域農業の将来の在り方について協議の場を設け、目標地図を含めた地域計画、人・農地プランを策定するとうたっておりますが、このタイムスケジュールとその体制についてお伺いします。

2点目、昨日の総括質疑で部長は4点の中で肥料高騰に対する対策について国はみどりの食料システム戦略の2030年目標、化学肥料の20%削減、これに取り組む農業者に肥料コスト上昇分の7割を補填するという旨の発言されたとは私は理解しております。本市の特徴として、土壤診断ができ、施肥量の適正化を図ることができることは堆肥の活用をする、育成センターの堆肥を活用と答弁されたとは私は理解しております。その堆肥は

完熟の堆肥なのか、完熟堆肥にするための研究、2つ目は緑肥作物の導入、3つ目は耕畜連携についての考え方についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まず、1つ目の人・農地プランの策定の作業のスケジュールでございますが、まだ具体的に、今般の国からの方針といたしましては地図化をするということで、農地のそれぞれ地図上で1筆1筆誰が将来的にその農地を担うのかといったものを明確にするといった目的の下に地図化というふうな方針が示されております。そこの取組につきましては、今ここ農業委員会のほうとも連携を取りながらどういう形で進めていくのかといったことを現在検討している最中ということで、申し訳ございませんが、具体的にどの時期から始めるといったスケジュール感のところについてはまだお示しできる段階にないということで御理解いただければというふうに思っております。いずれにしても、そういった取組が今後の将来の農地流動化に必要な取組だというふうには認識しておりますので、そこは十分に進めていきたいというふうに考えてございます。

2つ目の、これ化学肥料の削減に向けた取組というふうな趣旨でのお問合せかなというふうに思っております。昨日も山田議員からの総括質疑の中でも一部お答えをさせていただきましたが、国のみどりの食料システム戦略、また現在の化学肥料の高騰といった、そういった環境もございまして。現在哺育・育成センターで生産される堆肥を有効活用するというふうなことで、まずは昨日もお答えをさせていただきました。一つの化学肥料の削減する取組の一つとして、有機肥料の有効活用がこれ重要な役割を占めるというふうに考えております。現状といたしましては、哺育・育成センター以外の堆肥を既に活用されている農家の方も多くいらっしゃるというふうに認識しておりますが、今後そこをさらに進めるために耕畜連携、循

環型の農業を進めるというふうな観点も含めまして、哺育・育成センターの堆肥も有効活用していきたいというふうに考えています。

また、緑肥等の考え方ですが、ここについては当然緑肥を植えるタイミングといいましようか、それによって有機物を確保しようとしますと、一方ではその期間生産物が作付できないというふうな、そういうことにもつながる可能性がございますので、そこについては経済的なバランスも考えながら輪作の体系の中の一つに組み入れるというふうなことも併せまして考えていければなというふうに考えております。今年農業振興センターのほうで実取りのトウモロコシ、子実トウモロコシの作付に関しての試験をさせていただきました。これ子実の部分については、家畜の飼料としての活用が可能性として考えられるということと、残った部分については土地にすき込むことで有機物の有機質が確保できるというふうな、そういった経済的な部分もある程度補いながらできる取組の一つとして注目をされております。少し年数をかけて地域適性、また収穫後の利活用の可能性も含めてここ研究しなければならない部分もありますので、そういった取組も併せて現在進めさせていただいているということも報告させていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 地図化につきましてはJA、市、農業委員会、土地改良区、関係機関に声かけをして、市が主導してワンテーブルで議論され、地図作りに取り組むことが重要かと私は思っておりますので、検討されたいと思います。基幹産業の農業、本市の農業発展のためにどうか市が主導され、施策を打って、市の農業がさらに発展するよう期待して、終わります。

○議長（東 千春議員） 塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 1点お願ひします。

IV-2、森林保全と林業の振興についての表記の部分でありますけれども、名寄市は昨年11

月4日に名寄市ゼロカーボンシティ宣言を行っているわけです。それに伴ってやはり森林の果たす役割といたしましうか、その部分でいうと、この中でしっかりとゼロカーボンの取組推進とこのですか、これつながるものだというふうには認識をしています。この中に、基本項目のⅢ-1、環境との共生という部分では宣言に基づく脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきますというふうなうたっています。同じように、名寄市の森林面積は名寄市全体のたしか六十二、三%が森林面積だと思えるのですけれども、CO₂の削減というふうな部分では担う役割というのは大きいのだなというふうに思っていますから、当然市民の皆さんに対してもゼロカーボンという推進をするという施策をしっかりとやはり訴えていき、どんなものなのかということをお知らせしていくべきだというふうな思っています、この部分に表記がされていないというところで、その辺の部分についてお聞きをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 今塩田議員から御意見いただきました。森林保全と林業の振興のこの項目の中に関しては、確かにゼロカーボンという文字といたしましうか、表現が記載されていないというのは御指摘のとおりかと思います。この森林保全と林業の振興の総合計画の中で示している考え方につきましては、やはり経済活動というふうなことを中心にこれは記載をさせていただいて、今後後期計画期間中にどういうふうな振興を図っていくのかという、そういう趣旨で記載をさせていただいております。今議員から御意見ありました環境への負荷軽減の取組、役割ですか、当然森林が有しているということはそこは間違いない話でありまして、これ環境譲与税のところに関して当然そういった目的に沿った活用というふうなところで国からも交付を受けているというところでもあります。市民向けに対してそういった環境譲与税の活用方法ですとか活用内容、利活用の状況

等については市のホームページを通じてそれぞれお知らせをさせていただいております。ただ、明確に脱炭素というふうな表現のところはもしかしたらちょっと弱い部分もあるかと思っておりますので、そこは改めて意が伝わるような部分も工夫をして少し周知に努めてまいりたいなど。また、環境譲与税の活用の中で植栽、植樹祭ですか、先般名寄川の植樹に関してもここ譲与税を一部活用させていただいて、取組はさせていただいております。言葉としてゼロカーボンというふうな表現は確かにしていない部分はあるのですが、考え方としてはそういった取組、活動を通じてより多くの市民の皆様にも森林の重要性ですとか、そういった機能の意図が伝わるように今後も少しその周知については工夫をして、取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今塩田議員のほうから御意見いただきました。そういったことを踏まえて、実はこの計画の構成として現下の情勢という新たな項目を起こしております。一番最初です。一番最初に議案の中で現下の情勢ということとまとめております。実はこの中にゼロカーボンの推進ということで項目を1つ起こしております、実は今回この現下の情勢というのを設置した目的というのが、まさに今議員御指摘いただいたとおり、再生可能エネルギーのことについては例えば太陽光であったり、水力であったり、はたまたいろんな可能性のある再生可能エネルギー、いろんな施策に横展開するというのを踏まえて、全部で記載していかなければならなくなってしまうと。そうなることを、少しでも分かりやすい計画にするためにまず全体的に影響のある項目については踏まえるべき現下の情勢という項目で起こして、まとめさせていただきました。一つが新型コロナウイルス感染症への対応、DX、それからSDGs、そしてゼロカーボンと。こういったことは、多分全てしっかりとこういった御意見をいた

だく場面をつくると、いろんな主要施策の中でこういった言葉がちりばめられてくるといったことを踏まえて、まず一番最初に現下の情勢ということで頭出しをさせていただいて、これを踏まえつつ以下の主要施策の計画をつくり込んでいくという体系をつくらせていただいておりますので、御指摘のとおりいろんなところで多分影響の出る言葉がゼロカーボンということだと思いますので、ぜひ御理解いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 追加で説明いただきまして、ありがとうございます。確かにこの森林保全、それから林業の振興という部分でいうと、経済の部分をしっかりまとめ上げてきているというのは理解します。ただ、今石橋部長からも話がありましたけれども、確かにそうだと思うのです。自分の認識も含めて、ゼロカーボンってどういうことしたらこれがゼロカーボンにつながっていくのかということ自体が市民の方たちが具体的に説明、行政のほうから説明というか、形が見せられなければなかなか分からないという部分かなというふうに思っています。その中で先ほどの部分でいうと、環境との共生という、確かに頭出しの中で触れているということについて説明をいただきまして、なるほどというふうに思っておりますけれども、やはり環境との共生というところできっちりゼロカーボンのことについて宣言をして、こうこうこういうふうな形で推進していきますよというふうにしてうたっています。やはり一番びんとくるというふうなことでいうと、森林の役割って何なのかなと。当然CO₂の削減につながっていくわけですが。それって何かちっちゃい頃からその辺のことについては自分の中では理解しているつもりなのです。いろんなゼロカーボンの取組の中では化石燃料を使わないだとか、ざっくり言うとそういうふうな部分で確かにそういう推進をしていくことは大事なのだと、これからの社会を築

いていくのという部分では理解をするのですが、この森林の関係の部分で一つ出てきているわけですから、ここにはこれから取り組むべきものというふうな部分でいうと、分かりやすくここで推進、どんなことにつながっていくのかということ明記するということは非常に市民に対するいろんな部分での訴えにもつながるのでないかなというふうに認識をしたものですから、どうしてここでそれを明記されないのかというところで話をさせていただきました。そのことについては理解をしてくださった中で、立てつけといいたしでしょうか、それについて重々理解しているというふうなことですので、これ以上話しするというふうな部分ではないのかもしれませんが、1つ森林に関して言えば、実際に適正な森林管理をすることが大事です。そして、管理をすることによって地域産材の利活用とともに、地産地消につながるような形で物が使われる、これはゼロカーボンにつながっていくのだろうなというふうな自分も認識していますから、そういうふうなことも含めて何かここでいう考え方、もう一つ突っ込んだお答えをいただいて、終わりたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今塩田議員から御意見いただきました。適正な森林管理、これ非常に大事な取組であるというふうに認識しております。成果指標の中で、成果指標の3つ目になりますが、私有林の森林経営計画加入率の向上ということで一つ目標を設定をさせていただいておりますが、これがまさしく、今山林所有者の方、特に個人的にといいましょうか、私有林として所有されている方がなかなか適正な管理というところできるとか、事業費が比較的結構高価だったりとか、そういった様々な理由の中で計画の中にまだ参加をいただけないというふうな現状がございます。この加入率をできるだけ上げることによって計画的な森林整備につながるものというふうに考えてお

りますので、ここはひとつ森林組合さんですとか、そういうところと協力をしながらぜひ加入率の向上、そして計画的な森林整備につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、地域材の活用につきましては、ここなかなか、いわゆる現状でいいますと、梱包材での活用ですとかチップ材としての活用というのが今メインというふうになってございます。いわゆる建築資材に回るような地域材ということかというと、なかなか十分に供給できていないというのが現状であります。こういった取組もどれだけ林班の中にそういった材がそもそもあるのかというふうな調査もそうですし、そこの製材のところ、地元は今、市内には製材の工場がないというのが一つなかなか難しい点であるかと思えます。どうしても外に出さないというふうな建築資材に回っていかないというふうな、そういったマイナス要素といいたいでしょうか、少し負担がかかる部分もありますので、一緒くたにはいかないのかなというふうに思いますけれども、少しそういう、今環境的には輸入材もかなり高騰しているというふうなお話も聞いておりますので、地域材が比較的従来よりは単価的にも少し高い価格で取引されているという話も聞いておりますので、そういった今の機会をうまく捉えられるような、そういうふうな取組につなげていければというふうには考えておりますので、ここは事業者の皆さんとも協議をしながら、今どういうふうな課題があるのかというようなことなんかも併せて少し協議を進めていくなから、より有効に活用できるような体制がつくれればなというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 山崎真由美議員。

○3番(山崎真由美議員) 2点質疑をさせていただきます。

最初に、37ページ、IV-4、工業の振興について確認させていただきます。中期計画のときの主な成果指標、2点目に人材確保、工業技術者育

成事業の利用件数ということが成果指標として挙げられておりました。今回の後期計画では、名寄で人づくり事業利用件数ということに変わっております。まず、これは置き換わったというふうに受け止めたらいいかどうかということを確認させていただきたいと思えます。その上で、目標値4件、この4件を算定されるに至った考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、IV-6、観光の振興についてであります。想定される主な事業計画事業等のところにスキー場事業というのが書かれておりますので、名寄市の後期計画の期間中、スキー場事業というのは大変大きなウエートを占めるのかなというふうに思っております。後期計画中の具体的なお示しいただけるもの、お示しいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) まず、IV-4、工業の振興についての御質問いただきました。まず、中期基本計画での目標につきましては、人材確保、工業技術者の育成の利用件数ということで挙げさせていただいておりました。これにつきましては、今年度から新しく条例改正をしてスタートした名寄市中小企業振興条例に基づく支援メニューを大きく見直したところがございますが、そのメニューが変わったことによりましてそこに対応したということで、実は今回人材育成の事業は見直す前の支援メニューでは非常に細かく分かれていたのですけれども、今回人づくりに一本化したということもありまして、今回の指標としては名寄で人づくり事業の利用件数ということに変えさせていただきました。この4件の考え方ですけれども、名寄で人づくり事業の過去の5年間の平均を勘案して4件と目標値を定めさせていただきました。

それから、観光のほうではスキー場の事業ということで、今回事業計画の中に、今後進められる事業ですけれども、スキー場につきましては基本

としてありますのがリフトの整備というのがまずございます。それから、今後観光振興計画におきましてもまずはコロナからの回復ということでウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナということで考えているところですが、名寄の雪質というものが温暖化の影響で今非常に貴重になってきていると。まさにコロナが始まる直前の1月に非常に外国人でにぎわったことも記憶に新しいところですが、来たるべきインバウンドが回復したときにもウエルカムできるようにリフトの整備ですとか、これも計画を立てながら進めておりますし、あるいは毎年スキー場が終わった後にスキー場の確認をしながら、必要な整備も盛り込みながら進めているということで、スキー場事業費について申し上げます、スキー場をいかにインバウンドを含め皆様に楽しんで使っていただけるような整備を計画的に進めていくということでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄で人づくり事業利用件数の考え方については、理解させていただきました。説明のところに資格を取得した各年の件数ということですので、先ほど御説明いただいたのですけれども、利用していただくための環境というものが後期計画の初年度に当たります令和5年度、市内の環境、大きく変わってくる場所があると認識しています。具体的には市内の高校が1つに新設校になりますので、今まで産業高校の担っていただいていたところの人づくりに関わる部分が閉じられてしまいます。その点について、この件数を実現するに当たって行政として後期期間中に考えておられる環境の提供、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。それがまず1点です。

それから、スキー場事業についても計画、それから考え方についてお示しいただいたと思いますが、実は議員協議会の中でも資料として示していただきました実施計画事業に関する資料の中には、

事業費が一切記載されていなかったと思います。リフトにしても何にしても結構大きな予算づけが必要になってくることから、シーズン終わりに確認をしてということではありますが、今日は総合計画の後期の計画を審議する場でありますので、その事業費についての考え方について確認させていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） まず、人材の育成、確保のところですか。この名寄で人づくり事業といいますのが中小企業への補助金ということで、中小企業に勤めていらっしゃる方が資格を取得するときに利用いただける補助金になっています。産業高校がなくなって、名寄高校に統合されるということにつきましては、特に市内の建設業の皆様からも非常に懸念を共有させていただいておまして、そこにつきましては高校生だけではなく、要は子供の頃から名寄市内における仕事の重要性みたいなものを分かっていたらこうということで、その一環が例えば今年産業まつりでやりましたミニ重機を体験していただいたりですとか、そういったことで名寄での人づくりに小さい頃から触れていただく、そして高校生になったときにも産業高校であったような学科はないけれども、そういうものに関心をしていただけるような体系づくりというものを建設業の皆様からの御提案も踏まえて、今後高校生の育成ということについては連携を取りながら進めていきたいと考えているところです。

それから、スキー場の、今回の資料3に当たるところになりますが、これにつきましては事業を進めていくということにつきましては市内でもコンセンサスを取っているところなのですが、このスキー場の整備というものは非常に大きな事業費がかかるものですから、財源ですとか手法が固まった後に計上するというようなことでこの計画の中では取り扱うということで御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 人づくり事業の件に関わりましては、具体的な例も示していただきながらの御説明をいただきましたので、やっていただいていることについてももちろん認めさせていただいております。ただ、この後単発で終わらないで、産業まつりだけの単発等の取組ではなく、継続して人が育っていただけるような取組についてはお願いをしておきたいと思いますが、これについての答弁は結構でございます。

スキー場事業のほうですが、考え方ということになるのかもしれませんが、大きな費用がかかるので、余計に後期計画の中で見通しを持たなければいけないのではないかというふうに思っているのですが、具体的に後期計画の期間中にリフトの改修、新しく建て替える、付け替えるということが想定されるのかどうか、あるのかないのかだけでもお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) リフトの整備につきましては、それぞれ第1、第3、第4まで含めてですけれども、整備計画を立てて、年次計画を立てております。その中でも毎年毎年精査をしながら大きな整備がこの年必要か必要でないかといったものを確認しておりますので、今の御質問でいいですリフトの架け替えというようなお話がありましたけれども、そこについてもその都度、その都度判断していくことになるかと思っております。

○議長(東 千春議員) 東川孝義議員。

○15番(東川孝義議員) 同じIV-6、観光の振興、39ページについてお伺いをしたいと思います。

現状と課題の中で知名度の低さ、あるいは宿泊客の獲得、人材不足が課題となっているというふうな内容で説明がされております。後期計画の中で市内での観光消費額、先ほど山田部長の中ではコロナ禍前に戻すという考えで今進めているとい

うふうな御説明をいただいたところですが、総合計画中期、あるいは観光振興計画を今新たに作成をして、今年の4月からスタートしているのですけれども、後期計画の中に具体的にコロナ禍前に戻す、あるいはその水準に持っていかうとする基本的な考え方について改めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 観光の振興につきまして、今、今年度から施行した第2次の観光振興計画についても触れていただきました。この観光振興計画を策定するに当たりましては、この総合計画後期の計画とも計画期間を整合させるために今年度から5年間の計画とさせていただきます。それで、目標などを考えるに当たりまして様々な議論を進めたのですが、やはりコロナの影響というのは非常に大きくて、特に最後の2年間というのが入り込みにつきましても宿泊につきましても相当落ち込んだということです。この戻すという考え方につきましては、国のほうの観光に関する計画におきましてもコロナ禍前に戻すことを一つの目標にするという考え方がありましたものですから、そこも参考にしながら、まずは今回観光振興計画でいえば5年間、この総合計画でいう4年間の中では、第1次の計画は10年間だったのですけれども、やはりコロナ禍からの回復というところで一つ節目があるだろうと。つまり先10年ではなく、この5年間をまずどう考えるかということで計画を進め、そこにおいてはやはりコロナの前に戻すということを考えました。今でもようやくコロナの行動制限が緩和されて、様々な観光入り込みの報道などもあります。その中でやはり去年よりは増えたと。だけれども、コロナ禍前よりはまだ90%ぐらいだといったような表現もありますので、やはりコロナ禍前に戻すというのは一つの目標になるかということで設定したところでございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 基本的な考え方については理解をさせていただきました。国の考え方に基づいて、あるいは第2の観光振興計画、5年間というスタンスの中で今回の後期計画を生かしていくということで、それで今回の後期の中の主要施策の指標目標、KPI、名寄市の認知度、これ市民以外の本市の認知度という説明になっておりますけれども、これが44.6%を50%にしますよ。市民以外の本市の認知度、これどういうふうな調査をされているのかというのと、もう一方、当然観光の人を呼び込むというのは、名寄市民の力というのも非常に大きいと思うのです。私は一般質問の中でもお話しさせていただいた経過あるのですけれども、本当に名寄市にある自然遺産だとか文化遺産だとか、名寄市民の人がどこまで理解をしているかというのは非常に、私自身も調べてみて分からないこともたくさんあります。これ市民以外の本市の認知度というのをどういうふうに調査をされているのかと、もう一方で名寄市民にどういうふうな観光資源、そういうものをお伝えをしていくかという手法、これがすごく大切ではないかと思うのですけれども、その点の考え方について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今回この総合計画で挙げさせていただいた3つのKPIは、全て観光振興計画（第2次）のKPIといたしまししょうか、目標値に合わせてございます。この検討するに当たりまして、第1次の計画を振り返ったときにやはり10年間計画に基づいてやってきた中でも認知度が低いということが一つ課題にあったものですから、これを掲げました。このはかり方なのですけれども、これについては別途認知度調査というものを行っています。これ計画を策定するに当たりまして幾つかの調査をやりまして、そこに、この計画にものせてございますけれども、認知度調査というものを行っています。今回この計画の目標値の達成をどう考えるかということに

つきましては、同じ調査、当然対象となる、属人的には違うこととなりますけれども、同じ内容の調査を毎年はちょっと厳しいなということで、2年に1度、3年目と5年目に行うことにしております。そのときの数値を、44.6から50というのは小さいように思われるかもしれませんが、やはり2人に1人は名寄のことを認知していただくという目標に掲げたところです。そして、東川議員今おっしゃいましたとおり、さきの一般質問でもいただいたとおり、全くそのとおりでございまして、私どももその中で計画の中でも観光振興に資する人材の発掘、育成というものも重点項目の3つのうちの一つに挙げてございます。これにつきましては、名寄のまさに歴史や文化も含めた観光を紹介したガイドブックもございまして、これにつきましては、さきの一般質問で東川議員も例示していただいたところですので、こういったものを使って、名寄市民の方々にこの名寄市の魅力を知っていただくようなツアーですとか、そういったことも並行してやっていこうと思っております。観光ボランティアの方を増やすことも見据えながら名寄の市民の方にも名寄の魅力を知っていただくことは大事な取組だと考えています。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 調査の方法だとかという中身については理解をしました。やっぱり今回観光振興計画（第2次）に組み込まれている自然を活用したアウトドアや観光スポーツツーリズム、先ほど室長のほうからもボランティアの関係だとか御説明あったと思うのですけれども、やはりこれ実際に担っていくのは観光協会がほとんど担っていかれると思うのです。ですから、行政と観光協会とやっぱりずれがないように、あるいはむしろこちら側から求めていくような、これを後期計画の中でぜひ生かすことをお願いをして、私の質疑を終わります。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 同じく基本目標Ⅳ-6、

観光の振興についてお尋ねをしたいというふうに思います。

この議案の内容については、東川議員のほうからも質問あったと思うのですが、観光振興計画(第2次)が策定されたということもあって、中期の計画の内容とは大幅にこの中身が変更になっているというふうに確認させていただいているところであります。あわせて、前期計画、総合計画の大本になる第2次とも比較させていただいても内容については大きく変わっているのかなど。要因としてはコロナの関係、この2年間の中での、先ほど室長のほうからお話ありましたコロナの影響が大きいということと、また新たにNスポットとの連携、スポーツツーリズム、冬季スポーツの拠点化というような内容も盛り込まれているということで確認をさせていただきますけれども、そこで2点について確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目ですけれども、前期、中期と継続されてきて、さきに一部変更で工事を行ったなよろ温泉整備事業について御確認をさせていただきます。11月1日にリニューアルオープンということで温浴施設のほうが新しく改修されて、休憩室も含めてですけれども、オープンしたというところでもありますけれども、このスポーツツーリズム、商品の開発、スポーツ合宿、大会の誘致という点では客室部分、併せてロッジの部分も含めた合宿に特化した施設ということで当初基本設計の中でも計画をされていたというふうに思うのですが、なよろ温泉整備事業について後期計画の中での位置づけを確認させていただきたいというふうに思います。

もう一つ、アウトドア観光というところで川や山、天体観測など本市の原生の自然を活用したアウトドア観光という言葉も今回盛り込まれております。前期計画に主な計画事業として、中期も含めてなのですけれども、望湖台自然公園整備という事業がございましたけれども、アウトドア観光

と推進していく中で既存のキャンプ場というところもあります。電牧柵とかも整備はされたようですけれども、後期計画において望湖台自然公園の整備事業、こちらについての位置づけも併せてお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 2点御質問いただきました。まず、温泉整備に関わって、客室部分を含めたというところでもございました。先ほど御説明ございましたけれども、まず基本となるのが平成30年の基本計画でした。そこから諸事情ございまして、一旦中断されましたけれども、今回やはり市民の皆様からの要望の多かった温浴施設を先行してやらせていただきました。その後の客室部分等につきましては、まずあの施設が新館というのでしょうか、高い建物以外については非常に古い施設になっておりますので、老朽化が進んでおります。そんな中でやはり客室部分をリニューアルするようなことになると、これまた非常に大きな事業費にかかるものですから、ここについては後期期間の中での考え方という御質問でしたけれども、これについては、これも先ほどのスキー場のものとも重なりますけれども、老朽化する中で計画的な修繕等を行いながら、まずは例えば今回の温浴施設の改修におきましてはシャワールームも設置させていただきましたので、この点につきましては今の客室の中でも利便性は高まったと考えておりますので、都度状況踏まえて、この後期計画期間の中でどうするというのは今ここではっきりと申し上げられるところではございませんが、状況に応じて必要な整備などを進めていく考えでございます。

アウトドアに関わる望湖台の位置づけにつきましてですが、望湖台につきましてはこのところコロナに影響されたアウトドアブーム、キャンプブームも影響し、非常に好調な利用をしていただいております。ただ、昨年熊の出没で閉鎖したことが非常に大きかったのですが、今年度電牧柵を設

置したことで出沒がなく、通年といいたいでしょうか、フル期間オープンできたことで非常に利用も多かったと。望湖台の活用につきましては、今後さらに、まだまだキャンプ場としての利用価値といいたいでしょうか、逆に言うと今やはり非常に古い部分はまだあたりもするものですから、そこのところをより利便性のよいものにする事で望湖台のフィールドとしての活用が図られるように現場の方々とも、あるいは利用者にアンケートを取ったりしておりますが、そういった方々の声も反映させながら、この後期期間の中でより利用者に満足いただけるような公園にしていきたいと考えています。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） まず、なよろ温泉整備事業ですけれども、後期計画の中で残りの部分実施できるかどうか今の段階では答えられないというようなお話があったと思うのですけれども、もう既に施設の基本設計自体は終わっているわけですよ。大きな費用をかけて、基本設計も済んでおりました。その中の一つとして温浴施設を先行して整備したということでもあります。以前一般質問の中でも前部長も答弁されていましたがけれども、基本設計については無駄にしないというようなお話もありました。期間がたてばたつほど施設の老朽化、その設計が使えるかどうかとも変化していくというふうに思います。合宿、また大会の誘致について推進していくのであれば、早急に客室、またロッジの部分も含めて基本設計に基づいた整備が必要だというふうに思うのですけれども、そちらについて改めて後期の中で実施していくお考えあるのかどうなのか、そこについて加藤市長に答えをいただきたいというふうに思います。

あわせて、望湖台の関係ですけれども、アウトドアブームというところでもコロナ禍の中で今起きてきておまして、今後利用者も見込めるというところであれば、一定程度費用もかけた望湖台のフィールド、オートキャンプ場も含めたところで

の整備というところについては必要なのかなというふうに思いますけれども、後期計画の中で想定される実施事業の中で改めて望湖台自然公園の整備事業というのが想定される事業に登載されるのか、併せてなよろ温泉サンピラー整備事業についても引き続きのるのか、そこについてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 倉澤議員からサンピラー温泉ホテル部門の整備についての御質問いただきました。しっかりと整備を進めろという応援の御意見と前向きに受け止めさせていただきます。ありがとうございます。この温泉整備に当たっては、やっぱり3年前の不祥事の問題がありまして、いろんな厳しい御指摘、あるいは一定の一般財源も投入する形で財政再建を今している中で、何とか今いろんな形で前向きな経営ができてきているものと思っております、これも議会の皆さんの絶大な御理解のおかげだというふうに思っています。その中で、温泉施設は市民の皆さんの憩いの場でもあるし、ここはやっぱり優先的にやっていくということは市民の皆さんにも御理解をいただけるのだろうということで、ここを先行してやらせていただいたという経緯がございます。現在もまだ実は裁判係争中で、この判決もまだ確定はしていないという状況でもございます。加えて、前向きにとはいいいながらも数字的にはコロナ禍の影響もありますけれども、まだまだ厳しい状況が続いている中で、大きな投資をしていくということは改めてしっかりと慎重に見極めなければならないものだなというふうに思っています。昨日からの総括質疑の中でもやっぱり中期財政計画との整合性、これをバランスを取りながらやるべきだというような御意見もいただいておりますので、その辺の状況も見極めつつタイミングを見て、やれるときはそうしたことにぐっとアクセルを踏んでいくということも場合によっては可能性としてはないわけではありませんけれども、そうした全体を見極

めて判断をしていくものになろうかと思いたすので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 私からは、望湖台に関わる後期計画期間における整備の考え方ということで、一つに予算に関わる部分もあって、まず細かいこと言えない部分ありますけれども、一つ、先ほども申し上げたとおり、キャンプ場というのが老朽化しているところがございます。ただ、実は望湖台のキャンプ場の利用者は固定客といましようか、リピーターも非常に多い。つまり非常に整備されたところに比べると、ある意味キャンプの玄人みたいな方が多いところがございます。ただ、一方でそうでなく、御家族で来られる方もいらっしゃるすると、そこでどうしても声が、アンケートなどにあるのがトイレの整備ですとか炊事場のところですか、やはり非常に古いなという声もいただいております。そういったことも含めて、あるいは今オートキャンプ場とフリーサイトのほかにコテージが3棟ありますけれども、そのコテージなどもより全体含めて有効な活用ができないかということも現場の方とはアイデアがあったりする、アイデアの段階ですけども、先ほどフィールドを使ってということをお願いしましたが、キャンプ場ということだけではなくて、あそこのエリアではサバイバルゲームをやってくださる、定期的にやる方もいらっしゃるし、野外フェスもやっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういった方々にとっても利便性のいいような施設全体の使い方を今後総合計画の計画期間、あるいは観光振興計画の期間の中で具現化できればいいなと考えているところです。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) なよろ温泉サンピラーの関係、温泉の整備事業ですけども、温泉の改修を先行して行ってというところは、そこについては理解をさせていただいております。市長の答弁の中で振興公社との関係も一部ございましたけ

れども、振興公社職員も今一生懸命事業の再建に向けて取り組んでいるということもございます。再建に向けた取組の中では、一定程度やっぱり施設の部分の整備というところがセットでないと、なかなか実を結んでこないということもありますので、この間の質疑のやり取りをやっぱり聞いていると、どうしても財源が先に出てきて、財政の問題があって、なかなか計画に個別の実施事業としてのせられないというようなやり取りがございますけれども、一つ目標を設定したのであれば、そこに向かって一定程度ほかの事業も含めて調整をしながら進めていくということも必要なのかなというふうに思っております。

あわせて、最後なよろ温泉整備事業について、後期の実施計画の想定される事業の中で、ちょっとお答え、望湖台もそうですけれども、いただけないので、想定される実施計画の事業の中に望湖台自然公園の整備事業、なよろ温泉整備事業、ここを登載されるかどうかお聞きして、終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 結論から言って、臨機応変に対応していくということです。今回温浴施設を整備するに当たって、議員も御承知だと思っておりますけれども、振興公社の職員の皆さんが本手当弁当で実は温泉施設だけでなく、客室だとかレストランだとかの壁紙だとか、自ら資材買ってきて、手作業で一部リニューアルをしているのです。本当に頭が下がる思いでありまして、こうした努力もしっかりと私見ていますし、それをしっかりとまた見極めたいなというふうにも思っているところであります。まずは、温浴施設をリニューアルしたことによって一定の効果が発現してくるというふうに思っておりますけれども、いずれは当然それぞれ老朽化している施設でもありますので、様々なタイミングを見てリニューアルすることにはなろうかと思いたすけれども、いま一度状況見極めつつ臨機応変に対応していく案件だと

いうことで、今回こうした実施台帳の掲載になったということをぜひ御理解いただきたいと思いません。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

以上で基本目標Ⅳ、地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについての質疑を終了いたします。

次に、基本目標Ⅴ、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて審議をいたします。

説明を求めます。

木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、基本目標Ⅴ、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりの主要施策について御説明いたします。

議案、後期基本計画案の40ページから48ページになります。基本目標Ⅴについては、9本の主要施策で構成されており、基本目標Ⅴ－1、幼児教育の充実から順に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、40ページになります。主要施策1、幼児教育の充実についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、本市の幼児教育は全ての認定こども園、幼稚園が子ども・子育て支援新制度に基づく施設運営に移行し、提供体制の充実が図られてきておりますが、幼児数も減っていく中、質の高い幼児教育を保障するため体制の維持、充実を図る必要があります。また、発達の遅れなどにより支援の必要な園児に対し最善の支援を提供し、就学に向けて小学校との連携を密にし、取組を推進していくことが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、認定こども園、幼稚園の子ども・子育て支援新制度に基づく施設運営に対する支援、体制

の維持、充実を図ります。また、全ての園児が希望を持って就学できるよう小学校や関係機関との連携を深め、小学校教育への円滑な接続、移行に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標としては、現在5か所ある幼児教育受入れ施設数の維持、幼稚園から認定こども園に移行する施設を1施設増加させるほか、全ての就学児が幼児教育、または保育課程を受け、小学校へ入学できるよう関係機関と連携し、目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、41ページになります。主要施策2、小中学校教育の充実についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、生きる力を育てる教育の推進では、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組等を通じて確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための体力の育成に努めることが必要となっております。また、信頼される学校づくりの推進では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により地域と共にある学校づくりが必要と考えております。さらに、安全、安心な教育環境の整備では、学校施設、設備等の計画的な整備が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな教育の提供や学校と家庭、地域が目標を共有し、協働して課題に対応する地域と共にある学校づくりを推進いたします。また、研修による教職員の資質向上、ICT教育の推進、部活動改革、継続的な危機管理体制の確立、老朽化した学校施設の整備事業を進めてまいります。

主な成果指標としては、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が全国平均以上となることや休日の地域移行を実施した部活動数の割合を100%とすること、また市内の小中学校の耐震化率を91.7%に引き上げることなど目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、42ページになります。主要施策3、高

等学校教育の充実についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、今後も中学校卒業生数の減少が見込まれる中、令和5年度に再編統合される市内唯一の高校となる新設校が生徒や保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう特色ある支援を行うなど支援策、体制の充実を図ることが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、新設校においては生徒、保護者、地域から魅力ある高校となるよう北海道教育委員会と十分に連携を図るとともに、特色ある支援策について検討を進めてまいります。

主な成果指標としては、市内高校生の資格取得に要する受験料等を支援した人数を200人に引き上げるなど生徒や保護者、地域から魅力があり、選ばれる高校となるよう目標値の達成に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、43ページになります。主要施策4、大学教育の充実についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、学生を確保し、ケア専門職として育成するためには、安心して学習に励むことができる環境を提供することが重要であり、また地域活性化及び人口減少対策にも資する卒業生の地元定着に向けた支援の充実にも取り組むことが必要です。地域に貢献する大学として、オンラインの活用など工夫をしながら公開講座等の開催を継続して取り組むことが必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、名寄市立大学の理念であるケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学を目指すを達成するため、ケア専門職を対象としたセミナーの開催などの地域貢献を行い、教育研究成果の社会への還元を目指します。また、大学における教育環境の充実、本学生の本市への定着の促進、さらには独立行政法人化の検討並びに大学院設置に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標としては、コロナの影響で開催することができなかった企業情報提供機会を年2回開催し、市内就業者数を20人まで引き上げることや地域貢献として実施する公開講座及びリカレント講座を各5回の開催に向けて取り組んでまいります。

次に、44ページになります。主要施策5、生涯学習社会の形成についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、生涯学習社会の形成ではライフスタイルの多様化が進む中、市民が積極的に学び、社会参加する環境づくりが必要であるとともに、市立図書館など老朽化が進む社会教育施設については改築などの検討が必要です。また、北国博物館や天文台などは、それぞれの施設の特徴を生かし、事業を推進していく必要があると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、市民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる環境の充実や社会参加の促進に向けた取組、また社会教育施設の計画的な整備に向けた取組を推進してまいります。さらには、公民館、図書館、博物館、天文台など施設の特徴を生かし、市内外への情報発信や市民、団体などとの連携事業を推進いたします。

主な成果指標としては、各公民館で実施している市民講座などの参加者数や北国博物館、図書館、天文台の来館者数を成果指標とし、生涯学習環境の充実や推進に努めることで目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、45ページになります。主要施策6、家庭教育の推進についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、家庭教育に悩みや不安を抱えている家庭に対し、家庭教育学級や家庭教育支援講座において学習機会や親同士のつながりを促進することが必要であると考えております。また、各関係機関との連携により家庭教育への理解が求められる取組が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、家庭教育に関する講座の開催や情報提供、また豊かな心を育む体験や親子の触れ合い、親同士のコミュニケーションを深める機会の充実に向けた取組の推進や家庭教育サポート企業への登録を推進いたします。

主な成果指標としては、家庭教育学級で実施する事業や家庭教育支援講座に参加する人数の増や北海道との連携により北海道家庭教育サポート企業の登録者数の増など、成果指標の目標値達成に向けて取り組んでまいります。

次に、46ページになります。主要施策7、生涯スポーツの振興についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって、健康への意識の高まりとともに、本市においても冬季スポーツ拠点化を推進することでスポーツ、運動活動全体の機運が徐々に高まっています。一方で、人口減少やスポーツの指導者不足等、特に子供たちのスポーツ環境が大きな転換期を迎えており、新たなスポーツ環境の検討が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、冬季スポーツの拠点化や運動、スポーツを通じたまちづくりの機運醸成を図るために市民を対象とした体力向上、健康増進並びに運動習慣化等に取り組む機会を増やしながらソフト、ハード含めた市民が運動、スポーツに取り組みやすい環境づくりを推進いたします。

主な成果指標としては、市民参加型の運動、スポーツイベント開催数を成果指標に掲げました。また、働き世代や企業、団体が取り組む健康づくりや運動習慣化に関する事業数、あるいは参加数を成果指標としており、新たなターゲット層を狙った事業を実施して、切れ目のない生涯スポーツの振興に取り組んでまいります。

次に、47ページになります。主要施策8、青少年の健全育成についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、少子化などにより

地域での子供同士の関係が希薄になっていることから、子供たちの体験、交流機会の充実が必要であると考えております。また、児童生徒を犯罪から守るため地域全体の見守り体制が求められております。そのため、地域の連携強化を図るとともに、不登校の防止や相談体制の充実が必要となっております。さらには、老朽化した児童センターの施設整備に向け引き続き検討が必要であると考えております。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、子ども会育成連合会と連携し、子ども体験・交流事業の取組の推進や子供の安全、安心を守る活動、教育相談体制や放課後子ども教室の充実に向けた取組を検討してまいります。また、児童センターの整備や放課後児童クラブの充実に向けた取組を推進いたします。

主な成果指標としては、未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての人間性や社会性を身につけることができるよう子ども体験・交流事業や放課後子ども教室の参加者数を成果指標の目標値に設定し、その達成に向けて取り組んでまいります。

次に、48ページになります。主要施策9、地域文化の継承と創造についてでございます。この施策の現状と課題についてですが、市民文化センターとふうれん地域交流センターを拠点として多くの市民の皆さんが文化芸術に親しむ機会の拡充が期待されることから、関係団体との連携、協働による発表や鑑賞機会の充実が必要です。また、本市の歴史や文化財、郷土芸能の普及啓発や次世代への継承のため調査や保存、市民の理解を深める取組の充実が必要であると考えております。市史編さんに当たっては、関係者の記憶が残っているうちにその歩みをまとめ、検証し、将来につなげていくことが必要です。

このことを推進するための後期計画期間の方向性では、文化芸術活動への参加、発表、鑑賞機会の充実を図るとともに、市民が文化芸術に親しむ

環境づくりを進めてまいります。また、文化財を保護するため普及啓発に取り組むとともに、指定文化財や郷土芸能の継承に向けた支援を進めてまいります。さらに、2024年度の名寄市史発刊に向け、編さん事業を進めてまいります。

主な成果指標としては、市民文化祭への参加団体数や北国博物館での展示会の開催数を成果指標とし、拠点施設を中心に文化に触れる機会の充実や文化の創造と団体の育成に努め、目標達成に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○11番(佐藤 靖議員) それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

今回は総合計画の後期計画、令和5年度スタートということでもありますけれども、V-3、高等学校教育の充実の後期計画の方向性、あるいは現状と課題の中で令和5年度に再編統合される市内唯一の高校となる新設校という表現、後期計画の方向性でも令和5年度に再編成されるという、要するに未来形にしていますけれども、これ5年度にスタートする新設校なのになぜこれをされるという、まさに5年度中というのなら分かりますけれども、もうスタートしているところの表記がなぜこれされるというふうになっているのかが一つと、部長の説明の中でV-8、青少年健全育成のときの現状と課題の児童センターの施設について、表記では老朽したという表現しているけれども、部長は老朽化したという表現をしていましたけれども、これどちらが正しいのかということと、最後に一番最後のV-9、地域文化の継承と創造の中で一番最後の文章です。2024年度の名寄市史発刊に向けという表現していますが、現下の情勢では西暦と元号が、西暦を書いて、括弧して元号を書くと。この基本計画の中は全部元

号表記になっているのだ。ここだけが2024年度というふうに西暦表記に、ここだけでありますけれども、これは何か意味があってこういう表記をされたのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 高校教育の話、文言の表記についてのお話だと思いますけれども、令和5年度に再編統合されるということから、そういう表記を使わせていただいたのかなというふうに思っているところでございます。

それと、V-8の青少年の健全育成化については、ちょっと私のほうが老朽化したというふうにお話ししたということだったのですけれども、老朽したということでございます。

市史編さんについての表記は、すみません、ちょっと担当が総務部になっていますので、よろしいですか。

○議長(東 千春議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長(東 千春議員) 再開いたします。

渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) すみません。この部分西暦になっていますが、西暦と和暦ですか、なっている部分もあれば、ここは西暦だということなのですけれども、意味合いについては変わりがないので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長(東 千春議員) 佐藤議員。

○11番(佐藤 靖議員) これ議決事項なので、この計画は。今後4年間これを基本に、あるいはホームページにアップして、多くの日本国、全国の人が見る内容なのに、理解してという表現の仕方は私は間違っていると。

それと、やっぱり教育委員会が所管している高等学校の充実というところで、令和5年度に再編

成されるといったら、これ未来形に、日本語的には未来形というか、これからされることだと。しかも、その言葉に続くのが市内唯一の高校となる新設校という、日本語的には成り立たない。やはりここは再編統合されという表現があって、下のほうはされたというふうにするか、5年度にもうスタートしている事業でありますので、そして5年度にはもう学校は再編されているわけありますので、されるという表現は私は誤りだということで、改めてここは見解をお願いします。

老朽化したというのは、部長おっしゃるように、老朽ということでもいいのだということであれば、説明が一言つけてしまったということでは理解をしてよろしいかと思えます。

西暦か元号かというのは、そんな簡単な問題ではない。ここに全部元号で書いてある、分かりやすく。令和何年、何年。ここだけ急に2024年度と出てくるというのは、あと2024年度というたら括弧して令和6年なら6年というふうにするのが当たり前だし、ここにこれが来るというのではなくて、ここはやっぱり令和6年というのが正しい表記の仕方、それが一貫性のある総合計画の後期基本計画としての部分だと思いますけれども、ここもしっかり明確に渡辺部長、お答えをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今佐藤議員のほうから御意見賜りました。まず、高校の部分についてなのですけれども、令和5年度統合されると。再編統合されるという表現だったのですけれども、これは審議会の中でこの案をつくり上げる段階ではやはり未来の出来事という捉えの中での文章をつくり込んできたということがありましたので、

ぜひともこの案についてはその表現について御理解いただければというふうに思います。

それから、和暦、西暦表記の部分、48ページ、最終行、2024年度という表現についてなのですけれども、こちら年の表現の仕方ということで、決してここはお示しさせていただいている年度については間違えた時期を示しているものではないということで、ぜひとも御理解いただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今石橋部長から御説明がありましたけれども、高校の表記については審議会の意向を尊重して掲載をしたことで、言葉的にはどうかというのはありますでしょうけれども、間違いではないと。そして、その当時としては多分まだまだ再編がどうなっていくのか、どういう形になるのかが分からない中でのやっぱり審議会での結論だということで、それをそのまま尊重して掲載したということで一定理解はしますけれども、元号表記か西暦表記かについては少し我々も会派の中を含めていろいろ協議をさせていただいていきます。おっしゃるとおり、間違いではない。ただ、統一性として総合計画という統一性、これから4年間これがベースになっていくところの統一性からいってどうかという問題が残っているというふうに思いますので、それはまないたの上のコイでありますので、少しお預けをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 43ページ、4の大学教育の充実に関わりまして、2点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

後期計画期間の方向性の中にあります、一つは本学生の本市への定着を促す取組を増進しますということで、数値目標が掲げられています。中期のときにも同じような数値目標が掲げられていました。地元民としては、大学生の皆さんが名寄に残っていただくのは大変うれしいことなのですけ

れども、しかし全国から来られた学生さんたちがそれぞれの将来に向かって全国に羽ばたいていくということは応援していきたいなというふうに思っています。そうした中で全国に羽ばたいていただいた学生の皆さん方がスポークスマンになっていただいたり、PRといえますか、ふるさと大使のような、そういう役割を担っていただくというように、そういったことがいつかお話が出ていたかなというふうに思うのですが、今そういうようなお考えがあるかどうかというのをお聞きをしたいなというふうに思います。

もう一点は、方向性の中で検討するとありまして、またパブリックコメントで意見あったという独立行政法人化を検討するということについてであります。昨日総括質疑の中でもやり取りがあった中で、メリットのことだとか経営のことが先行された御発言が続いたかなというふうに思っているのですが、検討するに当たってやっぱりデメリットについてもしっかりと検証していただきたいというふうに思いますし、さらには全国的に法人化が進んだ経緯などもしっかりと見ていただきたいし、法人化でなければならぬのかということだとか、大学の生き残りについてつながるのかどうか、こんなことも含めてしっかりと検討、検証していただきたいというふうな思いでございますが、このことについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長(水間 剛君) 今川村議員のほうから、私どもの本学の学生、全国各地から入学していただいて、4年間名寄市で育てていただいて、全国にまた羽ばたいていくということで、いろんな地域で活躍していただいております。先ほど観光大使的なそういったPRのする部分については、大学としては基本的には4年間いろんな経験をしていただいて、名寄をよく知ってもらって、そうすることによって多分第2の故郷としていろんな思い出をずっと胸に抱きながら全国に羽

ばたいていくのかなと思いますので、この部分については大学としてもいろいろ学生の部分について協力していきたいと思うのですが、この部分については観光的な要素もありますので、今後は観光の部分と連携しながら検討していきたいと考えております。

独立行政法人化の部分につきましては、昨日の総括質疑の中でも答弁させていただきましたけれども、現状としては大学の中では基本的な議論はまだ至っておりません。私どもも議論進めるに当たりまして、独立行政法人化につきましては法律に基づいていろんなものを整備していかないといけないということになりますけれども、この部分は画一的にいろんな独立行政法人に沿った整備をしていくということも、当然国の認可を得られないといけないので、そういったこともありますけれども、今までの名寄市立大学が歩んできたいろんな仕組みの部分も独立行政法人化をする上に当たってそういったシステムも入れていくということで、どちらかというとな寄市立大学の特有のシステムというか、そういった要素も入れて初めて名寄市立大学にとって意義ある独立行政法人化になるのかなと思いますので、その部分はきちっと私どものほうもそういったことを検証しながら、今後どういった形で学内のほうで議論していけばいいのかも含めながら本学の教員とも含めて検討していきたいということで考えております。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 学生の皆さんの件ですけれども、先ほど議論があったように、観光の問題もありました。名寄市の認知度の問題も指摘をされていたところでありますので、そうした部分では学生の皆さん、4年間本当に名寄をいろいろ知り尽くしていただいているかなというふうに思って、私と同期だった学生さんたちも本当に元気で全国で頑張っていていらっしゃるというのも情報もいただいておりますので、そういった方々にエールを送りたいし、また力もお借りした

いなというふうに思っています。

それから、独立行政法人化の検討に対してなのですけれども、この歴史ある名寄大学、歩んできた歴史があって、その独自性も大事にしていきたいなというふうに考えておりますので、検討するに当たってはやっぱりあらゆる方面から情報を得、また今までの歩んできた中身についても十分に検討、検証していただくということを強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 1点だけ確認させていただきます。

41ページ、基本目標V-2、小中学校教育の充実についてであります。想定される主な実施計画事業等のところの教育改善プロジェクト委員会推進事業については、小中学校の教育目標達成のための推進事業として大変大きな役割を担っていただいていると思っておりますし、大きな成果も残してきていただいていると思っております。その中で、中期計画等も振り返ってみましたときに特別な事業費は掲載されていなかったと思っておりますし、後期計画についても同様の状況かと思っております。この考え方について確認させてください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 名寄市教育改善プロジェクト委員会についての取組についての事業費の考え方ということだと思いますけれども、教育改善プロジェクト委員会につきましては、各学校の教員の皆様方でそれぞれ年度ごとによって役割をつけていただきながら取組を進めさせていただいているところでございますので、特段事業費というものがかかっていないということになりますから、これについては事業費を掲載していないというふうになりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今までの経緯として受け止めさせていただきたいと思いますが、学校

現場も今大変大きな変革期にありますし、この教育改善プロジェクトの内容によっては研修等、外部に出ていかれるような必要性も今後出てくるのではないかというふうに想定します。今後4年間について本当に大きな、子供たちに対する対応も変革していきますので、必要があるというやり取りのときに事業費を設定していただけるようなやり取りも含めてお願いしたい気持ちがあるのですが、考え方についてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 教育改善プロジェクト委員会自体にはそういった事業費というのは計上されていない場合もありますのですけれども、教育研究所というのがございまして、そちらのほうから必要があればいろいろなものに関しまして予算を計上し、その中で対応しているということもございまして、今言った御意見をまた参考にしながら対応のほう進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

以上で基本目標V、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについての質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時27分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 塩 田 昌 彦

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月14日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 長 水 間 剛 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 富 岡 達 彦 議員

5 番 三 浦 勝 秀 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

町内会活動の活性化に向けて外1件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、町内会活動の活性化に向けて伺います。小項目の1番目、町内会と行政施策推進の関連性について。名寄市総合計画（第2次）基本目標に名寄市町内会連合会の取組として市民と行政の協働のまちづくりを基本に、自立した活力あるまちづくりを促すため町内会活動を推進していくとされております。現在は町内会連合会が主体となり、町内会長と行政との懇談会、まちづくり懇談会など定期的に開催をされております。この集まりに参加されるのは、各町内会の役員の方々であります。ここ数年の行政区ごとの参加状況並びにそこで出された意見、要望に対して行政施策にどのように反映されているのかについて伺います。

次に、小項目の2番目、町内会が抱える現状の課題について伺います。町内会とは、一定の地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、その地域に共通する様々な課題をみんな

で協力して解決し、触れ合いのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動する組織であると理解をしております。しかし、3年前からの新型コロナウイルス感染症対応によりそれまで実施していた具体的な活動ができず、それぞれ趣向を凝らした事業が実施をされております。加えて、町内会の加入率の低下、役員の高齢化、担い手不足など、地域のコミュニティーの希薄化が懸念されます。そこで、現在の名寄地区、風連地区には幾つの町内会があり、その実態と課題などについてどのように把握されているのか伺います。

次に、小項目の3番目、今後の町内会活動の在り方について伺います。町内会への加入を当たり前のことと考える人がいる一方で、加入することに消極的な人もおります。会費の支払いや役員、班長当番の活動を考えると負担になり、特にアパート、マンションに住まわれている方への対応が課題とも言われております。ライフスタイルが多様化する現代社会では、町内会のような地域団体の必要性を疑問視する方も増えていると聞きます。地域には、個人や家庭の力だけでは解決できない様々な問題があります。例えば防火や防災の対策、交通安全の問題、青少年の健全育成、ごみ処理などの環境対策、地域の福祉に関する問題などは、行政と地域に住む人たちが協力し、力を合わせて取り組まなければ本当の解決ができないと考えます。そこで、第2次行財政改革推進基本計画における市民参加によるまちづくりの推進項目で推進補助金交付件数が成果指標として定められておりますが、その実態と、また事業の取組において職員に対しても町内会活動の積極的な参加を呼びかけたとありますが、具体的な内容について伺います。また、町内会及び市職員の町内会加入率についても伺います。

次に、大項目の2番目、令和5年度の施策推進に向けて伺います。小項目の1番目、令和5年度予算編成の基本的な考え方について。令和5年度の予算編成は、11月1日の市長訓令に基づき具

体的な作業が進められていると思います。令和5年度は、名寄市総合計画(第2次)後期基本計画のスタートの年であり、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症ははまだ市内経済や各種施策において大きな影響を及ぼしていると考えます。令和5年度予算編成に当たり4つの基本的な柱が示されておりますが、喫緊における課題並びにポストコロナを見据えた対策など、持続可能なまちづくりに向けての基本的な考え方について伺います。

次に、小項目の2番目、デジタルトランスフォーメーション、DX導入に対する行政の考え方について伺います。この後は、DXと表現いたします。令和5年度の予算編成において、国の施策に基づきDXの投資を含めた基本的な考え方が示されております。これを踏まえ、庁内にDXの推進委員会が設置され、庁内組織を横断的に議論する場としてワーキンググループも設置し、具体的な事業を含めて各種課題に取り組んでいると思います。DXの具体的な取組を進めていくことは当然重要であると考えますが、DXの定義、いわゆる位置づけ、体制、仕組み、実行プロセスなど、あるいはこの取組を進める行政の目的は何なのかを市民に分かりやすく周知をしていくことが優先されると思いますが、考え方について伺います。

次に、小項目の3番目、ハンティング用ドローンの導入に向けて伺います。近年ドローンが急速に普及したことで、その言葉を聞く機会も多くなってきました。ドローンとは無線操縦の無人機であり、一般的に知られているのはカメラを搭載した空撮用ドローンだと思います。しかし、現在は趣味で楽しむドローンから作業の効率化、人件費削減に向けて運搬用や産業用として農業散布、苗木運搬のほか、沿線、河川、索道用ドローンが使われております。名寄市でも先月コマツカスタマーサポート北海道カンパニーと災害時における無人航空機の運用に関する協定が結ばれております。そこで、猟友会の高齢化、人手不足を解消するためにハンティング用ドローンの導入に向けた考え

方について伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) おはようございます。東川議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2、小項目1、2については総務部長から、小項目3については経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、町内会活動の活性化に向けて、小項目1、町内会と行政施策推進の関連性について申し上げます。町内会長と行政との懇談会とまちづくり懇談会については、主催者である町内会連合会と連携を図りながら市民や地域と一体となり、今後のまちづくりにつながる有意義な意見交換の場として開催されております。町内会長と行政との懇談会への参加状況につきましては、令和2年度は72町内会のうち54町内会、令和3年度は49町内会、令和4年度も同じく49町内会から参加をいただいております。また、欠席をされた町内会長へは、資料とてんまつを送付しております。まちづくり懇談会については、令和2年度は7会場で開催をして138人、令和3年度は9会場で176人、令和4年度は同じく9会場で168人の市民の皆様に御参加いただいたところであります。各町内会や市民の皆様からいただいた御意見、御要望につきましては、可能な限りその場で回答させていただいておりますが、現地での確認を要するものについては翌日以降速やかに対応させていただいているほか、調査や検討を要するものについては、確認の取れたものから対応をさせていただいているところです。また、市のみで対応が困難な内容につきましては、必要に応じ国や道をはじめ関係機関への要請を行ってまいります。さらに、担当部による検討を行い、対応が可能な取組については反映できるよう努めているところであります。

次に、小項目2、町内会が抱える現状の課題に

ついて申し上げます。現在の名寄地区における町内会は59、風連地区は13の町内会組織が活動をしております。令和2年度には、町内会の現状と課題を把握するために町内会運営に関するアンケート調査を実施しました。主な課題として役員の担い手不足や高齢化のほか、未加入世帯の増加などが挙げられておりまして、加えて昨今の少子高齢化が進展している状況からも町内会の運営が今後さらに難しくなっていくことが懸念されております。そのような状況に対しまして、令和3年度から町内会課題解決アドバイス事業を実施しておりまして、相談のあった町内会へ課題解決に向けたアドバイスを行わせていただいております。また、アンケート結果から会長などの役員がほかの組織との充て職が多く、会議出席の負担が大きいとの課題が明らかになっております。これらの会議に出席を求められている町内会長の負担軽減の観点からも、名寄市総合計画（第2次）後期計画の中で地域連絡協議会やコミュニティ・スクールなどとの連携や事業の見直しなどを進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、今後の町内会活動の在り方について申し上げます。住みよいまちづくりを進め、地域の課題を解決していくための基本的な考え方を定めた名寄市自治基本条例では、市民は自らの意思により主体的にまちづくりに参加するべきとされております。職員も一市民として積極的にまちづくりに参加すべきであり、庁議をはじめとした各種会議、新規採用職員の研修において町内会加入及び町内会活動への参加について呼びかけを行っております。町内会及び市職員の町内会加入率については、町内会全体の加入率としては72.38%、市職員の町内会加入率は令和3年に実施した調査において80.6%となっております。市職員の役割として、まちづくりの専門スタッフとしての自覚を持つこと、まちづくりにおける市民相互の連携が図られるように努めることが規定されておりまして、市民と行政の協働のまちづく

りを進める観点からも積極的な加入や活動への参加が必要と考えております。職員自ら町内会役員などを担い、地域活動に積極的に参加していくように今後もあらゆる機会を捉えて町内会活動の参加を呼びかけてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、令和5年度の施策推進に向けての小項目1及び小項目2についてお答えします。

初めに、小項目1、令和5年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。令和5年度の予算編成については、11月1日付で各部局に市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知いたしました。本市の財政運営には、社会保障施策に要する経費の増加や老朽化が進む公共施設、公共インフラへの対応、新型コロナウイルス感染症対策など多くの課題が山積している状況であり、また歳入では物価高騰に起因する景気の下振れなどによる市税収入や地方消費税交付金などの各種交付金への影響が懸念されるなど、決して楽観視できる状況ではないと認識しております。一方、行政を取り巻く状況は、デジタル技術を活用した事業が加速的に展開されていくなど過去に例のないスピードで変化しております。本市においても、これら時代の変革と多様化する市民ニーズに対して早急かつ的確に対応していかなければならないものと考えております。このような状況から、令和5年度予算編成に当たっては、総合計画、総合戦略の具現化、デジタルトランスフォーメーションに向けた施策の取組、ポストコロナを見据えた事業の推進、持続可能で健全な財政運営の維持の4点を基本的な考え方とし、全職員一丸となって予算編成に当たるよう指示があったところであります。令和5年度予算は現在各部署からの要求についてヒアリング、査定を行っているところであり、現段階では申し上げることができませんが、限りある財源を重点的かつ効果的に活用

し、市民の安全、安心な暮らしを支えていくようしっかりと議論してまいります。

次に、小項目2、デジタルトランスフォーメーション、DX導入に対する行政の考え方について申し上げます。国は、デジタル社会の到来やコロナ禍の対応を踏まえ、令和2年12月にデジタルガバメント実行計画及び自治体DX推進計画を策定し、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指していく方針を示しました。また、昨年9月にはデジタル庁を発足し、制度や組織の在り方などをデジタル技術やデータを活用して変革していくデジタルトランスフォーメーション、DXを強力に推進しています。本市においても、今年度DX施策を横断的かつ計画的、効果的に推進する組織として庁内にDX推進組織委員会のほか、下部組織としてワーキンググループを設置し、本市におけるDX事業推進のため様々な取組を検討しております。御質問のあったDXの定義ですが、本市としてはデジタル技術を活用して、住民本位の行政や地域社会などを再構築することと考えているところです。現在社会において様々な課題がある中、行政の役割も複雑化、多様化しております。市民の利便性や市民福祉の向上に寄与するため、あくまでもデジタルは目的ではなく、手法の一つとして活用してまいります。また、実行プロセスについては、現在行政内部にどれだけの業務量があるか現状を把握するため、分析調査を実施しております。本調査結果を踏まえ、重複している業務の解消や労働時間の短縮、効果的で効率的な業務の推進を図り、全体の業務改善につなげてまいります。DX施策推進の最大の目的は、デジタル技術を活用して地域の強みや新たな価値観を取り入れるとともに、行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、市民の皆さんが様々な場面でデジタル化による恩恵を受けられ、誰一人取り残されない共生社会を実現することです。今後におきましても、折に触

れDXに対する理解が得られるよう市民の皆さんに分かりやすく周知してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 私からは小項目の3、ハンティング用ドローンの導入に向けてについてお答えいたします。

ドローンにつきましては、議員がおっしゃるとおり、農林業や防災など様々な分野で活用され、狩猟においても獲物の把握や追い込みなどで安全性や効率性の向上への効果が期待されているところでございます。有害鳥獣対策におけるヒグマに対するドローンの活用については、北海道において令和元年度から3年間ICTを活用し、夜間や市街地周辺で効果的にヒグマを発見し、追い払う技術の実証事業に取り組まれております。その中で、ヒグマの搜索として熱赤外線センサーによる動物から熱を感知し、ヒグマを見つける調査では、日の出前の早朝など比較的涼しい時間帯では動物の熱が強く感知できるものの、名寄市においても特に出沒が増えます6月から8月では木々が茂り、地表の温度上昇の影響から動物の判別が困難であることが報告されております。また、ヒグマの追い払いとしてスピーカーからの犬のほえる音声で追い払いができるなど一定の効果も報告されているところであります。導入における課題としましては、ヒグマ用搜索用ドローンの導入には高度な操縦技術、飛行計画をつくれる人材の確保が必要であること、ドローンなどの機材導入経費が高額なことなどの課題も報告されているところであります。今後につきましては、ドローンの導入につきましてはまだ課題が多い状況ですが、ヒグマ対策での安全性や効率性の向上を図る上でICT機器の導入は有効な手段の一つであることから、引き続き国や道、先進自治体の動向などの情報収集に努めながらデジタル技術の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問させていただきたいと思います。

町内会活動の活性化に向けてということで、町内会と行政施策推進の関連性、町内会と行政との懇談会、令和2年、3年、4年、それぞれ参加町内会54、49、49というふうなこと、それからまちづくり懇談会、令和2年が138人、3年が176人、4年が168人と。町内会と行政との懇談会、参加できなかった町内会、72町内会ということで後段説明いただきましたけれども、欠席したところには資料とその内容のてんまつを送付して、それぞれお伝えをしているというふうなことで御答弁をいただいたかというふうに思います。1点目の部分については、そういう形の中で理解をさせていただきます。町内会が抱える現状の課題というふうなことで、非常にこれ、先ほど御説明にもありました令和2年度のアンケート調査、これも自分も確認もさせていただいております。非常に町内会に役員の担い手不足だとか加入率の低下というふうなことで、現在名寄地区に59、それから風連が13、合計72町内会というふうなことで御説明をいただきました。今お話もさせていただいたように、やっぱり町内会の未加入世帯、これの増加、それからその役員の担い手不足、これは本当にアンケート結果からも分かるように、多くの町内会が抱えている現状の問題なのかなというふうに思います。そこで、先ほど御答弁にあったのですけれども、令和3年度から行政において町内会活動の課題解決アドバイス事業というのが先ほどお話、答弁であったかと思えますけれども、この方というのは町内会の課題を、先ほど担当職員と一緒に考えて、課題解決を図る事業というふうに認識をしているのですけれども、具体的にではどこが窓口になって、誰に相談をすればその手続、あるいはアドバイスを受けることができるのか、その内容についてお聞きをしたい

というふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今町内会のアドバイス事業についての詳細ということで御質問いただきました。お話しのとおり、令和3年度から実施しておりますこの事業なのですけれども、窓口としては総合政策部の地域課題担当が窓口となっております。イコール町内会連合会の事務局を併せて担わせていただいているところとなっております。内容の詳細につきましては、例えば若い世代を取り込むイベントの企画提案であったりとか、行事組織の見直し、役員業務引継ぎ書の作成のお手伝いであったりとか幅広い情報発信方法の提案など町内会の現状や今後を見据えて担当職員がお話しのとおり一緒に考えていくものという位置づけでやらせていただいております。事業内容や申込み方法などについては、各町内会に、文書なのですけれども、文書で御案内をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 実際に担当されるのが総合政策部地域課題担当という、実際の町内会のいろんな業務に携わっている。今相談の内容については各町内会宛てに御連絡を差し上げているというふうな、ちょっと自分も町内会の役員担当させていただいているのですけれども、正直言って今回これを質問するに当たって調べて、会長にお聞きをしたのですけれども、来ていますよと。一人で預かっているような感じで、恐らくその辺が、各町内会長にお伝えはしていると思うのですけれども、できればこの内容、こういうふうな形で相談ありますよというふうなことを広報か何かでもお知らせをいただくことによって会長だけの懐に入らない、もう少しみんなにお伝えができるような何か手法も改めてちょっと御検討をお願いをしたいなというふうに思います。

一番抱える現状という中では、先ほど町内会の

加入率の問題、御説明、答弁をいただきました。実績が72.38、それから市職員が80.6ということで、職員の方も専門職員として協働のまちづくりに積極的に参加をするようにいろんな施策をやっているというふうなことでお話がございました。それで、昨日、おとといと後期計画のお話の議論をさせていただきましたけれども、第2次の中期計画の中で市民主体のまちづくり推進ということで、そのときの成果指標、町内会の加入率、2017年が77.98、目標値の2022年度は78.5という目標で設定をされたと思うのですが、実績が今、これ2021年ベースだと思うのですが、72.38というふうな状況で先ほど答弁いただきましたけれども、これをどういうふうに捉まえているのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今お話しいただいたとおり、KPIという部分でいうと厳しい結果となっているところであります。令和4年度の目標値を78.5としてこれまで取り組んできた中での成果としてはお話しのとおり72.38というところになってしまったということがございます。一応我々としてもただ下がったのを受け止めるだけではなくて、分析をしなければいけないということで、これ実は倉澤議員とのやり取りの中でも一部お話をさせていただきましたけれども、現状、これは長い期間をかけて急にそうなったわけではなくて、長い時間をかけて、名寄市の世帯構成の関係が大きく少しずつ変わってきたということで、現状2万6,000の人口に対しての世帯数が1万4,000以上ということで、1世帯当たり割り返すと1.83という、ある意味単身世帯が多くなってきているということと、あと時代背景として共働き世帯が多くなってきているということで、なかなかコミュニティー活動に関わるのが難しくなっている世帯も増えてきているのではないかとこのように分析していると

ころ、それから先ほどの世帯の関係もあって、アパート、マンション、やはり住む単身世帯が増加していると。様々な要因が考えられて、しっかりと分析を基にこの層に対してどうアプローチしていくのかというところがこれからの課題なのだろうということで、これからやっぱり小学校区を単位とする集まりの中で、このコミュニティーの中で地域で子供を育てるといったような、そういったこともぜひ、しっかりと我々も提案させていただきながら取り組んでいけたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 非常に当初の目標より大きく下がっていると、しっかりと分析をされているというふうな御答弁でありました。中期計画の基準値よりも大幅に下がっている。基準値そのものを後期計画の中では77.98から73.7ということで4.8%基準値も下がって、目標値も4.3%というふうなことで、やはり今後町内会の加入率をいかに上げていくのかというのは非常に大きな課題だと。今部長のほうから共働き世帯だとかあるいはその単身世帯、非常に多くなっているというふうなお話ありましたけれども、今までの流れではなくて、今お話ありましたコミュニティー、要するに学校単位だとか、何か仕組みを変えないと、今までの流れでいってもなかなか加入率を上げていくというのが難しいのかなと。昨日、おとといの中でもちょっとやり取りありましたけれども、2017年の中期計画のときの人口を世帯で割ると1.96人、今回2021年度1.86人、やっぱり減っているのです、1世帯当たりの人数というのは。ですから、その辺の、今御説明にもあったのですが、やっぱりどうも今までの流れではなかなか加入率を増やしていくというのは難しい課題なのかな。これは行政だけで当然できるものではないと思いますけれども、各町内会にいろんな形の中の働きかけという

のは今以上に重要になってくるのかなというふう
に考えております。先ほど町内会と加えて市職員
の加入率が80.6%ということで、非常に私そ
ういう面ではかなり加入率高いのだなと、もっと
上げてほしいなという気持ちもありながら、80.
6%ということで、それぞれの目標値よりも上回
っているということで、市職員の方で先ほど専門
職として協働のまちづくりに積極的に参加をする
呼びかけをしているのだよというふうなお話もい
ただきましたけれども、実際市の職員の方で町内
会の役員なり、行事に積極的に携わっている方も
多くいるのは自分も拝見をさせていただいており
ます。先日、10月31日、防災について各町内
会で事務局担当者交流会というのがあったので
けれども、その中に「あれ、今日はどうしたの。
休みなの、平日なのに」と言ったら、有給取って
参加しましたと。すごくそういうふうに一生涯
やっていただいている職員の方もいらっしゃる
というの御報告もさせていただきたいなと。私が
言いたいのは、やっぱり市の職員がいろんな町内
会の役員なり、そういう行事に参加をすると。今
これから加入率だとかいろんなものを上げていか
なければならないという取組の中で、なかなか改
まってお話をするというのは、人との話して難し
いと思うのです。ですから、そこに入り込むこと
によって、あるいは役員になること、あるいは町
内会に入ることによって通常の会話の中で問題だ
とか課題だとか、そういうのを話し合えるのでは
ないのかなというふうに思っております。今80.
6%ということでお伺いしましたけれども、行政
職員の町内会活動の積極的な参加という中では、
さらにこれを高めていくために今考える手法等
について改めてお伺いをしたいというふうに思いま
す。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここについては
なかなか、町内会に入るといことはこれは基本
的に全員が入って、しっかりとコミットするべき

だというふうに私は思っています。その中で役員
を担うかどうかといった部分については、実ほう
ちの市の職員もいろんな方面、例えばスポーツ団
体だったり、いろんなところで主要な役割を担い
ながら各方面でやっぱり活躍していただいている
職員も多数います。そんなことも含めて、何かし
らの形でしっかりとやっぱり地域のコミュニティー
の中で活躍、入っていくということが非常に大
切。その中でよりよい地域づくりをするために大
切なのは、地縁の組織である町内会というのは重
要な役割であり、自治基本条例でもそういう位置
づけで書かれておりますので、しっかりとそこ
についてはコミットするように、まず自治基本条
例も含めて職員にまちづくりの基本となる考え方
というのをしっかり理解をしていただくということ
と、理解をするというよりもそこをきちっと受け
止めて、自覚を持っていただくということが非
常に大事になってくると思いますので、しっか
りと、ただ形だけで加入しなさいということでは
なくて、本質的なところを理解していただくとい
うところをやはりやっていかなければならないか
なと思っておりますので、よろしくお願ひいたしま
す。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今言われたように、
まずしっかりそこに加入をするというのが本来の
目的、そこからいろんなものに波及をしていく。
役員の担い手の問題は、今部長言われたように、
ほかのいろんな団体との兼ね合い等もあるので、
それは一概には言えないのですけれども、やはり
ここを上げていくことが全体の底上げにも、ある
いは地域とのつながりも深めていけるのかなとい
うふうに思いますので、ぜひその辺の手法、再度
お願ひをしておきたいというふうに思います。

先ほど壇上でもお話しさせていただきまし
たけれども、町内会の役割という関係では、地域の福
祉の推進というのも非常に大きな事業の一つだ
というふうに思います。その中で町内会のネットワ
ーク事業、特にコロナ禍の中、このネットワーク

事業が通常の運営はできていないというお話を伺っておりますし、自分でいえば担当している町内会でも通常の形のものができていないと。それは、趣向を凝らしながらやっているというふうな活動だというふうに理解しているのですけれども、現在町内会のネットワーク事業の参加町内会数、先ほど72ということでありましたけれども、基準値の2017年がたしか56町内会、2022年には72全部、全町内会がこのネットワーク事業に参加をするというふうな目標値になっていたと思うのですけれども、この実態についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま東川議員からは町内会ネットワーク事業の参加、町内会数について御質問がございました。令和元年度には53町内会でございます、令和2年と令和3年度につきましては手元にあるのは52町内会、基本事業を実施していただいている町内会がそれだけあるというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） ごめんなさい。しっかり聞き取れなくて、元年が53で、令和2年、3年が52ということですね。ということは、令和4年度のものはまだ実態としては出ていないから、今の数字はそういうことだということですね。理解をしました。

それで、馬場部長の管轄、あるいは実際に運営されているのは社会福祉協議会、その中身については十分自分も理解はしているのですけれども、やはりこれは非常に大切な事業の一つだというふうに認識をしているのです。ですから、運営は社会福祉協議会としても健康福祉部との非常に関連が深い事業だと思いますし、先ほどお話をさせていただいたとおり、町内会ネットワーク事業、やはり2022年度には全町内会がここに加入をしていきますよというふうな形の中で、今53、5

2という町内会のお話をいただきましたけれども、その状況について今後どういうふうな対応されていこうとしているのかちょっと改めて考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま御質問いただきましたが、特にコロナ禍というところの部分で、私も役員させていただいておりますが、特に落ち込んでいるのが世代間交流の事業でございまして、令和元年度には47町内会が参加していただいていたところでございますが、令和2年度に14町内会、令和3年度がちょっと盛り返しまして、24町内会ということで、やはり集まって何かサロンを開くとか、世代間の方々とのやり取りをするというのがかなり厳しいというような状況が見えてきているというふうに思っております。健康福祉部といたしましても社会福祉協議会さんとやり取りさせていただきながら、町内会を基盤とした住民の支え合いをどのようにしていくかということで現在予算のやり取りもさせていただいているところなのですけれども、新年度に向けてどのようなやり方がいいかということ等も協議をさせていただいているところでございます。現在社会福祉協議会さんのほうでは、議員もよく御承知のとおり、こんにちはレターだとかまごころマスクということで、集まれないのですけれども、それぞれの対象の高齢者の方々のところに個別に回って歩いて、安否確認も含めた形で役員の方や福祉委員の方々が回っていただくというような活動もさせていただいているところでございます。そういったような中身で、感染予防しながらどのような形で町内会活動とリンクしていけるかどうかというようなことを現在協議中でございます。新年度には一定の形でまたお示しすることができればなということで現在協議しているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 当然コロナ禍の中で世代間交流だとか、非常に大切な事業が集まることができないということは十分理解をいたします。ただ、こういうコロナ禍だからこそやっぱりこのネットワーク事業というのは非常に重要なウエートを占めていると、大切な事業だというふうに思うのです。皆さんそれぞれ今事業をやっているところはいろんな工夫をしながら、今部長が言われたように、こんにちにはレターだとかまごころマスクだとか、定期的にそこ社会福祉協議会の毎月の新しいものを使いながら活動している町内会もあるというふうに思います。今令和5年度の予算編成というふうなものに向けてというふうなお話あります。ぜひこれは全町内会、本当に72の町内会がそこに全部加盟をして活動していくような、やっぱりそのためのフォローだとか支援をしっかり改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

町内会活動のほうに戻りますけれども、非常に先ほどから活動が難しくなっている、あるいは役員の成り手不足というふうなこと、加入率の低下だとかというお話もさせていただきましたけれども、やはり先ほど石橋部長もお話ありましたコミュニティーという関係では、学校区単位で地域連絡協議会、これ発足をしてやっていると思うのですけれども、実際にどうも地域連絡協議会も一定の部分の活動だけというふうな、何か横の広がりというか、つながりが、地域連絡協議会も学校区単位といいながら実施されている協議会、全然活動がされていないという、私の認識不足なのかもしれない。その辺の実態についてどういうふうな受け止めているのかちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域連絡協議会活動についてですけれども、やはりその地域、地域での事業の組立てだったりという部分ではなかなか難しいところもあるのだと認識しております。

ただ、しかしながらやはりうまくいっている好事例がありますので、そういったことを横展開しながらみんなで楽しんでいただけるような、そんな事業を横展開をぜひしていきたいと思っておりますので、好事例の部分については引き続き一生懸命支援させていただきながら、そしてそれがさらに広がっていくようなところもさらに力を入れながら支援して、同じような空気感の中で皆さんにひとつ楽しんでいただけるようなイベント等も含めて展開していけたらなと思っておりますので、おっしゃるとおり、いろいろ凹凸あるでしょうけれども、しっかりと横展開させていこうというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） せっかくなつくった地域連絡協議会、これますますこれから重要になってくるのかなというふうに思いますので、今部長から御答弁ございました。好事例、よい形で軌道に乗っている、そういうところ、さらに枠組みを広げていただければなというふうに思います。改めてお願いをしておきたいと思います。

町内会の活動活性化という部分で最後にちょっと加藤市長にお聞きをしたいというふうに思います。先ほど石橋部長のほうからも令和2年12月に町内会の運営に関するアンケート、私も改めてその中を見させていただいた。町内会活動で特に重要だと思う活動は触れ合い活動、環境美化活動、高齢者福祉活動、防災活動、広報紙の配布や回覧板等の情報伝達、青少年健全育成というふうなことで、町内会の重要だと思う活動という形の中でそれぞれ計上されております。ただ、先ほど来お話をさせていただいているとおり、町内会を運営していく上での課題という面では役員の担い手不足、高齢化、固定化、それに加えて未加入世帯の増加というふうな課題が挙げられております。行政の施策を進めていく上で、自分としてはやはり町内会の活動はまさに原点ではないのかなという

ふうを考えております。先ほどやり取りの中で、1世帯当たりの人数が減っているという御答弁もございました。一方では、高齢化率もこれも当然、この10年間を見ると5.5%もアップをしていると。当然核家族化みたいな現象というのは、非常に顕著に現れていると。これらを総合的に課題を解決していくにはやっぱり、先ほど部長もちょっとお話しいただいたかもしれないですけども、一定の取組のプロセス、今までと同じではなくて、ある一定の、違う形の取組のプロセスが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、加藤市長、この辺の見解についてお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 町内会の活動というのは、最も地域の身近なコミュニティーということで、ある意味で自主活動組織であります。この活動が地域の、市民の皆さんのまちを思う気持ち、地域を思う気持ちにつながり、それがアイデンティティーとなって、まちの活力につながっていくと。極めて重要な組織であるというふうには私たちが認識をしているところであります。特に今12月から民生委員さん、一斉改選しましたけれども、実質的には推薦委員さんが推薦するというところですけれども、実際のところはそれぞれの町内会で推薦をいただいて、民生委員さんも出しているというふうなことでありますので、自主活動組織であるけれども、我々としても欠かせないまちづくりの協働のパートナーであるということでもあります。特に先ほどお話しいただいたとおり、最低のセーフティネットというか、見守りだとか防災だとか、こういったことにおいて地域の町内会の面的活動というのは我々がなかなか目が届かない共助の部分において大変重要であるというふうに認識をしております。一方で、それぞれ今町内会によってもいろんな温度差や力等の差も出てきている中で、あくまでも自主活動組織でありますから、我々はそうした相談をしっかり受

け止めて、できる改善はしていかなければならないというふうに思っておりますので、引き続きしっかりと町内会とも連絡を取りながらできる対応していきたいと思えます。

また、先ほど来ずっと言われているとおり、やっぱり社会の世帯や働き方が大きく変わっていく中で、町内会がどうしても今まで担っていた特に社会教育みたいな活動はなかなか町内会でも担っていけない。そうしたところのもう一つの受皿として今コミュニティ・スクールを全地域に配置をして、これをさらに進めていきたいという考え方があります。今まで町内会でやっていたところ、なかなか難しいところに関しては、そうしたコミュニティ・スクールだとか、あるいは別のそうした重層的なコミュニティーの組織の中で地域の活動をしかりと担っていくということもやっぱり仕掛けとしては必要なのではないかとこのように考えているところでございます。いずれにしても、町内会の重要性をしかりと鑑みて、そこに対してできることをしかりとやっていきたい。その先にそうした様々な重層的な組織の在り方についてもさらに深掘りをして、地域のコミュニティーがさらに盛り上がっていくように我々としても汗をかいていき、提案もしていき、よりまたコミュニケーションを町内会でも深めていって、さらにコミュニティー力を高めていきたいというふうに考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 町内会活動、自主的な活動組織であるということは十分認識をしながらも、やはり今市長お話しいただいたように、現状が大きく変わってきているという中では行政でのいろんな面でのある面ではサポートも十分していただけるというようなお言葉だったと。よろしくお願いをしたいというふうに思えます。

時間がなくなってきましたので、DXの件について、手法だとかというふうなことで、これ要す

るに、先ほど御答弁いただいたのはあくまでも目的ではなくて、DXについては手法の一つでありますよ。市民全員に恩恵を受ける、あるいは分かりやすくするための手段であるというふうなことでお話を受けました。ただ、どうもDX、デジタルトランスフォーメーションって何と言われたときに非常に、全体の枠組みとしては理解はするのですが、何をやろうとしているのかというのが正直言って市民の方に私自身もまだしっかり説明ができないのですが、改めてこれ今総務部長がお話いただいたことを市民の方に広くお伝えをしていくという手法の中で、今後どういうふうな手法でやられるのかちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） DX施策の周知の方法という形なのだろうと思いますけれども、実は今年度高齢者向けのスマホ教室なんかを開催しているところでありますけれども、そこでアンケートなんか取ったりしているのですが、このスマホ教室をどのようなところで知りましたかという質問したところ、半数以上の方が広報で知って申し込んだという回答をいただきました。デジタルに不慣れな方、みんながそうではないかもしれませんが、そういう方にとって広報は特に有効な手段だと考えておりますので、広報を使いながら周知していきたいと思っています。また、実は出前トークのメニューにもなっております、実は実績はないのですが、そういう形で町内会なりで申し込んでいただければ、市の取組などもお話しすることもできるのかなと思いますし、また外部の人材といいますか、もいまして、これまでも町内会の部分ですとか様々な場面でお話、講義、講演といいますか、させていただいているところでもありますので、そういう形も今後もしていきたいと思っておりますし、あとは様々な場面、それ以外も各会議だとか、そういう場面で周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 広報で知ったというふうなことで、なかなか言葉自体が先にあって、入り込めないという印象、部分というのも結構あると思うので、今総務部長のお話にあったように、それは1回だけに限らず、DXというのはこういう形ですよ。行政の中でこういう目的で、こういう形で入っていくのです。だから、DXという言葉だけがどんと出ているものだから、デジタルトランスフォーメーションって何なのだとおっしゃるときになかなか入っていきづらい。だから、そんなに難しいことではないのだけれども、言葉自体がそういうふうな表現、これは使わざるを得ない言葉なのですけれども、ぜひそういう面では1回だとか2回に限らず、いろんな施策を進めていく上でもこれがDXの取組の一つですよというふうな部分のお話もしていただければなというふうに思います。これは、お願いをしておきたいと思っております。

ドローンの関係、お話先ほど聞きました。当然高度な操作技術だとか、あるいは機材が高いというお話を聞きました。ドローンの操縦ですけれども、恐らく山田部長御存じ、今年の12月5日から国家資格に、予定ですよ。恐らくなると思うのです。今後はドローンを操縦する場合には免許を取得するというのも非常に大切……それが必要になってくる。たまたま名寄にはそれを取る場所があるのです。ですから、先ほど安全性だとか効率性というふうな形のものもあったと思うのですが、ぜひ資格の取得だとか、そういうのに向けてちょっと新たな施策を検討していただきたいなど。ドローンの導入というのは、非常に高額のお金がかかるというの、その目的に必要なであれば高額のお金がかかるというふうなものも十分存じておりますけれども、先ほど言ったように、猟友会の方というのは非常に年齢も高くなってきているというふうなこともあるので、やっぱりそう

いうの方たちのため、あるいはほかのことも含めてなのですけれども、ドローンの資格取得に向けて助成だとかという考え方があれば、再度ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) ドローンの資格取得の支援ということでございますが、ここまず狩猟に関わる部分のドローンの導入に関しては、先ほど答弁させていただきましたとおり、まだ実効性といいたいでしょうか、うまく活用できるのかというところを、今おっしゃられたとおり、当然資格が必要だということもございますが、それに加えて操縦技術といったところも必要になるというふうなところで、一定程度の課題があるのかなというふうに考えております。ただ、これ農業分野のほうにおきましては、ドローンの活用というものが非常に進んでおまして、この資格取得に向けての支援については、農業の施策ではございますけれども、一定程度準備をしているというふうな、検討しているというふうなところもございますので、分野、分野によって必要性ですとか普及の度合いといったものを見ながらそこは今後研究していきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) ドローンも猟友会というのは道外では、もう今日時間がないので、お話しできないのですけれども、かなり実際に使われているところもありますので、そういうところも参考にさせていただきながら、この資格取得だとかと、それで農業の部分は十分理解はしていますけれども、猟友会のほうの部分についてもぜひ御検討いただくことをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

教職員の働き方改革と部活動の地域移行について外1件を、山崎真由美議員。

○3番(山崎真由美議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、教職員の働き方改革と部活動の地域移行について、小項目1、時間割に着目した教職員の働き方改革についてお伺いいたします。学校教育法施行規則で定められた中学校標準授業時数は年間35週、週5日、175日、1,015時間とされていますが、名寄市内の中学校では通例として1学年及び2学年で年間41週、週5日、205日程度の授業日が設定されているため、余剰時数が生じている状況にあります。時間割に着目した取組として、この余剰時数を活用し、平日の部活動開始時間を早める日を設け、併せて生徒の下校時間を早めることができれば、放課後の時間に余裕を生み出すことができると考えます。その結果、生徒の活動を保障しつつ教職員の働き方改革の実現に一步前進できるものと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、小項目2、部活動の地域移行に対する取組の状況と今後の展望についてお伺いいたします。今年度スタートされたNAYOROSTAイル部活動改革の取組状況について、地域指導者による部活動指導の状況や部活動指導に対する地域連携、競技団体連携の状況についてお伺いいたします。また、部活動指導に対する地域指導者と教職員間の連携調整はどのように行われているのかについてもお伺いいたします。さらに、令和8年度から開始が予定されている部活動の地域移行について、今後を展望する上で地域指導者の身分保障と謝礼等に関する考え方についてお伺いいたします。

次に、小項目3、合同部活動の取組と広域連携についてお伺いいたします。生徒数減少や指導者不足等の理由により1校で成立しない部活が出てきています。この実態を踏まえ、生徒の活動欲求を尊重し、複数校による合同部活動が展開されています。名寄市における状況についてお伺いいたします。また、今後は近隣市町村との広域連携に

よる合同部活動も視野に入れる必要があることから、考え方についてお伺いいたします。

次に、大項目2、命と暮らしを守る高齢者支援について、小項目1、高齢ドライバーの運転免許証返納についてお伺いいたします。高齢ドライバーによる交通事故の痛ましいニュースがテレビや新聞等の報道で伝わってきます。そのたびに地方においては背景にある生活環境実態が課題として取り上げられ、運転免許証を返納し難い実態が語られます。名寄市においても地域の公共交通が減便、縮小される中、高齢者の足の確保は大きな課題となっています。事故を回避し、命を守るための具体的施策が必要であると考えます。行政としてどのような手だてを講じていくのかお伺いいたします。

次に、小項目2、高齢者等の通院や買物等における移動手段確保の方法についてお伺いいたします。地域の状況に即した公共交通の確保策については検討が進み、来年度実証実験を行う意向も伝えられています。しかし、通院や買物と生命維持に直接結びつく移動に必要な支援は、早急な手だてを求める声が聞こえてきます。隣の市では、放課後の習い事への移動手段としてタクシーを利用する子供たちに1回の利用料金を100円とする実証実験が開始されたとのことでもあります。高齢者等の通院や買物等における移動手段の確保策として、有効な具体策を実証実験として速やかに行うことが望まれますが、具体策についてお伺いいたします。

次に、小項目3、ごみ出し支援についてお伺いいたします。風連地区におけるごみ収集は、ステーション方式により行われています。町内会の御協力もいただきながら一定のルールの下、安定した取組が行われていると考えます。しかし、一方で高齢化が進んだ昨今、高齢者世帯ではごみステーションまでのごみの搬入が負担になってきている実態も見てとれます。本市における高齢者等ごみ出し支援の実態についてお伺いいたします。ま

た、ごみ出し支援のさらなる充実に向けたお考えについてもお伺いし、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 山崎議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1と小項目3は市民部長から、小項目2は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず初めに、大項目1、教職員の働き方改革と部活動の地域移行について、小項目1、時間割に着目した教職員の働き方改革についてお答えいたします。学校における授業時数は、国が学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮し、学校教育法施行規則で教科等ごと、学年ごとの標準授業時数を定め、学習指導要領で年間の授業週数を定めており、例えば中学校であれば標準授業時数1,015時間、年間授業週数35週とされております。また、特別活動のうち学校行事及び児童生徒会活動については、標準授業時数には含まれていないことから、それらの内容に応じて適切な授業時数を充てることが学習指導要領に示されているところです。そのため、各学校においてはこうした授業時数の定めを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら児童生徒、学校、地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する必要があります。このようなことから、本市の各小中学校においても定められた標準授業時数を下回ることはないよう児童生徒の実態等を踏まえて時間割を編成しているところであり、本市の中学校においては各校で多少の多寡はあるものの、毎年度年間約205日程度の授業日を設けているところです。具体的な時間等についてお話をさせていただきますが、中学校で年間の授業日を205日、毎日6時間と仮定して計算した場合、総授

業時数が1,230時間となります。ここから標準授業時数の1,015時間と学校行事として必要な約40時間、さらに児童生徒会活動や進路相談、教育相談、中体連などによる実質約100時間を差し引くと、約75時間が余剰授業時数となります。議員からのこの余剰授業時数を活用した働き方改革への御提案がありますが、余剰授業時数は、自然災害や感染症等による学校の臨時休業など突発的に学校を休業せざるを得ない状況時に備え、児童生徒がゆとりを持って学習できるよう一定程度の時数の確保は必要であると考えております。特に近年ではコロナ感染による臨時休業に余剰授業時数を充当しており、標準授業時数の確保に向け懸命に学校運営に当たっている状況で、決して余剰授業時数に余裕があるとは言えない状況であることを御理解願います。教職員の働き方改革については、大きな課題であると捉えております。今後においても様々な御提案なども参考に各学校の実情に応じた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、お力添えをお願いいたします。

次に、小項目2、部活動の地域移行に対する取組の状況と今後の展望についてお答えいたします。まず、地域指導者による部活動指導の状況についてですが、現在名寄中学校では柔道部3名、名寄東中学校では柔道部2名、剣道部2名、スキー部4名、バスケットボール部3名、風連中学校では剣道部5名、卓球部6名、バレーボール部5名、智恵文中学校ではスキー部2名、合計30名の地域指導者の方々が部活動指導員並びに特別部活動指導員として部活動の指導並びに中体連等の大会時の指導に当たっていただいております。

次に、部活動指導者に対する地域連携、協議団体連携の状況についてですが、10月31日に競技団体やスポーツ団体、中学校の管理職、PTAなどの皆さんにお集まりいただき、部活動改革に伴う子供たちの持続可能なスポーツ活動の場の構築に向けた意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では様々な視点から御意見や情報が出され、部活動の地域移行に向けて課題の共有が図られたものと考えており、引き続きこうした意見交換会を継続しながら学校、地域、競技団体との共通理解を図り、連携を進め、部活動の地域移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、部活動指導に対する地域指導者と教職員間の連携調整の状況についてであります。現在部活動指導員として指導いただいている多くの方は各競技団体に所属しており、部活動の指導並びに中体連等の引率指導に当たっては学校と指導者、競技団体との調整、連携により実施していただいていると認識しております。

最後に、地域指導者の身分保障と謝礼等に関する考えについてであります。部活動指導員の身分は学校教育法施行規則において中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する者と定められております。また、本年度の報酬については、北海道の補助事業であります中学校における部活動指導員配置促進事業実施要領に示された補助単価の上限額を準用し、毎月実績によりお支払いしております。

次に、小項目3、合同部活動の取組と広域地域連携についてお答えいたします。本市の中学校においても部員数の減少や指導教員の不足などから、生徒の興味、関心に応じた部活動の設置や運営に困難な状況が出てきており、一部の部活動では合同部活動を実施しております。本年度の合同部活動の状況ですが、名寄中学校と風連中学校の女子バレーボール部、名寄中学校と名寄東中学校の野球部、風連中学校と智恵文中学校、さらには下川中学校の野球部、名寄中学校と名寄東中学校の女子バスケットボール部において合同部活動が実施されております。広域連携による合同部活動についてですが、さきに述べたとおり、現在も広域でチームを編成している部活動もあることから、その必要性は十分に認識しておりますが、まずは令和7年度までに本市部活動の休日の地域移行に係

る取組を重点的に進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは大項目2、命と暮らしを守る高齢者支援について、小項目1及び小項目3についてお答えいたします。

最初に、小項目1、高齢ドライバーの運転免許証返納についてお答えいたします。全国では、高齢者の運転操作誤りによる重大事故が大きく報道されていることもあり、名寄警察署管内における免許返納者数は増加の傾向にあります。名寄市交通安全運動推進委員会では、免許を返納された方の歩行時などの安全確保を願って、反射材などの記念品をお渡ししているところでございます。道内で免許返納の推進策を講じている自治体では、バス券など生活の足確保のパターンと返納者に商品券を渡すなどのプレミアムを設けるパターンが見られましたが、多額の費用が必要であることやもともと免許を持たない方との公平性の面で課題があり、多額の費用を要する推進策を講じることは難しいと考えております。他自治体におきましては、車を保有し続けるためにかかるコストとハイヤー等を活用するコストの比較を示すことで免許返納の優位性を知らせることで免許を返納した後の生活を考える機会を設けている事例もあり、このような取組を参考としながら、交通安全担当だけではなく、高齢福祉や公共交通の担当部署とも連携し、高齢者の事故防止に向けて市ができることを模索していきたいと考えております。

次に、小項目3、ごみ出し支援についてお答えいたします。風連地区におきましては、町内会の御協力をいただきながら、ごみステーション及びリサイクルステーションを活用したごみの収集を行っております。ステーション方式による収集は、戸別収集と異なり、各家庭でごみステーションの管理をする必要がなく、例えば鳥獣対策や冬期間においては吹きさらしの中にごみが隠れてしまう

心配をしたり、除雪に影響の出ない管理を行う必要がないなど家庭における利便性がある一方で、ごみステーションまでの運搬など不便な面もあるものと承知しております。高齢福祉サービス等を利用している世帯におきましては、特にごみ出しの困難さがあることから、風連地区に特化せず、全市を対象に令和2年からごみ出し支援事業を開始いたしました。本制度を活用いただくことによりホームヘルパーが代理でごみ出しを実施いただけるようになり、居宅サービス等提供事業者などの協力の下、介護保険サービス等ともうまく連動して活用いただくなど順調に事業が行われており、効果的な生活支援として大変好評をいただいております。本制度は、居宅サービス等提供事業者などの協力によりランニングコストを要さない収集の仕組みを構築しているところですが、ヘルパーを活用していないが、ステーションへのごみ出しが困難な世帯への対応については別な仕組みや基準が必要であることに加え、費用が発生するものと想定されます。現在風連地区町内会連絡会では、今後のごみ出しの仕組みについてどのような方向性を希望するか、各町内会の意向をアンケート方式で取りまとめている最中であると認識しておりますので、今後取りまとめの結果を基に対策を検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目2、命と暮らしを守る高齢者支援について、小項目2、高齢者等の通院や買物等における移動手段確保の方法について申し上げます。

本市における高齢者等を対象とした移動支援サービスにつきましては、外出支援サービス事業として、寝たきりなどで一般交通機関を利用することが困難な方に対して通院や入院時等に市の移送車両により送迎するサービスを実施しているところです。また、全ての世代の身体障害者手帳をお持ちの方に対して、名寄市障害者（児）ハイヤ

一料金助成事業も実施しております。本事業対象者は、本年11月末現在で685人中510人が65歳以上の高齢者となっているところでございます。議員から御質問の生命維持に直接結びつく通院や買物については、外出支援サービスと介護保険等の訪問介護において実施しております生活支援等において実施しているものと考えております。今後も福祉施策において必要な支援につなげるように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再度質問させていただきます。

先ほど教職員の働き方改革に伴って授業時数の細かいところまで御答弁いただきました。教育部長からの内容でありました。学校現場、本当に大変なのは重々承知の上で、そして名寄市内の余剰時数ということが単純に余っているということではないということは、それは百も承知の上でこの提案をさせていただいているわけですが、実は下呂市が今年度全6中学校で一斉下校4時半という取組をスタートしたということが報道でも伝わってきておまして、大きく注目を集めておりました。これは、子供たちの放課後の時間をゆとりのあるものにすることと、そして部活動改革、地域移行というところにもつなぐ、教職員の働き方にもつなぐということの目的で実践されているということでありましたので、ぜひ具体的な中身を研修させていただきたいと思ひまして、会派で行政視察をさせていただきました。実際に行って、担当の課長さんにお話を伺いましたところ、名寄市と大変よく似ている状況だということを確認いたしました。その具体的なところは、名寄市で行われている年間41週、それから年間の総授業時数のところが、夏休み期間が冷涼な気候であるというところで短く設定されていますので、ほぼ同じであるということを確認いたしました。その中で

現在名寄市は、部活動改革の一部でもあると思いますが、部活動、平日週4日で設定されていると思います。1日は部活動以外のことに活動を振り向けるということでの配慮だと思います。休日も土日のどちらかというような形の中で部活動が進められていると思いますが、4日部活動をやるうちの1日を週6時間やる場所、例えば5時間で放課にして、その後1時間分部活動を早める、その中で生徒のゆとりも生み出す、先生方のゆとりも生み出すということの提案が今回私がお話をさせていただいている内容であるのですが、年間35週と考えますと、35時間あるところでゆとりを生み出すことができるのではないかとこのように思っているわけですが、この取組の中で単純に判断できるものではないと思います。先ほどの部長のお話の中にもありましたように、それぞれの学校の取組の特徴、教育目標もあります。実践されている特徴もあります。そして、生徒の実態もありますけれども、これは具体的な手だてとして一考に値するのではないかと考えて提案させていただいておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 本当に働き方改革ですとか、それぞれ名寄市の学校教育、学校現場に対する非常に、御提案だなというふうに考えているところでございます。最初の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、現状におきましては今決して、議員のほうからもお話ありましており、ゆとりがあるというか、余裕があるという形ではない形で今授業数とか組まさせていただいております。ただいま下呂市の取組等もお話しいただきましたけれども、こういったことも参考にしながらこれからは考えていく必要があるというふうに思いますけれども、少しこの辺についても我々も学校現場のほうとも話してみなければ分かりませんし、当然地域の実情ですとかそれぞれ学校の状況というのもございますから、その辺も考慮しながらここについては取組というか、考え

を少し考えていく必要があるものかなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 当然のことだと思います。学校現場がとにかく主たる指導の場でありますので、当然のことだと思います。この取組がなぜ下呂市で実現したのかということのを伺ったときに、令和2年、コロナ禍が深刻な状況になってきました。そして、全国一斉に学校を休まなければいけない時間があつた。その授業時数をどう一年間の中で生徒に保障していくのか、その検討をされた教務主任の方が時間割のやりくりの中でこの手法ができるということを検討されたということでありましたので、先ほど教育部長がおっしゃったように、これは学校現場のそれぞれ先生方がどのように受け止められて、そして生徒に対して必要な教育をしっかりと提供される中でどんな判断をしていただくかということであると思いますが、名寄市には教育改善プロジェクト、教育研究所等、しっかりしたつくりもつくっていただいておりますので、ぜひ現場の先生方にこのことを協議いただくような取組を進めていただきたいと思いますのですが、これは教育長にお考えを伺いたいと思いますが、現場の先生方と具体的な手法についての協議の場を持っていただきたいと思いますということについての教育長の御見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 教職員の働き方改革につきまして様々な点からの取組を進めていく上での山崎議員からの御提案ということで理解をさせていただきました。山崎議員からの話もありましたとおり、本市におきましては、名寄市の教育改善プロジェクト、このチームの中で先生方がまず主体的にどのように進めていくかということを検討しておりまして、名寄スターアクションという取組を先生方の中で決められながら、そ

して各学校にコアチームといいまして、推進していくチームをつくって、いろいろな取組、例えば校務支援システムを使つたり、それから先ほど山崎議員からお話がありました時間割の編成だとか、そういう見直し作業しながら働き方改革を進めているところでございます。私自身としましては、そうした先生方の主体的な取組ということをまず第一に大切にしていきたいというふうに考えておりますが、御提案いただきました下呂市の取組につきましてはこうした事例があるということで、改善プロジェクトの先生方に御紹介をしながら、またそれぞれの実情に応じてよりよい働き方改革の取組ができるようお話しする機会というのは設けさせていただくように私のほうからも担当者に話をしたいというふうに考えて……今伺って、そうしていきたいなというふうに思いましたので、引き続きそれぞれ、私は見ていませんので、何とも言えませんが、よい実践等がありましたらぜひ御紹介いただきたく、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今後進めていただける部分について受け止めさせていただきたいと思っております。あわせまして、やっぱりこの教職員の働き方改革という言葉がどうしても先生方のためのというふうに聞こえてしまうところがあるように思うのですが、これはもちろん先生方のためだけではなく、子供たちにとって大事な時間を生み出すということにもつながっていると思います。先生方が疲弊されてしまったときに、子供たちとのやり取りがどうしても淡泊なものになるのではないかと。学校現場で一番大事なのももちろん教科の指導だったりするわけですが、それだけではなく、公教育の場面では生徒の見取り、生徒をしっかりと包み込む、抱え込むというところの先生方の度量が教育現場を支えております。その点に着目しますと、先生方の心のゆとりはひいては子供たちをしっかりと育てる取組につながっていく

ということも当たり前のことでありますので、その点も踏まえて御検討いただきたいなと思っておりますし、併せて保護者、それから子供たちがこの後どんな考え方を持っていくのかについても学校現場の中で可能な限り吸い上げるような取組をお願いしておきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、部活動改革なのですけれども、令和7年、休日の地域移行ということで、ただいま教育部長から御答弁をいただきました。北海道のほうでもまずは休日の部活動地域移行という話も出ておりますが、私も最初はそれで進んでいくことが手順としてはいいのかなというふうには思っていました。が、教職員の立場での指導者の考え方と地域指導者の考え方、関わり方ということを思いましたときに、やはりここまでは休日の地域移行、この後はという区切り目の難しさというのは当然進めてくださっているそれぞれの担当の方が感じておられると思います。先日留萌の中で部活動の検討委員会から市に対して提言があった中には、1番目の提言内容が頭から平日も考慮しての部活動改革を進めるべきであるという内容が盛り込まれておりました。名寄市の今進めていただいているもの、道内でも高く評価されております。いろんなところで名寄の部活動改革、どのようになっていますか、こうなのですよという声も伝わってきますけれども、その部分についての進め方についてはやはり広く伝わっていったるところまではいっていないのではないかとこのように思っております。地域の中にどのような周知方法がなされているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 部活動改革についてですけれども、今年度よりNAYOROスタイル部活動改革推進事業といたしまして、部活動指導員の配置ですとか合同部活動のバス移動、さらにはICTを使った部活動の指導などを進めさせて

いただき、取組のほうをスタートさせていただいているかなというふうに思っています。また、当初、議会の中でもお話しさせてもらっていますけれども、大きな課題であったところが部活動改革の周知向上というところが大きな課題であるということをお話をさせていただいておまして、教職員の方々につきましては、やはり今回プロジェクト委員会の中でも相当いろんな検討をさせていただきまして、理解されているなというふうには感じています。学校としてもこれから生徒の活動、それを確保するために本当様々な手法をプロジェクト委員会を通じながら検討していただいているかなというふうに考えているところです。保護者についてもいろいろと文書回したり周知していますし、さらにはやはり今全国的な部活動改革が大きな課題というふうに捉えられておまして、かなりニュース等でも取り上げられておりますから、相当関心が高まっているのではないかとこのように今感じているところでございます。そうしたことからまずは目標に向かって、これ国のほうの目標も設定されておりますので、我々もそこ同様にまずは向かっていきたいというふうには考えているところでございますけれども、なかなかそう簡単にはいかないなというふうにも思っています。先ほどの答弁のほうでもお答えさせていただきましたけれども、競技団体との意見交換会の中で皆さん子供たちのことを本当に考えて、どうしていくことがよいかというふうな共通の思いはすごく持っておられているのですが、ではここからどうするのだというところがなかなか競技団体の中でもやっぱりいろんなお考えがありまして、簡単に進んでいくことではないのかなというふうには感じているところでございます。ただ、そうしたいろんな意見をいただきながら、地域としてこの課題に向けて取り組んでいく必要があるというふうには考えておりますので、今議員からもお話ありましたとおり、この後は競技団体、さらには地域の方々、また保護者などにもいろいろと

参画いただきながら、ここは教育委員会のみならず、スポーツ関係部局も含めて庁内の中でも横断的に、さらには地域としてこの問題に対してどのように関わっていくか、取り組んでいくかをやっぱりここは考えていく必要があるなということはこの間の競技団体の意見交換会を通じて切に思いましたので、そこについてはそのような取組を庁内の中でも進めさせていただきたいというふうに関心しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今御答弁いただきましたように、競技団体の方からは意見交換の場を設けていただいたということ、自分たちの意見をしっかり出して、その後考える場についての高い評価は伝わってきております。なかなかそういう場があるようではなかったということの受け止めを私自身はさせていただいたところですが、結局保護者というところの世代は当然若い世代の方が多くいわけでして、競技団体を担ってくださっている世代は、名寄市内においては区分けでいえば高齢者に当たる方たちが本当に国内、全国大会、そして世界大会にもつながっていくほどの人材育成に携わってくださっています。その方たちにしっかり今名寄市が取り組もうとしている内容を分かっていたら、そして、その方たちの活躍の場、後期計画、生涯活躍プロジェクトも入ってきましたので、活躍していただける場を提供する、活用していただく、その考え方は本当に子供たちの部活動改革というだけではなく、地域のまちづくりにもつながってくるところだと思っておりますので、その部分は今教育部長から御答弁いただきました内容を進めさせていただきたいと思っております。

ここで改めて確認させていただきませんが、この部活動改革、運動部に関わった考え方でいらっしゃるのかどうか。文化系の部活動ももちろんあります。その点ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 現在は、どちらかというとこの改革が運動部関係の部活動が先行しておりましたので、この間の競技団体との意見交換会もまずは運動部の部活動を先行させて意見交換会させていただきましたけれども、当然文化部も地域移行ということで示されておりますので、そこについては文化部のほうも進めていきたいというふうに関心しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 文化部のほうに入るのだと思うのですが、吹奏楽部の保護者からはやはり同じぐらい大事に扱ってほしいという声が届いています。部活動イコールアスリート育成ではないのは当たり前のことですので、集まってレクリエーションをするですとか、名寄東中学校にはボランティア部という地域の福祉に関心を持ちながら活動している子供たちもおりますので、広い意味で今後つないでいただいて、令和8年を目指していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。すみません。もう一点部活動のほうで確認させていただきます。広域連携のところですが、先ほどの合同部活動、拠点化ということでの部活動ですが、下川中学校との合同部活動もありました。大きな大会に出場が決まったときに自治体の連携で支援をする状況が生じたときにどんな考え方になるのか、そこを確認させていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 広域でチームを組んでいる者が大会に参加した場合の支援の仕方ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育部長（木村 睦君） まだ、例えば今回であれば名寄市と下川町が合同で組んでいるわけですが、当然そういうときにはまず名寄市的には名寄市のほうには今うちの持っている支援策

についてで支援のほうはさせていただきたいというふうに考えておりますが、改めてそういう場合になったときには、当然広域の部活動で組んでいますので、相手側の状況も確認させていただきながら対応策を考えていく必要があるかなというふうに思いますけれども、その場合臨機応変な対応になるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 現段階では今の御答弁でしかないなというふうに私も想像するのですが、部活動とはちょっと離れますけれども、少年団活動におきましてはもう名寄市内の少年団に下川の子が入っている、士別市の子が入っている。逆に名寄市内の子供たちが美深町の少年団に所属して活動している。出ていくところによっては、例えばクロスカントリーの状況では音威子府高校に進学をしていった生徒もいます。そんな状況の中で、やはり今後を想定した自治体間の担当者の連携会議等については先んじて確認をしていただきたいという気持ちがあるのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 少年団の話はちょっと置いておかせてもらおうのですが、部活動については本当に今、部活動改革に対しなのですから、大きな課題として大会の在り方というのがすごく大きな課題というか、問題というか、なっています。これは、今すごく揺れ動いているという言い方ないのかもしれませんが、特に中体連の在り方が今すごくどういうふうになるかによって部活動改革の、いわゆる今までは中学校単位で出ていた部活動、中学校単位で出ていたのですが、競技団体でも出られるとか出られないとか、ちょっとその辺の大会の在り方というところが今非常に問題、課題になっているところがございます。この辺の少し状況を見極めながら今後これからの部活動改革についても当然こ

れ研究していかなければなりませんし、意見交換会の中でもその大会の在り方について本当に競技団体の皆さんからも大きな、どうなっているのだということ、すごくいろんな御意見が出ました。本当に大会というのは子供たちの成果を上げるときの発表の場であるし、モチベーションの場でもありますので、そういった面からも大会の動向が少し、状況見極めながら考えていく必要がやっぱりここはあるのかなというふうに思っています。ちょっと広域連携の話になるのですが、どの地域の皆様方も部活動改革についてはやはり大きな課題だとして捉えていまして、様々な教育委員会の中の会議の中においても部活動改革についてどうなっていますかみたいな提案とか意見交換会が結構あるものですから、そういったところ、そういった機会を通じながら今回のような事例について少し協議する場があれば、話していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 北海道が主催される研修会等に出ていきましたが、やはり今教育部長がお話しされた中体連の在り方、そういうところからの見通しの、現時点ではまだつかみ切れないところの困難さが話題になっておりますけれども、それぞれの自治体の一番実態を知っていらっしゃる方たちに状況を話し合ってもらって、現場のほうから仕組みをつくり上げていくということも非常に大事かなと思っております。先日もちょっとお話しさせていただいた北海道の担当者の方、やっぱり現場の声をまず聞きたいのだとおっしゃっていました。それによって国から道に下りてくる、道から各自治体へという予算づけについても具体的なものが見通せるというお話をされておりましたので、ぜひ近隣の市町村にお声かけいただいて、担当者の実態交流から進めていただければなというふうに思っておりますので、あまり時間はないと思ひます。よろしくお願ひしたい

と思います。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。小項目1と小項目2は関連している部分ありますので、併せて再度質問させていただきますが、先ほど現時点で名寄市で取り組まれている、取り組んでいただいております事例について、事業等について御説明いただきました。その中で利用されている実態については、実数等細かい数字は結構でありますけれども、利用されている状況はどの程度担当部長は評価されておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど御紹介させていただいたサービスの実態としてどういうふうに評価しているかということでしょうか。先ほど議員からも生命維持に直接結びつく移動に必要な支援というような御質問だったかというふうに思いますが、そういった意味で外出支援サービスにつきましては移動が一般交通機関に乗りしたりすることが困難な方々に対して、市の移送車を委託している、社会福祉協議会さんのほうに委託しておりますので、一定対象になる方についてはそこで対応させていただいているのかなというふうに理解をさせていただいています。ただ、基本的には事前登録制で、対象者も一定基準は決めさせていただいておりますので、誰でもオーケーということにはちょっとならないというふうに思っておりますが、一定の方についてはその対応させていただいているというふうに思っておりますし、買物支援につきましてもいろんな介護保険だとか障がい福祉のサービスの中で必要な方については買物支援ということの形で必要な物品を訪問介護員が購入してお届けするというか、日常生活支援の中で、サービスとして提供するというようなことを行わせていただいておりますので、一定の内容については行わせていただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 対象になる方という言葉がありました。その方たちへの対応についてしっかりやっけていただいているということは受け止めさせていただいております。潜在的に次に対象になりそうな方という捉え方は、どんな捉え方をされておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） かなり幅広いかというふうに思いますが、要介護状態になり得る可能性のある方々というふうになるのかなというふうには思っております。ただ、議員もよくお知りだと思っておりますけれども、例えば要介護状態になった方々についても、ケアマネジャーの方々ににつきましては基本的に自立支援を目標にいろんなケアプランを組まれているというふうに理解をさせていただいております。もちろんできないことのサービスを補うためのサービスというのももちろんあるのですけれども、要介護状態になって、バス停まで歩くことがちょっと困難だとか、近くのお店屋さんまで歩くことが困難だといった場合についてヘルパーさんと一緒にお店屋さんまで一緒に行って、買物に必要な支援を入れていくことで例えばその中でアセスメントをして、必要に応じて訪問リハビリテーションだとかで段差だとか歩く内容だとかを理学療法士やリハビリの方々に評価をさせていただいて、必要な装具だとか必要な福祉用具だとかを介護保険のサービスの中で使っていただいて、例えばサービスを入れなくても御自身で福祉用具とかを使われて、必要な買物に行くだとか通院に行くだとかということを目的、目標にして使われている方もたくさんいらっしゃるというふうにお聞きしていますし、そういうふうな視点でケアプランを組まれているということもケアマネジャーさんから教えていただいている実態もありますので、私としてはもちろん補うサービス、足りない部分を補っていくことが継続す

るという方々については先ほど申しあげました2つのサービスとして継続していかなければならないかなというふうに思っておりますが、一方ではそういう必要になった方については一つのサービスを入れることでできないことをできるに変えて、用具とか入れながら御自身で自立していくというようなことの視点も必要かなというふうに思っております。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長の立場で現場のケアマネさんとのやり取りもしっかりしていただいているということを確認させていただいています。全部の方を行政が受け止めるということは当然できないと思っておりますので、そこは御自身でというところの発信が大事になってくると思うのですが、特に小項目1に関わっての運転免許返納については、介護状態には至っていないのですが、どうしても手放すことで行動範囲が狭められる。特に北海道、買物に行くのも遠いので、そういうところで困り感があるという方たちもいらっしゃいます。もっと、この言い方は不適切かもしれませんが、介護の状態になったときにこの方に頼ればいいと、私自身がそういうふうになったときに見通しがはっきり持てる状態になったらむしろ安心できる部分があるのかなと私自身は思ってしまうのですが、そうではないところで高齢にはなっているけれども、自分で頑張らなければいけない、でも不安が大きいというその層の方たちという言い方をさせていただきますが、その方たちへの支援ということについてどのようなサービス提供ができるのかなということをちょっと考えているわけです。それで、返納された後、運転免許証を返納する方ともともと運転免許証を持っていない方との違いはあってはいけませんので、そこでの判断、難しさはあると思いますが、高齢になった方で介護は必要ではないけれども、公共の乗り物を使つての移動が難しいというとき

に、来年度からの公共交通の実証実験の少し早い時期、もしくはできれば今年度、令和4年度中に何らかの実証実験を行うことで皆さんの現状把握がアンケート調査よりもより進むのではないかと考えているのですが、その点に関して、予算も関わることで、これは市長にお伺いしてよろしいでしょうか。生涯活躍プロジェクトにもつながっていくところであると思いますので、高齢の方たちが地域の中で活躍する環境を整えるということで、石橋部長がお答えいただけるそうですので、その点についてのお考えを伺わせてください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。まず、私のほうから1つお答えさせていただければと思います。

公共交通というワードが出てきたものですから、公共交通のイメージというか、整理の仕方として、今御提案、御意見いただいている部分については、大切なことがその原因、それからそのサービスの目的というのをまず明確化していく作業が大切だろうというふうに思っています。公共交通と一緒に言っても、公共交通の活性化協議会で議論しているいわゆる市内の公共交通網というのは非常に重要な幹線の部分をしっかり回すと。その路線をどういう形が一番ベストなのかということも議論していただく。では次に、先ほどお隣町のお話もありましたけれども、そういった部分でいうと、あれは目的でいうと例えば子育て支援という部分での目的なのだろうというふうに思います。今お話しいただいていた部分については、公共交通と個人交通と区分的にいうと2つあると思うのですけれども、公共交通というよりはどちらかというと個人交通、御自宅までというイメージなのかなというふうに思っていますが、そうなったときに現状市内を見るとやっぱりハイヤー、タクシー事業者というのを実際に営業していただいている。こういった方たちとのすみ分けというところ、そこもしっかりつくっていかなければな

らない。目的が高齢者の買物支援ということであれば、これはそういったサービスは具体的に可能なかもしれない。ただ、そのときに現状ある民間事業者で提供しているタクシーを活用したときに金銭的に厳しくて乗れないということであれば、これは生活支援になる。その目的をしっかりと整理した上で公共交通という位置づけになるのか、幹線として公共交通があって、目的のサービスをぶら下げる形で構築していくのかということをしつかり議論していかなければならないかなと思っていますので、議員からお話しいただいているのは本当に住みよいまちをつくるための提案、我々もそこ全力で応えていきたいと思っていますので、そういった意味ではそういった原因、目的、しっかりと分析しながら何が一番いいのかということをしつかり落とし込んでいければなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 石橋部長から整理していただいて、話がしやすくなりました。個人交通の部分でやはり必要があるということをしつかり上げているところでありますが、今石橋部長から見通しについても話していただきましたので、今後につないでいただけることを期待しながら見守りを続けさせていただきたいと思えます。

小項目3のごみ出し支援についてであります。以前からヘルパーさんによるごみ出し支援の実態については、部長のところにも伺って、状況を伺わせていただいております。思ったほど利用がなかったときもあったり、その後利用が頻繁にされるようになったりということも伺っているのですけれども、要介護者ではない、本当に遠くてごみが出せないという方たちが風連の中にいらっしゃるのです。町内会でアンケート調査もされているということですが、これ風連地区を一まとめにして、風連地区はステーション方式ですというふうに判断をすることが厳しい時期に来ているので

はないかなというふうに思うのです。その点に関していかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほども答弁させていただきましたが、風連地区では今町内会連合会のほうでアンケートを行っておりまして、ステーション方式のメリット、デメリットだったりと、個別によるメリット、デメリット、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、言われましたように、ごみ出し支援サービスを受けられない高齢者の方の利用の部分につきましては風連だけではなくて、智恵文であったりとか、名寄市内も郊外についてはステーション方式になっている部分もありますので、名寄地区だけの問題ではないというふうには捉えておりますので、今回風連のほうで今まとめているアンケートの結果踏まえて、風連地区だけではなくて、全市的な形での状況が反映できるような形で、そこは検討材料にしていきたいと考えておりますので、風連地区だけではなくて、全市的な課題であるというのは認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市全域を見渡した中で、地域ごとにとということであると思えますので、その点実態をしつかり吸い上げていただきたいと思います。森町で触れ合い収集という形で要介護者だけではない75歳以上の高齢者世帯のみの収集も取り組んでいて、併せて声かけをすることで見守りにつながる取組もされているのです。その点について、今後介護が必要な方だけということではなく、進めていただきたいということをしつかり上げて、終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

多様性を包容する教育に関わって外1件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） それでは、通告順に従い、質問をしてまいります。

大項目1、多様性を包容する教育に関わって、小項目1、インクルーシブ教育システムの構築について、1つ目、本市におけるインクルーシブ教育システム構築についての基本理念について伺います。

2つ目、教育行政執行方針に記されている特別支援教育の推進について、切れ目のない支援体制の整備を進めていく上で市立大学との連携、特別支援教育コーディネーターの活動、特別支援連携協議会の取組、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ」の活用実態などについて、これまでの取組について伺います。

3つ目、本年4月27日、文部科学省から出された通知では、特別支援学校、学級、通級教室などに在籍する生徒は週の半分以上は支援学級で学ぶこととされています。実質的な分離特別支援教育促進の通知とも受け取れますが、インクルーシブ教育推進との矛盾について教育委員会は今後どのように対応されていくのかについて考え方を伺います。国連の障害者権利委員会から週の半分以上を支援学級で過ごすことの通知の撤回の勧告を受けている状況であります。

4つ目、SDGs、持続可能な開発目標の全体テーマである誰一人取り残さないという基本指針にのっとり、特別支援の子供だけではなく、誰一人取り残されないインクルーシブな教育システムの構築の在り方について教育委員会の考え方を伺います。

小項目2、包括的性教育について。基本的人権を学ぶ上でも学校での性教育は子供たち一人一人の人権を保障するために重要な教育であると認識しますが、本市の義務教育における性教育に対す

る教育委員会の考え方について伺います。

2つ目、現行の学習指導要領では、性交や妊娠の経過については取り扱わないという歯止め規定が設けられておりますが、本市の性教育指導ではどのように取り扱っているのかについて伺います。

3つ目、ユネスコから2018年に改訂版が出された国際セクシュアリティ教育ガイダンスには、8つのキーコンセプトが示されています。包括的性教育の実践には欠かせないガイダンスだと思えますが、能動的な学習プロセスにしていくためにどのように活用されているのかについて伺います。

4つ目、2023年度から命の安全教育が本格的に導入をされてまいります。包括的性教育と併せて性暴力や性犯罪、性虐待、デートDV、SNS性被害などから身を守り、また加害者や傍観者にならないためにも大切な教育に位置づけられていると思えますが、どのように推進していくかについて伺います。

小項目3、性の多様性教育と教職員の研修について。昨年的一般質問でも申し上げましたが、性指向、性自認、性表現を示すSOGIEは、全ての人に関わることです。日頃の自身のセクシュアリティを意識していない人もLGBTQなどのセクシュアルマイノリティの人もみんな同じSOGIEの大きな枠組みの中に存在をしています。全市民に係るSOGIEを人権教育や男女平等の観点を含め子供たちの包括的性教育の中でどのように位置づけていくのかについて伺います。

2つ目、行政職員や教職員、保育士、看護師、保健師などの学習やスキルアップにつながる研修について専門的な見地を有する方によるトークイベントやシンポジウムなどを組み合わせた連続プログラムを行っていただくことが有効だというふうに考えますが、それについての見解をお知らせください。

大項目2、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度の導入に関わって、小項目1、制度導入に向けた検討状況について。昨年の第4

回定例会の一般質問での御答弁では、現状本市においては性的マイノリティーに関する正しい理解と認識など、まだ導入に向けた熟度が高まっている状況ではないと考えており、検討を進める考えには至っておりませんが、今後も国や自治体の動向に注意してまいりたいという御答弁をいただいております。1年が経過して、全国では11月1日現在、245自治体が制度の導入をしております。人口カバー率は60%に達しています。道内では、札幌市、函館市、北見市、江別市が導入をしています。12月1日には、帯広市が導入をいたしました。また、苫小牧市、小樽市が導入に向けた調整に入っております。また、旭川市が検討に入る方向で動き始めております。ダイバーシティインクルージョンが世界先進的な潮流になっている今、学校でのインクルーシブ教育も進んできています。少数者の問題は、翻って多数者の問題でもあります。それらに鑑みますと、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度導入への検討に入る必要があると認識いたしますが、現時点での本市の見解について伺います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 富岡議員からは、大項目で2点について御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については市民部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、多様性を包容する教育に関わって、小項目1、インクルーシブ教育システムの構築について申し上げます。まず、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築についての基本理念についてであります。学校においては障がいのある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるため一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うとともに、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築す

ることが求められており、本市においてもこの理念の下、取組を進めているところです。インクルーシブ教育システムを構築するためには、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう合理的配慮の提供とそのための基礎的環境を整備する必要があります。このため、本市では学校の基礎的環境整備の充実を図るため特別支援教育学習支援員や看護師、生活支援員の配置やエレベーター、階段昇降機等の設置など、一人一人の障がいの状態に応じた教育環境の整備に努めております。また、学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、関係機関等と連携した取組を推進しております。さらに、教職員の合理的配慮や基礎的環境整備等に係る理解を深めるため、名寄市特別支援連携協議会や特別支援教育専門家チームを組織し、特別支援教育で大切にしたい事柄を取り上げた研修会の実施や学校を直接訪問しての指導、助言などを行っております。教育委員会といたしましては、今後とも本市の児童生徒や学校の実態等を踏まえ、インクルーシブ教育支援システムの理念の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育の切れ目のない支援体制の整備に係るこれまでの取組についてであります。まず市立大学との連携については、名寄市立大学の先生に特別支援連携協議会や特別支援教育専門家チームの委員として中心的な役割を担っていただいております。特別支援教育の推進に向け連携協力体制の構築が図られております。特別支援教育コーディネーターの活動については、各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターは、校内の教職員や外部の関係機関と連携を図りながら連絡調整を行ったり、保護者等の相談の窓口、担任等への支援等といった役割を担っております。具体的な活動として、校内の教職員や関係機関と

情報交換をすることや保護者からの相談に応じ、保護者の気持ちを受け止めながら理解や協力を求めること、担任等の教員に具体的な支援方法等について助言することなど、校内の支援体制の充実に向けた活動を行っております。特別支援連携協議会の取組については、名寄市立大学の先生を講師に迎え、特別支援教育に係る支援や指導、保護者の支援方法などについて研修会を開催し、児童生徒一人一人の困り感に応じた適切な支援の在り方について理解を深めております。また、特別支援教育専門家チームでは、各学校からの要請を受け、当該学校の教員等に対し学習環境や指導方法等に関する指導、助言を行う巡回相談を随時実施しております。名寄版個別の教育支援計画「すくらむ」の活用実態については、小学校入学時の各学校の入学説明会において内容や活用の仕方などを説明し、特別支援教育への理解と「すくらむ」の利用の促進を図っております。

次に、インクルーシブ教育推進との矛盾についてであります。本年8月22日から23日に国連において障害者権利条約の対日審査が行われ、9月9日に国連の障害者権利委員会から総括所見の公表があり、障がいのある子供の教育について個々の教育上の要請を満たす合理的配慮の保障やインクルーシブ教育に関する研修の確実な実施などについて勧告があり、これに対し、文部科学大臣は多様な学びの場で行われている特別支援教育を中止することは考えていないが、引き続き勧告の趣旨を踏まえてインクルーシブ教育システムの推進に努める旨の発言を行ったと承知しております。本市における特別支援教育については、公教育の立場から国の法令等に基づいて行う必要があり、各学校には学習指導要領等に基づいて適切な教育課程を編成するよう指導しております。したがって、今後も引き続き関係する法令等に基づき対応する考えであり、国の動向を注視しながら個々の児童生徒の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、SDGsの基本指針にのっとり、誰一人取り残されないインクルーシブな教育システムの構築の在り方についてであります。本市はこれまでも誰一人取り残さない教育のため児童生徒一人一人の資質、能力をより一層確実に育むため、切れ目のない支援体制の充実に努めております。例として、特別支援教育の対象の児童生徒だけではなく、教室に気になる児童生徒がいれば、どのような個に応じた支援が必要か、適切かなど、特別支援教育専門家チームからアドバイスをいただき、各学校において個に応じた指導や支援を行ってきております。また、各学校では、生徒指導事例研修会等を適宜実施し、気になる児童生徒についての学習面や生活面での情報を共有し、全教職員で見守り、適切な支援に努めてきております。今後においても、本市の子供たちが誰一人取り残されることなく健やかに成長していけるよう切れ目のない支援体制のさらなる充実などを通して、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念が具体化できるよう取り組んでまいります。

次に、小項目2、包括的性教育についてお答えいたします。まず初めに、義務教育における性教育に対する考え方についてであります。学校における性に関する指導は学習指導要領に基づき児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しております。指導に当たっては、学習指導要領に示されている発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する内容を区別しておくことなど、計画性を持って実施しているところです。また、中学校保健体育の学習指導要領の内容の取扱いでは、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から受精、妊娠を取り扱うものとし、

妊娠の経過は取り扱わないものとする、また身体の機能の成熟とともに性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする」と示されており、各中学校では学習指導要領にのっとり、保健体育の授業において計画的かつ適切に指導しております。

次に、包括的性教育と命の安全教育についてですが、包括的性教育については平成21年にユネスコなどが作成した国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中で使用され、身体的な仕組みの知識の教育だけではなく、人権や人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含めた包括的な性教育が必要であるという考え方であると理解しているところです。公の立場から行う本市の学校教育においては、国が示す学習指導要領等にのっとり行う必要があると考えており、人権や性に関することなどについては、学習指導要領を踏まえ、各教科等の指導を中心に教育活動全体を通じて小学校低学年から発達段階に応じた適切な指導を行っているところです。教育委員会といたしましては、今後も国や道の動向を注視しながら各学校において適切な指導が行われるよう指導、助言していく考えであります。

また、命の安全教育については、令和2年6月に性犯罪、性暴力対策強化のための関係府省会議において決定された性犯罪、性暴力対策の強化の方針を踏まえ、文部科学省では全国の学校において推進することとしたものであります。子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため命の貴さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考えることや自分や相手一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることを目指しています。このため、文部科学省では教材及び指導の手引を作成し、各学校の判断により教育課程内外の様々な活

動を通じて本教材を活用し、命の安全教育の趣旨を踏まえた教育、啓発の強化等に取り組むよう各教育委員会に協力を求めているところです。名寄市教育委員会におきましては、国の取組を踏まえ各学校にこれらの教材や手引を活用して適切な指導に努めていただくようお願いするとともに、全ての教職員に当事者意識を醸成するため、学校におけるコンプライアンスの一層の推進を図り、児童相談所や警察など性犯罪、性暴力に知見のある関係機関等と連携を図りながら、命の安全教育の推進に努めてまいります。

次に、小項目3、性の多様性教育と教職員の研修についてお答えいたします。先ほども述べたとおり、公の立場にある学校教育においては、学習指導要領にのっとり教育活動を進めているところであり、人権の尊重、性の多様性を表現するS O G I Eの考え方については、人権や性に関する指導として学校全体で共通理解を図りながら、社会科や家庭科、また道徳や特別活動等の教科等を中心に学校教育全体を通じて児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、保護者や地域の理解を得ながら取り組んでおります。教職員に対する研修については、教職員が人権尊重の精神と命に対する畏敬の念を持って子供たちの指導に当たることができるよう、日常の打合せや職員会議など様々な機会を通じて校長、教頭が指導しておりますし、教育委員会では北海道作成の性の在り方の多様性を理解し、認め合う職場づくりのためのにじいろガイドブックなどを各学校に配付、周知するなどして啓発に努めているところです。今後も教職員に対してはこうした資料や様々な機会を通して人権や性に関して正しい理解が図られ、子供たちに適切な指導ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。本市の職員などに対する研修については、外部講師を迎えての性の多様性をテーマとした研修は実施しておりませんが、職員には多様性についての基本的な知識の習得と、意識の醸成が重要と考えており、今後は北海道市町村職員

研修センターで実施の性の多様性を含むダイバーシティに関する講習などへの参加を促してまいりたいと考えております。また、職員の意識の醸成には社会的な意識や機運の高まりも重要と考えておりますので、国の取組などにも注視してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 私からは大項目2、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度導入に関わって、小項目1、制度導入に向けた検討状況についてお答えいたします。

パートナーシップ制度の導入状況について最新情報を公開しております団体のホームページ状況によりますと、11月30日現在で全国1,757自治体中242自治体で制度が導入されているものと承知しております。また、ファミリーシップ制度については、7月末現在で30自治体で導入しているほか、12自治体ではパートナーシップ制度において希望すれば子の名前を記載できる内容を盛り込んでいるものと承知しております。本市におきましては、昨年の第4回定例会でお答えしましたとおり、性的マイノリティーに関する正しい認識や理解を広げることや関連した悩みを持つ方の相談窓口を周知することを目的に周知のポスターを市公共施設や小学校から大学までの学校施設への掲示や市ホームページに相談窓口の掲載を行っているところでございます。パートナーシップ制度につきましても、市の方向性は昨年度と同じく、制度を設ける考えには至っておりませんが、引き続き人権の視点で性的マイノリティーについての理解拡大に向けた周知等に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) それぞれ御答弁をいただきました。再質問、順序を変えて、大項目2のほうからちょっと先に進めさせていただきたいか

なというふうに思っております。

様々な検討、取組等、いろいろ市内でも考えられているのかなというふうに認識しているところでございますけれども、総合計画の後期計画の重点プロジェクトに加えられた生涯活躍プロジェクト、こちらのほうには年齢や国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じた役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組むとあります。今や多様な人たちの能力が認められて、この名寄の地で発揮していくこと、そういったことを推進していく上でも自治体にパートナーシップ制度、あるいはファミリーシップ制度があるかないかというのは、その自治体の多様性の理解度だとか認知度をはかる指標の一つになっているのかなというふうに考えるところなのですけれども、この制度の導入に関して、名寄市がセクシュアルマイノリティーのみならず、広く多様性を包摂しながら全ての人の人権、尊厳を尊重するまちであるという、この大きなメッセージ性を含めたものを市の内外にアピールしていくということは、非常に大きな意義のあるものだというふうに思っておりますし、今後進められていく総合計画後期計画、一層の厚みのあるものではないかなというふうに考えるところですが、それについての御見解をお聞かせいただければと。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 先日の総合計画の中でも、人権の関係ですとか男女共同参画の中でも答弁させていただきましたが、SDGsの目標の一つであるジェンダー平等実現と同様に多様性の部分含めて誰一人取り残されないというか、まちづくりに取り組めるような状況をつくっていくということが求められてくるというふうに考えております。議員おっしゃるとおり、制度化されているところが年々増えてきているというところで、全国的にはこの制度の認知度というのがすごく上

がってきているということ、それぞれ皆さんもこういった制度があるということでの熟度も上がってきているのかなというふうに考えております。実際にこの制度を実施するに当たっては、様々な行政手続ができるようになるということで、自治体によっては例えば公営住宅の入居の関係であったり、様々な窓口での手続が可能になるということで、自治体によってはそれぞれの自治サービス、そこそこの自治体によってできる、できないものというのがありますけれども、そこも含めて今後、まだ検討には至っていないのですけれども、以前のこういった制度を実施しているところ、先進事例、こういった形で内部での協議であったり、行政サービス、こういったものを対象にしていくのかということも、ここ調査していかねばならないかなというふうに考えておりますし、その前提の上でどうしていくかということも今後決めていきたいなというふうに考えておりますが、現在ではまだ検討までは入っていないということですので、こういった形が望ましいのか、制度を行うに当たってのそういった調査というのは現在も進めておりますので、そこも含めて進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 様々な多角的な角度からいろいろと今見詰められながら考えられているということは伝わってくるころなのではけれども、実際現実問題として当事者、パートナーシップですとかファミリーシップ制度を必要とされている方々を試みますと、何らかの理由で転出をしていかなければいけない、そういったときにはやっぱり制度のあるまちへ足を向ける、あるいは制度のあるまちからあるまちへ引っ越しをされるとかというようなことというのも私の耳にも届いているところでございます。パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度というのは法的根拠はないわけではございますけれども、これまで社会の中で一般

の人たちと同じようなものを享受できるということが本来あるべき公平な姿だと思っておりますけれども、合理的な理由がないままに不平等な場面に据え置かれて片づけられてしまったということもあるわけなのですけれども、やはり様々な制度が一般市民と同様に当事者の方々が使えるということは、憲法が保障する基本的人権にものつとる部分なのかなというふうにも考えるのですけれども、その辺に関してどのように考えられますか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 質問にもありましたけれども、マジョリティーとマイノリティーということで、やはり多数派の意識が大きなものになっていて、マイノリティー、少数派の方の意見が潰されるということはないのですけれども、そういうような状況を変えていくためにも、そういうお互いに気遣ったり、思いやりの気持ちがやっぱり生まれてきて初めてお互いの権利が尊重し合えるというような状況になると思いますので、このことを通じてそういったことをぜひ広く周知なり、熟度を高めていくような形での取組に努めたいなというふうに考えております。考え方としては、そういう方向で進めたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 積極的に考えていくのであれば、もうそろそろ検討の段階に入ってもいいのかなというふうに考えるところなのではけれども、9月14日付の北海道新聞、道営住宅入居対象拡大へという記事がございました。それには同性のカップルですとか、あるいは養護施設の退所者を含めた人たち、そういう公営住宅というのは低所得者の方々ですとかいろいろな困難のある方に入居を多様化させていって、困窮者への対策を拡充していくというような狙いがあるのだろうというふうに思うのですけれども、来年からの運用という話でございましてけれども、実際の運用と

いうのは市長に委ねられている部分があって、道は自治体の意向を踏まえながら運用を進めるというような話があります。その中で道営住宅のほうの担当されている建設水道部のほうでは来年度の道営住宅の入居希望者への対象拡大、これについてはどのような形で進められていく予定であるのか、現時点での考え方があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 公営住宅におけるパートナーシップ制度の適用につきまして、今議員おっしゃられましたとおり、道営住宅では現在住宅確保要配慮者に対する入居条件の拡充に向けて現在調整中であるというふうに伺っております。令和5年2月の公募から4月の入居開始に向けて現在のところ適用が開始となる見込みというふうに私どもも伺っているところではございます。北海道の規定におきましても、そこそこの自治体のパートナーシップ関係であることを証明する書類などにより関係性を確認できる場合につきましては入居者資格を有することを認めるというふうになってございますので、同性カップルに対する行政施策、今のところ地方自治体での取組に限定をされているものですから、公営住宅入居を含めました各種行政サービスに対応させるためにはそこそこの自治体が公的に同性カップルを認めるパートナーシップ制度を導入することが基本条件になるというふうに思っております。したがって、名寄市におきましても市営住宅入居資格を有するためにはこの基本条件、パートナーシップ制度の証明書ですか、が必要になってくるというふうに思っているところではございます。しかしながら、議員おっしゃられましたとおり、公営住宅の第一の目的である住宅困窮者、低額所得者に対しての住宅供給という部分につきましては基本路線は変えない形で、今後将来的にはこのような形で市営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たしていく必要性はあると思ってい

ございますけれども、いかにせん道営住宅、公営住宅、今のところこのパートナーシップ制度の証明がないと入居できないという形に今私ども判断をしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 今の段階では制度の導入をされたような仕組みが出来上がった上での入居という形で解釈をさせていただいていいのかなというふうに思っていたところなのですけれども、やはりそうなってきますと、せっかく北海道のほうで道営住宅の入居の対象というのを拡大してきているという状況にあって、名寄市も道営住宅ありますよね。今どれぐらい空き家ってあるのかというのはすぐは分からないかなと思うのですけれども、いずれにしましても入居を希望されている方というものに対してせっかく北海道が門戸を広げてきているという部分があるのであれば、それに応じていくような対応を取っていくことが恐らく行政に対して求められている部分なのではないかなというふうに認識するのですけれども、その辺についてはまた前向きに考えていただければなというふうに思っております。何か御回答があれば、お聞かせをいただければと思いますけれども。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員おっしゃるとおりだと思ってもございますけれども、一方で私どもどうしても入居者の資格要件としてはやっぱり条例に基づきまして、今のところという親族なり事実上婚姻関係にあるものというような規定設けてございますので、ある程度そこの辺りと同等の基準につきましては設けさせていただいた中で今後の対応していくというところの部分での今考え方としてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 今現在の段階ではそういう状況であるということは、理解させていただ

きます。

ここでちょっと市長にお伺いをしたいというふうに思うのですけれども、制度の創設には条例を制定するものですか、あるいは要綱を定めてやるというやり方があると思うのですけれども、条例ですといろんな諸手続もろもろというのがあるのかなというふうに思いますけれども、要綱であれば市長の見解としてこれはやるべきであろうということを手を挙げて言っていただければ、要綱でやるということもできるのだらうなというふうに私は思うのです。というのも現実に要綱で導入をされているという自治体というのも幾つもあるわけなのですけれども、もともと法的な拘束力等はないというものでありますから、男女共同参画条例の基本理念の中にひとつ掲げながら要綱で制度を運用していくということも可能になるのかなというふうに考えております。道営住宅の入居対象の話も今のような回答であるわけですが、これもいい契機になってくるのかなというふうにも思います。道北では、旭川の今津市長がメディアあさひかわ11月号の中で制度の導入を先延ばしせずに、導入に向けて調査、検討を進めたい。反対意見あるのも事実だが、市民の理解を得る努力や環境整備に努めたいというふうに発信をされています。その中で多様性を認めて、地域社会の中で包摂していく姿勢というのを市の内外にメッセージをきちんと発信するという事は、恐らくデメリットよりもメリットのほうが大きいというふうに私は考えるのですけれども、その辺について市長はどのようにお考えになるかお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今般の総合計画の議論の中でも生涯活躍ということで、名寄市における様々な、外国人でありますとか障がいのある方ですとか、いろんなそうしたマイノリティーの方だとか、全ての方がこの地域で自分らしく活躍していく、そうした社会の、地域の形成こそが力強いま

ちづくりにつながっていくものと思ひ、重点プロジェクトに加えさせていただいたところでありま。この機運をいろんなところで高めていくということがまず重要だろうというふうに思っています。様々な啓蒙啓発活動を今後も引き続きやっていきたいというふうに思っています。当然これだけパートナーシップ制度というのは自治体の中で取り入れられてきているということでもありますので、引き続き研究はしていきたいというふうに思っています。一方で、私としてはやはり家族構成や戸籍に関わる問題でありますので、ある意味ではここは国がしっかりと法整備をしてやっていくというのが基本だろうというふうに思っています。そこを見据えつつ、しかし自治体の中でそうしたマイノリティーの方々が不具合のあることが自治体の中でも生じるということであれば、これはやっぱり対応していかなければならないという問題だと思います。公営住宅の例を一つ出していただきましたけれども、そのほかにもどういった事案があるのかということもしっかりと見定めた上で引き続き研究をしていき、必要だということであれば、検討に入っていくということになろうかなというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。家族の問題、戸籍の問題等々、これは同性婚の問題、あるいは選択制の夫婦別姓の問題等々もいろいろなところに波及していく問題なのだろうなというふうには思うのですけれども、制度を導入している自治体の方にお話を……首長さんにもお話を伺ったのですけれども、制度をうちの自治体が導入することによって都道府県や国に対してそういった考えを促していくという、前へ進めていくための一つの大きな原動力にもなっていこうというふうなことも含めて要綱で定めたり、あるいは登録制度にしたりというふうなところもあるのですけれども、何もこれは当事者の特別な権利を要求しているわけではなくて、今まで法的な婚

姻者とは同等でないにしても合理的理由なき不平等を被っていたその部分を緩和するのと、やはり憲法が保障する、あるいは名寄でいえば総合計画の中でうたわれているような文言等々の中で置いてきぼりになる少数者が少しでも救われるのであれば、本市が今後開いていくであろう未来、子供たちの未来のあるべき姿にとってもやらない理由はないのではないかなというふうに考えるところです。今ここで恐らく押し問答してもらちの明かない話になるのかなと思いますけれども、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入に向けて今後一層の取組を行っていただくことを強くお願いをしておきたいなというふうに思います。

それでは、大項目1のほうに戻らせていただきます。インクルーシブ教育に関わってでございますけれども、子供たちの個性や特性を尊重しながら一人一人の子供たちに寄り添い、それぞれに合わせた最適化をされた学びの場を提供するためにインクルーシブ教育に多岐にわたる御努力をされているということは、教育部長の答弁の中からもうかがえたところでございます。インクルーシブ教育は、さっきの話にも引っかけますけれども、ハード面、ソフト面も含めて障がいの有無にかかわらず誰もが望めば合理的配慮の下、地域の普通学級で学ぶということを表しているものという部分もあるのかなというふうに思っております。それには様々な御意見もあるでしょうし、今の特別支援学級にいてことで自己の肯定ができたりとか、あるいはそういったところにいることによって学校に通えているという子もいるのかもしれない。また、逆の子供たちもいるのかなというふうにも考えるところなのですけれども、それぞれに合わせた形でインクルーシブ教育の基本的ビジョン、子供も保護者も教職員たちも誰もが生き生きと暮らしていける共生社会の実現、そのための教育であるものというふうに私は認識するのですけれども、連携されている名寄市立大学のほうでも社会保育学科の中でテーマを設定したこどもセミナー

というのを毎年やられております。就学前の児童を対象にしたものになるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はやっぱり一連の連携という形の中で幼保から小学校、中学校、高校、大学というところに全て一連の流れとしてインクルーシブ教育というものを取り入れていく必要があるのかなというふうに思っています。今年の11月に開催されたこどもセミナーのテーマが子供が育つ社会、インクルーシブ保育の視点から考えるというのがございました。内容の詳細はさておいて、市立大学の社会保育学科で毎年行われているこのこどもセミナー、これは短大時代から歴史のある取組であるというふうにも伺っております。子供たちが健やかに育っていく上でも、本市の未来に向けてこれは大切な取組だろうというふうにも考えるところなのですけれども、その辺について大学の事務局長はどのようにこれを捉えていらっしゃるか、ちょっと一言お聞かせをいただければと。

○議長(東 千春議員) 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長(水間 剛君) 今御質問ありましたこどもセミナーについてですけれども、今富岡議員からお話がありましたように、社会保育学科で毎年度行っているということです。こちらの部分については大学の基本的な目的であります教育や研究の成果を広く地域に還元するというのも重要なのですけれども、このこどもセミナーはうちの大学を卒業して、実際に現場の職場で働いている卒業生などに対するリカレント教育という性質もありまして、当然のことながらそれぞれの卒業生がそれぞれの教員にいろんな自分の現場で働いている部分の悩みやそういった相談があると思いますので、その部分を様々なテーマを取り上げて実際に教育の視点で行っているセミナーということで、こちらの部分については、私どものほうも社会保育学科が行っているこどもセミナーの部分については、事務局というか、大学全体としても支援していきたいということで考え

ております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 名寄市立大学リカレント教育にも非常に力を入れているという話も伺っておりますし、やはり現場で、実際にもう保育の現場に出られている卒業生の方々といろいろ様々情報を共有していくというのは非常に大事なのかなというふうにも考えるところです。一頃みんな違ってみんないいという言葉がありましたけれども、そこから一步前進をさせていって、違いながらつながっていく子供たちという観点というのが今後必要になってくるのかなというふうに思います。幼保から小中高大と連携したインクルーシブシステムの構築、連携というのが大事になってくるのかなというふうにも思うのですけれども、後期基本計画にも導入されたSDGsをはじめ、名寄市が目指す共生社会の実現にはやはり共に学び、共に生きるということが大事になってくるのかなというふうに私は考えるところです。先日、先月ですか、11月14日に学校の教職員組合のほうからインクルーシブ教育に関してセクシュアルマイノリティの部分に関してのちょっと勉強会の講師をやってくれと頼まれてまして、1時間担当させていただいたのですけれども、子供たちの置かれている現状、様々ございます。その中でそれぞれの子供たちのニーズに対して子供たち抜きではなくて、子供たちを真ん中に据え置きながら考えていくことというのが恐らく必要になってくると思いますし、来年から導入されるこども基本法の中でもやはり子供の権利ですとか子供の意見表明権というものが重要になってくるのかなというふうに思うのですけれども、このインクルーシブ教育、名寄の地域の中でさらに一步踏み込んで考えていくためには今後何を、どういうふうにつかさどっていくということが必要なのかということ、よろしければ教育長のほうからお考えをお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） インクルーシブ教育の名寄市としての今後の進め方ということでの私の考えというふうに受け止めさせていただきました。名寄市は、もともと教育都市宣言の中できちんと幼稚園から大学まで連携して、そして豊かな学びをして、生涯にわたって学び続ける、そういう人たちを育成していく、育てていくというか、育むまちにしていくという考えでこれまでも取組を進めてきているかというふうに思います。インクルーシブ教育の場合は、本当に障がいのある人もない人も誰もが一人一人がきちんと違いを認め合って、そして助け合いながら共に手を取り合って生活していくというような基本的な考えがあるのかなというふうに思っておりますので、まずは大事なことは、今すぐ富岡議員から伺って、先生方がそういう勉強を自主的にしてくださっているのだということが分かり、逆にうれしく思ったところなのですが、そもそも学校教育においては人権尊重の精神というのが大基盤で、それと生命の尊厳、これを基盤にしながら教育をしていくわけですから、この基盤についてはきちんと踏まえつつ、あとは先ほど話があったように、やはり切れ目のない支援ということが大変大切であるというふうに思いますので、生まれてからずっと社会に出た後もきちんと一人一人の名寄の市民の人たちが自分らしさを発揮して生活、自立していき、そうした環境を教育委員会であれば学校教育と社会教育というサイドの中できちんとできることを考えていきたいなというふうに思います。そのためにもきちんと現状分析をして、今取り組んでいることが果たしているのかどうかということをやいま一度見直ししながら、きちんといいものは続けていきますし、変えなければならぬところは変えながら取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。

とても熱意が伝わってまいったところでもありますし、これまでも名寄市においては行政から現場、学校、そして保護者、子供たちを含めた中で、子供たちを真ん中に据え置きながらも取組というのを恐らくされてきたのだろうなというようなことを感じ取ることができたわけなのですけれども、大阪の大空小学校の、「みんなの学校」という映画になった舞台の学校ございますよね。あそこの初代の校長先生、木村泰子さんですか、がこのインクルーシブ教育も何もそもそも通常学級も特別支援学級もないだろうというような話をされておりまして、学校というのは、あるいは地域社会というのは子供たちが育っていく上で大きな風呂敷で包み込んでいくような、そういう教育スタイルが求められるのだろうというようなことを映画の中からも先生の言葉の中からも受け取らせていただいたのですけれども、ぜひともそういった方向に名寄のこれからのインクルーシブ教育、進んでいっていただけたらありがたいなというふうに思っております。

続いて、包括的性教育の部分に入りたいと思いますけれども、おっしゃられていることは非常によく分かるのですけれども、学習指導要領の歯止め規定を超えて発展的な性教育を行っていくということになると、必ずどこかここから寝た子を起す的な話というのが出てくるというのも常なのかなというふうにも思いますし、実際にそういう発信をしますと、そういった反応を示される方というのもいらっしゃるのかなというふうに思うのですけれども、情報の扱いとか指導要領の妥妥ってやっていくというのは非常に大事なことなのかなとも思うのですけれども、ユネスコですか、あるいはWHOが連携して行った調査によれば、適切な性教育は若者の性行動を早めるどころか、性行動をより慎重化させるという結果も出ているということ、調べましたら出てまいりました。学習指導要領というのは、おおよその教育内容を定めた大綱的な基準であって、記載されてい

ない内容を子供たちに教えることが直ちに違法なことにはならないということが、2011年の東京都七生養護学校心と体の学習裁判の中で東京高等裁判所がそういう判決を下しているところでもあります。もちろん思春期の子供たちということになりますと、一人一人が成長の過程も違いますし、考え方も違うでしょうし、あるいは保護者の方々もいろいろな思いを持たれているのだろうなというふうにも思います。ただ、その中で一定の配慮は必要ということは分かりつつも、自分と他者の命を守り、育て合うという側面から包括的な性教育というのが、大事なビジョンがそこに含まれているのだろうというふうに思うわけですけれども、その辺についての考え方についてお聞かせをいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 議員からは多種多様なところで性に関する指導を行ってもというような御意見だったのかもしれませんが、やはり我々公教育におきましては、繰り返しになるかもしれませんが、学校における性に関する指導につきましては学習指導要領に基づきながら児童生徒が性に関して正しく理解していただき、適切に行動が取れるように、そういったことを目的に体育ですとか保健体育科、特別活動をはじめ学級教育活動全体を通じて指導させていただいておりますので、引き続きながら学習指導要領に基づいて計画的に指導のほうに努めるよう各学校にはお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) 教育の部分というのは、本当に一言では片づけられない、同じ方向では定められない、一方の物差しでは当てはまらないという部分が多々あるのかなというふうにも思います。今後とも一緒にいろいろと考えていくことができたらいいなというふうに考えておりますので、

よろしくお願ひしたいなというふうに思います。インクルーシブ教育と申しますと、やっぱり学校が民主主義を学ぶ場所であるのであれば、先生は指導者ではなくて、支援者の立場であるべきだというふうに私は考えます。その中であらゆる人たちの多様性を包容していくことができるかどうかということが名寄市が持続的な発展を目指していく上で、最適化を求めていく上でこれからすごくインクルーシブの概念というのは重要なキーワードになっていくものというふうに思います。その辺を含めて考えていっていただくことを申し入れて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

福祉施策の推進についてを、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

大項目、福祉施策の推進について、小項目で3点お伺いたします。まず初めに、小項目の1、地域共生社会について2点お伺いたします。かつては地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど地域、家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において支え合いの機能が存在し、社会保障制度においては社会の様々な変化が生じる過程において高齢者、障がい者、子供などの対象ごとに、また生活に必要な機能ごとに支援制度の整備と支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。しかし、近年では高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりや支え合いの意識が弱まってきていることからこれらを再構築することが求められ、様々な課題に対応するためにも社会保障や産業などの領域を超えたつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要になっていると言われております。地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度分野ごとの縦割りや支え

手、受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものとあります。本市においても様々な同様の課題もあり、平成24年に第1期名寄市地域福祉計画、令和4年度には第3期名寄市地域福祉計画が策定され、計画の冒頭では地域の中でお互いを支え合い、一人一人が生きがいを持って暮らしていける地域共生社会の実現を目指していかなければならないとあり、また基本目標には市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりを掲げられ、住み慣れたこの地域で子供、高齢者、障がい者などの全ての市民がお互いに支え合いながら、自分らしく生きていくための自立と共生の地域づくりを目指していくとあります。そこで、1点目に地域共生社会の実現に向けた本市のこれまでの取組内容及び課題、また本市としては今後どのような地域共生社会の実現を目指し、どのように進められていくのか、お考えをお伺いたします。

次に、共生型サービスについてお伺いたします。共生型サービスは、介護保険サービス事業所が障がい福祉サービスを提供しやすくする、また障がい福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続の特例として平成30年に設けられた制度であり、この特例を活用し、同一事業所において介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を提供することで、障がい者が65歳以上になっても同一事業所を継続利用できるようになり、高齢者、障がい児、障がい者ともに利用できる事業所の選択肢も増え、介護や障がいといった枠組みにとらわれず、多様化、複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することもでき、また地域共生社会を推進するためのきっかけにもなり、人口減少社会にあっても地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができるといったように各地域で発生している課題の解決や掲げている目標の

達成の一助となることも期待され、介護保険、障がい福祉の両方のサービスに共生型サービスの仕組みを導入することにより、高齢者、障がい者、障がい児等の全ての人々に対し、暮らしと生きがいをつくり、高め合う社会、地域共生社会の実現と各地域に地域包括支援体制の構築を目指すものとして施行されております。共生型サービスについては、将来の本市の地域共生社会の実現に向けたさらなる推進へのきっかけとなり、今後必要とされる取組であると考えるところですが、本市の共生型サービスへの考え方についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2、福祉的就労の拡充、農福連携の広がりについてお伺いいたします。農福連携は、主に農業と障がい福祉が連携することにより共生社会の推進を図るものであり、障がいがある人にとっては特性を生かし、社会参画と役割、居場所づくりを後押しし、農業分野においては次世代の担い手づくりや遊休農地の活用、産業の維持、発展につながる取組と言われておりますが、農福連携は農業と福祉、障がい者の連携という狭い意味で捉えられがちですが、農の向こうには農林水産業や6次産業などがあり、福の向こうには障がい者だけではなく、高齢者、生活困窮者、触法障がい者など社会的に生きづらさのある多様な人々が包摂されております。2019年6月に発信された農福連携等推進ビジョンでは、農福連携を農業分野における障がい者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として農業だけでなく、様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労、社会参画支援、犯罪、非行した者の立ち直りの支援等にも対象を広げ、捉え直すことも重要であると明記されております。農福連携は、担い手不足が進む農業と就労の問題が課題となっている障がい者を結びつけ、相互の課題解決を目指すだけでなく、高齢者が農業に関わることに可能性が見いだされ、高齢者の農福連携の取組も

期待されています。また、高齢者が農作業をすることには様々な効果を期待ができるとされ、全身を使って作業するためフレイルを防ぎ、健康寿命の延伸にもつながることからも農業を福祉的、医療的に活用する農福リハビリという取組も注目をされております。農業活動には、農産物の生産により生活をしていくための農業、農産物を生産し、対価を得るが、健康づくり、生きがいづくり、社会参加などが目的となる緩やか農業、農産物を生産し、健康づくり、生きがいづくり、社会参加、リハビリテーション、レクリエーションなどが目的となる農的活動の3つに分類されると思いますが、今後は生活の収入を得ることを目的とした農業だけではなく、趣味や生きがいづくりなどとして農業を行ったり、あるいは農業を通じてレクリエーションやリハビリテーションなどにつなげる高齢者による緩やか農業と農的活動の取組も重要になってくるものと考えております。本市においても農業者と障がいのある方や高齢者事業団の方との農福連携、福祉事業所による農福連携は行っておりますが、今後は農福連携の広がりや推進、また地域共生社会の実現に向けた施策の一つとして障がい者と高齢者等が一緒に行える緩やか農業や農的活動の取組も必要になってくると考えますが、障がい者と高齢者等が一緒に行える緩やか農業と農的活動について、本市の地域資源活用による可能性を含めたお考えをお伺いいたします。

次に、小項目の3、子供・子育て支援について2点お伺いいたします。まず初めに、障がいのある子供及びその家族に対する交流支援について。令和4年度版障害者白書では、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分における全国の18歳未満の身体、知的障がい児は29.7万人とされ、また近年の発達障がい児については診断を受けている子供を含め発達障がい傾向にある子供の数も増加傾向にあると言われております。障がいのある子供を持つ保護者にとっては、障がい児を育てる親ならではの不安や悩みを共有する場が少

なく、特にコロナ禍でこれまで利用してきた支援サービスが制限されたり、日常が途絶えたり、親の負担と孤立はますます深刻化しているとも言われております。また、障がいのある子供を持つ保護者からは同じ境遇の家族同士で交流する場が少ない、同じ環境の家族同士の気軽に交流できる場を設置してほしい、同じ境遇の家族と気軽に交流したい、子育てに関する不安を共有したいなどの意見、要望等も多いと言われ、本市においても同様の状況にあるのではないかと感じております。本市においては、子ども・子育て支援事業計画、子育て家庭が支えられるまちの項目にあるように、子供たちとその保護者が心身ともに健康で暮らせるまちを目指し、また障がいのある子供とその保護者や独り親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく安心して暮らせるまちを目指し、情報提供、相談の充実と交流の推進等について取組が行われておりますが、障がいのある子供を持つ保護者への支援として、特に交流支援については不安や悩みを解消する上で最も重要な支援と考えるところですが、本市の子育て交流の推進における障がいのある子供及びその家族に対する交流支援の取組内容及び現状について、また障がいのある子供及びその家族が孤立することなく、生き生きと生活していくための子育て交流支援の在り方についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制等について。身体障がいや知的障がいの有無にかかわらず日常生活を送るために医療的なケアを必要とする子供のことを医療的ケア児とされ、厚生労働省によると2005年の在宅医療的ケア児の推計は約1万人と発表されていましたが、2019年には約2万人と2倍増加し、その存在が知られるようになったと言われております。医療的ケア児の多くは、生後数か月ほどで退院し、在宅医療に移行するため、本来医師や看護師が行う医療的ケアは、医療従事者の指導を受けた家族が行うこととなります。そのため、医療的ケア児を

育児する保護者のうち母親のほとんどが仕事を辞め、24時間つきっきりで子供の介護に当たる状況にあると言われております。医療的ケア児とその家族を取り巻く社会環境は、いまだ多くの問題があり、医療的ケアというものがどういったものかよく知られていないのも現状であります。今後は、そういったことをしっかりと理解した上で、医療的ケア児及びその家族が必要とする支援、また日常生活を支えていく支援体制について考えていくことが重要になってくると感じております。また、医療的ケア児を介護する保護者からは、退院してからの不安、病院から離れる不安、慢性的な睡眠不足、成長への懸念、預け先が見つからない不安、支援申請の煩雑さへの不満等の声も多いと言われ、それらを解消するため2021年6月、医療的ケア児の成長とその家族の負担を軽減することを目的とした法律、医療的ケア児支援法が成立し、同年9月18日に施行されました。本法律により、自治体は保育所や学校などで医療的ケア児を受け入れる支援体制の拡充が求められることになりました。そこで、本市の医療的ケア児及びその家族に対する支援の現状及び支援体制についてお伺いいたします。また、医療的ケア児を介護する家族の不安解消を含めた支援、支援体制の在り方についてのお考えをお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま遠藤議員からは大項目、福祉施策の推進について小項目で3点にわたり御質問いただきました。私のほうから順に答弁させていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

大項目1、福祉施策の推進について、小項目1、地域共生社会についてお答えいたします。まず初めに、地域共生社会の実現に向けた今後の進め方についてお答えいたします。平成24年度策定の第1期名寄市地域福祉計画の策定以降、今年度よ

り実施となっております第3期名寄市地域福祉計画まで約10年が経過いたしました。計画策定当初より全ての市民が互いに支え合いながら、自立と共生の地域づくりを掲げて取組を進めてまいりました。少子高齢化による人口の減少や価値観の多様化による連帯感の低下など地域福祉の根幹である人と人とのつながりが弱まる昨今におきまして、町内会連合会、民生委員児童委員、社会福祉協議会などと連携しながら市民相互が共助できる体制整備に向けた働きかけを行ってまいりました。地域共生社会の実現に向けては、市民がその中央に立ち、相互の課題を共有し合える福祉の心を醸成していくことが不可欠であり、その体制整備につきましては一日にしてはなし得ないと考えております。今後も第3期名寄市地域福祉計画策定時に社会福祉協議会と合同で実施いたしました市民アンケートで明らかになった課題の解消など、関係機関と連携しながら市民の福祉への意識が向上する取組を進めてまいります。

次に、本市の共生型サービスへの考え方についてお答えいたします。現在障がい福祉サービスや介護保険サービスを実施している事業所において、両方のサービスを提供している事業所を把握しておりますものの、共生型サービスとして実施している事業所は把握しておりません。障がい福祉サービス利用者が高齢となった場合、原則としては介護保険サービスへの移行が必要となりますが、障がいサービス固有のものにつきましては利用を継続できることとなっております。共生型サービス事業所の利用者であれば障がい福祉、介護保険両制度の利用も、それぞれの利用も同一の事業所からのサービス提供が可能となり、利用者の利便性が向上するとともに、サービス提供という貴重な社会資源を有効に利用できる利点があるものと考えております。共生型サービスは、人材確保が困難な地域である本市におきまして、サービス事業所の意向もございですが、人材不足の解消、総合的な介護技術の向上など、地域共生社会を推

進する上で期待される効果もあると考えておりますので、今後も事業所とのネットワークにおいて随時状況等を確認しながら共生型サービスの必要性について研究し、利用者が安心して生活を続けられるよう推進してまいります。

次に、小項目2、福祉的就労の拡充について申し上げます。農福連携は、農業分野では農業従事者が減少、高齢化する中で、新たな働き手として期待されており、福祉分野では動植物や土との触れ合いによって得られるストレス軽減やリハビリテーション効果、働く機会の確保、生きがいつくりなどが評価されております。本市におきましては、名寄市障害者自立支援協議会におきまして障がいの就労の場を確保する観点から農福連携についての事例報告発表や協議などを行っております。障がいの有無にかかわらず、高齢になっても生きがいを持って生活できることは重要であると考えますが、福祉就労として高齢者を雇用する場合の補助金制度や支援制度が十分に整備されておらず、障がい福祉サービス事業所がボランティアとして実施されている現状と把握しております。

緩やか農業と農的活動につきましては、福祉、介護サービス事業所等において障がい者や高齢者が主体的に社会参加活動を行うことにより利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持ち、達成感や満足感を得て、自信を回復するなどの効果が期待される取組の一つであると考えております。農業が基幹産業でございまして本市におきまして、今後先進地の事例などを注視しながらその可能性について探ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、子供・子育て支援について申し上げます。障がいのある子供及びその家族に対する交流支援につきましては、障がいのあるお子さん、発達に困り感があるお子さんがいる場合には家庭児童相談室や基幹相談支援センター等において、情報提供や支援計画の作成など連携しながら相談業務を行っております。支援計画に基づき

こども発達支援センターへの通所となるケースが多くありますが、こども発達支援センターでは年に数回通所する親子が参加できる集団療育や保護者の皆様と療育指導員で茶話会を開催し、情報交換できる交流の場の一つとなっていると考えております。そのほかにも障がいのある子供とその家族に対する交流会を実施している団体がございますので、その情報などを御案内させていただくなど、孤立する家族が出ないように相談ケースに応じた対応を行っております。

次に、医療的ケア児及びその家族に対する支援についてであります。令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立し、同年9月18日に施行され、保育所等におきましても医療的ケア児の支援ニーズや地域支援の状況も踏まえて受入れを可能とする体制の整備が求められております。医療的ケア児の受入れに当たっては、喀たん吸引や経管栄養などの医療行為が必要となることから、看護師の配置や喀たん吸引などの研修を受講した保育士が必要となります。本市におきましても、受入れの際には看護師や特定行為が実施できる保育士の確保が必要と考えております。医療的ケア児を介護する家族の不安解消を含めた支援については、母子保健事業を通して各関係機関と連携し、保護者の意向に寄り添いながら医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援につながるよう努めておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今それぞれ御答弁いただきましたけれども、ちょっと私の勘違いかどうか知らないですけれども、一番最初の共生社会の実現に向けた本市のこれまでの取組内容と課題というものがなかったような気がするのですけれども、再度よろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども一部ち

よっと答弁させていただいたのですが、議員から御紹介ございました共生型サービスにつきましては、私どもの市内の事業所で、私どもで把握しているのは2か所なのですけれども、介護保険の高齢者に対するサービス事業と障がい者のサービス事業とを両方とも指定を受けている事業所が2か所ほどあるというふうに、訪問介護であるというふうに把握しておりまして、共生型サービスとしてでなくて、障がい者と高齢者のそれぞれのサービスを行える資格というか、実施をできる事業所があるものですから、共生型サービスとしてでなくて、既に高齢者の方に対しても障がい者の方に対してもサービスをできる実施体制が2事業所ほど行えるような状況になっているというふうに把握しておりまして、現在のところ共生型サービスがすぐに必要だということまでの実態にはなっていないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） すみません。質問が多分私のが届かなかったと思います。一番最初の地域共生社会の実現に向けた本市の取組、全般的な取組というのですか、その部分の内容と全般的な課題という部分、その部分が、最初いきなりたしか共生社会の実現を目指した今後の考え方というところに入ってこられたかなと思いたしたので、全体としては今までの取組ですか、あとそれと課題というものをちょっとお聞きできなかったなと思いたしたので、再度よろしければお聞きしたいのですけれども。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） すみません。ちょっと混乱して、大変失礼いたしました。先ほどの地域の状況というところといたしましては、地域福祉計画の中で申し上げましたとおり、先ほど午前中にも東川議員からも御質問いただきましたが、町内会ネットワーク等々において町内会の仕組みを活用させて、御協力いただきながら町内会

の中での地域福祉の取組についてそれぞれ市民の方に取り組んでいただいているかなというふうに思っております。ただ、ここ数年は新型コロナウイルスの関係等々でなかなか苦慮というか、困難な状況にあるなというところで、今後コロナ感染等々を考えながらどういう形に持っていけるのかなというのが課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 理解いたします。

では、改めて何点かお聞きをしたいと思えます。では、まず初めに地域共生社会、今取組、また課題の部分について、また今後の進め方については御答弁いただきました。理解させていただきます。この地域共生社会の実現に向けた取組というものは国、道、各自治体で行われていると思えますけれども、特に国としては地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながり強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化、最大限活用といったことを掲げております。先ほどの御答弁でも取組については理解しました。また、地域福祉計画のほうでもうたわっておりますので、理解をいたします。

それで、本市における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の部分でちょっとお聞きしたいと思えます。既存の制度といたしますか、現在の制度では解決が困難な課題とされています8050問題、ダブルケア問題についてなのですが、8050問題は社会問題としてメディアでも多数取り上げられておりますけれども、80代の親が自宅に引き籠もる50代の子供の生活を支えて、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のことというふうに言われておりますけれども、行政の支援が行き届かないまま親が要介護状態、あるいは亡くなってしまうことによって一気に生活が成り立たなくなると、最悪の場合子供が誰にも知られることなく死に至ったりとか、また

親が亡くなり、そのまま放置してしまったりとかといったケースもあるというふうに言われております。2019年に発表された内閣府の調査結果によれば、40から64歳のひきこもり中高年者の推計、約61万3,000人に上るとも言われております。今は問題が顕在化しなくても親に万が一のことがあれば、多くのこういった8050世帯が危機的状況になるとも言われております。また、ダブルケア問題は子育てと親や親族の介護を同時に行う状態のことを指しておりますけれども、近年晩婚化や高齢出産化などにより育児と介護のタイミングが重なる人が増えていると、そういった方が増えているとも言われており、その当事者のことをダブルケアラーというふうに呼ばれているそうなのですが、これまで仕事と子育て、仕事と介護の両面が社会問題として取り上げられてきたかなというふうに思うのですが、近い将来こういったダブルケアという問題も大きな問題になるというふうにも言われております。こういった課題が複合化しているいわゆる8050問題、ダブルケア問題について、本市においても近い将来そういった問題を抱える方が増加することも考えられるというふうに思っております。そこで、これらの問題の対応、支援策等については今後どのようにお考えなのかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 遠藤議員おっしゃるとおり、御指摘の8050問題につきましては、地域包括支援センターや基幹相談支援センターぽつけ、それから社会福祉協議会等々で御相談を受けた場合については必要に応じてケース会議を開催して、情報の共有や対応の連携等々を図りまして、既に何件かそういう相談も寄せられているというふうにお聞きしております。また、名寄市障害者自立支援協議会におきましては、ひきこもりの方々を支援する北海道ひきこもり成年相談センターから講師の方を招いて、ひきこもりの方

の支援方法について研修会や事例検討会等々を行って、関係機関とその内容について共有をさせていただいたりということの学びを深めさせていただいております。また、介護や育児に同時に直面する世帯の支援体制につきましては、今後相談者や必要とする支援や関係機関が多岐にわたるといふふうに思いますので、部内はもとより、関係機関との連携、情報共有に努めて、包括的な支援を行ってまいりたいといふふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） やっぱりこの8050問題、ダブルケア問題というのは、行政だけでは絶対把握することはできません。そういった情報を把握できるのは、午前中の東川議員とのあれもあつたと思うのですけれども、やはり町内会であったり、民生委員さんとのさらなる連携が大事なのかなといふふうにも思います。しかし、町内会において、それも午前中の分が出たと思うのですけれども、町内会未加入者については幾ら町内会でもそういった部分についても把握できないなといふふうに私は感じているのですけれども、また午前中の現在の町内会の加入率、そういうところからみてもやはり本市の人と人のつながりというのは支え合いの意識が若干本当弱まってきているのだなといふふうにも感じたところでもあります。町内会に加入するということは、町内会でのイベント等を通じた人と人のつながりですか、増えてくると思いますし、加入率を上げていくといふことはやはり地域の中でお互いを支え合って、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた一つの策であるといふふうに私は思っておりますので、重ねて加入率向上に向けた取組という部分についてはやっていただきたいなと思うところであります。今後地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の強化という部分されていく上で様々な関係機関との連携もされるといふふうにも伺いましたけれども、様々な問題も発生するとあります。全ての団塊世代が後期高齢者になる20

25年以降ですか、本市においてもそういった問題が発生する、増加する、先ほどの御答弁からも幾つか8050については相談受けているということでありましたので、こういった問題というのは市民全員でやっぱり共有するべきではないかなと私思っております。それで、市民の皆さんと情報共有した上で制度、分野等、そういった縦割りや支え手、受け手といったところを超えた、やっぱり全ての市民がお互いに支え合いながら自分らしく生きていくための自立と共生の地域づくり、あと他人事ではなく、我が事と考える地域づくりというのをぜひ進めていただきたいなといふふうにこれは要望いたします。

次に、共生型サービスの部分についてお伺いをいたします。先ほどの御答弁で2か所実際に行っているところがあるといふふうに言われておりましたけれども、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることによる、国民の3人に1人が65歳以上ですか。5人に1人が75歳以上になる超高齢化社会、2025年問題、それに伴って介護職員の人材不足、介護サービスの需要過多などが大きな問題になってくるといふふうにも言われております。本市においても同様な状況になるということも考えられます。やはり今後はそういった問題に対するためにも共生型デイサービス、また共生型グループホームといった共生型サービスを考える時期に来ているのではないかなと私考えるところであります。従来障害者総合支援法には、障害者総合支援法の下で提供されるサービスで、自立支援給付に相当するサービスが介護保険で提供される場合、介護保険のサービスを優先的に利用しなくてはならないという介護保険優先の原則が規定されておりますけれども、そのために長い間障害者総合支援法の下でサービスを利用していたにもかかわらず、65歳になると同時に介護保険のサービスへ切り替えなければならないという65歳の壁といふのですか、65歳の壁という問題もありまして、例えば通い慣れたデイサービス

事業所の変更、なじみの訪問介護員の変更などによる利用者の家族の不安、不満だったり、混乱を招いていったことがこういった共生型サービスというのをやっぱり導入することによって介護保険優先の原則にとらわれることなく、65歳以上の壁にぶつかってもこれまでどおりのなじみのサービス事業所といますか、またなじみの訪問介護員の継続ができるといったようなメリットがあるというふうに思っております。また、事業所にとっても、先ほどの御答弁にもあったと思えますけれども、事業所で行える事業の幅も広がりますし、事業所全体として業務の効率化ですか、そういったメリットもあると言われております。障がいの有無にかかわらず、誰でも一緒に地域の中で暮らしていくことができる共生社会を目指していくことであれば今後さらに求められてくるのではないかなというふうに私思っております。共生社会をやっぱり目指すためには、また同じ障がいの人同士を一つのグループホームで生活するのではなくて、様々な障がいの方や病気の方を抱えている方も一緒に生活を行うことが大事ではないかと、現在そういうふうに考えられてもおります。

そこで、お聞きをしたいと思うのですが、年齢や障がいの有無にかかわらず、高齢者と同じ空間で家庭的なサービスを受けられるといった共生型デイサービス、また重度障がいや知的障がい、身体障がいのある方が認知症高齢者の方と一緒に生活を行う共生型グループホームといった共生型サービスについてどのようにお考えなのかをちょっとお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 共生型デイサービスについての考え方の質問だったかというふうに思います。先ほども申し上げましたが、訪問介護サービスでは両方のサービスを実施しているところはあるのですが、現在デイサービス等々では両方のサービスを実施しているところがご

ざいませんで、比較的高齢になった方でも障がいのサービスのほうで継続して実施していただいているというような情報はお聞きしているのですが、議員おっしゃるとおり、本当に高齢になったときに今後どうなるかというようなことは、共生型サービスというのは有効だなというふうに思っております。一部の中では、議員の御紹介のお話の中、富山型デイサービスというのですか、富山県のほうで行われているデイサービスで高齢者の方も障がい者の方も一つのところで実施するというような流れができて、共生型サービスというのは富山型デイサービスが原点になっているというふうにお聞きしております。市内にも幾つかの障がいの者のデイサービスもございますし、高齢者のデイサービスもございます。行く行くは両方のサービスが必要になったときに両方使えるような事業所に対して情報提供も行っていかなければならないというふうに思っておりますし、現行そういう形が法的にはできるというような内容になっておりますので、市としてもそういう御紹介をしていきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういった富山型デイサービスも含めた民間の社会福祉サービスが国のサービスとして取り入れられて、全国的な横展開がされているというのは承知がされていますので、そういう先進事例を市内の事業所等々でまた共有しながら今後も事業を展開してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 早速調べていただいてありがとうございます。富山型デイサービス、本当にいい取組だなと思っておりますので、ぜひ事業所、民間との連携をしていただいて、本当にそういった形ができればなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。共生型グループホームについても本当に最近注目されているところなので、ここの部分について

誰しもが入居できたり、なじめるとは限りませんが、やはり障がいのある方と認知症の高齢者が一緒に生活を行うことでお互いに支え合ったり、刺激を受けて、ケアの相乗効果が得られるほかにも相手を大切に思う心を育んだり、将来障がいのある子供と認知症になってしまった親と一緒にいたいと思ったときに共に暮らすことができる場所にもなり、これも地域共生社会の実現に向けたさらなる一歩ではないかなというふうに私思っておりますので、ぜひそういったところも含めて、先ほど民間の事業所等々、情報提供、情報交換をしながらそういったところの連携もしていただいて、前向きにこういう取組が進められることを、これを要望いたします。

次、福祉的就労のほう、拡充の部分、農福連携の広がりについてお聞きをいたします。今現在名寄市内においても農福連携の部分されているところは私も一般質問でしたときにもいろいろ伺って、いろいろ承知はしております。これからやっぱり障がい者と高齢者が一緒に行えるような緩やか農業、また農的活動といったものがあるのかなというふうにも思っております。昨年度の3月に一般質問で社会的企業、ソーシャルファームについて質問をさせていただきました。そのときに今後はやはり障がい者は障がい者、高齢者は高齢者といった縦割りの就労支援ではなくて、包括的な支援が必要であり、その壁をなくすことによって働きづらさを抱えている人などの選択肢を増やすことにもつながるといふふうに申し上げさせていただきました。本市においては、障がい者福祉施設、グループホームというもの本当に増えて、本市における障がいのある方の就労と生活という部分での環境整備は本当整っておりますので、本市を希望する市外からの利用者というのも増えている状況でもあります。また、今後も本市を選ばれてこられる利用者の方というのは増え続けるのかなというふうには感じております。やはりこの住み慣れた地域に加えて、そうやって本市を選

んできた方、自らの望む地域での自立した生活を営むことができるような生活と就労に対する支援の充実、将来を見据えた対策として、福祉的就労の拡充の部分については今後早めの対策や取組が必要になってくるといふふうに私は考えております。農福連携の広がり推進をしていくということは、やはり障がい者にとって心身や障がいの改善、地域交流促進などの効果があると同時に、これらは高齢者にとっても同様のことでありまして、さらには生活困窮者、生活保護受給者などにも同様の効果が期待されるとも言われておりますので、またこうした人々が社会参画することによって地域の経済や社会を支えることも可能となり、本市の地域共生社会の実現に向けたさらなる一歩になるというふうに私も考えております。また、本市における社会的企業、ソーシャルファームについてはハードルが高いと。なかなか厳しいものであるというふうに認識をしておりますけれども、この農福連携を広げる取組については、それほどハードルは高くないのかなというふうに考えております。しかしながら、障がい者と高齢者、そういった緩やか農業、農的活動ができたとしても、中には土に触れることができない、また農業ができないといった方も間違いなくおります。そういった方のためにやはり農福連携を広げるというところで農産物の加工であったり、販売、飲食事業といった6次産業化ですか、これからは農福商工連携といったことも一つの策ではないのかなと私考えるところであります。農福連携を広げ、農産物の加工、販売、飲食事業などに取り組むことということは多様な人が参加をできますし、多様な役割をつくって交流ができるというふうにも思います。また、障がい者、高齢者、生活困窮者等と共に取り組むということは、その交流によって学ぶこともできますし、また役割を自覚することもできて、刺激にもなるのではないかなと、そういった効果もあるというふうには私は思っております。これは、道内で行われているのは夕張へ取り組ま

れているゆーばり共生型ファームがありますけれども、多分調べていただいたと思うのですけれども、どんなに重い障がいを持っていても生涯地域で暮らせるまちづくり、たくさんの方が集まれる拠点づくり、それを理念に人が集まる場所をつくらうということで、障がい者、障がいを持つ人の働く場所、市民の憩いの場、親子で遊びに来れる場所、高齢者の生きがいづくりの場、サークル活動など、廃校された小学校を活用して取り組まれている事例であります。そこで、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、今後は本市においても農福連携をさらに広げた本市独自のそういった福祉的就労及び雇用の場をメインとした人が集まれる拠点づくりができないかなと考えるところなのですけれども、本市のそういった地域資源の活用による可能性、また今後のそういった福祉的就労の場の拡充についてのお考えをお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 今ほど農福連携の関係について御質問伺いただきました。まず、新聞等々でも御紹介されていたので、御覧いただいたかもしれませんが、私ども先ほどから申し上げております名寄市の障害者自立支援協議会において、農業分野に従事していただいている当事者の方と実際雇用されている方が自立支援協議会の中でそれぞれのお仕事の内容を仕事講座ということで11月1日に御紹介していただいた事例がございまして、その紹介をもってそれぞれの関係者だとか雇用していただいている方とかにどのような課題だとかどのような利点だとかがあって、こういうふうなことの工夫をしているよだとかというようなことを御紹介させていただいている事例を持たせていただいているところでございます。そのほかに、今議員からもお話ありましたように、夕張の共生型ファームにおきましては廃校の場所を使われているということで、近隣でも下川の一の橋にある山びこ学園さんはたしかあそこ元学校

だったというふうに思いますし、かなり古くなりますけれども、剣淵町にございます西原学園さんですか、西原学園さんもたしか学校の廃校跡で行われているということで、それぞれ社会資源を使ってその後の対応をやられているというところもあるというふうに承知しております。市内にも学校の跡地ではないのですけれども、農福連携ということで同じ社会福祉法人さんが作られた作物とかを實際食堂というか、提供されているようなお店が一部出されているように承知しております。市のほうとしましては、そういった内容でどういう御支援をしていけるかということにはちょっと今後課題とさせていただきたいなというふうに思っていますが、市として独自には展開していくというのは難しいかもしれませんが、社会福祉法人さんだとか企業さんだとか民間さんだとかがそれを取り入れる場合については、十分自立支援協議会等や情報いただく中で今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 当然市独自でやるということはかなりハードルが高くなってしまいますので、やはりこれ民間、そういった福祉事業所さん、いろんなところの連携を取りながら、そういった場合もしやるというふうに手を挙げた方がいれば、市としても支援をするというふうに言っていただきましたので、ぜひそのようにしていただきたいなというふうにも思います。そういった遊休施設利活用について、特に挙げた廃校となった場所を福祉施設として利用する自治体というのは結構多くあるというふうに私思っております。私の地元にも小学校が廃校になったところを老人ホームとして、結構小学校というのは防災上にもいいし、高齢者の方の老人ホームですか、そういったふうにご利用されるというところも多いのかなというふうにも感じております。本市の中に、現在

道の管轄でありますけれども、市内の高等学校の再編統合によって今後使用されなくなる名農キャンパスというのがあると思うのですけれども、その場所、非常に農福連携をさらに広げていく、また共生型のグループホームだったり、デイサービス、またさらには人が集まれる拠点づくりの場としても最適の場ではないかなというふうに私の考えるところなのです。そこで、ちょっと市長にお聞きしたいのですけれども、よろしいですか。名寄市の地域共生社会の実現に向けた取組の一つとしてこのような、私が言いました取組についてちょっと市長の思いを含めたところのお考え、お聞かせいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 共生型地域社会の構築ということで、午前中でもかなり同じようなというか、根本的にこの地域の共生社会をどう築いていくのか、地域町内会、コミュニティーの在り方ということでいろんな御議論が交わされたものと思います。その中で遠藤議員から、名寄は基幹産業は農業でありまして、ここ、農業ということを切り口として今様々な、高齢者をはじめいろんな方がそこで就労していく、あるいは就労に近い形で物作りを通じて豊かに健康にというような発想というのは非常に興味深いというふうに思いますし、説得力のある内容だなというふうに思います。問題はやはりそれをしっかりと具体的にどう施策に落とし込み、それを具体的にやっていただけるプレーヤーというか、方がしっかりといるかということが問題なのかなとこれ思います。そうした声があれば、ぜひ行政としても積極的に応援、支援をしていきたいと考えます。その中で、産業高校の2キャンパスが空き地になるということで、特に名農のほうのキャンパスが適地だなというお話もいただきました。今後名農キャンパスに関してはこんな利活用の仕方もあるのでないかというように様々な御提案もあるようでありまして、ぜひ

ここはかなり名寄市としても重要な課題として受け止めて、道の基本的には財産ということでありまして、名寄市としても地域の課題や地域をより豊かにしていくためにどういう活用がいいのかということを経験を様々な形で皆さんの御意見を我々もしっかりと受け止めて、北海道としっかり連携をしながら、有効な跡地活用を考えていきたいというふうに思います。一つの貴重な御提言として受け止めていただき、今後の議論の参考にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。本当に一つの案として提案させていただきました。なかなかプレーヤーがいないという部分には思います。しかし、将来を見据えてまたいろんな使い方ありますので、その辺しっかりと関係機関と連携をしていただいて、調査研究をして、もしできればなのだと思います。そういった私の提案した部分の実現できればというふうに、この辺もちょっと要望をさせていただきます。

また、今回福祉的就労の拡充の部分において、質問は入れませんでしたけれども、今年の10月に会派で、10月ですが、熊本市の在宅就労支援事業団というところ視察に行かさせていただきました。在宅就労の部分の視察行かせていただいたのですけれども、今後本市においてもそういった福祉的就労を拡充する部分において在宅就労の部分、こういった部分今後考えていかなければならないなという部分であると思っておりますので、これはまた別な機会に改めましてお考えをお伺いしたいなというふうに思います。

次に、子供・子育て支援における障がいのある子供及びその家族に対する交流支援ですか。交流している団体がたしかあるというところで、私もお話をさせていただいたときに……たしかニコニ

コひまわり会だったですか、ニコニコひまわり会、たしかこれは障がい児者家族の会、ボランティア組織というふうなたしか認識しておりますけれども、月1回そういった交流をしていただいているというところで、まだ私の子供が小さい頃と申しますか、こういった親の会がまだ幾つかありまして、今は一つに統合されてしまっているのですけれども、本当昔何個かのそういう母親でつくられた会だとか、そういったものがあり、そういった障がい者の交流をしているというような組織がありました。ここ最近本当コロナ禍の影響も受けて、なかなかいろんなイベントもできず、そういった交流の部分も制限されてきたのかなというふうに思っております。本当に障がいのある子供を持つ保護者としては、やはり周りを気にせず子供をたくさん遊ばせたい、同じ境遇の家族と情報交換がしたい、友達になりたいといった思いがあります。本市においては、障がいなどに関する情報提供、相談体制、この部分について確立されているというふうに私は思っております。しかし、様々な情報を得る、また専門的知識を持った方との相談というのは確かに必要であり、重要なのですけれども、やはり障がいのある子供を持つ保護者からすれば、同じ境遇の保護者との情報交換、交流というものが心強く感じて、一番の励みになるのですね。これは私の経験上も感じているところでありますけれども、これはなかなか障がいのある子供を持った親でないと分からない部分でありますけれども、そういうものです。現在本市において障がいのある子供やその家族が同じ境遇のやっぱり家族との情報交換、子供同士が遊べるといった交流の場というものは少ないというふうに感じております。私がつくれるわけでもないですし、なかなか難しいところなのですけれども、それで先ほど出てきたのですけれども、そういったボランティア組織というところもあるのですけれども、そういったボランティア組織等を行政が支援をして、また本市に大学があるわけですから、そういった

部分で連携できればそういうのができるのではないかなと思うのですけれども、まずその前に障がいの有無にかかわらず交流する場というのは共生社会を形成していく上で、本当は障がいもあるものなしも、そういうことは関係なくみんなで一緒に遊べるということが大事なのですけれども、特に子供が小さいうちと申しますか、大体小学生ぐらいまでというのはやっぱり子供に障がいがある保護者にとってはほかの子供に迷惑をかけるのではないかなという思いがあります。また、障がいも軽くてもほかの子供と遊ばせていて、物すごく気を遣ってしまう、そういうところもあります。中に障がいがない子供の元気な様子を見るのはつらいなという方もおられます。最終的には、自分や本当に子供がそこに受け入れられるのかなと、そういった本当不安というものが、そういった気持ちが立ってしまって、そういった障がいのない子供たちが遊んでいる場にはなかなか行きづらいというのが現状だというふうに、これも私の経験からそうなのですけれども、ある程度子供が大きくなればそういうことはなくなってくるのですけれども、やはり子供が小さいうち、そういうとき、そういう頃というのは非常に本当不安になります。そういったことから、先ほども言いましたけれども、ニコニコひまわり会ですか、そういったボランティア組織などに対して行政として支援をしていただいて、また学生との連携もしていただいて、小学生以下と申しますか、その障がいのある子供とその家族を対象としたレクリエーション的な交流の場、そういったもの拡充することができないかというふうに考えるところなのですけれども、その部分についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま遠藤議員から障がいをお持ちの御家族同士の交流等々についての御提言いただきました。いろんな方インクルージョンでされるというのももちろん大事だ

というふうに思うのですけれども、議員おっしゃるとおり、障がいをお持ちの親御さん同士でピアカウンセリングというのでしょうか、当事者同士で分かり合えたり、分かってもらえて共感できるというような方が近くにいらっしゃるということで、当事者のお子様もお持ちの親御さんが安心されるというのがきっとあるのだろうなというふうに思っております。市といたしましては、先ほどお話ありました障がいのある子供さんとその保護者の方の団体について一部総合福祉センターを借りていただいたりとか、あと障がい福祉便利帳というのを手作りですのほうで作っているのですけれども、その便利帳の中で団体を御紹介させていただいて、対象と思われるような方々については、その便利帳の中でこういう団体がありますよということで御紹介をさせていただいたりして、その場に入り込めるようなきっかけづくり、市がプラットフォームになって、そこにつなげるというか、つながってもらうことのきっかけづくりをさせていただいているところでございます。今後団体ともやり取りする中で必要な支援等がありましたら取り入れていくこともしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ぜひそういった団体の方、働きかけていただいて、本当にそういった方に分かるようにちゃんとPRしていただいて、そういった場所をつくっていただくこと本当要望をいたします。コロナ禍で多分遊ぶ場というか、親同士の情報交換が本当にできなかった、3年間ぐらいたったと思いますので、特にその部分についてはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、時間もなくなってきましたので、医療的ケア児及びその家族に対する支援という部分でお聞きをいたします。体制については、看護師の配置とか専門の保育所だったり、その分の配置をされるというところでありましたけれども、今、そ

ういえば名寄市の現状というものでたしかお聞きしたと思うので、その部分入っていなかったもので、ちょっと再度お聞きしていいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 現状医療的ケアが必要なお子様をお預かりして、対応させていただいているという実態はございません。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 分かりました。今後医療的ケア児が出た場合の体制というところで先ほど御答弁いただきました。やはり医療的ケアが必要な子供にとってというのですか、とっても例えば学校に通うようになれば、学校というものは教育だとか様々な経験を積むことができるし、心身を成長させる大切な場というふうに思います。また、今後は必要な支援を適切に受けながら自分の可能性を広げるために学び、育つことができるような環境整備というのですか、そういった子がこれから出てこないとも限りません。そういった場合には、そういったところの環境整備についてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。この医療的ケア児を介護するまた保護者からの不安、不満とかいった部分は、しっかりとそういった支援体制、また相談体制というものを確立していただいて、安心して子供を産んで、育てていくことができるような、その部分についても切れ目のない支援を要望いたします。

最後になりますけれども、今回福祉施策の推進について、特に地域共生社会の実現に向けたという部分でお伺いをさせていただきました。住み慣れたこの地域で子供、高齢者、障がい者などの全ての市民がお互いに支え、自分らしく生きていくための自立と共生の地域づくりをするためにも、やはり本市が抱える課題というものはしっかりと市民の皆さんと共有をして、市民の皆さんと共に協働のまちづくりというものを引き続き進めていただくようお願いいたします。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 三 浦 勝 秀

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月15日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長
市 立 大 学 局 長 水 間 剛 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

6番 今 村 芳 彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市民サービス向上のためのデジタル技術普及に向けて外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問いたします。

大項目1、市民サービス向上に向けたデジタル技術の普及についてお伺いいたします。昨今のコロナ禍において各種デジタル技術の普及は一層進み、もはやデジタル技術は生活必需品として我々の生活が成り立っていることは周知の事実であります。名寄市の行政サービスにおいても、電子マネー決済での各種税金等の納付やインターネットからのワクチン接種予約が行われている状況であり、本年4月、第2回臨時会における加藤市長の所信表明では、デジタル技術を用いた行政手続のオンライン化や業務の効率化、高齢者等への支援を行うと述べたことも踏まえ、今後さらなるデジタル技術の普及に伴う市民サービスの向上に向けた取組について、各世代を念頭に小項目3点お伺いいたします。

小項目1、子供向けデジタル技術の普及への取組について。現在の子供たちは、生まれながらにしてデジタル技術、デジタル機器に囲まれた世代

であります。デジタルネイティブ世代とも言われており、日常生活はもちろん、学校教育の現場でも情報化社会に対応したスマートフォンやSNSでの学習やGIGAスクール構想におけるタブレット端末の活用など、従来には見られなかった学習スタイルに大きく変化しつつあります。

そこで3点、現在の学校現場でのスマホ、SNSに接する取組をお知らせください。

また、タブレット端末を利用した学習の効果、メリット、デメリットがあればお知らせください。

そして、我々世代では経験がありません。プログラミング教育の現状についてお知らせください。

小項目2つ目、働く世代への取組はについてお伺いいたします。働く世代あるいは子育て世代として本市経済の中核を担う世代は、当然ながらスマートフォンの利用に慣れ親しんでおり、最も身近な存在としてデジタル技術に接しているところでもあります。しかしながら、本市役所の行政サービスは、窓口での受付を基本としており、同様の世代の方が時間を割いて市役所へ出向くことが難しいという状況は、従来からの課題でもありました。その課題解決として、デジタル技術を応用した行政サービスの展開は非常に有効であると考えております。今後の情報発信や行政サービスの在り方について、現在のお考えをお伺いいたします。

小項目3、デジタルに疎い方も少なくない高齢者の世代としてもデジタル技術を基本とした改革が進んでおります。本市が誇る施策でもある医療介護連携ICTネットワーク事業がその代表例と捉えております。今後もマイナンバーカードの所有者が増加する、あるいは所持する世代が高齢化することでの所持率は向上していくと考えておりますが、高齢者向けの行政サービスやマイナンバーカードの有効活用に向けたサービス展開を御検討されているのか、お考えをお伺いいたします。

続いて、大項目2つ目、地域産業の活性化に向けたデジタル技術の普及についてお伺いいたします。名寄市は、農業が基幹産業であり、その背景

には肥沃な農地と豊富な水量という天然の基盤に由来をしておりますが、事デジタル産業の場合、必要なのは住環境と電力、通信といった外的要因であり、自然環境に左右されづらい基盤さえあれば完結が可能な産業であると認識をしております。本市においても、発電所の構想や自然災害の少なさ、恵まれた自然環境といったポテンシャルを持っていると考えており、十分にデジタル産業を興す土壌はできつつあると捉えられることから、本市におけるデジタル技術を産業として発展が可能でないかとの考えからお伺いいたします。

小項目の1、市内のデジタル産業の状況についてお伺いいたします。一口にデジタル産業と申し上げても裾野が非常に広く、分類も難しいことであろうかと思いますが、主にソフトウェアの開発や運営を主体とする事業者がそもそも名寄市におられるのかどうか。現在の市内業者の事業として取組があるのか、把握されている部分がありましたらお知らせをください。

小項目2つ目、将来のデジタル産業推進へ向けた取組について、さきも述べましたように、デジタル産業を推進するに当たり、多くの資本投資が必要な事業ではありません。商品に物理的な側面を伴わない以上、在庫も流通を必要とせず、かつ大量生産に伴うコストも少額で済むこととなります。しかし、そのコンテンツの保守管理には中長期的なメンテナンスが必要となることから、産業振興誘致策を展開する必要があると考えておりますが、現在のお考えをお伺いいたします。

以上、大項目2点にわたり、デジタル技術は日進月歩の世界にある中、名寄市が情報化社会の波に取り残されることなくチャンスをつかみ取れるような将来を構築するべきとの考えからお伺いをするものであり、前向きなやり取りができるよう期待を申し上げて、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) おはようございます。

今村議員からは、大項目で2点の御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2と小項目3は総務部長から、大項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、市民サービス向上のためのデジタル技術普及に向けて、小項目1、子供向けデジタル技術の普及への取組についてお答えいたします。

まず、現在の学校現場でのスマホ、SNSへ接する取組についてであります。児童生徒がスマートフォンを学校に持参することを禁止しておりますので、学校においてはスマートフォンを使用している教育活動は行われておりません。

SNSへ接する取組では、1人1台端末を活用した授業において、教員が選んだユーチューブ動画を教員の指導の下、視聴を行うこともあります。しかしながら、小中学生は各家庭でスマートフォンの使用やSNSを活用する機会が増えていることから、各学校においては児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、各教科や道徳、総合的な学習の時間や特別活動等で情報モラルの指導を行っており、例えば小学校では学級活動の時間に子供たちがネットトラブル等の危険について考え、話し合う活動を行ったり、中学校では技術家庭科の技術分野において著作権の問題や発信者としての責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導を行っております。教育委員会といたしましては、今日の急速なデジタル技術や情報化社会の進展の中で児童生徒に関わるネットトラブルは大変身近な問題になっていることを十分に理解し、安全に安心してインターネットを利用できるよう、各学校における情報モラル教育を一層推進してまいります。

次に、タブレット端末を利用した学習の効果やメリット、デメリットについてお答えいたします。初めに、タブレット端末を活用した学習効果やメリットとして、児童生徒の主体的な学びをサポート

トするというここでは、子供が文字情報では伝わりにくいものを動画や画像などにより視覚や聴覚に訴え、学習内容に対して興味、関心を高めることができること、同じ問題を繰り返し解くことができ、苦手分野の克服にもつながること、挙手をして発言したがる子供の意見を反映できたり共同作業場面では参加しやすくなること、共有画面により解いた問題の正誤がすぐに確認できるなど学習結果を管理しやすいこと、時間や空間にとらわれず、様々な人とつながることができることなどが上げられます。

一方、デメリットとしては、インターネットを使って何でもすぐに調べてしまうことができるようになるため、正誤に関係なく一部の情報にとらわれてしまう場合があること、バッテリー切れ、圏外、故障によりタブレット自体が使えなくなる場合があること、目の疲労や姿勢の悪化など、健康面への影響する場合があることなどが上げられます。

今後は、授業の中でより一層ICT機器を活用する機会は増えていくと思いますが、教育委員会といたしましては未来を担う本市の子供たちのために長時間使用しないなど、児童生徒の健康面への配慮も行い、ICTを活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることで学び方の可能性を広げていくとともに、ICT機器が鉛筆やノートなどの文房具と同じように身近なツールとして日常的に目的に合わせて自ら選択し、効果的に使用できるよう、ICT環境の整備や学校への支援を進めてまいります。

次に、プログラミング教育の現状についてお答えいたします。コンピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは、これからの社会を生きていく子供たちにとって将来どのような職業に就くとしても極めて重要なこととなっていることから、国では平成29年から31年度にかけて改定された学習指導要領において、小中高校を通じてプログラミング教育を充実することと

し、令和2年度より小学校においてもプログラミング教育が導入されました。

小学校においては、各教科等の特質に応じて児童がコンピューターで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することとしております。例えば5年生の算数では正多角形の作図や、6年生の理科では電気の性質や働きでプログラミング学習を行っております。

また、中学校ではプログラミングに関する内容を充実させ、技術家庭科において生活や社会の問題を計測、制御のプログラミングや、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する学習を行っております。

プログラミング教育がスタートした当初は、プログラミング教育の指導に戸惑う教員も見受けられましたが、名寄市教育改善プロジェクト委員会による研修会の実施やICT支援員などの支援により、現在は大きな問題もなく授業が行われております。児童生徒についても、実際に自分がプログラミングしたものが動いたり反応したりすることで学習に対する興味、関心が高まり探究心も生まれ、楽しく学習を進めることができっております。

教育委員会といたしましては、今後とも名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携を図り、教員がプログラミング学習の指導方法や指導内容についてより一層深めていくとともに、児童生徒にとってこれまで以上に分かりやすく、親しみやすい授業ができるよう、必要な支援をしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目2及び小項目3についてお答えいたします。

初めに、小項目2、働く世代への取組はについ

て申し上げます。働く世代あるいは子育て世代の皆さんは、スマートフォンなどのデジタル機器の利用に慣れ親しんでいる世代であるとともに、仕事やプライベートも含めて多忙な世代であると認識しています。このため、各種証明書の発行など対面を必要としない行政サービスを市役所に出向くことなく、デジタルの活用によりオンラインで受けることが可能となった場合、最も有効活用いただける世代であるものと考えております。

これからの行政サービスは、窓口については現状どおり開設する一方で、マイナンバーカードを活用したオンラインで完結する手続が主流になるものと想定されますし、その他証明書などのコンビニ交付や公共施設のオンライン予約、スマホ決済なども急速に整備されるものと考えております。市としましては、働く世代や子育て世代を含め、市民の皆さんの多様なニーズに応えられるよう、デジタル技術やデータの利活用、システム基盤の構築を進めるとともに、広報などにより情報の発信に努めながら、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化の理念にのっとり、事業を展開してまいります。

次に、小項目3、高齢者向けへの取組はについて申し上げます。国は、デジタル技術を活用して情報ネットワークや基盤の構築、様々なサービスの提供を図ることとしており、そのサービスを利用する指標の一つとしてマイナンバーカードの普及啓発を強力に推進しています。現在のマイナンバーカードは、身分証明としての本人確認のほか、確定申告や特別定額給付金のようなプッシュ型の行政サービスなどで活用されていますが、将来的には保険証や運転免許証での活用のほか、デジタル基盤を構築することで窓口を訪れることなく必要な手続をオンラインにより可能にするなど、今後のデジタル社会の重要なツールになるものと考えております。

お尋ねの高齢者向けの取組についてですが、まずはマイナンバーカードを所有していただくこと

とデジタルに慣れていただくこと、これが当面の課題と認識しており、臨時窓口開設などのマイナンバーカードやマイナポイントの申請支援及び高齢者向けスマホ教室を開催しているところでございます。これらを実施し、デジタルへの啓発を進めながら今後のマイナンバーカードの活用施策として介護保険や介護予防に係る申請手続における行政手続のオンライン化、各種証明書のコンビニ交付、公共施設のオンライン予約、地域通貨での活用、公共交通利用時における市民割引などについて協議を進めることとしております。

マイナンバーカードを活用した施策については、全国の自治体で取組を進めているところであり、本市としましてもそれらの事例を参考にして有利な特定財源を活用しながら取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 私から大項目の2、地域産業の活性化のためのデジタル技術の普及に向けてについてお答えいたします。

まず、小項目の1、市内デジタル産業の状況はについてですが、デジタル産業という用語については、経済産業省の2つの研究会において異なる考え方が示されており、半導体・デジタル産業戦略検討会議では、クラウド事業者やプラットフォーム事業者等をデジタル産業と捉える一方で、デジタル産業への変革に向けた研究会では、主としてソフトウェアによってデジタル化した価値創出のための事業能力を通じ、他者、顧客とつながることでエコシステムを形成している全ての企業を含めた広がりデジタル産業としております。

本市は、データ処理の多い大都市圏から遠く、基盤となる光ファイバー通信網などの基盤インフラの整備が遅かったこともあり、ソフトウェア開発や情報処理提供サービスなどのクラウド事業者やプラットフォーム事業者等の集積は図られていない状況です。

一方で、事務機器の小売事業者が企業内ネットワークの構築やソフトウェアの販売により地元企業のデジタル化を推進しているほか、企業のホームページ作成を請け負う新聞社や印刷会社の例が見られるところです。

また、クラウドやプラットフォームをユーザーとして活用する様々な事業は、議員おっしゃるとおり多くの資本投入を必要としないことから、そうした事業を行う個人や団体は市として把握しておりませんが、少なくないものと推測しております。

昨年度実施した感染症対策IT化支援事業補助金では、無人受付キャッシュレス決済システム、飲食店での端末からの注文システム、不動産賃貸業のECサイトの導入について、地元企業がソフトウェアとともにIT機器を納入した実績がございます。

また、携帯電話端末のアプリを活用した簡易なプラットフォームサービスを提供した例として、今年3月に行われた全日本スノーボード選手権大会において、地元企業の経営者が中心となった団体が参加者や大会関係者に市内の飲食店や土産店を試験的にラインボットにより紹介し、大会誘致の経済効果を高める取組を行っています。

次に、小項目の2、将来のデジタル産業推進へ向けた取組についてお答えいたします。デジタル産業の推進に当たり、クラウド事業者やプラットフォーム事業者等、いわゆるベンダー企業の誘致については、現段階では電力のバックアップや高速通信回線の複線化などのインフラが整備されていないものの、本市は災害が少なく、王子マテリア名寄工場敷地の利活用において木質バイオマス発電が計画され、市としてデータセンターの誘致を目指していることなどから将来的には有望と考えており、本市がデジタル産業の適地になる可能性を見据え、企業立地促進条例やその特例条例においても情報通信業を対象業種として支援の体制を整えているところです。

一方で、クラウドやプラットフォームのユーザー企業については、多くの資本投入を必要としない場合、企業立地促進条例の対象にはならないものの、中小企業振興条例に基づく支援メニューのうちトライアル企業支援事業は本市の魅力を感じ、新たなビジネスを検討いただくために、お試してテレワークなどを行う市外企業に対し、オフィスの家賃や旅費の一部を補助するもので、本市で実施するインセンティブになるものと考えています。

また、それら事業の保守管理に関わる事業者の誘致につきましては、企業立地促進条例やトライアル企業支援事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれお答えをいただきました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、今回世代ごとということでありましたが、これ私の家族がちょうど下が小学生から上が90歳のばあちゃんまでということで、非常に理解がしやすい家族構成ということで、それぞれの世代が今どんな状況なのかということも踏まえてのお話をしたかったなというところからこういう構成をさせていただきました。

まず、学校現場でスマホは今持込みを禁止しているという状況であると。今タブレットを持っていて、親とのやり取りというのがタブレットでは今できない状況でありますけれども、従来から親の送迎の時間等々連絡をするのに一部学校の許可を取ってということ子供に持たせているという状況というのは、これは把握をされているかなというように思っております。昔は携帯電話でしたが、今はもうスマートフォンということで、タブレットと同じ性能の機械が家にもあり、学校にもありという、本当にデジタルに囲まれた中でずっと、うちの娘もデジタル漬けの生活を送ってしまって、本当に申し訳ないのですけれども、家に帰

ってきたらユーチューブをずっと見ているような、なかなか勉強しているのか、おまえ大丈夫かというような、そういう子供になってしまっていますけれども、学校現場で今ユーチューブ動画を使って指導している。そのモラルの指導というのは、道徳の授業とかでやっているということでありませう。これは、ぜひどんどん進めていっていただきたいと思ひます。

私が懸念をしているのが、やはり子供たち、スマートフォン持っています。そして、ラインですね、ああいうツールを使って学校の同級生の中でグループをつくって、携帯電話の中で完結するようなお話をしたりと、そういう状況もあります。やはり心配しているのが、その中でいじめですとか課題というのが出てくるのではないかなと感じております。その辺の状況の把握ですとか対応というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 議員おっしゃられるように、児童生徒におきましては大半の方が今スマホを持たれているものではないかというふうに感じているところでございまして、先ほどの答弁にもありましたとおり、情報モラルに関する指導につきましては、やはり学校の中でも総合的な学習の時間ですとかネットワーク上のルールとかマナーをしっかり守ることについて考えさせる授業を行ったり、先ほどのとおり道徳の時間では誹謗中傷やいじめ、犯罪ですね、こういったところに関して考えさせる授業というところも、学習というところも行っているところでございます。

あわせて、保護者に対しましても、やっぱりICT機器の利用ですとか個人情報の扱い等について御家庭の中でルールを決めていただくようお願いをしたり、参観日ですとか懇談を通じて継続的にお願いをしていく必要があるというふうを考えておりまして、これについてはいろいろと学校通信とかでもお願いさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 対策、ぜひ行っていただきたいと思ひます。

その側面としまして、やはり有効活用できるツールでもあると思ひます。プログラミング授業の中の中学校でネットで双方向通信を可能とした技術を使うと。これ、平たく言ってしまうたら、お互いが通信可能なアプリを作っているという認識になります。ぜひそういう技術、子供たちの中でも分かっていると思ひますから、例えばですけれども、学校関係の悩み事等ありましたら、すぐそこで相談できるようなアプリを作る、あるいはそのツールを利用していくという、そういう子供たちの困り事に対して、いかにこのデジタルツールをうまく使って対応していくかというのが今後やはり必要になってくると思ひますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) なかなか名寄市独自でというのが、ここはまだそこまでの段階には至っていないですけれども、北海道教育委員会のほうではおなやみポストというところで、そういった悩みや何かあればこのポストに書き込みしてくださいというところで周知を図っておりまして、これについて子供たちも十分認識していただいて、何かあれば書き込みいただいているものかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) なかなか北海道の窓口直接子供が投稿するって、やっぱりハードルの高い部分もあります。先生方には負担になるような気もしますが、やっぱり学校の担任の先生というのは子供たちにとって一番身近にいる大人の方だと思ひます。親よりも日中接している時間長い方もいらっしゃると思ひます。やはり先生方がしっかりとモラルを持って子供たちと向き合ってくださいというのが、これは最重要なところ

でありますけれども、やっぱり今インターネットという、なかなか物理的に表面に目に見えてこないところというのがこれからかなり懸念をされるというところ、そしてまた期待を込めて、もっともっという意味で有効活用してほしいというところもありますので、学校現場でのモラル教育等々、これはまた指導をぜひ続けていただきたいというように思います。

また、タブレット端末を利用した学習ということで、コロナウイルスの感染が広まった直後だと思えます。学校閉鎖をしてしまって、その代替授業としてタブレットを家に持ち帰って授業をしてはどうかというお話があったかに思います。たしか私の記憶では、あの当時持ち帰っての学習ができなかったのではないかなと思えますが、現状コロナウイルスで学校に通うことができない状況になった場合に、やっぱりタブレットを使った学習、実際の学習だけではなく、みんな元気ですかとか、先生方からの声かけというのがやはり有効かと思えますが、その点現状どうなっておりますか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 1人1台端末の持ち帰りについての御質問かなというふうに思っています。

確かに持ち帰ることになればいいなというふうには思うのですけれども、なかなか持ち帰らせればよいというわけでもないので、端末に触れることで学んだりすることも多いというふうには思いますけれども、学校から持ち帰るということになりますので、これはやっぱり教育上のツールとして持ち帰るということになるかなと思っています。持ち帰り、どのような学習に活用するのか、どう活用していくのかというところ、またセキュリティーは大丈夫かだとか多くの課題があって、今引き続き、かなり時間かかってしまっていますけれども、継続して検討はさせていただいているところでございます。

次年度には、ここの持ち帰りをすることを前提

とした中身について、特に本年度の後半からプロジェクト委員会でしっかりと検討していきたいというふうにお願ひもしておりますし、プロジェクト委員会のほうでもそのような話をさせていただいておりますので、もう少々お待ちいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） もう少々ということなので、ぜひ期待をさせていただきたいというふうに思っております。

デメリットの部分でお話がありました。何でもすぐに調べてしまうと。言ってしまうと、すぐググってしまうということ、私もそういう状況によくあります。最近タブレットやパソコンを使うと、漢字を書けなくなるという状況、皆さん記憶にないでしょうか。あの字どうだったかなと、しばらく考えて、結局何かで変換して、ああ、こうだった、こうだったという状況、非常に多くあって、便利になった一面、やっぱり不便になってしまうといいましようか、支障が出てしまうということもあろうかと思えます。漢字程度ならいいかもしれませんが、正しい情報なのか誤った情報なのかというところの判断が難しいというところは多々あると思えます。特に今ユーチューブという動画は、発信者が好きなように作ることができるということで、実際にどういう正確な情報があるのかなのかというのは、なかなか判断が難しいところだと思います。

学校の授業の中でもユーチューブ動画を使っているというところのお話もありました。そのユーチューブ動画をどういう動画で勉強されているのかとか一定の基準で選んでいると思うのですけれども、そういう選考の過程といいましようか、どういう動画が適しているのかという判断を誰がされているのかというところをもう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほど学校の授業の

中でユーチューブを活用した授業を行わせていただいているというふうにお答えさせていただいておりますけれども、ここは基準というよりも、やはりそれぞれ授業を行う教員の皆様方が、もちろん先生ですので、これは授業に適切な動画であるということの判断、しっかりと判断してもらって授業の中で活用していただいているということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。

先ほど申し上げましたけれども、私の子供もユーチューブ、家に帰ってきてから見ている。やっぱり見るなら勉強してほしいなというところから、どうせ見るのだったら、例えば学校の先生方が推奨している動画はこれですよみたいな、リストではないでしょうけれども、そういうのがあれば、私も子供に堂々と見せてあげれると言ったらちょっと語弊が出るかもしれませんが、家庭の中でも有効活用できるのではないかと思います。その辺が進めていただければありがたいなと、これはお願いさせてもらおうかなと思っております。

続いて、プログラミング教育の現状ということで、私も正直経験がない状況です。コンピューターを、プログラムを勉強するという側面だけではなく、こういう仕組みでコンピューターが動いているから、うまく使ってくださいよというのが最終目標であるというような認識をさせていただきました。

現状、パソコンが社会に流通ってきて、パソコン使える人材が非常にありがたい人材と言われていた頃に今とても近い状況がこれから起きつつあるのかなと思っています。特にタブレット関係、アプリの開発関係といったら、そういう人材というのは非常に大切にされてきますし、手に職がついてくるということも考えられます。

今回プログラミング教育には関係ないのですが、新設される高校の情報技術を学ぶ科が設定されるというところに進学を希望する中学生が、

進路指導の先生方がどうしてもまだ何があるか分からないということで、なかなか強く推すことが難しいという状況があるように聞いております。せっかくできる学校にこういう情報技術を学べるというところ、私はこれ全然推進してもいいと思っておりますけれども、なかなかそういう状況にないというのは、プログラミング教育も含めて、まだまだ親の世代も含めて浸透がしていないといましようか、周知の部分が足りていない。これがどうやって有効的に使っていくのかというところがもうちょっとあってもいいのかなと思います。その辺、現在どうお考えなのかお知らせをいただいてもよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 小中学校で学んでいるプログラミング教育につきましては、いわゆるプログラム言語だとかプログラムの技能を学ぶものではなくて、プログラミング的な思考、先ほど答弁させてもらいましたけれども、論理的思考を養っていく、学んでいくというところがまず大前提でありますので、要は簡単に言うと一つ一つの動きに対して記号を、こういうふうにしたらこうして動くのだよという論理的な考え方をまず学んでいこうということが大事で、そこからそういったことを学んだことによって日常的にも論理的な思考を基に上手にICTを使って生活していく。これからの未来の子供たちは、ICT機器を使った生活というのが当たり前の世界になってきますので、それを上手に活用していくために、そのステップとしてプログラミング教育ができていくのかなというふうに思っています。

それが段階によってやっぱり異なってきますので、小学校から中学校、そして高校となるわけですが、高校となってくるとかなり専門的な分野にも到達するのかなというふうには思っています。高校の部門については、私どもでなかなかお答えすることはできませんけれども、先般名寄高校でもAIを使った公開授業が行われて、私も

少し見させてもらいましたけれども、非常に楽しく授業を行っていただいて、授業のほうは展開されていたかなというふうに思っています。それは普通科だったのですけれども、今度情報技術科というのができますので、当然さらに一歩進んだものが授業されるのではないかと考えておりますけれども、私どもも具体的にどのようなカリキュラムで行われるかというのは、当然道教委の範囲になってきますし、その辺については徐々にこれから分かってくると思っていますので、進んで分かり得る情報についてはこれまで同様皆様方に周知したいなというふうに思っておりますけれども、いかにせん今の状況では、高校のことについてはお答えすることはなかなか難しいかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そのとおりと言ってしあったらあれかもしれませんが、こういった小学校、中学校からデジタル技術を応用する力を持った子供たちがさらに高校で深く学ぶことができると、これはほっといても人材は出てくると言ったらおかしいですけれども、名寄市内でゆかりのあるそういう情報技術の能力を持った方がこれから生まれてくるということは大きな財産の一つになると思います。ぜひその辺、お考えを持ちながら今後施策展開等々検討していただきたいというふうに考えております。

では、続いて小項目の2番目、働く世代への取組ということになります。今おっしゃったように、対面での申請等々が、これからデジタル化して、なるべくコンビニで受け取ったりというような状況にしたいというお考えだったと思います。本市でもデジタル化に向けて計画立てて進めていくということが必要になろうかと思いますが、そういう情報技術を推進していく、また庁内での業務改善化、効率化を求めていくといった総合的な計画等々、整備されるというようなお考えはある

でしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今現在、名寄市版のDX推進計画、これを策定中ということでありまして、この計画につきましては今後名寄市が目指すべき方向性ですとか今後実施するデジタル施策の基本的指針として策定しようとするものでございます。計画期間は、後期計画と併せて令和5年度から令和8年度の4年間ということで、今鋭意作業を進めて、年度内で策定しようというところでございます。

内容につきましては、今現在ではっきりした内容はお示しできませんけれども、骨子案としましてはこの間のコロナ禍ですとか、あと国の動向などを示した計画策定における背景ですとか目的、あと基本方針、推進体制などを示す総論的な項目、あとは先ほど議員おっしゃいました業務改善も含めたセキュリティですとか、そういうものの庁内のDXの推進方策、さらに地域DXの課題ですとか、そういうものを入れた推進方策、そういうような項目で作業を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） デジタルトランスフォーメーション、先日からよく言葉が出てきますけれども、正直分かりづらいと私も思います。何だそれとなります。これは、大きく分けて目標としては業務改善、効率化を図りたい、それが大前提、一番の目的。その目的達成のために情報技術を使いましょうと、そういう認識を持っています。そういう認識で大体間違いはないと思うのですが、やっぱり題目として業務改善が一番大きく上に来る。令和8年までの計画を今考えているということでもあります。では、その令和8年に我々の世界がどうなっているのかというところをかいつまんで想像できるころがあれば、もう一度お知らせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 先ほども申し上げたところもございます。先ほど、これからの行政サービスということで、市役所でいえば窓口については当然現状の窓口は縮小するかもしれませんが、それは開設するという部分であります。それを大前提に置きながらも、マイナンバーを活用したような、通常の申請行為ですとか、そういう部分についてはオンラインで完結する。この間、昨日ですか、新聞報道にもありまして、子育て手続デジタル化というのがぼんと出ていました。政府のほうで年内に推進チームをつくって、出生届の提出だとか児童手当の申請、手続をオンラインで完結できるようにすることを目指す。ちょっと遅いかなと思ったのですが、オンライン化、令和4年度末と言われているのですけれども、今こういう状況なので、遅れるのかなと思いますけれども、私どもも基盤整備については進めているところでありまして、こういった形で市役所でいえばそういうものが主流になるのではないかとところでございます。

あと、この報道でも民間のスマートフォンアプリと連携した取組を進めるということで、具体的な産後ケア、一時預かり、保育サービスのオンライン化ですとか子育ての不安をインターネット交流サイトを通じて保健師らに相談できる仕組みの整備など、ちょっと踏み込み過ぎかなという気も……。対面でやらなければならないことは対面でやらなければならないので、例えば子育てでしたら、全てがオンラインでできるというのではなくて、やっぱりそれは手続をしながら話している中で気づく面もあるでしょうから、それはやっぱり対面でやらなければならないものは対面でやらなければならないことだと思いますけれども、そういうのを必要とされるものについてはほとんどのものがオンラインでもできるということになるかと思えます。

こんなものでよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。

他市の先行事例を見ますと、印鑑を廃止するか受付にAIを使った自動応答システムを使うとかというような状況もあるように聞いております。ぜひそういう先行事例も検討しながら、庁内、情報化を推進して効率化を図っていただきたいというように考えておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

働く世代ということで、なかなか仕事にインターネットを見るというのは難しい人もおられますが、つい先日、昨日ですね、熊が出没しましたよという名寄市のラインが入ってきました。どこに出たか、どっちに逃げたか、そして各学校の対応はどうなったかまで細かく出てありまして、あれはすごく役に立つツールだなというように思っています。ああいうのをやっぱりプッシュ式の情報発信としてあるべきだと思います。今現状ラインに登録していないとああいう情報を受け取ることができないということになっておりますが、それ以外のツール等を使ったプッシュ式情報発信について、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 市民の皆さんが望む情報が簡単に取得できたり届いたりということが一番の理想であって、それが先ほどから議論していただいているDXなのだろうというふうに思っています。

現在の認識としては、ラインを我々は活用、まずさせていただいてありまして、一定程度認識としては成功をしているという認識であります。既にその中でも、ラインの登録いただいた中でもコンテンツを作っていて、子育て情報が必要な方とか、いろいろ自分で情報を得られる仕組みにもなっておりまして、今それ以外のツールというお話もあったと思いますけれども、まずはやはりここ

です。しっかりとこのツールを広げていくというのを注力していきたい。そのために、今回総合計画の中でもKPIとして設定をさせていただいております。いろいろ散らかるのが悪いとかというわけではなくて、選ばれる手法はたくさんあったほうがいいのかもしれない。ただ、しかしここで我々もこのラインというものを使いながら、一度情報伝達として成熟をさせていきながら、検証しながら、さらに有効なものということは勉強させていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 現状としてラインという媒体を使うというのは十分正解だと思いますし、情報の速度、また精度から見ても十分成功した事例だというふうに考えております。KPIの数字の中では、まだこれから1万5,000件まで伸ばしたいということでありましたので、ぜひ伸ばして欲しいのと、やはりラインも結局民間のサービスでありますので、それがサービス終了してしまったらどうなるのだろうというところは検討していただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それともう一点、現在保護者、学校関係なのですけれども、学校から連絡が来ます安心メールさんを使ったりマチコミさんを使ったりというところでプッシュメールが来るのですけれども、ぜひこれ統一化できないかというお声をよく伺うのですけれども、その辺現状でどうお考えなのかお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員おっしゃられるように、今市内の各小中学校では、今お名前もおっしゃっていただきましたけれども、安心メールさんとマチコミメールさんと。6校が安心メールで5校がマチコミメールと、2種類使われているかなというふうに思っています。保護者との連絡用のこういったアプリというかフリーソフトとい

うのでしょうか、そういったものについてはそれぞれ各学校の中で使い勝手のよいものを選択してもらって導入してきていまして、現在我々のところには保護者の方々から連絡手段を統一してほしいといった要望とか御意見というのは、各学校を通じてそういう話は聞いていないというところもございます。学校の先生方からは、逆に保護者の方々も今のそういったアプリというのでしょうか、そういったものに慣れてきているというところもあって、これがまた変わってくるのにも少しまた課題があるのではないのかなという話は伺っているところもでございます。そのため、保護者の皆様方からそういった要望ですとか意見があれば、各学校の中で御協議いただいて、御検討いただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそういうアプリ作ってみてください。

お願にもなるのですけれども、複数の登録になってしまいますと、私も子供は小学生と中学生がいるので、別々の登録を行って、それぞれ同時に返信ができないというところもあって、なかなか学校側でも兄弟が複数の学校に分かれているという状況もありますので、そこは統一に向けての検討というのはされてもいいのかなというように考えております。これは、ぜひ庁内で検討いただければと思います。

続いて、小項目3番目、高齢者の世代ということで、私の90歳のばあちゃんにデジタルトランスフォーメーションを説明してみました。無理でした。最初から分からないと。ということで、先般から高齢者向けスマホ教室等々開催をしていると言いましたが、ある程度上限があるのではないかと。そもそもスマホの理解がある人ではないと来ないのです。マイナンバーカード、あれを魔法のカードというような意味合いで持つ方のほうが多いのかなと思います。このカードがあったら病

院で保険証代わりになりますよ、このカードがあったら例えば行政サービス受けれますよ、そういう高齢者にデジタルって何ぞやと一から説くよりも、実際このカードがどうやって使うのだ、そういうような周知のほうが私は効果的かなと思います。そういうところから、まずマイナンバーカードを使ったら何ができるのか。タクシー手配で先行事例として、これ群馬県の前橋市なのですけども、そうやってタクシー呼んだら安くなるよとか、今マイナンバーカードを利用して病院を受診したら、10月から変わったという話聞いておりますが、受診料がちょっと安くなるよとか、そういうメリットをやはり提示していくということがこれから必要になると思いますが、その点もう一度お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) マイナンバーカード、なかなか交付というか申請率が進まないところでございます。

その中では、マイナンバーカードを持っても、今現状としてなかなか利用がないというのもあります。先ほども申し上げましたけれども、今後どんどん進んでいくというところもありますし、保険証では活用が始まっている部分もあります。免許証もということありますので、今後も広報なんかですとか様々な媒体を通じながら、今こんなことができますよだとか、そういう活用方策なんかも周知していきたいと思えます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 活用に当たっては、どうしてもカードという物理的なものを使う以上、そのカードリーダーですとか、それに順応したシステムの導入という、どうしてもお金のかかってくるという部分が必要になると思えます。ぜひこれ全庁的に、病院でも市役所でも、どこへ行ってもこのカード1枚があったら事足りるのですよみたいな、そういうぜひ強いカードに行政として育

てていていただきたいというようにお願いをさせていただきます。

予算措置等の検討もされながらの話になりますので、なかなか一朝一夕には難しいと思いますが、ぜひ先ほどおっしゃいました令和8年ですか、計画の終了にはマイナンバーカードさえあれば何でもできるのだというような名寄市にぜひなっただきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 実は、マイナンバーカードを取得してくださいという形で一つの取組として、今回燃料券、全世帯にゆうパックで送った形なのですが、その中に市長の指示もありまして、せっかく全世帯に行くものですから、マイナンバーを取得してくださいという形で、マイナンバーを取るとこういうことができますよだとか、今後こういうことができますよという形で1枚入れさせていただきます、マイナンバー取得をお願いしますということで送らせていただいております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) その資料、私も見たかもしれませんが、記憶にございませんで、申し訳ありませんでした。

(「まだ届いていない」と呼ぶ者あり)

○6番(今村芳彦議員) そうかもしれない。風連なので、遠いので、すみません。

それでは、続いて大項目の2番目、地域産業としてデジタル技術を興してはどうかというようなことになります。現在デジタル産業の状況として、確かに各業種によって、本業ではなく、サービスの一環、印刷屋さんでしたらデザインを請け負いますよとか、そういったようなところで今取組があるという話でありました。実際どういうものをデジタル産業と呼ぶのかというのは、各業界団体によって変わってきておりまして、非常に難しい

概念にはなるのですけれども、言ってしまうとどこでもできると。そして、先ほどおっしゃっておりましたけれども、名寄市はデータセンターという一つの柱が今あるというところで、これから推進していくというようにお考えをいただきました。

先ほどからデジタル教育含めて、そのデジタルに特化した人材がこれから名寄で生まれてくるという状況にあるのは、これは追い風でしかないなというように見ております。ぜひ目指せクリプトン・フューチャー・メディアと言わせていただければ、分かる方いらっしゃるかどうか分かりませんが、札幌のある企業なのです。非常に有名な、御存じかどうか分かりませんが、初音ミクというキャラクターを御存じでしょうか。一時代を築いているというソフトウェアなのですけれども、そういうのも非常に資本投資の少ない会社がスタートして成功を収めて、今北海道の雪ミクといいたいまいしょうか、各お祭りのイベントに使ってみたりというような認知度が非常に広がっている状況になっております。ぜひそういう発信を名寄がしてほしいなと。特に産業、今非常に厳しい状況になってきているというのは皆さん周知の事実だと思いますが、デジタルというのはどこでもできるのだから、やっぱり名寄で起きてもいいでしょうと。そのための施策展開が私は必要ではないかということから、この大項目2つについてお話をさせていただきました。

現状企業として今はないとおっしゃっていましたが、中小企業振興条例の中でも支援策を今あるという話でありましたけれども、やはりデジタルに特化した条例ですとか施策というのがなかなか難しいといいたいまいしょうか、見つけることもできない……見つけることはできるのか、何か利用しやすくないのではないかなというような感覚があります。やっぱりデジタルを広げていくとしたら、既存のハードウェアの整備だけではない、もっと別な、例えば著作権の関係ですとか、どうやって維持をしていくのかという知的財産の部分も十分に

配慮した振興策というのが必要になるかと思えます。その辺のお考えありましたら、また改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） デジタル産業ということで、今様々な例を出していただきました。例えば札幌の先ほどのクリプトン・フューチャー・メディアの初音ミクさんのことでいいますと、一昔前にサッポロバレーなどと呼ばれて、これはシリコンバレーをもじって言った言葉があります。そういったことに名寄がなれるかどうかは分かりませんが、先ほど答弁させていただきましたとおり、将来的には本市がデジタル産業の適地になる可能性はあるのではないかと考えております。

一方で、今おっしゃったような知的財産ですとか、そういうところまで、まだ考えに至っていないところもありますが、現時点でも私どもでは中小企業振興条例、このたび見直しまして、その中ではオフィスや店舗の新築や改修、設備投資を後押しする企業活力強化支援事業、あるいは新たな事業のスタートを応援する操業支援事業においては、一定の条件の下にIT機器の導入を支援対象としております。こういったことで、デジタル技術の産業振興にも今の段階でも取り組んでいるところございまして、先ほど申し上げたとおりデジタル産業というものは定義というのがなかなか難しいと思えますけれども、国の定義にも幾つか異なるものがありまして、クラウド事業者、プラットフォーム事業者などをデジタル産業というものもあれば、それをユーザーとして使う人たち、この場合は個人でもできるような事業だと思えます。一方で、御質問にもありました中での保守管理に関わる事業者、こういったものもあると思えます。こういった方々を名寄の可能性として使えるように、もう一つでは先ほど申し上げたトライアルの事業も用意しておりますので、名寄においてその可能性が将来的にはあるであろうという今

村議員の思いも、その方向には何とか応えられるような制度を今は用意していると思っております。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 名寄市がこういうメニューを用意して支援をしていますよというのは、あくまでも名寄市のホームページを参照としたり、自分が取りに行かなければならない情報なのです。やっぱりこれはプッシュですね。デジタル産業を興すというのであれば、やはりそういう方々がよく見ているサイト等とインターネットの、どこにでも転がっていると思います。そういうところでやはり周知をしていくということも今後手法の中に検討していただいて、名寄市のデジタル産業、産業の一つの柱として、ぜひ成長させていただきたいとお願いを申し上げて、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長(東 千春議員) 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要に係る資金調達の支援について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番(塩田昌彦議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、足元ではエネルギーや資材、食料品の物価高騰が、市民生活はもとより、様々な事業活動において脅威となっており、新たな支援など経済対策が求められています。

喫緊の課題に取り組む姿勢として、名寄市中小企業振興条例が目指す地域循環型経済の実現など、課題解決に向けた行政の施策強化が必要と考えます。そこで、大項目3点にわたり質問をしてまいります。

大項目の1、中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要に係る資金調達の支援についてお尋ねをいたします。令和2年2月に始まった新型

コロナウイルス感染症の影響回避に向けた給付金事業をはじめとした経済対策の下、地域経済にも一定の下支え効果が発揮されてきましたが、各種エネルギーや資材、食料品の高騰などの影響から、中小企業や小規模事業者は資金調達に苦慮しており、またコロナ融資の据置期間の終了に伴い返済が始まっていると思いますが、小項目の1、新型コロナウイルス感染症対策を含めた名寄市中小企業特別融資の現状と償還状況について。償還の状況、返済猶予に関して、行政や商工会議所、商工会への相談など、現状の把握とその対応についてお知らせください。

小項目の2、厳しい経済状況に耐え得る資金調達の支援策について。飲食、観光業などは、いまだ回復を見通せず、さらには運送業など冬の需要期を迎える本市においては、あらゆる産業への一層の影響が見込まれます。名寄市経済の再生には、中小企業、小規模事業者は欠かすことのできない存在であり、これら企業を守るため資金調達の支援など緊急の対策が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、大項目の2、地域循環型経済の推進及び活性化に向けた取組についてお尋ねをいたします。さきに述べたとおり、地域経済の回復はいまだ進んでおらず、経済の活性化に向けた消費喚起を促す支援策が必要と考えます。

そこで、小項目の1、地域活性化に向けた消費拡大の支援策についてお考えをお聞かせください。

次に、小項目の2、名寄市ずっと住まいる応援事業の継続及び見直しについてお尋ねをいたします。本事業は、住宅の改修等推進事業に始まり、現在名寄市ずっと住まいる応援事業として4年間の最終年を迎えています。当該事業は、利用に伴う市民要望は高く、事業の継続と見直しについてお知らせをください。

次に、小項目の3、住宅新築における地元企業への誘導策についてお尋ねをいたします。住宅新築における地元施工事業者への受注減少を懸念す

る観点から、平成29年9月第3回定例会において質問をしてから、今回の質問で5回目となります。改めてこれまでの状況を見ると、住宅新築の地元施工業者への受注は、平成26年新築住宅51戸中、地元受注は25戸で、全体の約半分が地元受注であり、この年をピークに年々減少が続き、令和2年度には33件中5件となり、地元受注率は全体の15.15%、令和3年度では50件中13件とやや回復にあるものの、依然として厳しい状況が続いています。本年4月施工の名寄市中小企業振興条例では、基本理念、基本方針にのっとり、財の域内循環による地域循環型経済の構築に向けた取組を加速し、市外から財貨の獲得による持続的な経済循環を促進し、市民が豊かで暮らしやすいまちを実現するとしており、少しでも財の域外流出を防ぐ対策は急務と考えておりますが、地元企業への誘導策について考えをお聞かせください。

次に、小項目の4、公共事業発注の平準化についてお尋ねをいたします。名寄市中小企業振興条例の条例改正に伴い、条例が目指す地域循環型経済の実現を具現化するため、公共事業の発注において官公需受注機会の確保とともに、公共事業の平準化は地元建設事業者にとって最も重要な施策と考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、小項目の5、人材育成・確保に係る仕組みづくりについてお尋ねをいたします。産業人材を輩出してきた名寄産業高校の統廃合により、人材確保への懸念が生じています。技術者の高齢化、技術の継承、人材育成など、課題を抱えております。人材育成のため、行政と建設事業者との情報交換、情報共有のための意見交換会を通して、人材開発センターの積極的活用と協力、連携強化を図るため、意見交換のできる環境の整備が必要と思いますが、お考えをお知らせください。

次に、大項目の3、公共施設等に係る公共事業の見直しについてお尋ねいたします。本年3月の定例会において、人手不足などに加え、資材価格

の高騰など先行きが見通せない不透明な状況が続いていることから、入札不調の影響を懸念して質問をさせていただきました。

小項目の1、各種エネルギーや資材の高騰、資材調達が著しく厳しい状況下における今後の公共事業に及ぼす影響について、現在の公共事業における資材調達や諸物価高騰等による先行きが見通せない状況が続く中、公共工事の発注にも影響が及んでおり、現状を踏まえると今後の入札、特に大型工事における入札の影響、また名寄市の各種計画にも影響が及ぶことが考えられます。各種エネルギー、諸物価高騰等による事業費が膨らむことによる財政面の負担増も大きな懸念として上げられます。このような傾向が続くことを想定をされますが、今後の対応についてのお考えをお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 塩田議員からは、大項目で3点について御質問いただきました。大項目1と大項目2の小項目1、2、3と5は私から、大項目2の小項目4と大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要に係る資金調達の支援について、小項目の1、新型コロナウイルス感染症対策を含めた名寄市中小企業特別融資の現状と償還状況についてお答えいたします。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、いち早く令和2年第1回定例会会期中に市内中小企業や小規模事業者の資金繰りを支援するため、コロナ対応の融資制度を創設いたしました。具体的には、売上げが10%以上減少した事業者が本市の通常の制度融資よりも低利率で融資を受けられ、据置期間を1年間とし、信用保証料の全額補助、3年間の利子補給が受けられるとい

うものです。しかし、1年経過後も新型コロナウイルスは終息せず、中小企業等の業績が回復する前に元金返済は始まる一方で、借換えなどの柔軟な対応ができていないといった制度創設当初には想定していなかった課題が見えてまいりました。

そのような状況を受け、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおける金融機関の意見も踏まえ、令和3年4月、要綱の見直しを行い、長期化するコロナ禍に柔軟に対応するため融資要件の緩和、融資限度額の引上げ、据置期間の拡大などの改正を行いました。具体的には、新規契約だけではなく借換えも対象とし、限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ、据置期間を1年から3年に拡大しました。本年10月末までに142件、9億5,550万円の融資が実行され、既に一部償還が始まり、2億1,777万4,000円が返済され、うち19件は完済しています。市内金融機関からは、早い時期に簡素で迅速な制度により市内事業者が融資を受けられたことはよかったとの評価をいただき、市内事業者の事業継続に寄与しているものと認識しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、昨年末からの先の見えない物価高騰と相まって厳しい経済状況が続く中、コロナ融資の償還を迎える事業者が返済に窮することも懸念されることから、名寄商工会議所や風連商工会、市内金融機関に確認をしたところ、地域経済が回復しない状況では売上げは伸びず、資金が減少し、融資の返済が滞る状況は想定されるものの、現時点で具体的な相談などはないとのことでした。今後資金需要が高まる年末や年度末を控え、コロナ融資の償還を迎える事業者の状況などに関して、引き続き市内経済団体や金融機関と連携してまいります。

次に、小項目の2、厳しい経済状況に耐え得る資金調達支援策についてお答えいたします。全く先行きが不透明だったコロナ発生当初の緊急的

な資金需要に対応するために創設した本市のコロナ融資は、本市においていち早くスタートし、国や政府系金融機関、道や多くのほかの自治体が既に終了している現在も継続しており、今年度末を期限とし、市内事業者の事業継続に寄与しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、発生から3年がたとうとしています。厳しい経済状況の要因はコロナの長期化に加え、様々な国際情勢や円安などによる燃料や原材料をはじめとする物価高騰など多様化、複合化しており、コロナの影響に対する緊急的な経済対策を要する状況からフェーズが変わったと考えられ、ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済活動に対応していく必要があると考えております。そのため、本市の通常の制度融資による運転資金、設備資金、あるいはより有利な新規開業の資金需要への支援に加え、様々な事業者ニーズに対応した中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューによる支援などにより、市内事業者の事業継続や新規事業者による操業などを後押しし、本市経済の活性化に努めてまいります。

次に、大項目の2、地域循環型経済の推進及び活性化に向けた取組について、小項目の1、地域活性化に向けた消費拡大の支援策についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、本市ではこれまでに感染拡大状況や国や道からの行動制限などの状況に応じて特別融資、給付金、そして消費喚起策を実施してまいりました。消費喚起策としては、実行委員会が実施するプレミアム付き商品券事業を3度にわたり支援し、その直接経済効果は総額で9億3,341万円であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内経済の活性化に一定の効果があつたと認識しております。

また、原油価格、物価高騰による市民生活や事業活動への影響を軽減するため、本年第3回定例会最終日に議決をいただき、広く市民、市内事業者の水道料金及び下水道使用料の基本料金を本年

11月請求分から来年3月請求分まで減免しているほか、本定例会初日には燃料高騰対策、生活支援事業に係る補正予算を議決いただき、灯油やガソリンなどの燃料購入券1万円分を市内全世帯に順次郵送しているところでございます。

今後、ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済活動に対応していくと同時に、原油価格、物価高騰による厳しい経済状況からの回復を図るため、国の第2次補正予算や道の施策を注視しながら、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおいて金融機関と情報交換するほか、市と名寄商工会議所、風連商工会と連携して市内経済の状況把握に努め、適宜必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

次に、小項目の2、名寄市ずっと住まいる応援事業の継続及び見直しについてお答えいたします。ずっと住まいる応援事業は、平成31年4月の施行から本年度、現行の要綱の最終年度となる4年目を迎えています。本事業は、50万円以上100万円未満の改修工事に対して定額10万円、100万円以上の改修工事に対して定額20万円を補助し、移住や空き家、居住誘導区域の場合にそれぞれ5万円を加算するもので、市民からも施工業者からも高い評価をいただいています。また、年間3,000万円の予算に対し、総事業費は毎年3億円前後と、予算のほぼ10倍の事業効果となっております。本年度につきましても、市民の住宅改修ニーズに応える制度として好評をいただき、8月5日に本年度予算額に達し、交付申請の受付を終了いたしました。

本事業の前に2年半実施した名寄市住宅改修等推進事業を終え、本事業を策定する際に市民や施工業者から長く続く制度を望む声が多かったことから、4年間の事業としてスタートし、最終年度に市民の意識や社会状況の変化などを検証した上で最長4年まで延長できる制度としたところです。

最終年度である今年度、8月に庁内関係課による検討会議を設置し、事業者や施工業者のアンケ

ート結果などを参考に、これまでの成果や効果を検証し、市民をはじめ、住宅関連産業のニーズや社会状況の変化などを踏まえ、延長を含め改正の必要性について検討を開始いたしました。

また、本年11月に市内施工業者などで構成される、なよろっぼい家づくりの会から本事業の継続や新たな加算項目の追加などについて要望書を頂きました。これまでに3回の庁内検討会議を実施し、本事業を延長する方向で検討し、さらに現行の加算項目の見直しや新たな加算項目の創設などについて議論をしているところでございます。

次に、小項目の3、住宅新築における地元企業への誘導策についてお答えいたします。新築住宅取得への支援については、ずっと住まいる応援事業における施工業者アンケートで新築住宅への補助より住宅改修に対する補助の維持を望む声が約71%と多く、住宅建設分野における財の域内循環への当面の施策として市内企業への受注機会の促進を図り、住宅改修に係る補助制度を実施しているところでございます。

新築住宅に対する支援に関しましては、これまでも業界団体の皆様と意見交換をしてきておりまして、業界団体や市内企業が新築を含め受注増加に関して自主的に取り組む場合につきましても、人材育成及び確保の観点からも、行政として前向きに支援を検討する旨をお伝えしており、御提案に期待をしているところでございます。

次に、小項目の5、人材育成・確保に係る仕組みづくりについてお答えいたします。本市では、中小企業振興条例に基づく支援メニューの見直しを行い、事業者ニーズに沿った使い勝手のよい制度となるよう同条例施行規則を改正し、本年4月1日、施行となりました。人材育成・確保に係る支援メニューとして、事業所の人材育成を支援する名寄でづくり事業を拡充したほか、高度な専門性を持ち、企業の成長戦略を具現化するための人材を新たに雇用する企業に対して補助するプロフェッショナル人材確保支援事業を創設するなど、

あらゆる業種、分野における人材の確保・育成に積極的に取り組んでいるところでございます。これまでに名寄で人づくり事業は5件の交付決定、プロフェッショナル人材確保支援事業は1件の事業認定を行いました。

名寄産業高校と名寄高校の統合による産業人材の確保への影響について、大きな危機感を抱いている名寄建設業協会のお声がけで、昨年度から名寄商工会議所と市の3者による意見交換の場を持っており、その中で建設業界としては地域の担い手は地域で育てようを旗印に、人材開発センターを活用していきたいとお話があったほか、地元の子供たちの育成・確保に関する意見を伺っているところでございます。その一環として、子供たちに建設業、土木業に興味を持ってもらうことを目的に、本年の産業まつりにおいて建設業協会としてN's CRAFTと銘打ったブースを設け、ミニ重機オペレーターのほか、かながけや左官、小屋の組立てなどの体験イベントを実施し、多くの子供たちが楽しみながらたくみの技術に触れていたのはとてもよい試みだったと手応えを感じているとのことでした。

また、本年10月には名寄商工会議所と名寄高校において、同高校の生徒が地域に貢献する人材として成長することを期待するとともに、相互に地域社会の健全で持続的な発展や職業人の育成に寄与することを目的に、キャリア教育・地域創りに関する連携・協力協定書が締結されたところでございます。名寄市としても、人材育成・確保は喫緊の課題と認識しており、さきの3者による意見交換の場を活用するなどして人材開発センターとの連携強化を含め、建設業協会からの具体的な提案に期待をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目2の小項目4及び大項目3についてお答えします。

初めに、大項目2の小項目4、公共事業発注の

平準化について申し上げます。本年4月に施行した名寄市中小企業振興条例では、市の責務として市の工事、物品及び役務の調達等に当たり、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならないと定めています。また、官公需についての中小企業の受注確保に関する法律に基づき策定した名寄市指名競争入札参加者指名基準や名寄市公契約に関する指針により契約の適正な履行が確保できる範囲において市内業者への優先発注に努めているところでございます。市内業者への優先発注や年間を通じた発注の平準化は、雇用環境の確保やインフラの持続的、安定的な維持管理にもつながるものと考えております。また、施設整備などの大型の建設工事においては、工事の平準化が図られず、複数の工事が重複して実施された場合、市内業者の技術者確保が難しく、入札不調などの要因になることも想定されます。本市としましては、適正な工期の確保や発注の平準化は市内業者の受注機会の確保や計画的な事業推進にもつながるものと認識しており、今後でもできる限り発注の平準化に努めてまいります。

次に、大項目3、公共施設等に係る公共事業の見直しについて、小項目1、各種エネルギーや資材の高騰、資材調達が著しく厳しい状況下における今後の公共事業に及ぼす影響についてお答えします。昨今の資材不足や物価高騰等により、発注時期や工期の見直しなど公共事業への影響は避けては通れない状況にあるものと認識しており、御質問にもありました名寄市公共施設等総合管理計画などの各種計画に基づく事業についても影響を懸念しております。また、公共事業のみならず、各種委託料などの経常的経費も増加傾向が続いており、本市の財政面に及ぼす影響も大きなものになるものと想定しております。今後もしばらくは不透明な状況が続くものと思いますが、資材不足や物価の状況等を注視しながら、市民の皆様の安全、安心な暮らしを守っていくため健全な財政運

営の維持に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 御答弁ありがとうございます。

確認含めて再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目の中小企業の資金融資の今の返済の状況、やはりなかなかコロナが終息していない、そのほかあらゆる高騰等があつて厳しい状況にある。したがって、返済も厳しくなるというふうに認識をしていたところでありましてけれども、先ほどの御答弁では、今のところの融資の償還に関する部分でいえば、滞りなく進んでいるというふうにお聞きをしたのですけれども、この名寄市が融資をしている特別融資の関係、コロナの関係ですけれども、これについてはやはりこの名寄市内の中小企業、小規模事業者にとってやはり相当、今後の経営に伴う部分としては非常に助かる施策だったのかなというふうに思いますし、それからこのコロナの関係でいえば、経営の継続給付金から始まって、多くの6つの事業から給付金という形で真水を投入したというふうなことから、相当企業者にとっては感謝をしている部分だなというふうに思っています。ただ、市、そして商工会議所、商工会への相談といいましょうか、返済、金融機関には恐らく相談等々はあるのでないかなというふうに思いますけれども、この部分について、実際商工会議所でいうと政府系の融資が主で、どちらかというマル経という使い勝手のいい融資があつて、それを推奨していたのかなというふうには思っています。

私は、会議所のほうに確認をさせていただいたら、やはりちょっと厳しい状況にはあると。返済滞っているとかなというふうな部分、相談につながったか否かというのは別にしましても、現状としては非常に厳しいものがあると。倒産等々含めて、返済ができなくなったというふうなケースもある

とお聞きをしているのですけれども、実際2年度に行った融資に関しては、据置き1年ということで償還が始まっている。3年度の部分については、据置き3年間ということで大分猶予してきたという部分がありますから、その部分についてはまだ、3年以内ということですから、3年とは限らないというふうには思うのですけれども、この部分についてはまだ2年ということですから、来年返済に入ってくるのだらうなというふうに思い、今の現状からするとまだまだ経済は戻っていないというふうなことも考えられますし、そういうふうなことも含めて金融機関と、やはり実際にいろんな部分でいうと、この契約の変更だとか、それから据置期間を延長してくださいとか借換えをさせてくださいとか、いろんなことがあると思うのですけれども、そういうふうなことはやはり金融機関が最終判断になるというふうに思っていますけれども、その辺の部分について行政としてどのような状況を、要するに対応含めてどういう状況にあるかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） コロナ融資の償還がそろそろ始まる時期か、あるいは3年以内で始まっているところもあると思いますけれども、金融機関の判断でというお話でございましたけれども、実際に政府あるいは金融庁から金融機関に対してたくさんの数値が出てきておりまして、その中でも事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底するとともに、返済期間、据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、企業債務の条件変更や借換えなどについて事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続するように金融庁からも要請がされているところで、私どもも金融機関の皆さんと意見交換をする中では、私ども制度は制度なのですが、金融機関の御判断でそういった場合においてはそのような政府からの要請に応じて条件の

変更ですとか借換えなどについても御相談があれば適宜対応するというところでお伺いしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 今の最後の言葉で少し安心をしましたがけれども、やはり最終とりでは金融機関ですから、金融機関がそれで了解をしてもらおうと。このコロナの特例という形で制度的にリスケという制度がありますよね。この分についても、やはり先ほどおっしゃったように国の機関、金融庁のほうからお達しがあって、柔軟な対応をなさいよというふうに言っているということをややはり重きに受け止めての対応なのかなというふうに思いますけれども、やはりこの今の現状、なかなかまだ戻り切っていないということも含めて厳しい状況にあるわけですから、その辺の部分についてしっかりと企業の方たちに耳を傾けて金融機関とのしっかり連携調整を図りながら対応していただきたい。何せやはり名寄市の経済を動かしているといいましょうか、そういう部分でいうと中小企業、小規模事業者、欠かすことのできない企業でありますから、これは名寄市としてしっかり守っていかなければならないというふうな部分かなと私は思っておりますので、そのような対策をしっかりと取っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、消費拡大の対策というふうな部分でいうと、やはりおっしゃったようにいろんな形で今のエネルギー、それからいろんな食料品等々の高騰対策として、今市も対応していると。先ほども御説明いただきましたけれども、いろんな分野で対策を講じてくださっているというふうなことで、それは非常にありがたいことであるし、非常に市民の方も心をなで下ろしているのかなというふうに思います。

ただ、先月、意見交換会、これ初めて町内会との意見交換会ということで、議会が行った部分があるのですけれども、その中で意見というか、要

望というふうなことになろうかと思うのですが、やはりなかなか今のコロナが終息していない、いろんな部分で高騰が続いていて、買い物するにしてもやはり買い控えという言葉が妥当かどうか分かりませんが、非常に厳しい状況にあると。そういうふうな部分で、やはり何らかの消費喚起対策という……。先ほどお話をいただきました商品券の関係については、これまで3回、9億3,000万円ほどの効果があったというふうに御答弁をいただきました。その方のおっしゃるには、この12月厳しいから、12月にこういうふうな対策が市のほうから、市のほうからというよりは、これは実際には商工会議所、商工会が核となってやっている部分であります。行政がしっかりそこに携わり担保しながらというふうなことだと思うのですけれども、それを期待をしていたというふうな部分だけでも、それがどうなのだろうという質問だったのです。実際に厳しいこの状況下の中で、やはり消費を喚起させる、消費を促すという、そういう対策はこれからも必要ではないかなというふうに思います。やはり年末、年度末というふうな部分で大きく消費が動く時期でありますから、12月についてはもうできないということではあります。3月に向けての、ある意味これはいろいろ各関係機関と御相談をしなければならない部分があるかというふうに思いますけれども、それらについての考え方、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 年末を控えた消費喚起策、年末はもう難しいかもしれないというお話ありました。消費喚起策に対して、今町内会さんとの意見交換の中での声があったとお聞きしました。私どものところで経済団体等からの特段消費喚起策に対する要望をいただいている状況ではございませんが、ただ議員おっしゃるとおり厳しい状況であることは理解しております。私どもも先ほど答弁したような対策はしておりますけれ

ども、3月に向けてどういう状況になるのか、今後分かりませんので、先ほど申し上げたとおり、これは関係機関、金融機関も含めたサポートネットワークですとか、会議所や商工会とその市内の経済状況をその時々把握に努めて消費喚起策が必要かどうかも含めて、適宜必要かつ持続可能な対応策を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際に今やはりそれこそ買い物に行ったら、今まで以上にお財布からお金が消えていくというような状況で、厳しい状況があります。そういうふうな部分で、買い控えというのが起きると、やはり市内の経済というのは立ち行かなくなるというふうに思います。それをやはり喚起するというか、誘導させるというか、それも行政の一つの役割なのかなというふうに思っています。いろんなところでは、やはり地方創生の臨時交付金、それらを使って対策を講じているという部分は新聞紙等々で見えていますけれども、やはりその部分に頼ることだけではなくて、名寄市のこの市内の経済をどう循環させるかというふうなことを考えると、単費の投入もあっていいのではないかなというふうには思います。単費の投入は簡単にできるものではないというふうに理解していますが、この部分についてはしっかり産官金……そういう中でいろいろ話をされているというのは分からないわけではないのですけれども、やはり会議所等々が一番状況をつぶさに把握できるところというふうに認識をしていますし、私も実は会議所のほうに、どうして今回こういうふうな形で要望はしていないのだろうかというふうな話もさせてもらいました。いろいろな意見もあることも重々承知はしておりますけれども、ただ経済を動かすということは大事だと。今経済を動かすのにシフトはされてきていますから、なおさらにそれを応援するという形の対策というのは必要なのだろうなというふうに思いますから、こ

の部分についてはしっかり意見交換というばかりではなくて、思いを強く持てば相手も強く返ってきますから、そういうふうなことを念頭にしっかりとした対応をお願いをしたいということで、しっかりとした協議を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、ずっと住まいるの部分でありますけれども、お話いただきまして、実際検討されていて、再延長、そして見直しという部分についても、これまで加算については3つの加算がありましたけれども、なよろっばい家づくりの会ですか、これは新聞でも見させてもらいましたけれども、ゼロカーボン対策ですとか、それから子ども・子育ての支援対策だとかというふうなことも含めて、この加算に加えてはどうかというふうに御要望されているようにお見受けしました。やはりそういう部分でいうと、ゼロカーボンでいえばやはり市はゼロカーボンシティ宣言を行って、こうこうこういうふうにして、こういうことで施策として実践しているのだよというのをやはり見せていくことも必要だというふうに思いますし、小さなお子さんを抱えている家庭でのリフォームという、そこに投資をするものというのは結構厳しいものがあるかなというふうに思います。したがって、そういうふうなことをしっかり協議をいただいて、もう一つ私お願いというふうな部分でいえば、加算が増えるとなると、枠の3,000万円というのは、件数にすると少なくなっていくという状況になりますから、お話上でいうと8月5日で今年度の部分については終了したというふうなことで御答弁いただきました。本当に始まってすぐ終わってしまうのだなというくらいの人気者ですよ。したがって、この部分についても3,000万円の枠を、例えばもう少し枠を上げて何千万円とは言いませんけれども、そういうふうなこともやはり必要なかなというふうに思いますので、その加算の検討というばかりではなくて、実際に事業費の増額についても、これはもう予算折衝になる

部分ですから、簡単にはいかないというふうに思いますけれども、実際それだけ人気の高い事業でありますから、そこら辺もしっかり受け止めて、協議をよろしくお願ひしたいというふうに思います。何か御答弁あればよろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今議員から御質問いただいたとおり、なよろっぼい家づくりの会からの御要望をいただいでいて、新聞報道にもありましたが、子育て支援に対する加算ですとか、ゼロカーボンを推進する地域産材の利用に関する加算といった加算項目の追加などについて要望をいただいでおります。こうした要望内容に加えまして、ゼロカーボンシティ宣言をした本市の施策の方向性などを踏まえて、予算枠を含め、今後さらに検討を進めてまいります。なので、延長含めた検討結果が固まりましたら、改めて御報告させていただきますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします。

次に、新築住宅、私もしつこいのです。5回目になります。この部分については、認識をお伺いしたいのですけれども、やはり現状市内の施工業者から大手のハウスメーカーのほうに実際に流れていっている。この部分に関しては、おのおの個人の資産形成でありますから、一概にこうだあだという話はできないというふうには認識はしています。しかしながら、この市内の施工業者ではなくて、市外の業者を利用されるというふうなことになる、これ正直な話、今1軒住宅を建てるのに3,000万円から3,300万円というふうにお聞きをしています。これを実際にハウスメーカーに行くと、何から何まで全部向こうでやるので、地元の企業が携わるといふ話は全然ないのです。したがって、この大きなお金、真水がそっくり域外に出ていくというふうなことになる

いるのだなと思います。それら含めて、やはり名寄、当然市内の施工業者に努力をいただいでいかなければならない部分はあると思います。ただ、この部分、営業等々いろんな部分でやはり大きさに違いがありますから、限りがあると思うけれども、市内の事業者も一生懸命頑張っているという状況でありますから、この辺の部分、この状況を踏まえてどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 新築住宅に関して、相当時間をかけて塩田議員もこの件については関わってこられている、承知しております。また、その期間において市内事業者の施工の割合もだんだん下がってきているといったような状況も把握しておるところでございます。また、地域内循環ということでは、市内事業者にやっていただくことが名寄市内経済にとってはいいことであるということは私ども承知しておるのですが、一方で新築に対する支援ということで、どういう形が一番いいのだろうかということも考えたときに、やはり名寄の施工業者さんの建てる家のよさなんかを市内の皆さんが協力してといひましようか、そういったものをアピールするような、そんな取組も含めての中での、先ほど答弁させていただきましたが、業界団体の方が自主的に取り組むような、そういったことに対して支援をするといった形がいいのではないかと提案もさせていただいているところでありまして、そういったことについての業界の皆様からの御提案を期待しているところです。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 言われるとおり、実際に大手メーカーですと展示会やったりして、そしてその家のよさというのをお伝えをしながらというふうな部分あると思います。しかしながら、実際に名寄の施工業者に聞いてみると、そこに行ってはきました。そして、見積りというか、状況

を全部聞いて、それを持って市内の業者に来て、もしここでやってもらえたらどうなのだろうと。実際材質だとか、設計というふうな部分についてはいろいろあるのでしょうかけれども、そういうふうなこともいろいろ相談をされて、そして提案をして、名寄の施工業者が施工したというケースもないわけではないのです。ですから、必ずしもそうではないという状況はあります。ただ、私が一番懸念をするというか、まずは1軒建てるのに携わる業者さん、1社ではないのです。当然電気設備、当然屋根というのは板金ですとか、いろんな多方面の人が要するに携わって1軒が出来るのです。したがって、いろんな方向の波及効果というのは、これは大なるものがあるというふうに思っていますし、やはり一番の部分は何せ域外にせっきやくの財を出さないで、域内でしっかり受けていただいて循環させるということが理想かもしれませんが、それは必要だと思うのです。ですから、そういうふうになるために何がインセンティブになるかというふうな部分でいえば、いろんな考え方あるでしょう。簡単に言えば、補助金出すと。この名寄市以外のところの近隣の市町村、全て持っています。ですから、そういうふうにしなさいと言っているわけではないのですけれども、やはり名寄の施工業者にお願いできるような、要するに環境、それはインセンティブもあると思うのです。早い話、200万円つけます、補助しますよという、やはり考え方変わると思うのです、具体的に言えば。ですから、そういうふうなことも含めて、市内の施工業者に依頼をしていただけるような、そういう仕組み。確かに業者間の部分でいろいろ用途はあると思うのですけれども、そんなに大きな部分でないがゆえに、なかなかそのところはうまくいかない部分かなというふうに思います。それこそこの住宅新築をする業者というのは限られた業者でありますけれども、皆さん一堂に会して同じような方向でこうやってやりますよ。では、どこが受けるのだとなると、

なかなか厳しいところもあり、難しい話になっていくのかなというふうに思います。ですから、そういうことばかりではないというふうに思っています。私が言いたいのは、いずれにしてもせっきやくの財、3,000万円、3,300万円というお金、これを名寄に落としてもらえるかどうかということです。落としてもらうことによって、それこそ事業者は経営の安定も図れるし、雇用の創出にもつながるし、人材育成もできていくという、そういうふうな相乗効果的なものは全てついて回る部分だというふうに思っていますから、そういうふうなことも含めて、これは恐らく言ったからってすぐ、ではやりましょうという話にはならないと思いますが、これまでしつこく5回やっていますから、しっかりとした議論をしていただいて、いい方向で、いい回答をいただけるように要望して終わります。

そして、次ですけれども、人材育成の関係ですけれども、お話伺いました。いろいろ行政と、それから事業者と意見交換しているというふうな部分で、3回ほどしているというふうにあったのですけれども、私事業者の方とお話をすると、そういう機会つくってほしいのだよね、自分たちも積極的にやらないのもおかしい話とか、ちゃんと頑張らなければいけないのだけれどもというふうなことで、やはりそういうふうな部分で、まずどんな今の状況にあるのかという部分で情報共有するために意見交換も必要だと。そして、名寄には人材開発センターという人材を育成する機関ありますから、そことどういうふうな形で連携協定、連携をしていく、強化をしていく、これができるのか。今後において大きな部分だというふうに思っていますので、その辺についてもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほど答弁させていただいたとおりです。

昨年から既に何回か協議をさせていただいてお

ります。担い手は地域で育てようということを旗印にやられるということで、先ほど例に挙げました産業まつりの、まずは子供たちに建設業ですとか土木業に関心を持っていただくということ。それから、この次は中学生の皆さんあたりに何か物づくり塾みたいなものをやれないかということ、そこを一つの例として人材開発センターの活用みたいなことも考えてありました。また、産業高校と名寄高校が統合されるに当たりまして、建築システムの学科がなくなることになるわけなのですけれども、これについては名寄高校でその技術は学べないですけれども、考え方としては、例えば小学校の頃に関心を持っていただいて、中学校になって物づくり塾で経験をし、そして高校に入ってから、その高校では学べないけれども、例えば卒業した後に専門的なところに行っていて、戻ってきてもらうような、そういう構想をお聞きしておりますので、そういったものを一つのパッケージみたいな形で御提案いただく中に我々もできる支援をしていくような、そんな形でこの名寄の子供たちが地域に残っていただけるような施策を連携しながら進めていければいいかなと思っていますところでございます。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 先ほども答弁にあったように、この人材育成に関しての部分としては、中小企業振興条例の改正に伴う施行規則の改正で見直しはされました。それに伴って、この人材育成に関わる部分のメニュー、結構利用されていますよね。非常にいいことだというふうに思っています。これはこれとして、しっかりやはりいろんな審議会のメンバーの方たちも恐らく必要な部分これなのだろうというふうなことでメニュー化されてきた部分だというふうに認識はしますけれども、これは以降こういうふうにつけていっていただいて、人材育成を図ってほしいと。ただ、そればかりではなくて、それこそ事業者としっかり何が必要なのだと、どんなことがあればいいのかと

いうふうなことを、しっかりそこまで意見交換して、そしてそれこそ人材開発センターのほうでは、建設業者に携わっている方はそこの方ですから、そこも含めてしっかりと育成体制を構築していただきたいというふうに思いますので、連携強化について頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと最後、公共事業に係る見通しという部分ですけれども、先ほど御答弁いただきまして、ああ、ありがとうございますと言いたいくらいの回答だったなというふうに思っています。

1つ、大項目2の小項目4、平準化に関わる部分、これに関わると思うので、併せて質問させていただきますけれども、やはりちょっと心配だなというのは、今実情、本当に公共事業に関わる部分としては先が見通せないという、そういうところが一番、恐らく私が言うよりも、皆さんが一番心配をしていらっしゃる部分なのかなと思います。これは、やはり発注するには、それこそしっかりと体制を整えて入札をして、そしていい仕事をしてもらうというふうな流れになると思いますけれども、現状今年度もちょっと入札で厳しいところがあったりしているというところで、危惧するところは次年度以降、今年といってももうあと幾月もないので、次年度以降の話になるかと思うのですけれども、やはりこれ大丈夫なのかな、率直な部分としてあります。なかなか厳しい、厳しいというか、答弁も厳しいなというふうに思いますが、この部分についての考え方、大丈夫だという回答が一番うれしい話ですけれども、その辺について再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 考え方としては相当厳しいということで、議員と同じような意見でございます。今年度につきましても、様々な面で難しい局面もあったというところでございます。今後も、おっしゃるとおりしばらく不透明な状況続

くと思いますけれども、最新の情報をきちっとチェックしながら入札にも臨んでいきたいと思ひますし、財政面でもとても厳しい状況ではございませうけれども、今回の後期計画の議論の中でも財政面の話出ましたが、市内経済、そして市民生活を守るために、やっぱり健全な財政の維持が不可欠ですから、バランスの取れた財政運営、事業推進に努めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

いろいろな場面でこの市内の中小企業の部分について関連して質問させていただいていますが、やはり事業、公共事業ってやはり大きいのです、社会を動かすという部分でいうと。この部分でいうと、一度にどさっと出ても対応できないというところありますから、しっかり平準化というのが一番大事だと思うので、この平準化されることによって市内の企業さんもしっかりとした将来の経営の道筋をつくっていけるというふうにつながっていくと思ひますから、これらについてもしっかりと対応をお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

児童虐待防止の推進について外1件を、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目2点につき順次質問させていただきます。

11月は、児童虐待防止推進月間と定められ、

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関、団体等の協力を得て、期間中は児童虐待防止のための広報や啓発活動など、様々な取組が集中的に実施されておりました。本市においても、11月に児童虐待防止推進の街頭啓発活動を行っており、多くの市民の皆さんへの周知が図られておりました。そのような中、厚生労働省が9月9日に公表した速報値によりますと、全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は令和3年度に過去最多の20万7,659件となりました。北海道新聞の11月6日の記事によりますと、道内の児童相談所でも児童虐待に関する相談対応件数は6,421件と過去最多となり、10年前と比べて約4倍に増加したとのことでした。

そこで、小項目1、本市における児童虐待防止対策の現状と課題、また北海道との連携と虐待を防ぐ取組の現状について伺います。

次に、小項目2、児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の認知について伺います。児童虐待相談の対応件数が増加した背景には、昨今の社会的な関心による周囲からの通報数の増加とも言われています。また、児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の普及や街頭啓発運動により相談窓口が広く知られた結果、児童虐待に関する相談や通報に抵抗感が少なくなり、過去最多の相談件数になったとも捉えられています。本市の普及啓発の取組と認知の受け止めについてお知らせください。

次に、小項目3、市民や市内事業者との協働による見守りの可能性について伺います。第3期名寄市地域福祉計画の基本目標の2、みんなで参加する支援ネットワークづくりに関するところでは、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体や福祉施設、医療機関などとの連携など、住民相互のネットワークづくりが最も重要とされています。そこで、地域の見守り体制について、現状と課題についてお知らせください。

また、本市では幾つかの企業や団体との包括連

携協定を締結しています。一例として、現在名寄市内郵便局との協定を結び、住民サービス向上に関わることの中で見守りや情報提供していただいているとのこと。このようなよい取組に様々な市内の事業所が参加していただけることで、より安心、安全なまちになると考えますが、名寄市内郵便局との協定を結ぶに至った経緯や活動の状況等、包括連携協定を生かした取組について伺います。

続きまして、大項目2、ヤングケアラーの支援について伺います。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、本年4月1日、厚生労働省はヤングケアラー支援体制強化支援事業実施要綱を制定しました。同日、北海道でも北海道ケアラー支援条例が施行され、ヤングケアラーについても明記されるなど、支援の動きが活発化しています。また、北海道では令和4年度の関連事業について3つの基本的施策として、1つ目に普及啓発の促進、2つ目にケアラーの早期発見及び相談の場の確保等、3つ目にケアラーを支援するための地域づくりを掲げています。令和3年第2回定例会の一般質問で一度ヤングケアラーの問題を取り上げさせていただき、当時の現状としては判断が難しい潜在的なヤングケアラーの把握には至っていないのが実態との御答弁をいただきました。ここ最近では、報道特集などで取り上げられることも多くなり、徐々に市民の認知も広がってきているのを実感しているところです。

そこで、小項目1、本市の現状の受け止めについて伺います。行政で把握している案件、または市民理解の受け止めなど、最近の状況についてお知らせください。

次に、小項目2、北海道や各関係機関との連携について伺います。本市では、子ども家庭総合支援拠点事業において要保護児童対策地域協議会の登録ケースを精査することでヤングケアラーの状況を確認し、支援が必要な家庭への相談や支援を実施してきていると伺っているところですが、具

体的な連携の流れについてお知らせください。

次に、小項目3、教育現場での早期発見への対応について伺います。ふだん子供たちと密接な関わりのある学校は、ヤングケアラーである可能性に最も気づきやすい場所といえます。ヤングケアラーを早期発見するためには、学校の協力は欠かせないものと考えます。それぞれの学校では、どのような対策を取られているのかお知らせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） ただいま五十嵐議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1、2、3及び大項目2の小項目1、2については私から、小項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、大項目1、児童虐待防止の推進について、小項目1、虐待を防ぐ取組の現状についてお答えをいたします。児童虐待相談による対応件数は、年々全国的に増加している状況でございます。本市におきましても、平成31年の子ども家庭総合支援拠点事業開始以来、毎年増加しており、虐待や虐待のおそれがある相談、通報による家庭や関係施設への訪問件数については、令和3年度で123件というふうになってございます。虐待を防ぐためには、困ったときに迷わず相談ができること、周辺で異変を感じたときに速やかに通報していただけることなどが虐待を未然に防ぐことにつながるため、そのための体制整備と周知が重要であると考えております。相談や通報により虐待のおそれがある場合は、児童相談所や関係機関と協議、連携をし、対応に当たってきているところです。また、子育てから一時的に離れ、リフレッシュが必要な場合には、ファミリー・サポート・センター事業や一時保育事業、昨年度から開始をしました子育て短期支援事業などの制度も有効に

活用いただけるよう努めているところです。

次に、小項目2、児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の認知についてお答えをいたします。毎年11月が児童虐待防止推進月間と定められているため、要保護児童対策地域連絡協議会に所属をします関係機関や団体の協力を得て街頭啓発等の取組を実施してきているところです。児童相談所虐待相談ダイヤル「189」のリーフレットなどの配布、公共施設や関係施設に啓発ポスターを掲示していただくなど、普及啓発活動を行ってきているところです。その効果もあり、相談ができる場所や相談ダイヤルなどについてかなり浸透してきていると実感してきているところです。相談や通報に直接つながる取組になっていると考えておりますので、引き続き普及啓発に努めてまいります。

次に、小項目3、市民や市内の事業者との協働による見守りの可能性についてお答えをいたします。地域の見守り体制については、関係団体はもちろんのこと、近隣住民の方々や町内会、民生委員児童委員等からの情報提供により家庭訪問等へつながったケースがございます。また、本市では高齢者や障がい者、子供たちなどに異変を感じたときに通報をいただくなどの連携協定を締結している企業や団体もございます。市内の郵便局との包括連携協定は、配達等で市内を巡回することが多い郵便局員が道路の破損や不法投棄を発見できたり、郵便物配送の自宅訪問から子供の泣き声や異臭などの異変に気づくことができるなど、業務の特性を生かした見守りを行いたいとの提案を受けまして、見守りの内容について協議を重ね、包括連携協定を締結してきているところです。このような包括連携協定を締結できることは、本市としましても大きなメリットがあることから、今後におきましても企業や団体からの御提案を受けた際はしっかりと協議をし、協定の締結につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、大項目2、ヤングケアラーの支援

について、小項目1、本市の現状の受け止めについてお答えをいたします。本年4月1日、北海道ケアラー支援条例が制定をされ、本市としましてはリーフレットを窓口を設置するなど、市民への周知や北海道主催のヤングケアラーに関する研修会に職員が参加をし、知識を学んできているところです。また、町内会や民生委員児童委員等からの情報提供によりヤングケアラーの可能性がある場合には、家庭訪問時にヤングケアラーについて説明を行っているところですが、今まで家事を手伝い、下の子の世話をよくする優しい子と言われていたケースが状況によってはヤングケアラーに該当するなど、これまでの認識との違いや家事の手伝いとケアラーの境界線との判断など苦慮しているのが現状です。ヤングケアラーについては、国や北海道においても対象者に向けてアンケート調査を実施するなど、今後支援に向けた取組が展開されてくるものと考えております。まずは、職員がケアラーに関する知識を学び、支援する体制を構築できるよう準備を進めたいと考えております。

次に、小項目の2、北海道や各関係機関との連携についてお答えをいたします。本市では、要保護児童対策地域連絡協議会の登録ケースの精査により、ヤングケアラーの可能性がある家庭については関係する学校等に通知をし、状況の確認や見守りをお願いしてきているところです。状況を把握した後は、環境の改善方策や支援内容等を検討し、内容によっては児童相談所へ通報する、助言を求めるなど、それぞれのケースに応じた対応を行っているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2の小項目3、教育現場での早期発見への対応についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや本人に自覚がないことなどにより表

面化しにくいことから、実態把握が難しい状況にあります。そのため、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校は、ヤングケアラーを発見しやすい場であり、教育委員会では各学校に児童生徒一人一人の心身の状況を的確に把握し、組織的に適切な対応をするようお願いしているところです。具体的な取組としては、学級担任や養護教諭等により全ての児童生徒を対象とした健康観察や健康相談などを実施しております。また、定期的な教育相談を実施したり個別面談を行うなど、児童生徒がいつでも相談でき、相談内容に応じて適切な支援ができる校内体制の充実を図っております。また、本年度は各学校において教職員のヤングケアラーに対する理解に向け、道教委主催のヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修を令和5年1月末までに市内全学校において実施することとしております。そのほか、旭川児童相談所等の主催のヤングケアラー研修会に教育委員会の職員が参加し、教育委員会内においても資料等の情報共有により支援の在り方などについて理解を深めているところです。

ヤングケアラーは、早期に発見し、支援につなげることが大変重要であります。このことから、教育委員会といたしましては引き続き学校にはこれまで以上に子供たちの危機のサインを見逃さずことなく、早期発見、早期対応に万全を期していただくようお願いするとともに、各学校が名寄市教育相談センターや各関係機関、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどと十分な連携を図り、不安や悩み、困り感等を抱えた子供たちに組織的、共同的に適切な対応ができるよう支援してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) それぞれ答弁いただきましたので、順次質問してまいりたいと思います。

まず、児童虐待防止対策の現状について伺いま

した。本市においても、相談や通報になってからの家庭への訪問件数だと思いますが、そちらのほうが令和3年度で123件ということで、年々増加しているということを伺いました。児童虐待と一くくりに言いますが、種類もたくさんありまして、例えば子供の前で家族に対して暴力を振るうような面前ドメスティックバイオレンスと言われるようなものですか、暴言を振るったりする心理的虐待という種類でしたり、あとは身体的に痛めつけるような身体的虐待、あとは育児放棄と言われるネグレクトですね、そのほかにもまた性的虐待なんかも最近では男女問わず小さいお子さんでも被害に遭われているという現状があると伺っております。

育児疲れからの虐待への対応としては、今行われているようなファミリー・サポート・センターや子育て支援短期事業などが大変有効な手段であるというふうに考えておりますし、またいつでも利用できるような体制を整えていらっしゃるということが分かっていますので、その辺に関してはとても名寄市としては安心材料になっているなと思っております。決算委員会のときもお話を伺ったのですが、子育て短期支援事業についてはニーズがあったけれども、たまたま実際の利用には至らなかったということでしたが、そういった体制がきちんと確立されているところで引き続き対応はお願いしたいと思います。

ただ、一方で育児疲れではない、先ほど言いましたような別の性的虐待ですか、そういったものに関しましては、なかなか市への相談というか、そういうのというのは直接来るものではないのではないかなと思いましたが、その辺でやはり児童相談所ですか警察へ直接連絡が行くようなことというのが多いのかなと思うのですけれども、その辺に関してお考えがどうですか、現在の状況としては。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） いろいろな虐待の種類があるということは議員からおっしゃっていただきましたけれども、警察が介入するようなケースというのも当然ながら本市でもございます。毎年数字が警察署のほうからもいただいているところなのですけれども、昨年でございますと、令和3年度で警察が介入したケースというのが21件ほどあったということになってございます。その後、警察のほうから児童相談所へ通報した件数というのが、その内数になりますけれども、16件ほどあったというところになっております。これが全て児童相談所で今一時保護につながったかということまでは児童相談所から確認を取っていないので分かりませんが、直接警察に駆け込まれたりというようなケースも本市には少なからずあるというところで、私たちも認識をしているところです。いろいろ身体的虐待等を含めまして、心理的虐待等を含めまして、先ほど123回の訪問という数字になりますけれども、訪問で対応させていただいているというところになっていきます。児童数的には、御兄弟いたり1人のおうちであったりということでもありますので、世帯数についてはそこまで多くはないのですけれども、延べ数で訪問をさせていただいた件数が年々増えてきているという状況にあるというところでございます。

いずれにしても、こういった情報はいただきましたら、適切に我々も関係機関と児童相談所、警察含めて関係機関と対応してまいりますし、これからもこういった相談事あれば、きめ細かく対応していきたいという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 訪問回数が123回という延べ回数ということで、世帯数でいえばそんなには少なくないということで理解させていただきました。

性的虐待など、育児疲れとはまた違った、こう

いった児童虐待の場合は、やっぱり地域での見守りですか、そういったものも重要になってくるのではないかなというふうに気づかされる場所でもあります。また、もう一方で当事者である児童生徒に対しては、どういったことが虐待に当たるかなどの踏み込んだ教育というものが become 必要になるのではないかなというふうに考えております。子供たちにとっては、自分の身に起きていることを勇気を出して周りの人に相談するという力を養うことが必要でありますし、また小学校の低学年などにおいては何が虐待に当たるのか、何をされたらいけないことなのかということも考えることも必要ではないかなと思うのです。暴力行為や性的虐待なども他人からされてはならないことだという理解、それが本当に教育でも必要ではないかなと考えますが、学校においてそれを指導することの可能性などや取組などについて伺いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） まさに今議員おっしゃられたこと、教育の場においても非常に重要なことなのかなと思います。

虐待、さらには性的な虐待含めてのお話だと思いますけれども、これはあくまでも人権教育に関わってくるものなのかなというふうに思っておりますので、学校教育におきましては学習活動全ての中で人権教育を基礎としてやっておりますので、そういったところで学校の中でも教育のほうを行わせて、学習のほうを行わせていただきたいというふうに思っております。

それともう一つは、困っているときに自分から発信できる力というのが非常に重要になってきておりますので、SOSを発信するというところを今非常にそこに力を入れながら学校現場のほうでも対応させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 学校のほうでは、人

権教育という中で、そういった子供の助けを求めようような力とかについても教育をしていただいているということで理解させていただきました。なかなか子供がそこら辺を勇気を出して言うというのは、こちらの受皿のほうに来ていいよという体制が整っていないと、なかなか相談しにくいのかなと思っていましたので、名寄市の学校のほうではそういった取組がしっかりなされているということで確認させていただきました。

児童相談所虐待相談ダイヤルの「189」についてなのですけれども、今のところはそういったリーフレットの配布やポスター掲示などを行って、公共施設などにも貼っているということで、一応その認知が進んでいるという受け止めだったと思います。やっぱりその認知が高まったおかげで、先ほどの新聞の中でも相談対応件数が増えているというお話が出ていたのですけれども、認知が増えたことによって、相談が増えたからこの数字になっているということだったと思います。認知度が高いといっても、まだ中身について、「189」にかけるとどこにつながって、どうなるのかというところまではあまり浸透していないという実感を持っているのですけれども、例えば簡単に、虐待を確実に見なくても、ちょっとした不安でもかけていいよということになっていると思うのです。ただ、そこら辺がまだ伝わっていないというふうに最近思ったところなので、そこら辺もうちょっと詳しく周知できたらいいのではないかなと思いました。「189」にかけると、最寄りの児童相談所につながるということでしたので、名寄市でいくと旭川の児童相談所にかかるということで認識していますが、そちらにかかった場合、すぐ名寄市への対応の連携というのが取れているかどうかについて、もう一度確認したいと思います。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 「1

89」のダイヤルについてということなのですけれども、今議員おっしゃっていただいたとおり、それぞれ全国的に「189」にかければ最寄りの児童相談所につながるということになってございます。名寄については、先ほども議員おっしゃられたとおり旭川の児童相談所にかかるということになってございます。当然旭川児童相談所では、どこからかけてきたのかというような聞き取りをさせていただいている中で、名寄市ということが分かれば、すぐ名寄市役所のほうに通報が取れる体制は整ってございます。内容を児童相談所のほうで聞き取るわけなのですけれども、電話が来たということでも我々のほうに一報いただくことになってございますので、その後当然うちの担当ケースという場合もございますので、そこについては電話でそういうことがあったということあれば連携をして進めさせていただいているというところになってございます。「189」の周知できていますというような答弁させていただきましたけれども、そう言っても全市民が知っていると言われるそうではないなというふうにも思っております。毎年11月の街頭啓発でポケットティッシュ等を配りながら、リーフレットも配りながら「189」の宣伝はさせていただいていますけれども、まだまだその「189」が児童相談所につながるというような認識をお持ちの方は、もしかすると多くないのかもしれないので、引き続きそういったところにつながって相談ができるよというような周知については拡充をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 「189」、一応進んでいるとはいえ、まだ普及は進んでいないという認識ということで理解いたしました。

この番号について、学校のほうでは周知は進んでいるのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） しっかりここが周知されているかどうかというのは、今松田室長と同じことなのかなというふうに思っています。先ほど室長のほうからも街頭啓発等で周知を深めていきたいということでございましたので、学校現場としても改めてそこについては各部と連携しながら取組を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） では、そのようをお願いしたいと思います。

啓発活動というのは、多過ぎるということはないと思いますので、いろいろなアプローチがあれば届く層というのにも広がりが生まれてくるのではないかなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

小項目3にまず移らせていただきます。市民や市内事業者との協働による見守りの可能性についてのところなのですが、地域住民や町内会、民生委員児童委員さん、また主任児童委員さんなど、そういった方々の情報提供で家庭訪問も行われているということをお伺いしました。さきの名寄市の総合計画（第2次）の後期基本計画審議も行われましたし、あと一般質問でも市民主体のまちづくりの推進についてというところで何度か議論が上がっていたのが、町内会の課題として上がっていた高齢化や固定化、役員の担い手不足、加入率の低下などがありました。そういったところで、民生委員児童委員さんについても定員があると思うのですが、それぞれの地区によってそれぞれに配置されていますが、今後担い手不足に陥る可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 民生委員のことでしたので、私のほうからお答えさせていただければというふうに思います。

先般、今年度改選期ということで、12月1日に市長のほうからそれぞれの新しい民生委員児童

委員の皆様にご依頼のほうを交付させていただいているところでございますが、市長からも昨日答弁ございましたように、町内会単位で御推薦をいただきながら民生委員さん引き受けていただいているということで、かなりの長きにわたって御苦労いただいたりだとか、それぞれ地域の中で工夫されて、町内会長さん自ら民生委員さん引き受けていただいている方もいらっしゃるって、本当に頭の下がる思いでいます。

今後どのような形でというようなことについての御質問だったかというふうに思いますが、部内はもとより、民生委員さんの推薦協議会というのもございますので、その中でまた今後に向けての議論をしながら、よりよい形で選出されることだとか、あと全道的に多分そういう事例があって、たしか道内の新聞にも、札幌市あたりでもかなり困っていらっしゃるというようなことを拝見した記憶がございますので、情報を集めながら今後に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 民生委員児童委員さんに関しましては、本当に第一線で一番身近なところで地域の見守りの担い手としてやっていただいていると思います。ですが、おっしゃられたように、今なり手不足ですとか、何年も続けていらっしゃるって、また高齢化でもありまして、今後個々の負担をなるべく減らしていくことも考えていかなければいけないのではないかなというふうに思ったところでしたので、そういったときに、では誰がその代わりに担ってくれるのかということを考えてときに、例えば昨日もおっしゃられていたと思うのですけれども、今単身世帯や共働き世帯が増えているから世帯数は増えているというお話だったと思うのですけれども、その方たちは仕事をしていて日中いないから、例えば見守りですとか町内会の行事に参加できないというお話もあるのではないかなと思ったのですけれども、

それが例えば働いているわけですから、企業としてひとつ地域のそういう活動に参加していけるような取組があれば、その方たちも企業単位で地域のそういった見守りとかにも協力ができないかなというふうにも考えたのです。そういった意味で、先ほどそれと併せて包括連携協定の話も伺ったのは、包括連携協定はきつといろんなものを包括して協定を結ばれていて、その中で見守りですとか、例えば郵便局でいうと配達業務があるから、ふだんの道路の状況ですとか、また気づき、自宅の様子が分かったりするから通報、見守りのところまでしていただけるということもあると思うのですけれども、やっぱり企業の力、そういったものも協力していただくということはできるのかどうかお伺いしたいと思うのですが。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(松田慎司君) 包括連携協定ということでの御質問かと思うのですけれども、包括連携協定、大きく郵便局がやっているのは、全市内的にいろいろ気づいていただけるような業務体系であるということもあって、郵便局のほうから御提案をいただいて、名寄市としても非常にメリットが大きいということで結ばせている協定になってございます。それ以外にも、実は個々にそういった協定を各部署で結んでいるケースもございまして、そこについてはそれぞれの特化した形での協定で結ばれている部分があるのかなと思っています。

福祉サイドになりますけれども、我々の福祉部門でいけば、地域見守りネットワーク事業という、主には高齢者や障がい者の見守りをする協定を市内の事業者に、今は20以上協定を結ばせていただいて、郵便局と同じように自宅を訪問した際ですとか、通常業務上、何か気づきがあった場合についてはお知らせをいただいて、御自宅の状況を把握していくというような取組はさせていただいております。子供の部分で少し特化したような

協定というのは今結んではいけないのですけれども、この福祉サイドでやっています地域見守りネットワークというのは高齢者、障がい者だけに限らず、こういった子供の家庭についても同じような形で見守っていけるかなというふうにも思っていますので、ここは少し内部で検討をしながら、ここの協定を少し子供の部分についても見守っていけるような内容で、相手の協定者、事業者側もあることですので、少しお話をさせていただきながら、改善といいますか、拡充といいますか、そこに向けた検討はしていきたいなというふうに思っています。

包括連携については、いろいろな部署、いろいろな名寄市に関わる部分のイベント事ですとかPR事ですとか、そういったものも含めての大きな包括連携がありますので、そちらも少し活用、中身も見させていただきながら活用できるものはしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 包括連携協定だと、そういった市のPRですとか、そういったものも含まれるということで、ちょっと幅が広い分野でなさっているのだなということが分かりました。その中で、例えば今もその連携協定に入っている項目の中で見守りですとか入っているところもあると思いますので、その辺でまた連携を結んだ後もさらに例えば、では11月の期間だけ「189」の何か啓発をしてもらえるようお願いできませんかとか、そういった上乘せした取組なんかをしていただけたらいいかなと思いました。

先ほどおっしゃっていましたように、個々に各部署で特化した形の連携協定を結ばれているということで、福祉のほうでは地域見守りネットワーク事業で、そちらのほうでも子供を含めた内容でできるかもしれないというような検討をしていただけるということで大変うれしく思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

民間の方がいろいろ連携協定結ばれていて、市内事業者さんたちも参加されているということなのですが、企業側の感覚からお話しさせていただくと、できれば市にお手伝いしたいなと思っている業者さんって何件か聞いているというのがありますし、そういう企業を聞いているのですけれども、どういったお手伝いを市が求めているのかについては、なかなか分からないというお話を伺っています。そういったときに、行政側から、例えばピンポイントにこの企業さんにこれ手伝ってよというのは、やはりなかなかお願いするのは難しいのかなというのは感じたのです。それで、もしよければ、行政側が今何をしてもらいたいのかとか企業側が手伝える分野、こういったものを手伝ってもらえるとうれしいのですということ、例えば行政側はホームページなどでオープンにいただければ、その部分について、うちの会社だったらこれ手伝えるという、見守りもそうですけれども、そういった部分で、では協力できるよという事業者さんって市内にもたくさんいらっしゃると思うので、そういったことを企業が名のりを上げやすくするような仕組みをつくっていただくことができないか、総務部長、お願いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員から御提言いただきました。

それぞれ私どものほうも防災だとかいろんなところで、この間もコマツカスタマーサポートさんですとか協定を結んでいるところでありまして、あとは地域貢献なんかでいろんな業者さんに公共施設の部分でいろいろ清掃ですとか、そういう活動をしていただいているというところもございませう。今御提言のあった企業様のほうから手を挙げやすいような取組についても内部で議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。

見守りに関しては、例えば先ほど言ったような配達業者ですとか新聞業者ですとか、そういったこともあると思うのですけれども、例えば灯油を配達するようなどころなんかでも意外と市内をぐるぐる回ったりして、異変に気づきやすい環境というのはあるのです。そういったところもどうやって、では市にお手伝いしますよと言っていいのかということも分からないということもありましたので、ぜひこういう見守りしていただける会社募集していますみたいなのがあったらうれしいなと思いましたので、よろしくをお願いします。

では次に、大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。小項目1と2について一括して再質問させていただきたいと思います。令和4年4月に、先ほども言ったのですけれども、厚労省のほうでヤングケアラーの支援体制強化事業実施要綱というものが制定されたのと同時に、北海道でもケアラー支援条例が施行されたということで、研修会なども活発化されてきているということが伺えました。北海道でも研修会、職員が参加するような研修会ですとか、窓口にリーフレットを置くなど、いろいろと確認させていただいたところですが、現状では情報提供があっても、そのお手伝いとヤングケアラーとの境目にやはり苦慮しているというお話だったと思います。

その中で、先ほど北海道のほうで令和4年度の関連事業というところで3つ、ケアラーを効果的に進めていくための3つの事業ということで普及啓発の促進、これは今現在進められているということを確認させていただきました。あと、ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等、これも学校も含め、そういった相談の場というものが今そういう体制が整えられているということを確認しました。もう一つ、最後にケアラーを支援するための地域づくりというもの、こちらが基本施策として上げられているのですけれども、それに関して、これから名寄市でどのように進められていけるのか。これから必要なことについては何かという

ことをお尋ねしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(松田慎司君) ケアラーの関連する3つの柱ということでの御質問かと思いますが、北海道のほうでは今年4月1日から北海道のケアラー支援条例というのを施行しているところになりますけれども、その施行に併せましてケアラー支援を総合的に推進する目的ということで、北海道ケアラー支援推進計画、仮称ですけれども、こちらの策定を今進めているというところで伺っております。現在道民に対するパブリックコメントということで、11月28日から今月の末ぐらいまでを意見募集期間ということで、パブリックコメントを実施しているところです。その中でもこの3本の柱ということの推進計画をのせてきているところですし、北海道としてはこの推進計画をつくる意義として市町村が自ら取り組むに当たっての参考になる指標を示したいというような内容でこの推進計画をつくっているところでもございます。本市としては、この推進計画もそうなのですけれども、ここの部分の、来年から施行ということになるかと思っておりますけれども、この計画の内容も中身を十分に見ながら、北海道の支援に合わせた形で何が取り組めるのかということは今後研究していかなければならないなというふうに実は思っています。

先ほど御質問のあったケアラーを支援するための地域づくりという3つ目の項目でいくと、実は現在北海道ではヤングケアラーに関しますコーディネート事業ということで、北海道内にある児童養護施設に対して委託事業を行っていて、ケアラーに対する支援だったり研修だったり啓発だったりという取組をしているところでございます。上川に関しましては、お隣の美深町さんになりますけれども、美深町さんにある養護施設、美深育成園さんのほうに事業の委託を出しております、そこでケアラーに関する推進に向けた事業の展開

をしていただいているところになっていきます。先日も、10月ですか、その事業委託を受けている育成園さんと北海道主催によるケアラー研修会が、旭川なのですけれども、旭川で開催されております、うちの福祉部局の職員もそうなのですけれども、教育委員会の先生方も出席をしていただいているということで、こういった部分を委託事業の中で進めておりました、ここで地域づくりについてのノウハウといいますか、地域づくりに何が必要かということ北海道中心にやられているということですので、我々としてもそこに積極的に参加をして、この推進計画も精査させていただきながら次に向けての検討、研究していきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 美深の育成園さんのほうが事業を受け持っているヤングケアラーコーディネート事業、こちらのほうでケアラー推進に向けた研修会なども行われているということでお伺いいたしました。このケアラーを支援するための地域づくりということなので、やはりまた地域のことが出てきてしまうのですけれども、例えば地域となると町内会もそうですが、地域連絡協議会、学校もそうですね、コミュニティ・スクールですとか、そういった地域の見守り、そういったものもやはり大事になっていくのかなと実感したところなのですが、前回、令和3年度の決算審査のときに教育長のお言葉の中で、社会総がかりで子供たちを育てていくことが大事だというふうにおっしゃっていらっしゃったのです。それがすごく胸にぐさっと、ああ、すごくいい言葉で、何か子供を真ん中に据えてみんなで育てていく、そういった体制をつくっていかれるのだろうかというふうにお伺いしたところなのですが、その辺教育長のお考えをお聞きできればと思います。

○議長(東 千春議員) 岸教育長。

○教育長(岸 小夜子君) その社会総がかりで子供たちを育てるということですのでけれども、かつ

ての地域の状況と今の状況を考えると、やはり少子高齢化ですとか、それから地域社会の中で人間関係が希薄になってきていると。そういう状況の中で、どうしても子供を育てている方が孤立化しやすいという傾向もあるのではないかと思います。それから、一方で学校はいろいろな〇〇教育がとも増えているのです。そういう中でも学校もパンク状態というような中で、今の状況の中でやはりみんな子供を真ん中に据えて、それぞれの立場で子供を育てていきたいと思いますという今時代ではないかなというふうに私自身は考えているところです。

そういう中で、学校の中に運営協議会を置くコミュニティ・スクールができたり、学校サイドでいいですと。そして、それを応援する社会教育サイドでは、地域学校協働本部というのでできたりしているわけです。そして、一方では長くから活動してきている町内会活動ですとか公民館活動ですとか、様々な地域の活動もあるのかと思います。ところが、ここにきてそれらがやはりばらばらで動いていると、なかなか力が発揮できないので、この間ずっと地域づくりということが議員の皆様方からも出てきていますので、包摂する、みんなで包み込むという言葉、それから参加する、そして総合的に考えていく。そして、その中で誰一人も取り残さない。そういうようなやはり時代の流れなのではないかなというふうに私自身は思っていますので、関係部局の方々と連携し、横断的、総合的に、私は教育ですけれども、そこからみんな力で合わせて未来を担う子供たちを育てていきたいなというような思いでいるところでございます。

よろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） とても分かりやすく、胸にくるようなお話をいただきました。

教育長のおっしゃるとおりで、その立場、立場の人たちができる範囲で、いろいろな部分で関わ

っていかなくては、この地域でのことというのは成り立っていかないのだなというふう感じたところでありまして、先ほども言ったとおり町内会ですとか、そういったボランティア活動ですとか、そういうのに直接参加できない人でも、例えば企業側からとして参加するとか、それぞれ合った形で地域に交わっていけるような仕組みづくりというのが大事なのだなというふうに感じました。

教育長言われたとおり、学校現場というのが大変今いろいろな意味でいろいろなことに携わらなくてはいけないという大変な状況だなというふうに感じています。

それで、続きまして教育現場での早期発見への対応というところで、まさに授業もしなくてはいけないですし、子供たちのケアもしなければいけないということで、今本当に大変なことなのだろうなと思っています。ですが、やはり日頃子供と一番接していただけるのが教育現場ということもありますので、やはり教育現場での対応というのが重要であるというふうに考えております。

先ほど教育現場での対応ということでは、教師のオンデマンド研修なんかもこれから来月までには終わるということ。あとは、先ほどおっしゃっていたのが心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携、そういったところで今までも、スクールソーシャルワーカーに関しては今年度からだと思っておりますけれども、そういうふうきめ細やかな対応をしていただいているということで納得させていただきました。

そんな中で、先ほどから気になっていた先生方ですね、先生方もヤングケアラーに対してですとか、先ほどの児童虐待に関してもそうですけれども、先生方ももしかしたらそういった悩みというのを、これは言っているものなのかとか、そういった判断が迷ったりですとか、相談をしたい立場にあるのではないかなというふうに考えたのですけれども、そういったところでスクールソーシャルワーカーの役割についてお聞かせ願いたいと思

います。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 先ほどの答弁でもありましたとおり、ヤングケアラーってすごく家庭内のことで問題が表に出にくいことですかあって、先生方ももしかしたらと疑うところもあるかもしれないですけども、いやいやというところもあるかもしれないということだったと思います。

そういったことで、今スクールソーシャルワーカー、今年度から配置させていただいておまして、本当にいろいろな、かなり複雑化している問題に対して専門的な知見をお持ちの方、こういったスクールソーシャルワーカーの方がそこに入ってくださいことによって、相当先生方も相談体制が充実してきているかなというふうに思いますし、それもしやすい方なので、非常にありがたい存在になっているのかなというふうに思っているところでございます。引き続きスクールソーシャルワーカーの方には、そういった面で学校も支援していただきたいと思っておりますし、保護者の方含めていろいろな対応をより一層深めていければなというように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について外3件を、高橋伸典議員。

○13番(高橋伸典議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大きい項目1項目め、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について。地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題の取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けてさらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな役割を占める学校

施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校、エコスクール事業が行われております。この事業は、エコスクール・プラス、エコスクールパイロット・モデル事業として文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携、協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際、関係省庁より補助事業の優先選択など支援を受けることができ、令和4年からは地域脱炭素ロードマップ、国・地方脱炭素実現会議に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し文部科学省から単価加算措置8%の支援が行われており、平成26年から249校の認定を受けております。この事業のタイプには、新增設や大規模な改築のほかにも省エネルギー、省資源としては、例えば教室の窓を二重窓サッシにする等々の部分的な事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた、二重窓にして省エネ効果を測定した結果、夏場は38%、冬場は27%の電力の削減ができ、コスト面でも13年で回収し、設置後20年で800万円の導入効果があったそうであります。カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けたエコスクール・プラス学校施設のZEB化等の活用が非常に有効であると思われま。

そこで、新築や、これから建つ名寄中学校や増築といった大規模事業だけでなく、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかりと周知を行い、まずはできるところから取り組む自治体、学校を増やしていくことが大変重要であると思っております。エコスクール・プラス学校施設のZEB化の推進・活用等について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、新型コロナウイルス感染予防対策についてであります。10月28日現在、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス船の乗船者

含め、累計2,450万3,839人の国内の新型コロナウイルス感染者がしました。1週間の新規感染者は69万8,274人で、前週59万3,113人から10万5,261人増えた状況にあります。

琉球大学大学院、山本和子教授は、北海道など寒冷地から急拡大したことを考えると、気温と湿度が関係するのではないかと考え、気温が下がると感染持続時間が伸び、湿度が40%以上を保たなくなると感染が一気に広がってしまいます。寒さで換気がおろそかになりがちになるのも一因だろう。ただ、国民の20%強が既に感染している免疫を獲得していると推測され、また高齢者のワクチン接種率も高いため、重症化しやすい人は減っています。どうすれば感染リスクを下げることができるのか。一番の方法は、飛沫を飛ばす人に近寄らないこと。ワクチン接種の意義は、60歳以上の3回接種した人は未接種の人と比べ重症化リスク、入院リスク、死亡リスクがいずれも5分の1に減る。ワクチン接種イコール感染予防とは言えないが、肺炎に進展したり亡くなったりするリスクが格段に減ることはワクチン接種の最も重要な効果であります。健康な若い人の場合、接種や感染の経験があると再びウイルスが体内に入ってきて、記憶細胞が増えて抗体ができるため、ワクチンを繰り返し打つことが望ましいとされています。そこで、2点についてお伺いをいたします。

小さい項目1個目、新型コロナウイルス感染の第8波が迫る中、既に全国で保育所、小学校、中学校では学年閉鎖、学校閉鎖が出始めております。名寄市の感染予防対策の状況と取組についてお尋ねをいたします。

2つ目、冬になり換気対策が難しくなる中、山本和子教授が未接種の人と比べ重症化リスクと入院リスク、死亡リスクがいずれも5分の1になると言われ、小児においても中等症、重等症の例が確認されている。子供たちの未接種が今回の小中学校の感染拡大と言われております。教育委員会の今後のワクチンの接種の対策について理事者の

御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、マイナンバーカードの普及対策についてお尋ねをいたします。総務省では、デジタル・ガバメント実行計画において自治体情報システムの標準化、共通化、オンライン化でデジタル化を進めるためや、2024年秋、現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化させるマイナ保険証に切り替える方針を打ち出されました。本市では、夜間窓口の設置と普及体制強化を打ち出されるところであります。

全国で10月末時点、51.1%の普及率になっております。2014年から取組を始めた宮崎県都城市は86%と、都城方式、ワンストップ、独自の特典で普及に努め、鹿沼市では1,000円のクオカード配付を行い、新潟県ではGo To イートの特典を与え普及を進めております。鳥取県米子市では、9月からマイナンバーカードラッピングカーを病院、ショッピングセンター、イベント会場で申請用紙を用意し、車の中で写真撮影を行い、ワンストップで対応をしております。本市のマイナンバーカード普及への今後の対策について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目4つ目、棺おけ運搬車、リフター導入についてであります。現在日本では少子高齢化が進み、生活環境、社会生活の変化により、核家族化や高齢者が子供に迷惑をかけたくない、父母や独り暮らしをする家族が増えております。また、独り暮らしの方は町内会との関わりを控える方々が大変増えているようであります。

先日、夫婦の両方が障がい者家族で、自宅で御主人が亡くなってしまいました。親戚や子供もおらず、御主人は体が大きかったため、出棺の際、大変な思いをされたようであります。

そこで、他市町村でも少子高齢化、高齢化率向上のために導入が進められております、霊柩車から直接リフターを使い、棺おけを載せて移動する機械があります。高齢化率40%、少子高齢化、核家族化、独り暮らしの家庭構成が増えている中、

リフター導入の理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 高橋議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は健康福祉部長から、大項目3及び大項目4は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目1、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について、小項目1、エコスクール・プラスとZEB化事業の推進・活用についてお答えいたします。学校施設においては、環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、未来を担う子供たち、さらには地域の住民が環境問題を身近に感じられるような工夫を行うことが重要であることから、平成24年6月に閣議決定された環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針において、環境を考慮した学校施設、いわゆるエコスクールの整備の充実の重要性などが盛り込まれました。こうした状況を踏まえ、国では文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携、協力して、学校設置者がエコスクールとして整備する学校をエコスクール・プラスとして認定し、認定を受けた学校が学校施設の整備を実施する際に太陽光発電型、省エネルギー・省資源型、木材利用型などの事業タイプから選択したり組み合わせたりして将来的にZEBが達成できる計画であれば、文科省や各関係省庁より支援措置の単価加算や補助事業の優先採択などの支援を受けることができる事業が展開されており、教育委員会としても承知しているところです。

本市は、これから名寄中学校の改築に係る基本設計及び実施設計を進めてまいりますが、これら設計を検討していく際には安全で快適な学習空間の確保、多様な学習内容に対応できる学校施設の整備とともに、名寄市ゼロカーボンシティ宣言の

下、エコスクールや学校施設のZEB化も念頭に、環境負荷の低減を図れるような学校施設の整備についても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 私からは、大項目2、新型コロナウイルス感染予防対策についてお答えいたします。

最初に、小項目1、感染予防対策の状況と取組について申し上げます。感染症法施行規則の改正に基づき、本年9月26日から新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象が65歳以上の方や入院を要する方などに限定され、北海道においても陽性者については総数及び年代別の患者数と医療機関別所在地の内訳での発表に変更されております。これまでのように、名寄市民の新規陽性者数という形で公表されるものがないため、市内の感染状況の詳細が見えづらいものとなっておりますが、議員がおっしゃるとおり市内小中学校等での学校、学年閉鎖が発生していることから、名寄市内におきましても第8波の影響が出始めているものと思われまます。

北海道内の新規陽性者数は、10月下旬から11月にかけて人口10万人当たり全国最多となり、病床使用率の増加傾向が続くなど、感染状況は再拡大の局面に入った状況にあると報告されております。北海道は、基本的な感染防止行動の徹底やワクチン接種の速やかな検討など、道民に対して感染予防の取組の強化について周知しております。

本市の対策といたしましても、3つの密、密閉、密集、密接の回避、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染防止対策や冬期に向けた感染防止対策として窓の開け方を工夫するなどの換気対策を含め、感染防止対策の徹底を呼びかけております。また、11月29日からの市内の感染予防対策として、市内小中学校の学校、学級閉鎖等の情報を名寄市公式ラインで公表するこ

といたしました。冬期間は、通常でもインフルエンザなどの感染症が流行する時期ですので、より一層の感染予防対策について市民の皆様にご協力いただけるよう情報発信等に努めてまいります。

次に、小項目2、今後のワクチン接種対策について申し上げます。5歳から11歳の小児のワクチン接種につきましては、令和4年9月より3回目の追加接種が可能となり、名寄市では市立総合病院のワクチン外来で接種を行っております。12月13日現在、初回接種1、2回目を終えた方が305人、3回目接種を終えた方が17人となっております。令和4年10月から開始されましたオミクロン株対応2価ワクチンの接種は、初回接種を終え、前回接種から3か月以上を経過した12歳以上の方が対象とされており、12歳以上の小中学生については保護者同伴の下、集団接種会場にて接種を受けていただいております。12月13日現在、12歳から15歳の方の3回目接種を終えた方が491人、4回目接種を終えた方は173人となっております。

国は、年末年始の流行期に備え、ワクチン接種時期が到来している方には早めのワクチン接種を検討するように周知しております。本市の集団接種会場は、12月21日で年内の日程を終了する予定でございます。1月以降の接種につきましては、日程、人数ともに限定しての実施となりますので、接種を希望される方には年内日程での接種をお願いしております。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児、児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等については、本年9月6日付で文部科学省、厚生労働省、内閣府の各担当室及び担当課から連名で事務連絡が発出されております。その中においても、5歳以上11歳以下の方々へも接種への努力義務が適用されることとなりましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものに変わりはないため、事実上の強制となることがないように引き

続き留意すべきと記されております。そのため、本市におきましても、ワクチン接種が強制とならないよう配慮しながら、ワクチンの重症化予防効果などについて情報発信に努めてまいります。また、教育委員会においては、ワクチン接種に向けた北海道作成などのチラシやリーフレットを各学校に配付し、児童生徒や保護者への周知に努めるとともに、健康福祉部と連携して保育所なども足並みをそろえながらワクチン接種に向けた周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目3、マイナンバーカードの普及対策について及び大項目4、棺おけ運搬車の導入についてお答えいたします。

最初に、大項目3、マイナンバーカードの普及対策について、小項目1、普及への今後の対応策についてお答えいたします。本市におけるマイナンバーカードの交付率は、11月末現在で52.2%であり、全国平均を1.7ポイント下回っている状況となっております。本市のカード交付率の拡大に向けた今月からの取組といたしまして、夜間と休日にカードに関する臨時窓口を開設し、平日では窓口にお越しいただけない方に対しまして、交付手続のほか、マイナポイントの申請支援などを行っているところでございます。また、これまでの取組といたしまして、国のPR動画を利用したサイネージパネルや広報紙、ホームページ、新聞広告、ラインなどを活用しながら、カード取得促進のための市民周知を実施しているほか、市内の携帯ショップにおきましてカードやポイントの申請に関する支援をしていただくなど、各社企業とも連携をしながら普及促進に努めているところでございます。今後国と連携した取組を進めていく中で市内での施策も充実させていきながら、市民の皆様がカードを持ってよかったと思っただけの取組を進めてまいります。

続きまして、大項目4、棺おけ運搬車の導入についてお答えをいたします。火葬場において、霊柩車からひつぎの台車に載せ替える際に、高さの調整のできるリフターがあればスムーズなのではないかとの御意見と考えております。現場の対応状況といたしましては、御遺族に若い方がいらっしゃる場合、ひつぎの積替えに御協力をいただくこともございますが、御遺族が御高齢であるなどの場合は火葬従事者と葬儀会社のスタッフで積替えを行っております。火葬場の玄関には、現在段差があることから、例えば電動のキャスター付昇降機を導入し、霊柩車から移し替えたとしても、この昇降機から火葬炉まで運搬するひつぎの台車には人力で積替えすることとなり、労力の軽減につなげることは難しいと考えております。現状においても、当該機器を購入する考えはありませんが、今後も御遺族に負担をかけない対応を心がけて運営してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 大変ありがとうございました。

取りあえず順に再質問をさせていただきます。

小学校、中学校、学校教育では2002年にESDといいまして、持続可能な開発のための教育、日本発で新たな教育理念が提唱されて、2004年、環境教育推進法が施行されました。2015年にはこども環境白書も改正され、本格的な教育現場で環境教育がスタートしております。学校では、環境教育に関わる学習の充実が図られたり、現在の学習指導要領では道徳教育の目標の一つとして環境保全への貢献を掲げ、総合的な学習時間をはじめ、多数この教科で環境教育の推進が今うたわれているというふうにお聞きをしておりますし、名寄市の小中学生もそのように進められているのではないかなというふうに思っております。

先ほど木村部長は、このエコスクール・プラス

を推進していくということで、推進していくというか、名寄中学校でも考えてみるということではなかったので、私も大変難しい部分だったものですから、勉強させていただきましたので、共々勉強していきたいなというふうに、この時間を使わせていただきたいなと思います。

平成21年に私がスクール・ニューディール政策ということで、国の予算を使いまして名寄小学校に太陽光発電をつけて、各小学校には電子黒板と、クラスには電子テレビをつけさせていただいて、そこから学校教育でこの環境教育がスタートしたというふうに考えています。その中で、今回校舎のエコ化ということで大々的に取り沙汰されています。本当、調べてみると、北海道では先ほど木村部長が言ったように、当別町の義務教育学校では太陽光とその他の新エネルギー活用型、そしてほとんどのところが使っている省エネルギー・省資源型が当別町では使われているのです。あと札幌は、ほとんど省エネルギー・省資源型が主な部分であります。そして、こちら辺の部分では、今言った当別町、そして枝幸の認定こども園が省エネルギー・省資源型プラス地元の木材を使った木材利用型にしています。そして、もう一校は旭川です。旭川の千代田小学校が先ほど皆さんと同じく省エネルギー・省資源型。やっぱり北海道は太陽光をやると、夏場はいいのですけれども、冬場全く発電できないという部分がありますので、皆さん太陽光は使っていないくて、省エネルギー・省資源型を採用されているところが非常に多かったです。

その省資源型というのが高断熱化、日射遮蔽式だとか自然換気、昼光利用、太陽の熱を直接入れる方法だとかという部分が、プラスその中の効率のいい空調だとか効率のいい空気変換機、そして効率のいい照明、そして効率のいい給湯器を使って電力を削減しているという部分みたいなのです。そして、ここで言っている部分では、非常に多いのが、どうすれば電気や何かを削減できるかとい

う部分でやっていますけれども、病院の場合、一番使っているのが電気と空調、事務所だとか学校と家庭は空調と電気が半分以上使っています。このZEB化というのは、省エネ基準50%を目指していかなければいけないものですから、そういう手法をやっています。だから、名中にもぜひこの、太陽光はきっと厳しいと思いますので、皆さんがやっている省エネルギー・省資源型、そしてできれば地元の木材を使えば使っていただくとか、その他の新エネルギーの活用ということで、よそのところは地中に空気を回して冷房に活用しているところもあります。でも、名寄は雪国ですので、曙のライスセンターみたいに雪室方式で電気を使わない、できれば名寄中学校は小中学校で初めて冷房装置が入る雪室冷蔵をやってみてはどうかなというふうに私は考えています。いろんな方策があると思います。ぜひ検討をしていただきたいというように思います。

そして、いろんな部分のところがありますけれども、この事業をやるために必要な部分が、一番大事なものは改修するのだけれども、教材として学校が環境教育に貢献できる部分をつくるということなのです。太陽光でもいいです。太陽光をつければ、太陽光が発電して、どれだけ炭素を減らしたのかだとかという装置をつけて、子供たちがそれを見て環境に優しいねと、家でもやってみようねというような状況をつくれるかだとか、あとは環境教育を実施するための内容を精査するだとかという、実施に当たってやるべきことはたくさんあるのですけれども、私はすごくできる部分ではないかなというふうに、今この事業を見て思います。文部科学省の公立学校施設整備費とエコスクールパイロット・モデル事業による補助は併せて受けることができます。そのため、耐震改修と同時にエコ改修を行うこともできます。エコ改修と耐震改修を併せて設計を行うことができれば経費の節減も可能であり、エコスクールパイロット・モデル事業の認定も受けやすくなります。認定

を受けなくても、この補助事業を受けられるというふうにかかここでは、エコスクールパイロット・モデル事業の認定を受けなくても本事業を実施することができますということですので、いろんな方法で検討していただきたいというふうに思います。

あと、長々とやってもあれなのですけれども、一番重要なのは、子供たちが生活する場所以上に小学校と中学校はいるのです。朝8時から夕方4時まで、家と同じくらい学校で暮らす時間が多い。それだけ生活するところに、どう教育環境を進め、そして勉強するのにいい環境を整えていくかということみたいなのです。ほかのところもそういう環境をつくって、そして環境教育をして、あるところでは環境の代わりに廃品回収を行っている学校もあります。富良野は、木材を利用して、第1次産業の木材を重要視して、子供たちと木材のところに行って勉強したり、森林というのを重要視してやっている部分もあります。いろんな何か方策あるみたいですので、ぜひ名寄として何がいいのか、名寄はお餅研究してもどうしようもないので、どういう部分だったら子供たちがこの脱炭素に向けて、2050年のカーボンニュートラルに向けて少しでも、これだったら私、電気をあれするとき電気を一回消そうだとかという行動が出る学校をつくっていただくことをお願いしたいというように思っていますので、よろしくお願ひします。

聞くことはないです。この事業もスタートしたばかりですし、名寄で初めてやる部分ですので、きっと分からないこともたくさんあると思います。そして、やる場合は環境省も含めて、コーディネーターがこっちに来ていただけるというふう書いてありますので、しっかり向こうと連携取って、すばらしい学校を造っていただくことをお願い申し上げます。

次に、新型コロナの感染対策についてでありま

す。先ほど部長が市立病院の外来で小児はやっておられるということで言われました。そして、5歳から11歳まで、1回から2回が305名、3回が17名ということでした。全部で、5歳から11歳までって総人数って何人なのでしょう。

それと、市立病院の外来体制で接種をやりますというのですけれども、この周知方法がどういう形になっているのかも教えていただきたいというように思います。

あと1点、9月6日に文科省、そして厚生労働省と内閣府がこの学校等の学級閉鎖、学校閉鎖が進んだことによって、教育委員会としてこの小児に対する接種のどういうふうに行っているかというものが出たと思うのですけれども、その部分や何か詳しく教えていただければなというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 私から、まず最初に御質問いただいた5歳から11歳までの対象者数が何人かという御質問だったかというふうに思います。若干粗い数字になるかもしれませんが、12月13日現在で押さえているところでは5歳から11歳までの方が1,467人ということで押さえさせていただいております。

また、5歳から11歳の方々の接種の御案内についての御質問だったかというふうに思います。5歳から11歳に達する方々についてですが、接種券を送付するのですが、5歳に達していないと接種ができないということでございまして、5歳を迎える方には誕生日以降に接種券のほうを送付させていただきまして、また小児の新型コロナワクチンにつきましては一定の科学的知見が得られたことから、先ほどの答弁申し上げましたけれども、国において小児への3回目接種の実施が決定されましたので、3回目接種券については2回目接種から5か月間を経過した方から順次送付をさせていただいております。それぞれ対象のある方

については、担当の保健センターのほうから対象者の方に郵送周知をさせていただくと、このような対応をさせていただいているところでございます。

また、最後の御質問ですけれども、先ほども壇上の答弁でも述べさせていただきましたが、本年9月6日付に文科省と厚労省と内閣府の担当室と担当課からそれぞれ連名で事務連絡が発出されておりますので、その内容につきまして各学校や各保育所、幼稚園等々に周知をさせていただいているという実態でございます。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) 今部長が言われた1,467名ということで、1回目、2回目で305名ですから、約22%ぐらいかな、ざっと計算すると。3回目は、2%に近いという形になってしまっています。

山本教授言われたように、本当に北海道が学年閉鎖だと学級閉鎖になっているのは、やっぱり冬になって換気ができない部分が多いのだけれども、接種率が非常に低いという部分があるのです。こういうふうに出ている部分でいえば、やはりもうちょっとお母さん方に周知が必要かなと。周知しかないと思うのです。きっとお母さん方は、自分が筋肉痛だった、また熱出て寝込んだから、子供たちにこんな思いさせたくないという部分が根っこにあって、子供たちに受けさせないというのが主だと思うのです。でも、うちは5歳の孫と、札幌にいますけれども、もう券来たらずぐ打ちなさいと打たせましたから。あと10分です、孫の話。それだけ自分の孫もかわいいですし、私は子供はかわいいと思うのです。自分の子供は本当かわいいと思うのです。重症化と中等症になる可能性も今小学校、中学校、ちっちゃい子でも出ているという部分を見ると、やはり親にしっかりこのワクチンの重要性訴えていただいて、やはり接種、努力義務ですけれども、進めていただくこと

をお願いできないかなというふうに思うのですが、見解的には……。先ほど言った強制ではないという、分かります。分かるのですけれども、どうすればいいかというのは、もう少し考えていただくをお願いできないかなというように思います。

あと、部長、教育委員会としては、そこら辺は全然手をつけられない。学校や何かの部分ではどうなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ワクチン接種に向けては、ワクチン接種の体制というものは地域の医師会ですとか医療機関と連携して、適切な体制を取っていくということが何よりも大切なことなのかなというふうに思っています。

教育委員会といたしましては、先ほどの答弁のとおりとなってしまいますけれども、ワクチン接種に向けたチラシですとかリーフレットを各学校を通じて配付させていただいて、保護者へ周知に努めていくしかないかなというふうには考えているところです。

あと、健康福祉部からもワクチン接種に係る周知ですとか、それからラインですとかホームページでも随分と呼びかけていただいておりますので、そうしたことと連携しながらワクチン接種を呼びかけていくしかないのかなというふうに考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど高橋議員からワクチン接種についてのお考えというか、御質問だったかと思えます。

コロナウイルス感染症にかかって、子供さんといえども、それぞれのお考えもきっとあると思いますし、新型コロナウイルス感染症は大変なことなのですけれども、御自身や御家族の命を考えるという機会には、高橋議員のおうちでもお孫さんたちとお話しされたように、重要な機会だったか

というふうに認識をしております。私どもとしても、そういった意味で保健センターのほうからワクチン接種の御相談があって、どうしても私どものほうは子供さんということで、従来小児科のほうで、集団接種ではなくて、小さいお子様については小児科の専門医のほうできちっとアセスメント等々していただきながら打っていただくということを対応させていただいておりますので、日程や、なかなか難しいという御相談があった場合や保健センターで受けさせていただいた場合は、近隣市町村と協定を結ばさせていただいておりますので、状況によっては近隣の病院を御紹介して、可能なところを調整させていただいておりますので、そういう決定をされた部分については可能な限り十分対応させていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひお願いいたします。

もう一点、先ほど12歳から15歳が500名ぐらいでした。これ4回目打った方は、受験があったとかという部分が今全国ですごく増えているみたいな状況なものですから、12歳から15歳までの総人数って何名ぐらいなのかというのを教えていただければなというふうに思います。

あと、今言われた保健センターに電話来て、すぐ他市町の状況も含めて対応しているという部分、分かりました。ぜひ進めていただくことをお願いいたします。

では、人数だけお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 12歳から15歳までの方々につきましては、総数で799名いらっしゃいまして、もしあれでしたら1回目からの申し上げますが、1回目の方も申し上げますか。

1回目終わった方が652人、2回目接種済みの方が647人、3回目接種の方が491人、先

ほど申しあげました4回目接種の方が173人、このようになっております。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ありがとうございます。

大体この12歳から15歳は80%を超えているような状況で進んでいるのかなというように思いますけれども、4回目がちょっと少ないかなというように思いますので、ぜひその辺も進めていただくことをお願いいたします。

では次に、マイナンバーカードの普及について。大体名寄市は52.3%ですから、テレビや何かで言う53%を超えないと何かが来ないという変なうわさが出ていることも含めて、53%を目指して、渡辺部長、頑張ってくださいをお願いしたいのですけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

○13番(高橋伸典議員) 廣嶋部長、すみません。

1つお願いがあります。鳥取県米子市のように、そして隣のS市さんのように、マイナンバーカードをやりに来たら、写真を持ってきていなかったらやらせてくれないという部分あります、名寄。これは、やっぱり写真持ってこなくても、デジカメでも撮れるのだから、やってあげたほうがいいです。そうすれば、もうちょっとスムーズに、みんな取りに来ると思います。すごく苦情多かったです。写真持っていかなかったら駄目なのです。隣は写真撮ってくれますよ。米子市さんも全部、写真も何もなくてやってくれるという。それがやっぱり行政としてのサービスかなというように思うのですけれども、これからその体制はどういうふうになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 議員おっしゃるように、他の自治体ではそういったサービスもしながら申請を受け付けているということでございます。

本市としましては、申請の際に申請方法をそこでお話しさせていただきましても、基本的に写真を持参してきていただいています、デジカメの場合は撮り方だったり背景だったり、実際に申請してもはねられる可能性もあるということで、その部分がありまして、専門家の方のマイナンバーカードに合った撮影をしていただいた写真を持ってきていただいて、説明をしているというような状況であります。

先ほど52.2%ということで、交付率、11月末の数字になっておりますけれども、この前出ていました交付金の関係の53.9というのは11月末現在の国の全国平均でありまして、この53.9%を基本に、交付率ではなくて申請率が53.9%を超えた場合については、デジタル田園の交付金は要件に入りますよということですので、本市につきましてはもう既に申請率のほうは56%ぐらい、もっと行っていますので、基本的にはこれはクリアできるという状況になっております。ただ、交付税の関係もございますので、今後も交付率を上げていかなければならないかなというふうに考えております。

それと、11月末現在の交付率の数字が出ましたけれども、年齢構成を見ますとやはり小さい子供さん、ゼロ歳から4歳までの方、それから90歳以上の方の交付率がほかの年代から見るとやはり低いということで、申請しづらいだったり、先ほどの写真の関係も影響してくるのかなと思いますので、今月から休日ですとか平日の時間延長、窓口の時間延長しながら臨時窓口を開いておりますので、そこでもかなり御家族連れの方ですとか御夫婦の方とか、ふだんやはり日中ですとか来れない方については多く御来場いただいておりますので、そういった状況も見ながら、今後またさらに申請しやすいような体制づくりを、また内部でも今検討しておりますので、今いただいた御意見も参考にさせていただきながら、またどんな形が申請しやすい状況になるかということも協議させ

ていただきまして、対応していきたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) 米子市さんは、車の中
でできているのです。土別市さんも、役所の中
でできているわけなのです。だから、デジカメだ
から駄目だとかというのは理屈になってしまう
のです。だから、やれる方法をどうするのかと考
えるのが行政マンなのです。これは、やっぱり勘
違いしないほうがいいと思う。やれる方法を考え
て、市民が取りやすい状況をつくってあげるのが
行政マンと私たちだというふうに思っていますの
で、ぜひこれはやっていただきたい、勉強して。
S市さんもやっているし、米子市さんもやってい
るので、できないことはないと思います。これは、
研究ではなく、早急にやはり部局の中でどうすれ
ばできるのかというのを考えてあげて、これから
来る人は市役所で写真撮りますから、書類だけ持
ってきてくださいと。あとは全部やりますからと
いうぐらいしないと、100%にはなりません。
そういう意気込みで、ぜひお願いをいたしたいと
いうように思います。

最後に、リフターの部分であります。大体分か
ってました。できないだろうなというのは。約
50万円ぐらいしますので、できないのかなとい
うふうに思ったのですが、やはりそういう
方もおられるので、しっかり体制だけは、車から
今のものに載せる部分で人を使うとき、きっとこ
れからそういう方々がたくさん出てくるというふ
うに思いますので、やはり葬儀の関係者の方々が
行ったときに分かることだと思しますので、この
家庭はこれだけしか来ないな、したら葬儀場に電
話して、ある程度うちで2人出せるから、そっち
で2人用意しておいてくれだとかという部分を体
制だけは組んでおいていただくことをお願い申し
上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で高橋伸典議員の

質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全
て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 今 村 芳 彦

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月16日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について
議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）
日程第6 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
日程第8 報告第1号 例月出納検査報告について
日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第10 委員会所管事務調査報告

げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第4 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）
日程第6 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
日程第8 報告第1号 例月出納検査報告について
日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第10 委員会所管事務調査報告

1. 出席議員（17名）

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 議長 | 18番 | 東 | 千 | 春 | 議員 |
| 副議長 | 11番 | 佐藤 | 靖 | 議員 | |
| | 1番 | 富岡 | 達彦 | 議員 | |
| | 2番 | 倉澤 | 宏 | 議員 | |
| | 3番 | 山崎 | 真由美 | 議員 | |
| | 4番 | 佐久間 | 誠 | 議員 | |
| | 5番 | 三浦 | 勝秀 | 議員 | |
| | 7番 | 五十嵐 | 千絵 | 議員 | |
| | 8番 | 遠藤 | 隆男 | 議員 | |
| | 9番 | 清水 | 一夫 | 議員 | |
| | 10番 | 川村 | 幸栄 | 議員 | |
| | 12番 | 高野 | 美枝子 | 議員 | |
| | 13番 | 高橋 | 伸典 | 議員 | |
| | 14番 | 塩田 | 昌彦 | 議員 | |
| | 15番 | 東川 | 孝義 | 議員 | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について
議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第21号 名寄市職員の定年引上

16番 山田典幸 議員
17番 黒井徹 議員

1. 欠席議員（1名）

6番 今村芳彦 議員

1. 事務局出席職員

事務局長 伊藤 慈生
書記 開 発 恵美
書記 石橋 恵美
書記 加藤 諒

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君
教育長 岸 小夜子 君
総務部長 渡辺 博史 君
総合政策部長 石橋 毅 君
市民部長 廣嶋 淳一 君
健康福祉部長 馬場 義人 君
経済部長 山田 裕治 君
建設水道部長 東 聡男 君
教育部長 木村 睦 君
市立総合病院事務部長 岡村 弘重 君
市立大学事務局長 水間 剛 君
こども・高齢者支援室長 松田 慎司 君
産業振興室長 田畑 次郎 君
上下水道室長 佐藤 美香 君
会計室長 鈴木 康寛 君
監査委員 岡川 進 君

○議長（東 千春議員） 本日の会議に6番、今村芳彦議員より欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

15番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式導入への対応について外2件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、大項目3点にわたって質問させていただきます。

まず最初に、大項目1、消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式導入への対応について伺います。来年10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。この間民間企業間の取引で免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘されてきました。ところが、インボイス制度の導入は民間取引にとどまらず、地方自治体や公益法人との取引においても免税事業者と同様の影響を及ぼす実態が見えてまいりました。そこで、名寄市の消費税インボイス制度導入への対応について伺います。

小項目1、一般会計におけるインボイスの必要状況についてお知らせください。

小項目2、企業会計、上下水道事業での業者への対応について伺います。福島市のホームページ

に掲載した令和5年、6年度入札参加資格申請の手引でインボイス制度の登録がない場合、水道局及び下水道室発注の工事等の受注ができなくなりますと記載されました。総務省は10月7日、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないと考えるとの考えを各自治体に示したところであります。名寄市の企業会計での業者への対応についてお考えをお聞かせください。

小項目3、学校給食の食材納入業者への対応について伺います。地元産食材を積極的に導入している当市の学校給食です。免税業者も多いのではないのでしょうか。地元の野菜などの生産者、小売業者への対応について伺います。

小項目4、高齢者事業センター会員への対応について伺います。これからの季節、除雪や、また夏の草取りなど、独り暮らしの高齢者にとって日常の暮らしの手助けとしてなくてはならない存在であります。また、高齢になっても働きたいという方々の働き場として機能していると認識しているところです。高齢者事業センター会員への対応についてお考えをお聞かせください。

大項目2、学校給食の無償化を。以前から長期休暇、夏休みなどの間、食事が満足に取れない児童生徒がいる、休暇後体重が減っている児童生徒がいるなどの報告がありました。コロナ感染拡大による一斉休校をきっかけにして学校給食の重要性が改めて認識されたのではないのでしょうか。給食費の負担が重い、子供が2人、3人となればさらに大変だとの声が聞かれています。かつて文部省は国会で教科書だけでなく、学用品や交通費、学校給食も無償にするのが理想と答弁しています。食材費は保護者負担とする学校給食法11条であると言われてきました。しかし、今年4月の文科省の事務連絡では、食材高騰による保護者負担軽減のために新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を可能としました。これは、行政による補助を政府が認めたという具体的な事

実と言えるのではないのでしょうか。食育基本法では、給食が単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であると示しています。義務教育の無償、憲法で定められています。26条、義務教育の無償が定められています。給食食材も教科書無償と同じく無償と考えるべきではないのでしょうか。そこで、学校給食の無償化について改めてお考えを伺います。

大項目3、生理用品を学校トイレに配置を。経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっていると令和4年2月、厚労省が生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査をし、その結果を報道発表しています。新型コロナウイルス発生後、生理用品の購入、入手に苦労したことがよくある、時々あると答えた方は回答者の8.1%に及んでいます。その中で年代別では30歳未満が、世帯年収別に見ると300万円未満がそれぞれ高くなっています。その理由としては、自分の収入が少ないから、自分のために使えるお金が少ないから、その他のことにお金を使わなければならないからなどの経済的理由が多く挙げられているところであります。そこで、改めて伺います。生理用品を市内全ての学校トイレに配置することについてお考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） おはようございます。川村議員からは、大項目で3点にわたって御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2は上下水道室長から、小項目3及び大項目2、大項目3は教育部長から、大項目1の小項目4は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、私から大項目1、消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式導入への対応につい

て、小項目1、一般会計におけるインボイスの必要状況についてお答えします。消費税は、商品の販売やサービス提供などの取引に対して広く課せられる税であり、地方公共団体においても対象となります。一般的に消費税の申告に当たっては売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除、仕入れ税額控除した額を申告することになりますが、インボイス制度導入によりインボイス制度に適用した請求書等でなければ、仕入れに係る消費税額の控除が認められなくなります。そのため、地方公共団体においても取引相手の事業者が仕入れ税額控除を受けることができず、不利益を被ることにならないようインボイス制度に適用した請求書等を発行することが可能となる適格請求書発行事業者として登録される必要があります。本市における各会計の対応状況は、課税の対象となる歳入課目を要する一般会計、国民健康保険特別会計の直診勘定、市立大学特別会計のほか、公営企業会計である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計において適格請求書発行事業者への登録申請を了しております。なお、適格請求書発行事業者に登録されますと、課税売上げの金額にかかわらず、消費税の申告義務が発生することとなりますが、一般会計においては消費税法第60条第6項の規定により消費税申告の義務が免除されており、一般会計に属する会計である市立大学特別会計においても一般会計同様申告義務が免除されることとなります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私からは大項目1、小項目2、企業会計での業者への対応についてをお答えいたします。

水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、インボイス制度への対応のため昨年10月に適格請求書発行事業者として登録申請を済ませ、料金システム及び企業会計システムの改修、検針票や納入通知書の用紙類の変更など来年10月1

日の導入に向け準備を進めています。御質問いただいた発注工事等の入札参加資格要件については、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは要件としておりません。しかし、消費税の納税は料金収入である売上げに係る消費税額から工事などの支払い、いわゆる仕入れに係る消費税額を控除し、差額を納める仕組みであり、今後インボイス制度に対応しない免税事業者との取引は仕入れ税額控除ができないため、仕入れ税額控除ができなかった消費税分は水道事業会計、下水道事業会計が多く負担し、納める消費税額が増加します。水道、下水道は上下水道料金収入による受益者負担により経営しておりますので、免税業者との取引による消費税負担増加分は料金に転嫁する必要があり、結果的には料金の値上げにつながるものと考えられます。国では、仕入れ税額控除ができないこととなる取引への影響に配慮し、消費税の納税が増えないようにする経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについて制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入れ税額控除が可能としております。インボイス制度に対応するかは各事業者の判断によりますが、水道事業及び下水道事業としては経営に大きな影響を与えるものと想定し、それぞれの取引の内容や規模に応じて適切な判断を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目1の小項目3、学校給食の食材納入業者への対応について申し上げます。

学校給食は、学校給食会にて保護者から給食費をお預かりし、学校給食の食材を購入しています。給食費を負担している保護者は事業活動として給食費を負担しているものではないため、消費税申告事業者であることはなく、学校給食会としてはインボイス制度に適用した請求書等を発行する必

要はありません。また、給食食材を納入している事業者につきましては、課税事業者、免税事業者の両方がおられると思いますが、学校給食会はインボイス制度に対応する必要がなく、適格請求書発行事業者ではないため、従前のお取引をすることになることから、学校給食会、食材納入事業者とも何ら影響が出ることはございません。

次に、大項目2、学校給食費の無償化についてお答えいたします。学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者、いわゆる市の負担となっており、食材に係る経費は保護者負担と定められております。給食費の完全無償化を実施した場合の本市の財政負担額は、令和3年度の実績から約9,000万円と積算しております。そのため、現在の本市の財政状況において給食費の無償化に向けた持続的な財源の確保は非常に難しいこと、また援助を必要とする世帯には就学援助制度による支援を実施していることなどから、毎年度多額の財源を必要とする無償化の実施は極めて困難であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目3、生理用品を学校トイレに配置をについてお答えいたします。生理用品の学校トイレへの配置につきましては、市内の学校と協議した結果、児童生徒が抱える不安や悩みを養護教諭等に相談できる機会とするため、従来どおり生理用品が必要になった際は保健室で提供することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1、小項目4、高齢者事業センター会員への対応についてお答えいたします。高齢者事業センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより高齢者の社会参加を促進するとともに、医療費や介護費用の削減にも効果があると認識をしております。消費税制度におきましては、

小規模事業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、センター会員については免税の個人事業者に当たります。インボイス制度が導入されますと、免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行することができないことから、高齢者事業センターは仕入れ額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じると言われております。国では行政が発注を行う額の適正化などを求めています。6年間の経過措置の利用を含めまして関係省庁と検討したいとしておりますので、今後も動向に注視してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問等させていただきたいと思っております。

まず、消費税インボイス制度、適格請求書等保存方式、何回聞いてもなかなかすると言えません。この間名寄市内でも商工会議所さん等含めていろいろ研修会を開催されてきているようですが、お会いした人、お話を聞いた人の中でよく分かったと言った方はいらっしゃらなかったです。自分の理解力が足りないのか、非常に複雑な制度だなというふうに思っています。それです。一般会計におけるインボイスの必要というところなのですけれども、例えば今部長から御答弁あったように、消費税法60条の中では一般会計は特例によって課税標準額に対する消費税額と仕入れ税額控除、税額を同額に満たすとして、納税は免除されているというふうなことであります。しかし、この中で一般会計の中で例えば施設の使用料等々、地方自治体が売手になって、事業者に対して課税取引を行う場合があるかというふうに思うのですが、こういったときはどのようにされるというふうに押さえているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 施設の使用料は課税ということで、うちが受け手といいますか、公共施設を例えば企業様が借りたといいますか、使うという形になれば使用料がかかります。そのときにインボイスのほうの登録がされていないと、企業様が仕入れ額の税額控除を受けられないということで、一般会計も登録をしなければならぬということで先ほども答弁させていただいたところでありまして、それに対応するために今手続を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 実は調べてきましたら、今年3月に総務省が都道府県に対してインボイス制度の準備状況を把握するための調査を行ってございました。その結果、インボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られたということで、全国の自治体に6月20日発出で通知文書を出されています。約4割近い自治体がインボイス、登録は必要ないというふうにご回答していたというふうに出ていました。それで、やっぱり今おっしゃったようなことでいろんな場面が出てきて、必要だというふうには思うのですけれども、それができていなかったということはインボイス制度についてよく理解していなかったというふうに私は受け止めているのですけれども、この辺についての捉え方といいますか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃりますとおり、なかなかインボイス制度ってとても難しい制度で、私どもとしても庁内でも10月に財政課長を講師に研修会、説明会を開催させていただいたところなのですが、改めてまた説明会のほう必要なのかなと思うぐらいやっぱり難しいのかなと思っております。企業様ですとか、やっぱり様々な場面で例えば会議所さんだとか中心に研修会、説明

会もされていると思いますし、最終的には国の責任で行わなければならないものだと思います。私どもとしても国が行うような説明会だとか講演会ですとか、そういう部分に協力しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） さっきから言っているように、本当に分かりづらい、複雑。いろんなところから、専門家の方々からも制度の中身については分かりづらいというようなことが言われているところでもあります。先ほど上下水道の部分でのお話もお聞かせをいただきました。登録していないことは入札に参加させないということは定めていないということでありましたけれども、しかしそうでない方々が参加したときに市のほうで負担をしなければならないという状況が生まれてくるということだというふうに思います。それは、言わずもがなやはり住民に負担が回ってくるというふうな捉え方かなというふうに思っています。自治体がそういった取引から免税業者を排除することというのはあってはならないというふうに思っているところでもありますけれども、なかなか分かりづらいのも含めて、1,000万円がボーダーラインですから、やっぱり収入のことも含めて各事業者が判断をしていかなければならないということは非常に難しい問題が起きてくるなというふうに思っています。それで、先ほど経過措置のこともお話がありましたけれども、本当にこれで楽に分かりやすくなるのかどうかというところら辺かなというふうに思っているのですけれども、この点についてどうでしょうか。上下水道室長、一番このインボイスで関わる人が多いかというふうに思うのですけれども、その点についてどうお考えになっているかお聞かせいただいでいいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私も議員と同感

で、なかなか分かりづらい制度でありますので、消費税の計算自体も実は消費税になじみのない部署からうちの部署に異動してきた職員は大変苦労しながら消費税の計算なり、申告をしているところです。それに加えて、今回のインボイス制度なので、大変難しいながら私たちも勉強しながら進めているところですけども、やはり制度なり法律に沿いながら仕事して、なおかつ使用者の方々の料金の収入で私たち上下水道は仕事しているものですから、そういった中では皆さんの料金を無駄にしないために消費税の計算も間違えないようにといたしますか、無駄のないように計算しているところですので、国の制度も含めてきちんと従いながら進めていこうとしているところです。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 一般的な業者さんといえますか、商売やっている方々、いろいろ業者さんの苦労も大変なのですけれども、こういった自治体自身も大変な状況になっているというのが改めて見えてきたのではないかなというふうに思っています。

学校給食の食材費のところは給食会ということで影響はないのだというふうなお話がありました。地元の農家さんなどのこともちょっと気になっていたものですから、影響はないということで安心をしました。

それからあと、高齢者事業センターの会員さんの方々です。免税個人事業というふうに扱われるということですから、それも事業センターが消費税の仕入れ税額控除できないで、多額の納税負担ということが発生するかなというふうに思うのですが、こうなると事業センター自体が運営していくことが難しくなるのかなというふうに思っています。先ほども話ししたように、除雪の問題やら夏の草取りの問題やらいろいろ本当に何か困ったときには高齢者事業センターに行ってというふうな声が私の周りでも随分聞かれているところです。そうしたときにこのセンターがなくなるというよ

うなことになっては大変なことになるかなというふうに考えているのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今高齢者事業センターがインボイス制度が取り入れられたことによる影響も含めた形の御質問だったかというふうに思います。現状のところそれぞれ2つ、名寄と風連にごさいますて、状況をお聞きしている中では、現在それぞれ税理士事務所さんとかに御相談しながら影響等々について、影響状況等について把握をしようとしているような状況にあるというふうにお聞きをしております。また、国のほうでも国会等々でやり取りがあるというようなことも議事録等で一部承知をさせていただいているところをごさいますて、報道等でそれぞれ何かいろんな報道がなされているようでございますが、まだきちんと確定したものはないのかなというふうに思っています。ただ、それぞれ事業団さん、事業センターさんと御相談する中で会員さんにインボイスの領収書を求めるということはちょっといずれにしても難しいだろうなということで、そうなる今議員おっしゃるとおり、事業センターのほうの税額が増えてしまうというようなことで、どういうやり方がいいのかということも含めた推計がまだなされていないということなので、状況を注意深く見守っていかなければならないというふうに思っておりますし、現在与党の税調ですか、のほうでいろんなやり取りがなされていると思います。与党の税調がある程度いってまとまると、政府税調のほうにも移っていくのかなというふうに思っております。税調の状況とかも詳しく注視していきながら2つの高齢者事業センターさんと細かくやり取りをさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃっ

たように、会員の皆さん方、やはり少しでも体を動かして、そして少しでも収入があればということとで頑張ってお仕事していただいているかなというふうに思うのです。こういった方々にさらにインボイスを取って登録業者になっていただくということは本当にとってもとても難しいし、やめざるを得ないというような話も聞いているのです、実は。そういうことだと、やっぱりセンター自体を維持していくためにはまた市からの補助なりが必要になってくるのかということ、またさっきから言っているように、市民の負担が増えるというふうなことで、何かメリットはなかなかないなというふうに思っています。それで、メリット、何でこんなふうにして難しいことするのかというふうなところなのですけれども、さきの財務省の国会答弁の中では約2,480億円の増税になるというふうな回答もされていて、やはり増税を狙っての導入だったということで、税額ばかりではなくて、いろんな事務負担も含めて大きいものになっているというふうに思っています。先ほど経過措置、緩和措置等言われ始めています。あちこちから、例えば全国商工会議所さんでは約500万ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があると。システムの変更や新たな事務など事業者にとって多大な負担が生じるのだと訴えて、導入は当面の間凍結を求めています。また、日本税理士会連合会さんは、来年度の税制改正に関する建議書の中で事務負担や市場取引に与える影響について必要な措置を検討して、コロナ禍による経済活動の制約が解消されたり、また簡易で安価な電子インボイス制度の整備、こういったことも講じられるまで導入を延期するか、また少なくとも中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を要望しています。さらに、全国青色申告会総連合さん、来年度の税制改正要望意見書の中でこのインボイス制度の廃止または凍結の項目を設けられていまして、免税事業者が取引から排除されることや小規模事業者の納税に

係る事務負担の増加が想定される、このように懸念を示しているところであります。ですから、負担ばかりが、お金の負担ばかりではなくて、事務的な負担も大きいと言わざるを得ないという状況になっています。こんな中で緩和措置、経過措置ということが今議論されているのだらうなというふうに思っているところですが、この消費税インボイスの問題、まだまだ市民に知られていません。何か自分は関係ないかなというふうな思いがあるかなというふうには思います。ただ、先ほどの上下水道室長からの話もありましたように、そのことが進んでいくと私たち市民の負担にも影響してくるというようなことでありますので、地元の中小零細業者さんや地域経済にも大きな影響が出るということをやはり声に出して、国には中止や延期の、この声を上げていくことが必要ではないかというふうに思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） インボイス全体の関係でございますけれども、議員言われたとおり、特に個人事業者ですとかフリーランスの方が非常に影響が大きいということで、それぞれ様々な団体のほうから要望も出されております。また、これまでも市長会ですとか、そういった団体を通じて国の制度の関係ですとか、それに対する要望を行ってきておりますけれども、これもインボイスの関係につきましても大きな課題でありますし、地方経済に与える影響も大きいということもございますので、これ国の動きも今様々な動きが出ているということで、そこも動きを注視しながら要望すべき部分がございますら、そういった中で国のほうに要望していくような形、確認もしながら進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひこの現状、困っている現状、そういった部分を国や道へ上げてい

っていただきたいなということを強く求めたいというふうに思います。

次に、学校給食の無償化についてであります。これも何回も何回も取り上げさせていただいて申し訳ないかなというふうに思うのですが、今やはりコロナ禍の中で保護者の方々も大変な負担をしながら頑張っている状況にあります。そういった中で、地方創生臨時交付金の活用ということで国からも随分言われているところでありますので、ぜひとも……私が言っているのは臨時交付金を使ってではなくて、常に給食の無償化を訴えているところなのですけれども、文科省は9月に急激な物価高騰の影響を受けて、保護者負担軽減に取り組んでいるかどうかという全国での調査結果を公表しています。それで、全国では8割が臨時交付金も含めて利用して負担軽減に取り組んでいるというようなことが報道されておりました。地方創生臨時交付金を活用した自治体が77.3%というようなことで、これは期間限定で実施する自治体ということで広がっているということであります。その中で実施を予定していないと回答した自治体が302あって、現時点では学校給食費の値上げを行う予定がないと答えたところが284自治体ありました。当市においては、令和2年4月、値上げをしていますので、そういった部分で現時点では給食費の値上げを行う予定がないという部分に入るのかどうかまずちょっと確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今年度につきましては、値上げの予定はございません。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ありがとうございます。臨時交付金を使ったところの期間限定で実施する自治体が広がっているというような状況はあるのですけれども、そうではなくて、完全無償化に取り組んでいるという自治体も今増えています。

これは手前みそになりますが、しんぶん赤旗の学校給食無償化調査チーム、12月3日の数ですけども、給食費の完全無償化、小中、全国で256自治体に上っています。このようにあちこちで取組が進んでいるところです。ここには半額補助だとか、私以前にも提案させてもらいましたけれども、第3子からの無償だとか、そういったのは含まれていません。完全に無償化というところでは、紋別では昨年10月からふるさと納税の寄附金を財源に小中学生の給食を無償化しています。保護者の方からは、教育費全体の負担が大きいと。義務教育では無償と言っているのにどうしてお金がかかるのだろうかというような声が聞かれます。塾にも行かせたいと。だけれども、なかなか行かせてやることができないということです。今中学生だと1食308円、小学校の1、2年生で259円ということで、それでも1か月お一人で5,000円前後です。2人いれば1万円前後、大きな負担になります。この点について改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 今議員のほうから様々な全国または全道の状況、さらには給食を完全無償化されている状況などについてもお話をいただいたところかなというふうに思っています。それぞれの自治体でそういった給食の完全無償化などの施策を打つ部分につきましては、それぞれの自治体の中で目的があって、どういう目的に沿った中で給食の完全無償化というところをされていたりしているのかなというふうに思っているところがございます。また、先ほど紋別さんのふるさと納税などのお話もいただきましたけれども、ここについてはやっぱり財源の問題というのもこれは避けて通れない問題にもなってくるかなというふうに思っております。そういったことから、名寄市におきましては今の現状の中では今すぐ制度の、給食の完全無償化というところへすぐ向かうということはなかなか難しいものかなという

ふうに先ほどの答弁でもお答えさせていただいたとおりだというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今お話があったように、自治体ごとの目的というところでは、子育て支援を主に行っていきたいということで、学校給食無償化に取り組んでいる自治体が結構多くあります。ということで、学校給食法の11条で、この間私も取り上げたときに食材費は保護者負担だというふうなお答えが返ってきたところでありまして、けれども、せんだっての国会の中で永岡文科相は会見で自治体に対して物価高騰等踏まえて、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したいというふうに語り、そして岸田首相は学校給食法は自治体判断の全額補助を否定していないというふうにおっしゃっています。ですから、それぞれの自治体でやる気になればできるということかなというふうに思っています。それで、この名寄市の学校給食です。献立表、「いただきたいむ」もバックナンバー全部載せてくださいということでお願いして、載せていただいていますけれども、12月の「いただきたいむ」、これにJA道北なよろさんから地元産の農産品ということでジャガイモ、タマネギ、バターを頂きました。また、もち米生産組合さんからはモチ米160キロを寄贈いただきました。そして、このモチ米は来年3月の卒業祝い、赤飯で提供する予定ですと、そんなふうにしてこの「いただきたいむ」に載っていました。本当に地元産の食材をということで7割近い実績を上げている名寄市ですけども、こういった地域の皆さん方からも支援されている学校給食、そしてもちろん栄養士、調理員さん、職員の皆さん、本当に努力をさせていただいて、おいしい給食頂いています。安心、安全なおいしい給食を提供されていますけれども、このように地域の皆さんからも支えていただいている学校給食をぜひ給食費の心配をしな

いで食べられる、そういう給食にしてほしいなというふうに思うのですが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 学校給食につきましては、児童生徒の発達段階に応じて必要な栄養バランスをよく取ることができるように献立をつくらせていただいて、子供たちが健康で健全な食生活を営むことができるように学校教育の一環としても非常に重要であるということは我々も認識しているところでございます。そのため、こういった給食の目的を十分に御理解いただきまして、保護者の方々には給食の食材費について御負担いただいていると考えているところでございます。無償化の目的というところは、やはり先ほどからお話しさせていただきましたが、各自治体においてどのような目的に沿ってやっているかということが問われてくるのかなというふうに思っておりますし、今後教育委員会におきましても多くの課題というのが山積してしまっていて、特に財政的な課題というところが伴うものもかなり出てくることになっています。そうしたことから、引き続き子供たちや保護者の皆様方にとって何が効果的で有効な施策かというところは、これからも十分に検討していかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 校舎の補修もあつたり、いろいろあるかというふうには思うのですけれども、ただやはり給食、金額を先ほどお示しをいただいていたけれども、ここに踏み出せるかどうか、その姿勢がやはり自治体として見られるのではないかなというふうに私は思いますので、ぜひ検討課題の中に入れていただきたいと。このことを申し上げて、次に移りたいと思います。

それから、生理用品を学校トイレ、名寄市内の全ての学校のトイレに配置をしていただきたいと

いうことです。これも何度も取り上げさせていただきました。ここに、最初申し上げましたように、厚生労働省は生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査というのを行ってあります。私はちょっとびっくりしたというか、厚生労働省もしっかりこの生理の貧困の問題を国の問題として捉え、そして実態がどうなっているのかというようなことで調査をされているということで、私は非常にうれしく感じたところであります。それで、この調査の趣旨のところでは、女性への健康支援の観点から経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困に関して問題を抱える女性の分布や心身の健康状態、日常生活への影響等についての実態や現状を調べるために実施したということで、今年2月に行っております。細かく調査をされているところであります。それで、主に特記すべきかなというふうに思っているのは、生理用品の購入、入手に苦労している人の分布です。コロナ感染下の中で購入、入手に苦労したことがあるか、先ほども御紹介しましたよくある、時々ある、こう回答した人が回答者の中の8.1%、私は大きな数字だというふうに思っています。また、精神的な健康状態、このことについても聞いています。悩みやストレスの尺度、悩みやストレスを測る尺度があるのです。心の健康チェックということでK6という、そういう方式を使って測定したところ、生理用品の購入、入手に苦労したことがある人の平均値は13.1点ということでした。それで、心理的苦痛を感じているとされる10点以上です。10点が心理的苦痛を感じているという点数だそうです。それ以上の平均値は13.1ですから、非常に多い。そして、10点以上の方がこの回答者の中で69.3%もあつたということです。購入できない、また購入だけでなく入手もできない、そういった苦労をしたことがある人たちにやはり悩みやストレスが多くあつたということがここに上げられるのかなというふうに思います。また、生理用品に関

する公的支援制度の認知、利用状況、全国の中でも無償提供進んでいます。その中で、無償提供を知っていたけれども、利用しなかった理由として、必要ないからということも69.8%の方がいましたけれども、申し出るのが恥ずかしかったから、人の目が気になるからなどが挙げられているところです。やっぱり人の目が気になったり、申し出るのが恥ずかしかったりということがあるのだということです。これは、私大人でも子供たちでも同じだと思っています。先ほど、前回はやり取りをさせていただいたかというふうに思うのですが、確かに保健室の養護教諭の先生といろいろ話をしながらということもあるかというふうには思うのですけれども、このように人の目が気になったり、申し出るのが恥ずかしかったり、こんなことがやっぱりあります。ですから、トイレに自然にトイレットペーパーと同じように置いてあればすぐに使える、誰に気遣うこともなく使える、そういう意味も込めて、やはり全ての学校のトイレに配置をしていただきたい。改めてお考えをお聞きます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 生理用品がそれぞれ各学校のトイレに配置されているところも少しずつあるというところも、私たちのところでも理解をさせていただいているところではございます。ただ、私どもの学校ともお話しさせていただいておりますけれども、やはり小中学校のトイレに配置する理由ですとか目的を考えたときに、現状の各学校は保健室での提供するところが児童生徒に対して寄り添った指導ができる最善策だというふうに学校現場のほうでもお話しいただいておりますので、私どもといたしましてはそのような対応を取らせていただきたいというふうに思っております。また、これ今回の定例会の中でも、どなたかはちょっとあれですけども、子供たちにはSOSの出し方に関する教育というのも始めさせていただいておりますので、不安や悩みを抱えてい

るときに誰にどのように助けを求めればよいか、そういったことの教育もこれから引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回もそうでした。前回のときにもSOSが発信できるようなというふうな話がありました。ただ、そこにいくまでに困っていることはなかなか言い出しにくいという、そういったこともあるのだというのをやはり押さえていただきたいなというふうに思っています。それで、先ほども御紹介した厚生労働省の調査がありました。この調査を受けて、内閣府の男女共同参画局も今年の7月に各地方公共団体の取組調査を行っています。昨年も行っていたのです。それで、配付場所として学校のトイレに設置している取組や相談者への配慮として専用の意思表示カードやスマートフォンの画面を掲示することで声を出さずに受け取れるといった取組を行う地方公共団体が増えているのですよという報告がされているところであります。ここのところをしっかりとやっぱり受け止めていただきたいなというふうに思っているところであります。それで、調達するところ、お金の問題も出てくるかと思えますけれども、多くはやはり予算措置をして、専用トイレに配置しているということなのですから、企業さんや住民の方々からの寄附も多いということがこの調査の中で明らかになっているところであります。この部分についてどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） すみません。ちょっと寄附が多いことについてどういうふうなということですか。

（「予算措置やら何やら含めてですね」と呼ぶ者あり）

○教育部長（木村 睦君） 先ほどもお話しさせていただいたとおり、保健室で提供させていただ

いていますので、そちらのほうの一定程度のものに対するストックというか、置いておくための予算についてはある程度確保させていただいているかなというふうに、毎年度確保しているかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今の追加で、内閣府が調査した中の結果の中では、学校トイレに生理用品を設置した後、全ての児童生徒及び保護者にメールで周知していると。それからあと、配慮のところでいえば、個室を含むトイレ内に生理用品を設置して、人目を気にせず受け取れるようにしているといった全国の調査結果が出ているところであります。もちろん保健室で相談しながら、いろいろ体のことも教えていただきながらということも重要であります。そこはなくしてというふうには思っておりません。それも含めて気にせず使える、すぐ使える、ここのところはやはり実際にいろいろと長く人生をやっている私としては本当に必要な部分だなというふうに思っています。それで、今回、前回もそうですけれども、学校のトイレということで学校のトイレに絞ってお話をさせていただきましたけれども、できれば、今の内閣府の調査でも公共の施設、別の、学校以外の公共の施設においても配置しているというところも出ています。ですから、できれば行く行くは公共の施設全てにトイレトーパーと同じように配置をお願いしたいというところですが、まずは子供たちの心身の健康のために市内全ての学校のトイレに生理用品の配置を求めたいということになります。再度、申し訳ありませんが、お考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 学校におきましては、やっぱり教科だけでなく、様々な場面におきまして将来子供たちが自立して生活していくために生きる力というものをつけたいというふうに願っ

て指導しているのかなというふうに思っているところでございます。生理につきましても自分の手当てでできるより、もしも困ったときがあったら自分で伝えられるようにということで指導されているかなというふうに思っています。当然子供たちの中には保健室に行くことが嫌な子や苦手な子もいらっしゃるかと思いますが、保健室でもこういったときのためにヘルプカードを置いていたり、先生や養護教諭に掲示することで交換できるような方法というところもありますので、そういったところも踏まえながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

令和5年度予算編成について外2件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目3点についてお考えをお聞きしてまいります。

大項目1、令和5年度予算編成についてお伺いをいたします。令和5年度予算編成に向け、11月1日付の市長訓示において総合計画、総合戦略の具現化、デジタルトランスフォーメーションに向けた施策、ポストコロナを見据えた事業の推進、そして持続可能な財政運営の維持の4つの基本的な考えが示され、健全な財政を基調としながらも喫緊の課題解決に対し力強くスピード感を持って予算編成に当たりたいと指示の下、予算編成の作業がスタートされたと承知をしております。

以上を踏まえ、小項目1、当初予算規模についてお尋ねをいたします。同日付で出されました総務部長事務連絡では、11月22日が予算編成資料の提出期限となっております。各課から予算要求の取りまとめは既に終わっていると思いますが、速報値で結構ですので、一般会計当初予算要求額と歳入歳出の差についてお知らせをください。

続いて、小項目2、経常的経費についてお尋ね

いたします。市長訓示の中では、令和3年度決算において一般財源で賄った経常的経費は前年度比1億9,534万8,000円の増になったことから、経常的経費の抑制は急務であるとありました。新年度予算における現時点での経常的経費の状況とその抑制について財政当局として具体的にどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

小項目3、歳入確保についてお尋ねいたします。市長訓示の基本的な考え、また総務部長事務連絡の中にも指示のありました自主財源、特定財源を財政当局としてどのように確保していくお考えなのかお聞かせください。

次に、大項目2、公共施設整備と公有財産の活用についてお伺いをいたします。本市における公共施設等の取扱いについては、名寄市公共施設等総合管理計画、名寄市公共施設個別施設計画、名寄市公共施設等再配置計画をはじめとする各種計画が策定され、それらに基づき維持管理や整備がされているものと承知をしております。

そこで、小項目1、名寄市公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応についてお尋ねいたします。名寄市公共施設等総合管理計画では、さきの議員協議会でも説明のありました名寄市における財政課題でも令和17年度までに施設の延べ床面積の13%縮減を目標としています。これまでに除却等を行い、縮減した事例と現在の進捗状況についてお知らせをください。また、現在未使用で老朽化が進んでいる今後活用の見込みがない公共施設の取扱いとこのたび実施した用途廃止予定の栄町55団地4号棟、5号棟のサウンディング型市場調査、こちら先月の中旬に行われたと思いますが、その状況についてお知らせをください。

小項目2、名寄市公共施設等再配置計画についてお尋ねいたします。名寄市公共施設等再配置計画が策定され、9か月が経過しています。今年度実施されています本計画の推進業務の進捗状況と前期5年間、フェーズワンに登載されている施設

について追加や削除など見直しの議論はあるのかお聞かせをください。

小項目3、健康増進施設としての温浴施設整備についてお尋ねをいたします。温浴施設、いわゆる公衆浴場の整備の考えについては、以前の一般質問の際にも保健衛生上の役割を終えたと答弁をいただきました。その後も保健衛生、コミュニティーの場としての公衆浴場の必要について確認をさせていただきましたが、民間での整備の際の支援の用意があるとの答弁にとどまっております。高齢化が進み、単身高齢夫婦世帯が増加している中では、健康寿命の延伸のための施策、全世代においては健康保持増進、またコミュニティーの場との観点で見ると、温浴施設の整備は今回策定されました名寄市総合計画（第2次）後期基本計画とも整合性が取れると考えます。災害時や住宅設備の故障、また住宅のリフォーム時などの利用を含め、安心して住み続けられる本市のまちづくりにおいては必要な機能だと思っておりますが、改めて理事者の御見解をお聞かせください。

最後に、大項目3、スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業の在り方についてお伺いをいたします。さきの所管委員会での報告を受け、今年度スケートリンクの廃止の報道がございました。廃止の決定に至った協議経過についてお知らせをください。

また、コロナ禍の影響でこの約2年半市が事務局等を担っている事業においても、実施できていないものが複数あると思っております。今年度は少しずつではありますが、事業を再開しているものもありませんが、中には例を挙げるとチャレンジデーにおける綱引き、平和音楽行進、市民盆踊り大会など3年間にわたり中止されている事業もございません。今回のスケートリンク廃止の要因の一つには、新型コロナウイルスの影響もあると拝見をいたします。このスケートリンク廃止がほかの事業の廃止の連鎖になることはないのか、新年度予算編成を前に理事者の御見解をお聞かせください。

以上、簡潔な御答弁をお願い申し上げ、この場での発言といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 倉澤議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2の小項目1は私から、大項目2の小項目2、小項目3及び大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、大項目1、令和5年度予算編成について、小項目1、当初予算規模についてお答えします。令和5年度予算は、11月1日付で各部局へ市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知し、11月22日を提出期限とした各部局から予算要求をまとめ、現在財政課ヒアリングを実施しているところであります。御質問のあった一般会計の予算要求総額につきましては、歳入が約220億1,200万円、歳出が約245億5,400万円となり、収支の差額は約25億4,200万円となっております。

次に、小項目2、経常的経費について申し上げます。市長訓令にも記載しているとおり、本市の財政運営には課題が山積しており、特に経常的経費の抑制は急務であります。令和5年度予算における経常的経費の状況は、経常、臨時の精査も含めて現在ヒアリングを行っているところであり、具体的な金額を申し上げることはできませんが、燃料費、電気料金、各種委託料などで今年度予算よりも増額となる見込みです。経常経費の抑制のためには、その事業が真に必要な事業なのか、目的遂行のための手段として最適なのかなど常に見直しを図っていくことが必要であり、予算編成に係る事務連絡においてもスクラップ・アンド・ビルドの観点から既存事務事業の見直しを図るよう通知しているところであります。ただし、既存事務事業の見直しは一朝一夕で達成できるものではなく、担当部局内での協議のみならず、市長ローリングや予算査定の場など機会ごとに議論を重ね

ており、限りある財源を効果的に活用できるよう取り組んでおります。

次に、小項目3、歳入確保について申し上げます。本市は、歳入の多くが地方交付税になっており、財源の確保が大きな課題となっております。このことから、予算要求に当たっては他の事業等との公平性、官と民との役割分担、適正な受益者負担、後年度への財政負担などを十分に検証するとともに、スクラップ・アンド・ビルドの観点から既存事務事業の見直しにより所要の一般財源等の確保を図るよう、また国や道の動向に注視し、特定財源の確保に向けて取り組むよう事務連絡にて通知しているところであります。具体的な取組としては、まずは高い水準である市税収納率の維持、さらには国や道の補助金など特定財源の確保、加えてふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税寄附金増額の取組が挙げられます。令和5年度予算に向けた取組については、編成作業中であり、現段階でお話しすることはできませんが、今後も引き続き歳入を確保できるようしっかりと議論してまいります。

次に、大項目2、公共施設の整備と公有財産の活用について、小項目1、名寄市公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応について申し上げます。初めに、公共施設においてこれまでに除却等を行い、縮減した事例について申し上げます。当該計画は、平成26年度末の公共施設の総延べ床面積を基準としており、それ以降に取り壊した主な公共施設としては平成27年度に取り壊した市民会館が延べ床面積約1,672平方メートル、令和2年度に取り壊した公設地方卸売市場が延べ床面積約2,867平方メートル、令和3年度に取り壊した風連農産廃棄物処理場が約302平方メートルなどとなっております。

次に、公共施設の延べ床面積削減の進捗状況ですが、平成28年度計画策定時に基準とした平成26年度末の公共施設の総延べ床面積32万4,238平方メートルに対して、令和3年度末現在

の総延べ床面積は32万2,216平方メートルとなっており、床面積で2,023平方メートル、率にして0.6%の縮減となっております。これは、大学図書館などの新規整備があったことのほか、公営住宅や学校施設等の更新に際し、現在の基準が過去のものより1人当たりに必要な面積が増加したことなども延べ床面積の縮減が進んでいない要因の一つであります。利活用の予定がない施設の取壊しが進められないことが総延べ床面積の縮減率が低い要因となっております。利用目的での使用を終了した施設については、売却、貸付け等が見込めない場合、取壊しを基本とする考えは公共施設等総合管理計画策定時から変わっておりませんが、施設整備に対し取壊しに係る財源が確保できず、なかなか延べ床面積の縮減が進んでいない状況となっております。跡地利用の方法などによっては活用できる補助金や起債もあり、今後も民間活用に向けた情報提供も含め、遊休財産の活用と公共施設等総合管理計画の進捗に努めてまいります。

また、対話型市場調査の状況としましては、公営住宅の栄町55団地4号棟、5号棟について調査を実施しております。今回の調査は、事業の実施や事業者を特定していく調査ではなく、施設の市場性の有無とともに、民間事業者の参入意欲や参入しやすい条件を把握することを目的としたもので、2つの事業者から民間活用の提案をいただいたところでもあります。現在対話内容を取りまとめているところですが、今後提案いただいたアイデアを基に公共施設等総合管理計画推進本部会議で施設を利活用するかどうか協議していく予定であります。なお、事業者からの提案内容については、提案事業者のノウハウの保護なども考慮した上で、近く市ホームページで公表する予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、まず

初めに大項目2、公共施設の整備と公有財産の活用について、小項目2、名寄市公共施設等再配置計画について申し上げます。

本市におきましては、昨年度末に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、令和8年度までを計画期間とするフェーズワンの対象施設をまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向けた新たな設置が想定される施設など、図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設とし、図書館を軸に単独新築をA案、既存施設の活用、官民連携をB案、機能複合化、新築をC案とし、3パターンを示しました。フェーズワンでの施設整備についてですが、計画で示した再配置パターンを絞り込み、必要な機能や規模等を含めて検討するため講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ねてきているところです。講演会、タウンミーティングでは、人口減少を見据えたまちづくりや豊かな場所、サードスペース、自宅、職場以外の第3の場の重要性などについて議論するとともに、参加者アンケートでは図書館を中心とした複合施設の新規建て替えを望む回答が最も多く、併せて歩きたくなるまちに向けた道路整備や公共交通サービスの充実化などの関連事業が重要といった御意見が多く寄せられました。市民ワークショップでは、再配置計画に示したパターンのうち既存施設の活用、官民連携のB案が理想としながらも、該当する施設がないことから、図書館の複合化、新築のC案が望ましい、また複合化に当たり図書館機能に加え求められる機能として、カフェやコミュニティスペース、学習、ワーケーションスペース、広場などを併設することでサードスペースとなり得る、さらについて利用されることが周辺の活性化につながるのではないかと御意見が出されているところです。さらに、候補地について、ついで利用や周辺への波及効果を考慮すると、駅から市立総合病

院の動線、西條周辺の商店街が望ましいとしながら、一定面積の公有地がないという問題点も指摘されております。しかしながら、市民ワークショップでは現在議論を進めている最中であり、年度内の報告まで時間があることから、報告書では内容が異なる可能性もありますことを前置きさせていただきます。名寄市公共施設等再配置計画は、今年度スタートした計画であります。庁内検討委員会を中心に計画の実行に向けた関係部局との連携や調整、協議を継続的に行うとともに、公共施設に関わる状況の変化に応じて適宜計画の評価や検証を行い、必要に応じて改定を行うとしております。したがって、着実な計画の推進に向けて、平成30年11月には総務文教常任委員会から市立図書館の将来像について調査報告もいただいております。市民ワークショップからの報告書も踏まえ、ほかの公共施設との優先順位、財源含め多くの状況を整理した上で有識者のアドバイスをいただきながら引き続き庁内検討委員会での議論を深化してまいります。

次に、小項目3、健康増進施設としての温浴施設整備について申し上げます。温浴施設は、衛生面だけでなく、コミュニティーの場としてまちづくりに対する役割もあると認識しております。しかしながら、平成24年のふうれん望湖台自然公園のセンターハウス閉鎖の際には、本市の財政状況において多額の建設経費など2つの公共温泉を設置することは難しいと判断したところであります。現段階で公共での温浴施設は検討されておりましたが、民間事業者から公衆浴場設置検討の相談などがある場合には、各種制度での支援を検討してまいります。

次に、大項目3、スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業の在り方について申し上げます。本市のスケートリンクは、昭和30年に旧名寄南小学校グラウンドに旧名寄町民により開設されたのが始まりで、その後名寄小学校グラウンド、名寄東中学校グラウンド、名寄公園などに開設さ

れました。公設スケートリンクとしては、昭和46年に名寄小学校グラウンドに開設し、昭和51年には南広場に移転、昭和62年には現在のEN-RAYホール敷地に移転したところです。平成25年からは旧豊西小グラウンドに移転しましたが、そのほかに移転を検討した、当時新設予定で、市街地近くにある名寄南小学校グラウンドは散水する地下水質に問題があったため、断念せざるを得ませんでした。スケートリンクは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年度から休止していましたが、今年度は再開に向け準備を進めていたところ、これまで施設の管理運営を委託していた競技団体が今年3月をもって解散いたしました。その後再開に向け管理運営法や感染症対策等について協議を進めてまいりましたが、管理棟プレハブの感染症対策や職員配置などの問題を解消することが困難なため、今年度から廃止することといたしました。これまで多くの市民の皆様に御利用いただき、再開を楽しみにされていた方々もいらっしゃると思いますが、御理解のほどよろしくお願いたします。

また、この廃止に関連し、ほかの事業への影響についてであります。各事業ごとに状況は異なり、それぞれの判断材料により決定がされていると考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁いただきましたので、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、令和5年度予算編成についてですけれども、当初予算規模、小項目1ですけれども、今総務部長のほうから御答弁ありました。歳入、約ですけれども、220億円、歳出245億円と25億円の収支不足があるというようなお話だったというふうに思います。確認をさせていただきます。令和3年11月、昨年11月ですけれども、

示された中期財政計画、こちらの中では令和5年度の一般会計歳出の推計が220億6,710万円、先月示された中期財政計画、これ来年度の予算推計ですけれども、231億590万円、これと比較して、令和3年と比較しても25億円、今年度の計画と比較しても約14億円差が開いているというところで、あくまで当初の取りまとめの段階ですけれども、ここの要因についてはどのように分析をされているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 昨年お示した中期財政計画の中の令和5年度の部分につきましては、特に建設事業費が令和5年度以降の事業がまだ決まっていない、分かっていない、見えていない部分ありましたので、建設事業費で18億円プラス継続事業の2分の1みたいな形に推計させていただいておりますので、その部分については現況とちょっとまた比較するのは難しいところだなと思えます。11月にお示しさせていただきました今回の令和4年の中期財政計画推計との差とその理由でございますけれども、中期財政計画では歳入が約218億2,600万円、歳出が約231億600万円と推計しておりました。先ほどお答えしました令和5年度予算要求と比べますと、歳入で約1億8,600万円、歳出で約14億4,800万円増加したということになります。歳出が増加した要因でございますけれども、総合計画や中期財政計画推計時には登載できなかったものの、その後の事業設計により新たな予算要求となった事業があったこと、除排雪委託料や工事費など中期財政計画推計時より燃料単価や人件費の高騰等により増額を見込む事業があることなどが考えられます。また、歳入では国や道の補助金、起債など中期財政計画時より議論を深めたことにより活用可能と考えられるような特定財源を計上したということによるものと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 様々な要因で要求の段階では中期財政計画よりも14億円増えていると。この後各級査定が控えているので、その中で当初予算規模については幾らか圧縮されていくのかなというふうに思いますが、歳入歳出の差が25億円あるという中では、やはりこれかなり財源の関係、調整出てくるのかなというふうに思います。名寄市の財政状況でちょっとお話をさせていただきたいというふうに思いますが、旧名寄市、旧風連町、合併した際、平成18年3月ですけれども、そのときの人口が3万1,212人、3月末の人口です。そのときの18年度の決算ベースで一般会計歳出で184億円、もちろんこのときは大学が特別会計になっていないので、大学費も一般会計に入っていた状況です。市長が1期目就任された年、平成22年、人口3万608人、同じく決算ベースですけれども、歳出決算201億2,960万円、今年度ですけれども、まだ年度途中です。本日提案される一般会計の補正予算、提案される議案出てきていましたけれども、既に251億2,400万円、このままどんどん、どんどんこれ、人口はもう既に5,000人以上減っている。一般会計の歳出の決算額、今年、年度途中ですけれども、70億円ぐらい増えているといった、この状況を財政当局ってどのように捉えて、この状況で、先ほどもお話ししていただきましたけれども、総合計画の実施計画、先日審議しましたけれども、その中には、先ほど御答弁をいただいた公共施設再配置計画の中に前期5年間のフェーズワンに登載されている施設、図書館はじめとする5つの施設ですけれども、その事業費も一つも計上されていないという状況もありました。それら含めていくと、この先財政状況、歳出の決算ベースだけ見ていくと、どこまでこれ膨れ上がっていくのだというところが非常に危惧されるところなわけですけれども、その辺りどのような見通しを持たれているのかお答えをいただきたい

というふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃりますとおり、かなり名寄市の財政運営は今厳しい状況にあるというところの中で歳出予算も増えているというところがあるのかなと思います。ここ一、二年コロナの関係の臨時交付金、歳入でもいただいています、その分歳出で使っているという部分もありますので、今回先ほど議員がおっしゃられた部分の全てが経常経費といいますか、臨時的な部分もかなりあるのかなという部分はあろうかと思いますが、いずれにしても名寄市の財政は相当厳しいというところの認識の下、この間も御説明もさせていただいていますし、お話もさせていただいているというところがございます。厳しいというところで、財政規律の見直しなんかも行ってきたところがございます。それぞれ各年度予算査定、各級の予算査定等しながら、また市長ローリングも行いながら、様々な事業をバランスよく行いながら市民生活の維持ですとか市内経済の維持に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 関連しますけれども、小項目2の経常的経費ですけれども、こちらも人件費や燃料費等も上がっているというところもあります。そこには委託料も含めてのところだというふうに思いますけれども、ちょっと先日の補正予算の質疑の中でも触れていますけれども、新年度から指定管理料、債務負担行為の限度額についても可決させていただいておりますけれども、その際質疑させていただいた部分で、施設によっては単年度に換算すると5割以上も増加している施設もございました。もちろん人件費や燃料費、増加してきている部分は理解しております。ただ、委託料に係る燃料部分だったり、人件費という、委託料に関してはなかなかこの先も上がる部分しか考えられないのかなというふうに思います。な

かなか下がるというところに向けての考えを持っていないのかなというふうに思いますけれども、このまま委託料増えていけば、先ほどもちょっとお話ししたとおり、どんどん、どんどん事業費増えていくのかなというふうに思います。どこかの時点で指定管理料含む業務委託料に係る業務仕様の見直しというものも含めて考えていかないといけない時期が来るのかなというふうに思いますけれども、その辺りについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、委託料、先ほど申しあげましたけれども、指定管理料も昨今の燃料価格の高騰ですとか人件費の上昇も含めまして増額傾向にあるというところがございます。ただ、今おっしゃられた仕様の変更となりますと、委託業務でしたら例えば現在の仕様を縮小してとなると、直営に切り替えるだとか、そういうことも出てくる可能性があるのですが、ただ指定管理につきましてもサービスの低下につながるようなものがあるとすれば、なかなかいずれも現実的には難しいのかなとは考えています。委託料につきましては、基本的に入札ですとか地元企業を中心にしながら、2社以上の見積り徴取をしながら経費については決定しているというところがございます。また、指定管理につきましても毎年度予算査定ですとか指定管理者との年度協定ですか、ここの中で協議、検討していますし、業務内容についても市と指定管理者の協議事項となっておりますので、適宜原課と指定管理者で協議、検討しながら精査しているというところでありますので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 御理解していきたいなというふうに思いますけれども、そうした部分でもやっぱり歳入確保という、小項目3ですけれども、部分については非常に重要になってくるのか

なというふうに考えています。御答弁の中で受益者負担であったり、既存事業の見直し、スクラップというところになるかなというふうに思いますけれども、一般財源、しっかりと市民サービスできるように担保していくという考え方なのですけれども、受益者負担についてはどのようにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 受益者負担の考え方ということなのだろうと思います。市が実施する事業におきましてもサービスを受ける方と受けない方、そこで不公平が生じますので、使用料ですとか手数料につきまして一部費用を負担していただくということは必要なものと考えているところでございます。適正な受益者負担の金額につきましては、それぞれの施設ですとか利用目的によりまして一概には、差がちょっと変わる部分もあるので、言えませんが、公益性、公共性、収益性も含めまして近隣自治体の動向なども参考にしながら見直しを図るということでありまして、平成30年に使用料、手数料の見直しやりまして、そのとき指針をつくって、5年ごとに見直すというような部分も記載しているところでございます。ただ、そうすると次回は令和5年度で来年度になるところでございますけれども、この間の燃料価格の高騰ですとか、コロナ禍で通常の利活用ができないという部分もありますので、今私どもとしては今現状で全体的なものを見直すのはちょっと難しいのかなということで、見直す時期については延長も必要かなということで協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 受益者負担についての考え方、令和5年度に新たに見直しを図った場合延長も考えているとはいいつつ、部長、今回定例会に火葬場の使用料の改正条例、増額です、これ。第2回定例会ではスキー場の条例改正、こちらも

結果的には料金値上げにつながっている。本日提案予定の、こっち特別会計ですけれども、国保税の増税に係る条例改正案、次々と市民負担が増える提案出されてきているのです、これ。そこら辺については、御答弁あった部分との整合性どうお考えか改めてお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほど申し上げましたのは、全体的な使用料ですとか手数料の関係でございまして、それぞれの施設ですとか施策にはそれぞれ個別の特有な必要性といいますか、そういうものがあって、そういうことに至っていると考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれの部分で個別に判断してきているところもあるというふうには思うのですけれども、一方でまちづくり懇談会で渡辺部長、令和3年度歳出決算額230億円、令和3年度、単年度収支で3億3,000万円の黒字、貯金に当たる基金は103億円あります、市債の残額も減少しています、健全化判断比率も良好です、これ9か所の会場ですと同じこと言い続けて、私も大体暗記してきたところです。先ほどもお話ししたとおり、今年度も本日提案される一般会計補正予算、歳入歳出251億円まで膨れ上がっているという点では、改めてこれ受益者負担を求める前に既存事業の見直しをやっぱりしっかり進めていかなければいけないというふう思うのですけれども、その辺り新年度の予算編成に向けての考え、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほども申し上げましたけれども、議員おっしゃるとおり、既存事業の見直し、一朝一夕にはいかない部分はあろうかと思っておりますけれども、それについては全庁的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 予算編成に向けてぜひともそうした部分しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、公共施設の整備と公有財産の活用に移りたいというふうに思います。公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応についてですけれども、御答弁の中では、お聞きした限りではあまり公共施設の延べ床面積13%縮減の目標に向けて順調に進んでいるような状況は受けませんでした。除却した施設に比べ新たに整備した施設の面積が多いということも要因の一つだということでありました。老朽化してきている施設、かなり除却進んでいない部分でも景観上、特に教育財産から普通財産に移った施設が主になるというふうに思うのですけれども、そうした施設、地域の部分、特に郊外等ですと景観上やはり問題があるのかなと。この間のまちづくり懇談会でも一部お話出ていましたけれども、そうした部分の除却について計画的に進めていくような考えあるのかどうかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員おっしゃるとおり、まちづくり懇談会でももう使用しないような施設がそのまま残っている状況もありまして、除却してくれないかという部分が複数の町内会というか、会場から言われているところでございます。私どもとしても計画的に進めていきたいという考えはございますけれども、なかなか財源のほうがちよっと厳しくて、進んでいないというのが現状でございます。今後もそういう要望受け止めながら予算査定の場合ですとか、そういうところで何とか進めていけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 除却も併せて、やはり

貸付けだったり売却というところもこの先考えていかなければいけないのかなというふうに私も考えておりますけれども、今南保育所の代替施設で認定こども園整備していますけれども、あの施設ができれば明らかに現在の保育所よりも大きな、延べ床面積、かなり大きな施設できて、またこれマイナスになってしまうのではないかなというふうにも思うのです。そうした部分を含めて、きちんとやっぱり計画的に除却なり売却なりというところを進めていっていただきたいなというふうに思います。その一つの手法として、今回栄町55団地の対話型、サウンディング市場調査、こちら行われたのかなと。2つの事業者の応募があったということで、詳細については市のホームページで公開されるというようなお話だと思うのですが、先日視察行かせていただいた三重県の桑名市では公民連携のワンストップ窓口というところを設置しております、行政の課題を解決するために民間からの提案型、また対話型のそうした事業提案を受ける窓口を設置しているというところで、そうした部分での成功事例について何点か資料のほう頂いてきたのですけれども、代表的な部分、あとはちょっと地域性が違うので、名寄市に当てはまるかは別として、庁舎の駐車場、稼働率30%ぐらいでしたよと。収入が150万円に対して維持管理が400万円かかっていましたと。これサウンディング調査型の市場調査の結果、提案事業者2社が来まして、プロポーザルで一つ決めましたと。マイナス250万円だった部分が貸付料120万円が入ってくるようになりましたという、そういった事例が一つです。あと、使わなくなった終末処理場、ここ敷地面積かなり広い、1万4,000平米あるのですけれども、こちらについては使わなくなってから毎年120万円の維持管理費かかっていました。施設を解体するとしたら、市の概算経費で4億7,000万円かかる事業になると。これを建物つきで購入の提案をしたところ、5,005万円で落札されたと。歳

出削減効果としては4億7,000万円の解体費用と年間120万円の維持管理経費が削減されたと。合わせて5,000万円が入ってきたと。プラス今後分譲住宅、宅地造成される住宅からの税収の見込みもありますよといった事例であったり、ちょっと小項目でも後ほどありますけれども、公設公営で温浴施設を整備しようと市が進めていましたと。造成も含めて事業スタートしていたのですけれども、公共施設の優先順位の中からちょっとその部分については延期、保留となっていたところ、民間事業者から提案があって、民設民営で健康増進施設、温浴施設を民間が整備したといった事例もございました。そうした取組について、今公営住宅の部分が先行して行われたのかなと。試験的なのかもしれないのですけれども、行われたということあります。歳入確保にも係りますけれども、こうした対話型や提案型の市場調査について市有地、活用されていない遊休地、その活用も含めて今後どのような取組をされていくお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今議員のほうから、視察に行かれたのですか、そういう部分で優良な、有効な事例について御提案、御意見いただいたところでございます。今回デジタルだとか、そういうものも含めて他市町村の優良な事例ですとか、そういうことを参考にしながら施策をつくっていくとか、そういう部分も有効な部分なのだろうかと。先ほどおっしゃられました地域性だとかあるのでしょうかけれども、それぞれ調査しながらやっていくということも必要なことなのだろうかと考えています。今回の議員の部分についても今後も参考にしながら、そういう部分の活用についても考えていければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 後ほど資料お渡ししますので、ぜひ御覧いただきたいというふうに思

います。

小項目2の名寄市公共施設等再配置計画について移っていきたいと思っております。御答弁の中では、今進捗と見直し等の考え方をいただきました。御答弁の中でやはり図書館が軸なのかなというふうに、優先順位も含めてだというふうに私のほう理解させていただいております。図書館についてなのですけれども、こちらの間会派含めていろんなところの図書館をちょっと見させていただいてきております。それぞれ特徴があって、商業施設と渡り廊下でつながっていたり、市民活動センターと複合的につくっていたりとそれぞれの自治体で特徴ある図書館整備されている。名寄市でも前任期の総務文教常任委員会でも図書館の在り方についての提言あったというふうに思いますが、就任して間もなく半年になる岸教育長ですけれども、本市における図書館法に基づく図書館の必要性と併せて、今検討されている図書館、今後名寄市に整備する図書館、どのようなものになっていくというようなイメージをお持ちなのか、そこちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ただいまの御質問は、図書館法に基づく図書館と名寄市における今後の図書館のイメージというようなことで、そこは私の私見ということになるかというふうに思いますが、まず図書館法における図書館につきましては、私も図書館のほうに一度視察をさせていただいて、図書館の職員のほうから現状と課題等について説明を受けたところでございます。そうした中で、図書館職員は施設の老朽化等で彼らなりにアンケートを取り、そしてこれからの図書館というものはどうあるべきかというふうに考えていく中で、図書館の職員の考えというのはやはり図書館法に基づく図書館機能をさらに強化させていく図書館というようなことを考えているということが分かりまして、それで私自身のイメージとして

は、まずは図書館というのは図書ですとか文献ですとか、それから資料等をきちんと収集して、整理して、保存する、これがまず大前提で、その上で一般公衆の方々がそれを、図書を利用したり、レファレンスをしたり、調査研究をしたり、あるいは交流活動とレクリエーションしたりというようなことが図書館法に位置づいている図書館というふう理解をしているところでございます。したがいまして、自分が考えているイメージは、図書館の担当職員がまずは図書館機能を維持したいということですので、今申し上げたようなきちんと皆さんが読むような図書があり、さらに例えば名寄市の歴史ですとか、そういう文献と記録と、そういうものもきちんと収集され、それから今日的な課題等の調査研究物などがまずきちんと集まっていて、保存されていると、それが大前提で、その上で市民の方々がそれを読んでみたり、それから場合によっては自分の調べたいことをレファレンスということで資料を照会してもらったり、提示してもらったりというようなことをしたり、それからさらにはそれを使ってお互いに交流しようというようなことを基盤としつつ、今後に向けてはやはり人生100年時代ですとかSociety5.0とか、そういうようなことが言われていますので、自分のスキルアップをきちんとできるような課題を解決していくということでは、レファレンス機能などはより一層強化していく必要があると思いますし、それからICTの機器がすごく発達していく中では、そういう情報、ICT機器を活用したきちんと情報拠点ということも考えていかなければならないと思いますし、それから市民の方々がそういう図書や研究物等通しながら交流していくという点では交流の拠点という核になるというか、そういうようなことも考えていかなければならないのかなというふうに思いますので、図書館法に基づく図書館の機能と、それからやっぱり時代に応じた必要なものは何なのかというあたりを考えて、これから名寄市の図書館というのを考え

ていく必要があるのかなということが私の所見というところ、以上でございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今教育長から図書館に対する思い、基本的な図書館の機能をしっかり持った中でこれから整備していくであろう図書館について楽しみにしている市民もいます。ぜひわくわくするような図書館になるような、そして名寄市のランドマークとなるような施設となるように計画のほう進めていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、小項目3の健康増進施設としての温浴整備についてです。御答弁は、以前いただいている御答弁と同様の答弁だったというふうに思います。今回名寄市総合計画（第2次）の後期基本計画の中での整合性も取れるのではないかなというふうなお話壇上でさせていただきましたけれども、先ほどちょっと話あった、民設民営でもしっかり行政がこの施設が健康増進施設というところで必要だと、名寄市としては整備していくというふうな意思表示をすることによって民間からの話が来るといったさっきの事例もありました。そうした意味で、健康保持増進施設としての温浴施設についての必要性、改めて名寄市としての考え方、理事者の見解、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 健康増進に向けての温浴施設という御質問でございましたので、私のほうからお答えさせていただければというふうに思います。

総体的にはなりますが、高齢者の方々の通いの場というか、送迎をアシストさせていただいての中ではデイサービス、通所介護として市の通所介護事業所を3か所ほど展開をさせていただいているところでございまして、それぞれ一部歴史を数えているところもございます。ただ、その中では要介護の方々はもちろんなのですけれども、一部

介護が必要な状態にならないように介護予防や生活支援が必要な方々が通えるような介護予防・生活支援サービス事業を併設して同じデイサービスの中で行っておりますので、そういった中での名寄市においては入浴という部分についての支援は一定できているのかなというふうに思っています。ただ、議員今おっしゃられたように、介護保険事業計画、高齢者保健福祉医療計画というのは3年に1度見直す形になっておりまして、計画書をたしか計画書策定と同時に市のホームページのほうにアップさせていただいて、それぞれの皆さんに御覧いただけるような形を取らせていただいていますので、今議員おっしゃられたような状況が事業者さん等や民間の方々がありましたら、それを参考にしていただくということは可能なような形は今後も取り続けていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） この間総合計画であったり、タウンミーティングとかで各種アンケートを多分取られているというふうに思うのですが、そうした中で温浴施設が必要だと、公衆浴場が欲しいと、名寄市に。そうした市民の声とかというのは実際出てきたりしているのかどうなのか、ちょっと資料あればお答えいただきたい。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） これまで町内会連合会が主催するまちづくり懇談会や総合計画のアンケート、第2次のときのアンケート調査のことになりますけれども、町中への温浴施設整備、それからサンピラー温泉のリニューアル、こちらを要望する意見は一部いただいているということでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） なかなかアンケートには反映されていないのかなというふうに思いますけれども、実際市民の声というのはそうした声が

複数あるということでお知らせをして、引き続き検討のほうよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきました。3番目、大項目3、スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業の在り方についてです。スケートリンクに限らず、ほかのこの3年間開催されていない事業の廃止につながることはないのかというところについては、それぞれの部分で所管のところで対応、また実行委員会、主催者の考え方もあるとは思いますが、なかなか事業3年間やっていないと職員も予算はついていながら事業を経験しないまま人事異動でいなくなったりとか、そうした事業を支援している団体の皆さんの活動もままならない中で、再開しようとしたときにそうした団体がもうなくなっていたりとか、今回のスケートリンクの要因の一つなのかもしれないですけれども、そうした部分につながっていくのかなというふうに思います。そうした団体への支援、引き続きして、各事業再開に向けて行っていただきたいなというふうに思います。

あと、スケートリンクについてなのですが、先ほど御答弁にありましたけれども、南小学校のグラウンドに整備予定だったというところで、そこにおいては一定程度の管理棟の建築も含めて予算をかけて整備するといったところもありながら、今回廃止の決定、金銭的な部分、コロナの影響は別として人的な部分というところでお話ありました。スケートリンクに限らず、以前浅江島公園に冬期間整備していた歩くスキーのコースもこれ廃止されて、今回のスケートリンクと併せて市民が気軽に取り組むことのできるウインタースポーツの機会、次々なくなっていくというふうに感じます。私以前担当していたので、ここについてはちょっとどちらも残念に思っていますけれども、市長にお聞きしたいと思いますけれども、今こうした状況の中、名寄市のスポーツ振興に向けた取組について名寄市一体どこを見て、ど

ここに向かっているのかというところを市長のほうからちょっと市民のスポーツ振興に対する考え方、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) どこに向かっているのか。なかなか漠然とした質問で答えにくいものだけれども、今現在名寄市の体育協会と、そして風連の体育協会とそれぞれの地域で若干違った文化を、あるいは競技団体を持ちながら活動してきているという歴史があると思います。その中で、もう少しソフト面で市民を巻き込んで、あるいはスポーツそのものがスポーツだけではない、いろんな市民の健康だとか経済の活性化という効果もあるだろうということで、スポーツをさらに前面に据えたまちづくりを進めていこうということでNスポーツコミッションを平成29年でしたっけ、30年だっけ、立ち上げて、現在その事業を進めているところでありまして。一定の事業や成果も出しているというふうに思っています。ただ課題としてはそれぞれの施設がまたばらばらな管理になっている。競技団体等もそれぞれにあったりだとか、あるいは今後の部活動の問題だとか、様々なまた事業も課題としてある中で、さらに事務局体制を、あるいはスポーツを振興するためのエンジンを強化をするために今現在それぞれのスポーツ団体で統合に向けた検討をしているということでもあります。このことでさらにそれぞれ今頑張っているスポーツ団体、競技団体をさらにバックアップをしていく機能も強化をしていけるのかなというふうに思っています。今回のことは非常に残念なことではありますが、さらに名寄市がスポーツを通じて市民の皆さんがより健康で、そして地域に愛着を持って、あるいは名寄市にあるスポーツの施設、環境をより効果的に使っていける、そうした体制ができるようにさらに行政としても全面的に支援をしていきたいし、団体を通じてさらに民間の皆さんも巻き込んでこうした動きを強化をしていきたいというふうに考えています。引

き続き御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について、議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 名寄市職員の降給に関する条例の制定について、議案第20号 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第21号 名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和3年6月に地方公務員法の一部が改正をされ、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることに伴い、役職定年制が導入をされることになりました。改正法につきましても令和5年4月に施行されることから、本市においても関係条例の整備及び条例の新規制定をするものでございます。

新たに制定をする名寄市職員の降給に関する条例の制定につきましては、これまで名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例において職員の意に反する降給等に関する事項について規定をしておりましたが、定年年齢の引上げに伴い地方公務員法において新たに管理監督職務上限年齢による降

任等の規定が追加をされたことから、降格及び降給に関する規定を整理をするため、本条例を制定するものでございます。

名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきましては、定年年齢が引き上げられることに伴い加齢による諸事情への対応や地域ボランティア活動に従事することによる地域貢献などを考慮し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度を制定するものであります。

名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、定年年齢の引上げに伴い関係条例12本について定年年齢の引上げや役職定年制の導入に関する規定の整備、国の法改正に伴う引用条項ずれの修正及び文言修正等を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第19号外2件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第19号外2件の一括採決を行います。

議案第19号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

北海道が主体となっている国民健康保険の財政運営につきましては、市町村が国民健康保険事業費納付金を北海道に納付をするとともに、その算定根拠である標準保険料率を参考に税率を設定することとなっておりますが、名寄市の現行税率においてはこの設定から乖離をしたものとなっております。また、現行税率については平成25年度以来改正を行っていないため、税込減により納付金の財源不足が生じているほか、基金の活用も見込めない状況となっていることから、今後においても国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、名寄市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて標準保険料率を参考とした課税額に見直すこととし、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいま御説明をいただきましたけれども、もう少し分かりやすく御説明をいただければというふうに思っているのですが、1点は道の算定根拠である標準保険率を参考に税率を設定すると。それが名寄市の現行の場合はその設定から乖離したものになっていると。どのくらい乖離されているのかお聞きをしたいというふうに思います。御説明をいただきたいと思えます。

あわせて、条例改正の中の（3）、未就学児に対する均等割の減額金額の改正がされて、お示しがされているところであります。この経緯についてもちょっと御説明をいただければと思いますが。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 2点について御質問いただきました。まず、1点目の今回の税条例の一部改正のもう少しかいつまんで概略ということで御質問いただきました。今回、先ほど提案理由の中にもありましたが、今道が事業運営主体となっておりますので、道から毎年納付を求められず納付金、これにつきましてはそれぞれ税で賄うということになっておりまして、これまで平成25年から税率を改正していない中で、実際にはいわゆる道が示した標準税率からは差があるということでその分、それから人口減少ですとか被保険者数も減ってきておりますので、そういった部分での税収が落ちているというようなところも含めましてこれまで赤字だったということで、たまたまといいますか、基金を保有していたということで、これまでは基金を使用しながら、補填をしながら納付金を払ってきたという状況でございますけれども、今年度来年の予定されている納付金を納付するためには、今年度で基金が使用されなくなるというような状況もありますので、それを補填するためには6,000万円、7,000万円という、そういった金額が必要になって、赤字額を埋めなければならないということもありますので、その部分、一遍にその分税率ではね返すと、現在納められている方の税額が一気に跳ね上がるということもございますので、来年については基金がない中でというところでいきますと一般会計からの繰入れによるものと、それからもともと保険料の水準といいますか、平準化ということで道の標準税率に合わせていくというような流れにもなっておりますので、そこも踏まえた中で今回税率を改正させていただきたいという提案でございます。それで、乖離している部分でございますけれども、基礎課税額、いわゆる医療費分というところでいきますと、所得割でいけば1.3%の差であったり、それから後期高齢者の分についてと介護納付金については逆に標準税率よりは低

いということで、その辺のバランスがあるということで、できれば基礎課税分を上げて、後期の分、それから介護納付金の分を下げるというような形で合わせていきたいなというふうに考えております。そんなこともありまして、11月に国保運営協議会の中でもこの関係については議論していただきまして、極力一般会計からの負担については必要額にとどめるということと、それから今後資産割の廃止で3方式に向けて見直していかなければならない時期でもございましたので、それに合わせる形でさらに被保険者の負担が一気にならないように激変緩和というような形で今回2,000万円分の赤字解消額を想定して、税率の改正をさせていただこうというふうに考えております。

それと、未就学児に対する均等割の減額金額の改正ということで、今回この税率の改正に伴って軽減になる金額の基になる数字も変わりますので、それに合わせて改正になるということで、併せて基になる金額、その部分が変わりますので、これも併せて改正することになりますので、これとはペアになりますので、その部分の改正となります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今御説明いただいたのは、提案についての御説明、丁寧に御説明いただいたかなというふうに思っています。私がお尋ねしたかったのは、乖離したものになっていると。どのくらいの乖離があつて、今回こういったように改正していくことでこの乖離はなくなっていくのかどうか、ここのところについての御説明をいただければというふうに思ったのですが、どうぞ。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今道内で資産割含めて4方式にしている、導入しているところがたしか4か5自治体だったと思うのですが、それ以外はもう既に3方式になっていて、標準税率、いわゆる道で示している、道内どこに住んでいても同

じ割合でという形で多分道のほうは目指しているのですけれども、それに大分近づくとということで、この乖離という部分についてはほぼ解消されるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第22号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ8,678万3,000円を追加をし、予算総額を251億2,493万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款民生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金7,000万円の追加、4款衛生費におきまして国民健康保険特別会計繰出金1,678万3,000円の追加は、それぞれ国民健康保険特別会計の保険事業勘定、直診勘定への繰出金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。12款地方交付税におきまして普通交付税1億1,262万9,000円の追加は、地方交付税法の一部改正による再算定によって追加交付される額を追加するもので、20款繰入金におきまして財政調整基

金繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいま歳出の民生費、社会福祉総務費から7,000万円が国民健康保険特別会計のほうに繰り出しするというふうなことであります。これ議案24号にも関わってくるのですけれども、国保の基金積立金のほうに回すということになっています。この7,000万円の額の根拠は、こういった形で7,000万円になったのかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど提案させていただきまして税率改正に関わって、今後発生する見込みの赤字額が約7,000万円から8,000万円前後ということで想定をされておりまして、そのうちの、先ほど言いましたけれども、税率の改正だけでは補填できないということで、その分を一般会計から繰入れをしていただいて、今年度基金に積んで備えるというような形での額ということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ずっと一般会計から繰り入れて、補填をしながら税の値上げには歯止めをかけていただくように言ってきたのですけれども、今回こういうふうに出されるということなのですが、道の単一化、都道府県単一化のところペナルティーもあるのだというふうなお話もあったかというふうに思いますけれども、今回はそういったことはないのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 一応今回のこの関係

につきましては、令和5年、6年で一定程度赤字は解消できるだろうということでの想定の金額でございます。この関係につきましては、本来法定外繰入れというのは望ましいものではないのですけれども、基金もありませんし、それから税率の改正ですとかもございいますので、一応道のほうにも確認させていただいて、今回赤字額の解消をするためにそれはやぶさかではないということで、基本的にはペナルティー云々ということはなく、今回税率の改正も含めて赤字額を解消したいという考え方でお話ししたところ、そこについては特にペナルティーというのは考えていないというようなことでの御回答いただいております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回はそういうことがないということちょっと安心はしていますけれども、この額について、7,000万円ということで、これがペナルティーにかからない額の限度なのか、またどのぐらいまでだったらそういうふうにして見てもらうことができるのかどうか、そういった部分で分かることがあれば、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 額でのペナルティーというのは特に定めはないのですけれども、運営協議会の中での答申の中にもありましたけれども、あまり引き延ばしをすると市のほうの負担も増えてきますし、それから赤字もずっと続いていくような形で、またさらに税率の改正もしなければならぬというような状況も出てくるということで、いろんな形でシミュレーションをしまして、委員さんにも見ていただいて、どの形が望ましいのかということで検討いただきまして、今回なるべく早めに赤字をなくして、今後適正な運営していくためにはこの形、2,000万円の税率改正をして、令和5年、6年で赤字をなくしていくような形がいいのではないかとということでの答申もい

ただきまして、市としても検討させていただいて、この形で進めたいなということで提案をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、予算総額を28億7,271万2,000円に、また直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,678万3,000円を追加をし、予算総額を2億3,988万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。5款基金積立金におきまして国民健康保険

支払準備基金積立金7,000万円の追加は、今後においても国民健康保険事業の安定的な運営を図るため基金に積立てを行おうとするものでありまして、歳入では5款繰入金におきまして一般会計繰入金7,000万円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定について歳出から申し上げます。1款総務費におきまして一般管理事業費1,678万3,000円の追加は、本来支払われるべき消費税が未申告であったことが判明をしたことに伴い、納付義務の発生する平成29年度から令和3年度までの5か年に係る消費税と延滞税及び加算税を追加しようとするものであります。

次に、歳入につきましては4款繰入金におきまして一般会計繰入金1,678万3,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 報告第1号

例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 委員会所管事務調査報告を行います。

市民福祉常任委員会の調査研究項目である高齢化社会における健康寿命の延伸について委員会の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 当委員会では、今任期の委員会テーマを高齢化社会における健康寿命の延伸についてと設定し、サブテーマをフレイルを予防して健康寿命の延伸を実現として協議を重ねてきました。

人生100年時代と言われ、人間らしく健康で自立した生活を営むためには健康寿命を延ばすことが重要で、日常生活では自らの健康を維持するために予防することが必要です。近年要介護状態にならないようにフレイルの予防が注目され、様々な取組が行われていることから、当委員会としてもフレイルについての学習を深め、本市の健康増進計画及びフレイル予防に関する取組を検証しながら、この地域に合った予防施策について検討してきました。取組経過の中では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初の計画どおりに進まない状況もありましたが、委員全員の協力の下、本テーマの調査研究を終え、報告書にまとめました。報告書は初めに、フレイルとは、現状の確認、所管部署及び関連する団体との取組、調査研究の経過、視察先の概要、視察を終えた委員の意見、先進地視察のまとめ、報告のまとめと提言で構成されています。

まず、現状の確認では名寄市の人口と高齢者の推移を掲載しており、平成24年の総人口は2万9,869人、高齢化率は27.9%、令和4年の総人口は2万6,212人、高齢化率33.4%となっており、10年間で5.5%高齢化率が増加していることが分かります。

所管部署及び関連する団体との取組では、令和2年7月27日にテーマに沿った勉強会を開催し、名寄市社会福祉協議会の町内会ネットワーク事業、名寄市医療介護連携ICTネットワークシステムについて説明を受けました。11月4日には、町内会連合会との意見交換会を行い、町内会の実態について様々な意見をいただきました。令和3年8月には、各町内会への新しい生活様式を見据えた情報提供を行いました。

調査研究の経過では、令和元年11月と令和4年7月に行った視察先を掲載しました。視察先の概要につきましては、第3回定例会で報告済みでございますので、割愛させていただきます。

視察を終えた委員の意見では、各委員から出された意見を記載しています。出された意見は、報告のまとめと提言に反映いたしました。

最後に、報告のまとめと提言について申し上げます。1、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの高齢者の活動の機会が減少し、フレイル状態や要介護状態に陥ることが心配される市民も少なくないと懸念されます。さらなる状況の悪化が懸念されることから、これまで以上に効果的、効率的な事業運営が望まれます。

2、第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の具体的な施策の確実な実行を高めるためには、地域包括支援センタースタッフの充実、強化が急務であると理解しました。

3、相談体制の拡充という視点では、保健推進委員、児童民生委員、町内会サポーター支援員は地域の最も身近な相談相手です。行政とのパイプ役として機能するために市民に顔の見える活動の推進が求められます。

4、名寄市医療介護連携ICTシステムのさらなる情報提供と加入促進を行うことにより認知症対策への効果を期待するものです。

5、保健事業と介護事業を一体的に行うことで健康寿命格差の解消につながると考えられます。外出機会を確保し、地域の見守り活動に老人クラブの支援、在り方についての検討も必要です。

6、第8期高齢者保健医療福祉計画アンケート結果では、地域包括支援センターを知らない、名前は聞いたことはあるが、何をするとところか知らないが全体の56.2%であり、認知度向上と周知、支援の充実、強化が必要です。

7、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の項目の目標達成に向けた努力が必要で

あり、対策の充実、強化を求めます。

8、地域包括ケアに元気な高齢者による支援が必要です。視察先では、家庭や地域に出向くことに重点を置いていました。待つのではなく、積極的に市民の中に出向くことを期待します。

署名議員 佐久間 誠

9、今後数年は間違いなく高齢化率が上昇し、高齢者人口も増加し続けます。相談体制、支援体制は継続し、整えなければならぬと考えます。

10、フレイル予防の課題は言葉自体が一般に浸透しているとは言えず、早期予防の機運醸成が必要です。健康プログラムに参加できることや地域ポイントの交換など気軽に健康的な活動を促す取組は非常に有効であると考えます。

署名議員 東川 孝義

高齢化社会における健康寿命の延伸に係る取組は効果が現れるまでに時間がかかると思いますが、関係する部門及び地域のつながりをより強固にし、コミュニケーションを活発にしていくことで医療と介護の連携を機能させていくことが期待されます。

以上、市民福祉常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 1時33分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和4年第4回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 1 3 0)	1 町内会活動の活性化に向けて (1) 町内会と行政施策推進の関連性について (2) 町内会が抱える現状の課題について (3) 今後の町内会活動のあり方について 2 令和5年度の施策推進に向けて (1) 令和5年度予算編成の基本的な考え方について (2) デジタルトランスフォーメーション(DX)導入に対する行政の考え方について (3) ハンティング用ドローンの導入に向けて
2	山 崎 真由美 (P 1 4 1)	1 教職員の働き方改革と部活動の地域移行について (1) 時間割に着目した教職員の働き方改革について (2) 部活動の地域移行に対する取り組みの状況と今後の展望について (3) 合同部活動の取り組みと広域連携について 2 命と暮らしを守る高齢者支援について (1) 高齢ドライバーの運転免許証返納について (2) 高齢者等の通院や買い物等における移動手段確保の方法について (3) ごみ出し支援について
3	富 岡 達 彦 (P 1 5 3)	1 多様性を包容する教育にかかわって (1) インクルーシブ教育システムの構築について (2) 包括的性教育について (3) 性の多様性教育と教職員の研修について 2 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度導入にかかわって (1) 制度導入に向けた検討状況について
4	遠 藤 隆 男 (P 1 6 4)	1 福祉施策の推進について (1) 地域共生社会について (2) 福祉的就労の拡充について

		(3) 子ども・子育て支援について
5	今村 芳彦 (P180)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービス向上に向けたデジタル技術の普及について <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども向けデジタル技術の普及への取り組みについて (2) 働く世代への取り組みは (3) 高齢者への取り組みは 2 地域産業の活性化に向けたデジタル技術の普及について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内デジタル産業の状況は (2) 将来のデジタル産業推進へ向けた取り組みについて
6	塩田 昌彦 (P193)	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要にかかる資金調達の支援について <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症対策を含めた名寄市中小企業特別融資の現状と償還状況について (2) 厳しい経済状況に耐えうる資金調達の支援策について 2 地域循環型経済の推進及び活性化に向けた取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域活性化に向けた消費拡大の支援策について (2) 名寄市ずっと住まいる応援事業の継続及び見直しについて (3) 住宅新築における地元企業への誘導策について (4) 公共事業発注の平準化について (5) 人材育成・確保にかかる仕組みづくりについて 3 公共施設等にかかる公共事業の見通しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種エネルギーや資材の高騰、資材調達が著しく厳しい状況下における今後の公共事業に及ぼす影響について
7	五十嵐 千絵 (P204)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止の推進について <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待を防ぐ取り組みの現状について (2) 児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の認知について (3) 市民や市内の事業者との協働による見守りの可能性について 2 ヤングケアラーの支援について <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の現状の受け止めについて (2) 北海道や各関係機関との連携について (3) 教育現場での早期発見への対応について
8	高橋 伸典 (P215)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について

		<p>(1) エコスクール・プラスとZEB化事業の推進・活用について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染予防対策について</p> <p>(1) 感染予防対策の状況と取り組みについて</p> <p>(2) 今後のワクチン接種対策について</p> <p>3 マイナンバーカードの普及対策について</p> <p>(1) 普及への今後の対応策について</p> <p>4 棺桶運搬車の導入について</p>
9	川村幸栄 (P227)	<p>1 消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)導入への対応について</p> <p>(1) 一般会計におけるインボイスの必要状況について</p> <p>(2) 企業会計での業者への対応について</p> <p>(3) 学校給食の食材納入業者への対応について</p> <p>(4) 高齢者事業センター会員への対応について</p> <p>2 学校給食の無償化を</p> <p>(1) 学校給食の無償化について</p> <p>3 生理用品を学校トイレに配置を</p> <p>(1) 生理用品を市内全ての学校トイレに配置することについて</p>
10	倉澤宏 (P237)	<p>1 令和5年度予算編成について</p> <p>(1) 当初予算規模について</p> <p>(2) 経常的経費について</p> <p>(3) 歳入確保について</p> <p>2 公共施設の整備と公有財産の活用について</p> <p>(1) 名寄市公共施設等総合管理計画と未使用施設の対応について</p> <p>(2) 名寄市公共施設等再配置計画について</p> <p>(3) 健康増進施設としての温浴施設整備について</p> <p>3 スケートリンク廃止とコロナ禍における各種事業のあり方について</p>

令和4年第4回名寄市議会定例会議決結果表

令和4年11月28日～令和4年12月16日 19日間
本会議時間数 20時間46分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について	4.11.28 市民福祉常任	— —	4.12.16 開会中継続審査
第 2 号	名寄市博物館条例の一部改正について	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 3 号	名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を定めることについて	— —	— —	4.12.13 原案可決
第 4 号	指定管理者の指定について（名寄市総合福祉センター）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 5 号	指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 6 号	指定管理者の指定について（道の駅なよろ）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 7 号	指定管理者の指定について（サンピラーパーク森の休暇村）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 8 号	指定管理者の指定について（名寄市立食肉センター）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 9 号	令和4年度名寄市一般会計補正予算（第9号）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 10号	令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 11号	令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 12号	令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 13号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	— —	— —	4.11.28 原案可決
第 14号	名寄市パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	— —	— —	4.11.28 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 5 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	4.11.28 原案可決
第 1 6 号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	—	—	4.11.28 原案可決
第 1 7 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	4.11.28 原案可決
第 1 8 号	名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	4.11.28 原案可決
第 1 9 号	名寄市職員の降給に関する条例の制定について	—	—	4.12.16 原案可決
第 2 0 号	名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	—	—	4.12.16 原案可決
第 2 1 号	名寄市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	—	—	4.12.16 原案可決
第 2 2 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	4.12.16 市民福祉常任	—	4.12.16 閉会中継続審査
第 2 3 号	令和4年度名寄市一般会計補正予算（第10号）	—	—	4.12.16 原案可決
第 2 4 号	令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	—	—	4.12.16 原案可決
報 告 第 1 号	例月出納検査報告について	—	—	4.12.16 報告済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	4.11.28 適任と認める
意 見 書 案 第 1 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	—	—	4.12.16 原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	4.12.16 決 定
	委員会所管事務調査報告	—	—	4.12.16 報告済